

# 令和4年第2回定例会会議録

令和4年第2回菊池市議会定例会会期日程表（会期22日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
6月24日	金	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
6月25日	土	休 会	(市の休日)
6月26日	日	休 会	(市の休日)
6月27日	月	休 会	議案調査
6月28日	火	休 会	議案調査
6月29日	水	本会議 委員会	質疑・委員会付託 予算決算常任委員会
6月30日	木	本会議	一般質問
7月 1日	金	本会議	一般質問
7月 2日	土	休 会	(市の休日)
7月 3日	日	休 会	(市の休日)
7月 4日	月	本会議	一般質問
7月 5日	火	本会議	一般質問
7月 6日	水	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
7月 7日	木	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
7月 8日	金	休 会	議事整理
7月 9日	土	休 会	(市の休日)
7月10日	日	休 会	(市の休日)
7月11日	月	休 会	議事整理
7月12日	火	委員会	予算決算常任委員会
7月13日	水	休 会	議事整理
7月14日	木	休 会	議事整理
7月15日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

## 令和4年 第2回菊池市議会定例会会議録（目次）

6月24日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	19
2. 本日の会議に付した事件	20
3. 出席議員氏名	21
4. 欠席議員氏名	22
5. 説明のため出席した者の職氏名	22
6. 事務局職員出席者	23
7. 開 会	24
8. 開 議	26
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	26
10. 日程第2 会期の決定	26
11. 日程第3 議案第39号から議案第47号まで一括上程・説明	26
12. 日程第4 議案第48号 上程・説明・質疑・討論・採決	32
13. 日程第5 議案第49号から議案第51号まで一括上程・説明・質疑 ・討論・採決	33
14. 日程第6 議案第52号から議案第55号まで一括上程・説明	35
休 憩	37
開 議	37
議案第52号から議案第55号まで質疑・討論・採決	37
15. 日程第7 議案第56号及び議案第57号一括上程・説明	38
16. 日程第8 報告第6号から報告第13号まで一括上程・報告	39
17. 日程第9 報告第14号 上程・報告・質疑	46
18. 日程第10 請願第1号及び陳情第1号一括上程	46
19. 日程通告 散会	47
6月25日（土曜日） 休 会	
6月26日（日曜日） 休 会	
6月27日（月曜日） 休 会	
6月28日（火曜日） 休 会	
6月29日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号	51

2. 本日の会議に付した事件	51
3. 出席議員氏名	51
4. 欠席議員氏名	52
5. 説明のため出席した者の職氏名	52
6. 事務局職員出席者	52
7. 開 議	53
8. 日程第1 質疑	53
9. 日程第2 委員会付託	56
10. 日程通告 散会	57

**6月30日（木曜日） 本会議** **頁**

1. 議事日程第3号	61
2. 本日の会議に付した事件	61
3. 出席議員氏名	61
4. 欠席議員氏名	61
5. 説明のため出席した者の職氏名	62
6. 事務局職員出席者	62
7. 開 議	63
8. 日程第1 一般質問	63
(1) 泉田栄一郎議員質問	63
「医療費について」	63
○本田和佳子健康福祉部長答弁	64
泉田栄一郎議員質問	64
○本田和佳子健康福祉部長答弁	65
泉田栄一郎議員質問	65
○本田和佳子健康福祉部長答弁	66
泉田栄一郎議員質問	66
○江頭実市長答弁	66
(2) 泉田栄一郎議員質問	67
「不在地主問題について」	67
○山田哲二建設部長答弁	68
○吉田武農業委員会事務局長答弁	68
泉田栄一郎議員質問	69
○山田哲二建設部長答弁	69

○吉田武農業委員会事務局長答弁	69
泉田栄一朗議員質問	70
○山田哲二建設部長答弁	70
休 憩	71
開 議	71
○本田和佳子健康福祉部長訂正	71
(1) 安武睦夫議員質問	71
「菊池市過疎地域持続的発展計画とT S M C 関連企業の進出について」	71
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	73
○清水登経済部長答弁	74
○山田哲二建設部長答弁	75
安武睦夫議員質問	75
○上田敏雄総務部長答弁	77
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	77
休 憩	78
開 議	79
安武睦夫議員質問	79
○清水登経済部長答弁	79
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	80
安武睦夫議員質問	80
○江頭実市長答弁	81
(2) 安武睦夫議員質問	81
「地域課題に対する細やかな対応について」	82
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	83
安武睦夫議員質問	83
○江頭実市長答弁	84
昼食休憩	85
開 議	85
(1) 島春代議員質問	85
「認知症対策について」	85
○本田和佳子健康福祉部長答弁	86
○上田敏雄総務部長答弁	87
島春代議員質問	87
○本田和佳子健康福祉部長答弁	88

(2) 島春代議員質問	88
「子宮頸がんワクチンについて」	89
○本田和佳子健康福祉部長答弁	89
島春代議員質問	90
○本田和佳子健康福祉部長答弁	91
休憩	91
開議	91
(3) 島春代議員質問	92
「スクールカウンセラーについて」	92
○村田義喜教育部長答弁	92
島春代議員質問	93
○村田義喜教育部長答弁	94
島春代議員質問	94
○音光寺以章教育長答弁	95
(4) 島春代議員質問	95
「産後ケア事業について」	96
○本田和佳子健康福祉部長答弁	96
島春代議員質問	97
○本田和佳子健康福祉部長答弁	97
休憩	98
開議	98
(1) 福島英徳議員質問	99
「半導体工場の菊陽町への進出について」	99
○清水登経済部長答弁	99
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	99
福島英徳議員質問	100
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	100
福島英徳議員質問	101
○山田哲二建設部長答弁	101
福島英徳議員質問	101
○清水登経済部長答弁	101
福島英徳議員質問	102
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	103
(2) 福島英徳議員質問	103

「子育て世帯への支援について」	103
○本田和佳子健康福祉部長答弁	104
福島英徳議員質問	104
○本田和佳子健康福祉部長答弁	106
福島英徳議員質問	106
○本田和佳子健康福祉部長答弁	107
9. 日程通告 散会	108

<b>7月 1日（金曜日） 本会議</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程第4号	111
2. 本日の会議に付した事件	111
3. 出席議員氏名	111
4. 欠席議員氏名	111
5. 説明のため出席した者の職氏名	112
6. 事務局職員出席者	112
7. 開 議	113
8. 日程第1 一般質問	113
(1) 荒木崇之議員質問	113
「半導体工場の菊陽町への進出について」	113
○清水登経済部長答弁	114
荒木崇之議員質問	115
○清水登経済部長答弁	115
荒木崇之議員質問	116
○清水登経済部長答弁	117
荒木崇之議員質問	117
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	118
○江頭実市長答弁	119
荒木崇之議員質問	119
○江頭実市長答弁	121
荒木崇之議員質問	121
○江頭実市長答弁	122
荒木崇之議員質問	123
○江頭実市長答弁	124
休 憩	125

開 議	125
(2) 荒木崇之議員質問	125
「市役所職員の昇進について」	126
○上田敏雄総務部長答弁	126
荒木崇之議員質問	126
○上田敏雄総務部長答弁	127
荒木崇之議員質問	128
○上田敏雄総務部長答弁	128
休 憩	129
開 議	129
(1) 本藤潔議員質問	129
「菊池市の少子化対策について」	129
○本田和佳子健康福祉部長答弁	130
本藤潔議員質問	131
○本田和佳子健康福祉部長答弁	132
本藤潔議員質問	133
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	133
(2) 本藤潔議員質問	133
「人口減少社会における保育所等について」	133
○本田和佳子健康福祉部長答弁	134
○本田和佳子健康福祉部長訂正	135
本藤潔議員質問	135
○本田和佳子健康福祉部長訂正	137
(3) 本藤潔議員質問	137
「山間・中山間地の環境保全維持について」	138
○山田哲二建設部長答弁	138
本藤潔議員質問	138
○山田哲二建設部長答弁	139
昼食休憩	140
開 議	140
(1) 田中教之議員質問	140
「公営塾（前進塾）について」	140
○村田義喜教育部長答弁	141
田中教之議員質問	141



○村田義喜教育部長答弁	142
田中教之議員質問	142
○村田義喜教育部長答弁	144
田中教之議員質問	144
○江頭実市長答弁	145
(2) 田中教之議員質問	145
「子どものマスク着用について」	146
○村田義喜教育部長答弁	146
田中教之議員質問	147
○村田義喜教育部長答弁	148
田中教之議員質問	148
○村田義喜教育部長答弁	149
休 憩	150
開 議	150
(1) 稲継智康議員質問	150
「本市の商工業における新規事業者に対する施策について」	151
○清水登経済部長答弁	151
稲継智康議員質問	153
○清水登経済部長答弁	154
稲継智康議員質問	154
○江頭実市長答弁	154
(2) 稲継智康議員質問	155
「本市における中小企業者の後継者不足問題について」	155
○清水登経済部長答弁	156
稲継智康議員質問	156
○清水登経済部長答弁	157
9. 日程通告 散会	159
<b>7月 2日(土曜日) 休 会</b>	
<b>7月 3日(日曜日) 休 会</b>	
<b>7月 4日(月曜日) 本会議</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程第5号	163
2. 本日の会議に付した事件	163

3. 出席議員氏名	163
4. 欠席議員氏名	163
5. 説明のため出席した者の職氏名	164
6. 事務局職員出席者	164
7. 開 議	165
8. 日程第1 一般質問	165
(1) 東奈津子議員質問	165
「生理の貧困について」	165
○上田敏雄総務部長答弁	166
○村田義喜教育部長答弁	166
東奈津子議員質問	167
○上田敏雄総務部長答弁	168
○村田義喜教育部長答弁	168
東奈津子議員質問	169
○上田敏雄総務部長答弁	169
東奈津子議員質問	170
○音光寺以章教育長答弁	172
休 憩	174
開 議	174
(2) 東奈津子議員質問	174
「物価高騰対策について」	174
○清水登経済部長答弁	175
東奈津子議員質問	175
○清水登経済部長答弁	175
東奈津子議員質問	176
○清水登経済部長答弁	177
休 憩	178
開 議	178
(1) 古田浩敏議員質問	178
「七城地域の地下水問題について」	179
○三池克徳市民環境部長答弁	180
○清水登経済部長答弁	181
古田浩敏議員質問	181
○三池克徳市民環境部長答弁	182

○宇野木洋一水道局長答弁	182
(2) 古田浩敏議員質問	182
「ごみ収集の菊池環境保全組合への移行について」	183
○三池克徳市民環境部長答弁	184
古田浩敏議員質問	184
○三池克徳市民環境部長答弁	185
昼食休憩	186
開 議	186
(1) 猿渡美智子議員質問	186
「学校給食費の公会計化について」	186
○村田義喜教育部長答弁	187
猿渡美智子議員質問	188
○村田義喜教育部長答弁	188
猿渡美智子議員質問	189
○音光寺以章教育長答弁	190
休 憩	192
開 議	192
(2) 猿渡美智子議員質問	192
「特別養護老人ホームの整備について」	192
○本田和佳子健康福祉部長答弁	193
○本田和佳子健康福祉部長訂正	193
猿渡美智子議員質問	193
○本田和佳子健康福祉部長答弁	195
猿渡美智子議員質問	195
○本田和佳子健康福祉部長答弁	196
○江頭実市長答弁	196
猿渡美智子議員質問	197
○本田和佳子健康福祉部長答弁	197
猿渡美智子議員質問	197
○江頭実市長答弁	197
(3) 猿渡美智子議員質問	198
「プレミアム付き商品券事業について」	198
○清水登経済部長答弁	199
猿渡美智子議員質問	200

○清水登経済部長答弁	201
休 憩	201
開 議	201
(1) 緒方哲郎議員質問	202
「花房坂周辺公園整備事業について」	202
○山田哲二建設部長答弁	202
緒方哲郎議員質問	202
○山田哲二建設部長答弁	203
緒方哲郎議員質問	203
○山田哲二建設部長答弁	204
(2) 緒方哲郎議員質問	204
「消防団について」	206
○上田敏雄総務部長答弁	206
緒方哲郎議員質問	207
○上田敏雄総務部長答弁	208
緒方哲郎議員質問	208
○上田敏雄総務部長答弁	208
緒方哲郎議員質問	209
○上田敏雄総務部長答弁	209
緒方哲郎議員質問	210
○上田敏雄総務部長答弁	210
緒方哲郎議員質問	210
○上田敏雄総務部長答弁	210
緒方哲郎議員質問	211
○山田哲二建設部長答弁	211
○本田和佳子健康福祉部長答弁	212
9. 日程通告 散会	213

<b>7月 5日（火曜日） 本会議</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程第6号	217
2. 本日の会議に付した事件	217
3. 出席議員氏名	217
4. 欠席議員氏名	218
5. 説明のため出席した者の職氏名	218

6. 事務局職員出席者	218
7. 開 議	219
8. 日程第1 一般質問	219
(1) 二ノ文伸元議員質問	219
「菊池市の空き家対策について」	219
○山田哲二建設部長答弁	220
(2) 二ノ文伸元議員質問	221
「菊池市における安全対策について」	222
○村田義喜教育部長答弁	222
二ノ文伸元議員質問	223
○村田義喜教育部長答弁	224
休 憩	225
開 議	225
(1) 木下雄二議員質問	226
「菊之池小学校学童保育の新設の状況について」	226
○本田和佳子健康福祉部長答弁	227
(2) 木下雄二議員質問	227
「菊池市交流促進センター龍龍館の状況について」	227
○清水登経済部長答弁	228
木下雄二議員質問	229
○江頭実市長答弁	230
木下雄二議員質問	231
○江頭実市長答弁	231
(3) 木下雄二議員質問	231
「菊池市公共施設等総合管理計画について」	231
○村田義喜教育部長答弁	232
木下雄二議員質問	233
○江頭実市長答弁	233
休 憩	234
開 議	234
(4) 木下雄二議員質問	234
「九州産廃菊池事業所廃止後の水迫地区への対応について」	234
○三池克徳市民環境部長答弁	235
木下雄二議員質問	235

○三池克徳市民環境部長答弁	236
木下雄二議員質問	236
○三池克徳市民環境部長答弁	237
木下雄二議員質問	237
○江頭実市長答弁	237
(4) 木下雄二議員質問	238
「国道387号沿いの太陽光発電事業について」	238
○三池克徳市民環境部長答弁	239
木下雄二議員質問	239
○江頭実市長答弁	241
9. 日程第2 議長の常任委員会委員辞退の件	241
10. 日程通告 散会	242

7月 6日 (水曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
7月 7日 (木曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
7月 8日 (金曜日)	休 会
7月 9日 (土曜日)	休 会
7月10日 (日曜日)	休 会
7月11日 (月曜日)	休 会
7月12日 (火曜日)	予算決算常任委員会
7月13日 (水曜日)	休 会
7月14日 (木曜日)	休 会

7月15日 (金曜日)	本会議	頁
1. 議事日程第7号		245
2. 本日の会議に付した事件		245
3. 出席議員氏名		245
4. 欠席議員氏名		246
5. 説明のため出席した者の職氏名		246
6. 事務局職員出席者		247

7. 開 議	248
8. 日程第1 各常任委員会報告	248
・ 総務文教常任委員長報告	248
・ 福祉厚生常任委員長報告	251
・ 経済建設常任委員長報告	253
・ 予算決算常任委員長報告	254
休 憩	259
開 議	259
委員長報告に対する質疑	259
討論（議案第39号～議案第47号 議案第56号及び 議案第57号並びに請願第1号）	259
（1）東奈津子議員討論	259
採決（議案第44号、陳情第1号を除き）	260
採決（議案第44号）	261
討論・採決（陳情第1号）	261
9. 日程第2 意見書案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	261
10. 日程第3 議員提出議案第3号 上程・説明・質疑	264
討論	265
（1）安武睦夫議員討論	265
（2）福島英徳議員討論	266
（3）後藤英夫議員討論	267
（4）荒木崇之議員討論	268
（5）東奈津子議員討論	269
（6）二ノ文伸元議員討論	269
採決	270
11. 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	270
12. 閉 会	271

第 1 号

6 月 2 4 日



# 令和4年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第1号

令和4年6月24日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第39号 菊池市児童生徒性暴力等対策連絡協議会設置条例の制定について  
議案第40号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第41号 菊池市使用料の適正化に伴う総務部・教育部関係条例の整理に関する条例の制定について  
議案第42号 菊池市使用料の適正化に伴う経済部関係条例の整理に関する条例の制定について  
議案第43号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第44号 令和4年度菊池市一般会計補正予算（第5号）  
議案第45号 令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第46号 令和4年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第47号 令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算（第1号）  
まで一括上程・説明
- 第4 議案第48号 監査委員の選任につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第49号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
議案第50号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第6 議案第52号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について  
議案第53号 菊池環境保全組合の解散について  
議案第54号 菊池環境保全組合の解散に伴う財産処分について  
議案第55号 菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について  
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第7 議案第56号 市道路線の認定について  
議案第57号 訴えの提起について

まで一括上程・説明

- 第8 報告第6号 菊池市土地開発公社経営状況報告について
- 報告第7号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について
- 報告第8号 有限会社ファームきくち経営状況報告について
- 報告第9号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について
- 報告第10号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について
- 報告第11号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について
- 報告第12号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について
- 報告第13号 有限会社有朋の里洒水経営状況報告について

まで一括上程・報告

- 第9 報告第14号 専決処分の報告について（除草作業事故）

上程・報告・質疑

- 第10 請願第1号 適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書の提出に関する請願

陳情第1号 陳情書

まで一括上程



## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第39号 菊池市児童生徒性暴力等対策連絡協議会設置条例の制定について
- 議案第40号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第41号 菊池市使用料の適正化に伴う総務部・教育部関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第42号 菊池市使用料の適正化に伴う経済部関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第43号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第44号 令和4年度菊池市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第45号 令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 令和4年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算（第1号）

まで一括上程・説明

日程第4 議案第48号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 議案第49号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第50号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 議案第52号 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について

議案第53号 菊池環境保全組合の解散について

議案第54号 菊池環境保全組合の解散に伴う財産処分について

議案第55号 菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 議案第56号 市道路線の認定について

議案第57号 訴えの提起について

まで一括上程・説明

日程第8 報告第6号 菊池市土地開発公社経営状況報告について

報告第7号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について

報告第8号 有限会社ファームきくち経営状況報告について

報告第9号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について

報告第10号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について

報告第11号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について

報告第12号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について

報告第13号 有限会社有朋の里泗水経営状況報告について

まで一括上程・報告

日程第9 報告第14号 専決処分の報告について（除草作業事故）

上程・報告・質疑

日程第10 請願第1号 適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの

適切な措置を求める意見書の提出に関する請願

陳情第1号 陳情書

まで一括上程



出席議員（20名）

1番 本 藤 潔

2番 安 武 睦 夫

3番	稲 繼 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	三 池 克 徳
健康福祉部長	本 田 和佳子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
経 済 部 次 長	本 田 憲 仁
七城支所長	久 川 知 己
旭志支所長	竹 村 秀 一
泗水支所長	安 武 邦 男

財 政 課 長	稻 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

○

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議会課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係	吉 岡 結 加 里
議 会 係	志 水 利 貞

午前10時00分 開会

○

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第2回菊池市議会定例会を開会します。

○

○水上隆光 議長 ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

4月14日に、第278回熊本県市議会議長会が玉名市で開催されました。会務の報告及び九州市議会議長会提出議案に、「急増している発達障がい児に対する原因究明と確かな現状把握を求めることについて」並びに「中九州地域の交通網の整備促進について」の2議案が全会一致で採択されました。

また、4月27日に、沖縄県那覇市で計画されていた第97回九州市議会議長会定期総会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となり、書面による開催となりました。

5月24日には、第51回全国温泉所在都市議会議長会総会及び第279回熊本県市議会議長会、翌5月25日には、第98回全国市議会議長会定期総会がそれぞれ東京都で開催されました。その概要は事務局備付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

次に、監査委員から令和4年5月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告があっておりますので、ご報告いたします。

なお、詳細については、それぞれ事務局に備付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

ここで、全国市議会議長会より、山瀬義也議員、木下雄二議員が、市議会議員として25年、二ノ文伸元議員が、市議会議員として15年、市政の発展に努められました功績に対し、表彰状が贈呈されております。

ただいまから、表彰状の伝達をいたしますので、山瀬義也議員、木下雄二議員、二ノ文伸元議員は前にお進みください。

表彰状

菊池市

山瀬 義也 殿

あなたは市議会議員として二十五年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第九十八回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします

令和四年五月二十五日

全国市議会議長会

会長 清水 富雄

表彰状

菊池市

木下 雄二 殿

あなたは市議会議員として二十五年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第九十八回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします

令和四年五月二十五日

全国市議会議長会

会長 清水 富雄

表彰状

菊池市

二ノ文 伸元 殿

あなたは市議会議員として十五年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第九十八回定期総会にあたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和四年五月二十五日

全国市議会議長会

会長 清水 富雄

○水上隆光 議長 受賞されました山瀬議員、木下議員、二ノ文議員には、本席から重ねてお祝いを申し上げます。誠にありがとうございました。

また、前議長の大賀慶一様には、その功績に対し、全国市議会議長会より感謝状が届いておりますので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時06分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○水上隆光 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、稲継智康議員及び古田浩敏議員を指名します。

○

#### 日程第2 会期の決定

○水上隆光 議長 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から7月15日までの22日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から7月15日までの22日間と決定しました。

○

#### 日程第3 議案第39号から議案第47号まで一括上程・説明

○水上隆光 議長 次に、日程第3、議案第39号から議案第47号までの9案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第2回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。



本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から7月15日までの22日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、先ほど全国市議会議長会より永年勤続表彰の栄に浴されました山瀬義也議員、木下雄二議員、二ノ文伸元議員に対しまして、長年のご功績に心から敬意を表し、お祝いを申し上げます。

今後とも健康にご留意をいただき、ますますのご活躍を期待いたします。

また、前議長の大賀慶一様におかれましても、全国市議会議長会より感謝状が贈呈されたとのことでございます。

これまでのご功績に心から感謝を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、何点かご報告をさせていただきます。

まず、去る6月4日に菊池市キクロスカレッジを開講いたしました。キクロスカレッジは、本市の重要政策や、様々な地域課題を極力市民参画を通して推進あるいは解決していくためのまちづくりリーダー人財の育成を目的としたものでございます。

キクロスカレッジの受講修了後は、修了者を「生涯学習マイスター」として、市が認証・登録して、本市の様々な地域活動における、リーダーあるいは指導者として活躍していただくことを期待しております。

このほか、本年度からの事業としまして、市内で起業を考えている方々を対象に、現役の経営者や専門家のアドバイスにより、新たな経営者を育成する「きくち起業塾」や、既存のビジネスの掛け合わせの中から新たなビジネスモデルを模索する「きくち未来創造塾」のスタートに向けて、ただいま準備を進めているところであります。

また、次の世代を担う若者を対象としたものとして、市内3高校の生徒が、難関大学への進学を目指し、より高い夢の実現に向かって挑戦することを支援する「菊池前進塾」を先日開講したところでございます。

さらに、市内中学生に対しましては、日本・世界をリードする一流講師陣による「プラチナ未来人財育成塾」に本年も8月に派遣予定でございます。

このように、本市では、人づくりに重点を置いた施策に積極的に取り組んでいるところでございます。

この人財育成の大きな狙いは、永続的・安定的なまちの発展のために、地域が人を育て、そして、その人が地域を育むという好循環をつくり出すことであります。

これからの地方創生は、市民参画による人づくりが欠かせません。子どもたちは

もちろん、私たち大人も含めて、人づくりを通じて力を合わせて高い目標に挑戦し、それを見た後輩がさらに後に続けば、その積み重ねを通して人財輩出の地として菊池市の堅固な基盤ができ、そのことが本市の永続的な発展につながるというふうに信じております。人づくりなくしてまちづくりなしとの思いでございます。

それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書その1の5ページをお願いいたします。

議案第39号は、地方自治法の規定により、執行機関の附属機関を設置する、菊池市児童生徒性暴力等対策連絡協議会設置条例の新規制定、議案第40号は、児童生徒性暴力等対策連絡協議会の設置に伴う、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案第41号は、本市の使用料を適正に運用するための菊池市使用料の適正化に伴う総務部・教育部関連条例の整理に関する条例、議案第42号は、同じく、経済部関係条例の整理に関する条例、議案第43号は、介護保険料の延滞金減免に関する規定を追加するための菊池市介護保険条例の一部改正、議案第44号、令和4年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、予算の総額に12億4,999万4,000円を追加するものでございまして、補正の主なものとしましては、原油価格や物価高騰の影響を緩和するための農業者への支援金給付事業、小中学校の給食費に対する補てん事業補助金、新型コロナウイルス感染症対策として、経済の活性化のためのプレミアム付き商品券事業などとなっております。

議案第45号から議案第47号までの3議案につきましては、令和4年度の各特別会計、下水道事業会計の補正予算でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第39号から議案第47号までにつきまして、ご説明いたします。

議案書その1の5ページをお願いいたします。

議案第39号、菊池市児童生徒性暴力等対策連絡協議会設置条例の制定については、執行機関の附属機関の設置に伴い、条例を制定するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、9ページをお願いいたします。

議案第40号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、児童生徒性暴力等対策連絡協議会の設置に伴い、条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、11ページをお願いいたします。

議案第41号、菊池市使用料の適正化に伴う総務部・教育部関係条例の整理に関する条例の制定については、本市の使用料を適正に運用するに当たり、条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第42号、菊池市使用料の適正化に伴う経済部関係条例の整理に関する条例の制定については、議案第41号と同様に、本市の使用料を適正に運用するに当たり、条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

この議案第41号及び議案第42号の2議案につきましては、条例に規定のないまま使用料を徴収していた事例があり、改めて当該条例に使用料に関する規定を追加するもの、及び、営利目的または市外の方が利用する際は、施設使用料の割増しを規定している条例のうち、コインタイマー式の冷暖房機器等に対しては、この割増し規定は適用しないなどの改正を行うなど、使用料の徴収業務を適正に運用するために条例を改正するもので、所管の委員会ごとに、二つの議案に分けて提案するものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

議案第43号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険料の延滞金に関して、減免の規定を追加することに伴い、条例を改正するもので、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用することとしております。

次に、21ページをお願いいたします。

議案第44号、令和4年度一般会計補正予算（第5号）でございます。

開けて、22ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に12億4,999万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ284億8,911万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、原油価格や物価高騰の影響を緩和するための農業者への支援金給付事業や、小中学校の給食費に対する補てん事業補助金、そのほか、新型コロナウイルス感染症対策として、経済の活性化のためのプレミアム付き商品券事業や、宿泊助成事業の実施などが主なものとなっております。

それでは、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

30ページをお願いいたします。

1 枠目の目4 衛生費国庫負担金 2,277万円の増額は、4回目のワクチン接種

委託料に対する国からの負担金でございます。

2 枠目の目 2 総務費国庫補助金 5 億 5, 6 3 7 万 9, 0 0 0 円の増額は、主に 2 行目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増でございます。

同じく、目 4 衛生費国庫補助金 3, 6 4 4 万 3, 0 0 0 円の増額は、4 回目のワクチン接種の体制確保のための補助金でございます。

同じく、目 7 土木費国庫補助金 6, 9 7 0 万 9, 0 0 0 円の減額は、主に社会資本整備総合交付金の交付額決定に伴う減でございます。

次に、3 1 ページをお願いいたします。

2 枠目の目 2 総務費県補助金 1 億 5 9 2 万 7, 0 0 0 円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金の増でございます。

同じく、目 5 農林水産業費県補助金、節 2 畜産業費補助金 8, 2 4 7 万 8, 0 0 0 円の増額は、主に牛舎等の整備に係る畜産クラスター事業に対する県からの補助金などでございます。

3 2 ページをお願いいたします。

3 枠目の目 1 財政調整基金繰入金 1 億 2, 5 4 1 万 2, 0 0 0 円の増額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

最下段の目 3 雑入 2 億 5, 4 1 3 万 4, 0 0 0 円の増額は、主にプレミアム付き商品券の販売収入でございます。

次に、3 3 ページをお願いいたします。

款 2 2 市債につきましては、主に社会資本整備総合交付金の減に伴う起債額の増などございまして、全体で 6, 4 9 0 万円の増額となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

3 5 ページをお願いいたします。

1 枠目の目 1 1 情報化推進費のうち、最下段のデジタル化推進事業 3, 5 1 0 万 6, 0 0 0 円の増額は、転入・転出等の行政手続のデジタル化を進めるためのシステム設定委託料等ございまして、2 分の 1 が国費でございます。

3 6 ページをお願いいたします。

2 枠目の目 1 戸籍住民基本台帳費のうち、2 段目の社会保障・税番号制度事業 1 億 3 1 9 万 7, 0 0 0 円の増額は、主にマイナンバーカードの取得促進に係る事業費の増ございまして、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、3 9 ページをお願いいたします。

目 4 母子福祉費 1, 4 1 8 万 3, 0 0 0 円の増額は、低所得者の子育て世帯に対して、県が独自に追加の特別給付を行うものでございまして、全額県費でござい

す。

40ページをお願いいたします。

2枠目の目2予防費6,036万8,000円の増額は、4回目のワクチン接種のための事業費でございまして、全額国費でございます。

41ページをお願いいたします。

目3農業振興費のうち、最下段の新型コロナウイルス感染症対策事業1億4,702万8,000円の増額は、燃油価格や生産資材等の物価高騰に伴う農業者への支援金でございまして、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

同じく、目6畜産業費8,456万6,000円の増額は、歳入でもご説明しましたとおり、主に牛舎等の整備に係る畜産クラスター事業補助金などでございまして、全額県費でございます。

次に、43ページをお願いします。

目2商工業振興費のうち、3段目の新型コロナウイルス感染症対策事業5億9,586万円の増額は、主にプレミアム付き商品券事業に係る委託料などの増でございます。

同じく、目4観光費のうち、最下段の新型コロナウイルス感染症対策事業5,432万5,000円の増額は、観光客に対する宿泊助成や、テレワーク等の環境整備に対する補助金でございます。

48ページをお願いいたします。

目1学校給食費のうち、最下段の新型コロナウイルス感染症対策事業1,873万8,000円の増額は、学校給食の食材費高騰に伴う給食費の補填事業補助金などでございまして、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

それでは、26ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

内容としましては、歳出でもご説明しましたデジタル化推進事業におきまして、令和5年度から令和9年度における使用料の契約を本年度中に締結する必要があるため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

内容としましては、主に社会資本整備総合交付金の減に伴う合併特例事業債や、辺地対策事業債の増などでございまして、全体で6,490万円の増額となっております。

次に、53ページをお願いいたします。

議案第45号、令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

開けて、54ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に20万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6,794万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、傷病手当負担金の対象期間延長に伴う支給額の増でございます。

次に、59ページをお願いいたします。

議案第46号、令和4年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

開けて、60ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に12万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8,309万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、消耗品購入による増でございます。

次に、65ページをお願いいたします。

議案第47号、令和4年度下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

開けて、66ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条におきまして、令和5年度での浄水センターの建設工事委託に関する協定のための債務負担行為1億9,360万円を設定するものでございます。

以上、議案第39号から議案第47号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

○

#### 日程第4 議案第48号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第4、議案第48号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますので、古田浩敏議員の退席を求めます。

（古田浩敏議員 退席）

○水上隆光 議長 提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。  
議案書その1の69ページをお願いいたします。

議案第48号、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。  
市議会議員の任期満了に伴い、新たに議会選出の監査委員を選任する必要があるため、地方自治法の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。  
監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者とされており、十分検討いたしました結果、古田浩敏議員を選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。  
よろしく願いいたします。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第48号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第48号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第48号は、同意することに決定しました。

ここで、古田浩敏議員の除斥を解きます。

(古田浩敏議員 出席)

○

日程第5 議案第49号から議案51号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第5、議案第49号から議案第51号までの3案件を一括議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、第117条に係る議員はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書その1の71ページをお願いいたします。

議案第49号から議案第51号までの3議案は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現在、本市の区域におきましては、14人の委員の方々が法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事されております。

その中で、3名の方々が、本年9月30日をもって3年間の任期が満了いたします。

今回、その後任の人権擁護委員の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありましたので、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

推薦に当たっては、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。

十分検討いたしました結果、これまでの委員としての経験と実績から、議案第49号の菊池市出田の米村隆一郎さんを再度委員として推薦いたしたく、ご提案申し上げます。

また、議案第50号の菊池市豊間の緒方登志子さん、及び、議案第51号の菊池市七城町の栗原康敏さんを新たに推薦いたしたく、ご提案申し上げます。

それぞれの方々の経歴につきましては、各議案の裏面に記載のとおりでございます。

よろしく申し上げます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第49号から議案第51号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]



○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は、1議案ずつ起立により行います。

お諮りします。

最初に、議案第49号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第49号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、議案第50号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第50号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、議案第51号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第51号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

—————○—————

日程第6 議案第52号から議案第55号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第6、議案第52号から議案第55号までの4案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書その1の77ページをお願いいたします。

議案第52号、熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更につきましては、一部事務組合の規約を変更するに当たって、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第53号、菊池環境保全組合の解散につきましては、令和5年3月31日をもって、菊池環境保全組合を解散することについて、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第54号、菊池環境保全組合の解散に伴う財産処分につきましては、菊池環境保全組合の解散に伴う財産処分について、全ての財産を菊池広域連合が承継することについて、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第55号、菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更につきましては、菊池広域連合の規約を変更することに伴い、同じく地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、提案いたします議案第52号から議案第55号までの4議案につきまして、一括してご説明いたします。

議案書その1の77ページをお願いいたします。

議案第52号、熊本縣市町村総合事務組規約の一部変更については、一部事務組合の規約を変更するに当たって、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

熊本縣市町村総合事務組規約の別表中、「小国町外1ヶ町公立病院組合」を「小国郷公立病院組合」に改めることに伴う改正でございます。

なお、この規約は、構成市町村等で同文議決を行うもので、熊本県知事の許可のあった日から施行し、令和4年4月1日から適用することとしております。

次に、79ページをお願いいたします。

議案第53号、菊池環境保全組合の解散については、令和5年3月31日をもって菊池環境保全組合を開催することについて、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするもので、菊池環境保全組合の構成市町で同文議決を行うものでございます。

次に、81ページをお願いいたします。

議案第54号、菊池環境保全組合の解散に伴う財産処分については、菊池環境保全組合の解散に伴い、その財産を菊池広域連合が承継することにつきまして、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするもので、同じく構成市町で同文議決

を行うものでございます。

次に、83ページをお願いいたします。

議案第55号、菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更については、菊池環境保全組合が行っていた事務を菊池広域連合が承継することに伴い、菊池広域連合の規約を変更することにつきまして、同じく地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするもので、菊池広域連合の構成市町で同文議決を行うものでございます。

なお、この規約は、令和5年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第52号から議案第55号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で、議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時40分

開議 午前11時08分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第52号から議案第55号までは、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第52号から議案第55号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第55号に

については、原案のとおり可決することに決定しました。

○

**日程第7 議案第56号及び議案第57号一括上程・説明・質疑・討論・採決**

○水上隆光 議長 次に、日程第7、議案第56号及び議案第57号の2案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書その1の87ページをお願いいたします。

議案第56号、市道路線の認定につきましては、道路法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第57号、訴えの提起につきましては、市営朝日西団地の用地に関し、時効取得を原因とする所有権移転手続を求める訴えの提起について、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするもので、相手方の住所及び氏名、時効取得物件、請求の要旨、訴訟遂行の方針は、記載のとおりでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、提案いたします議案第56号及び議案第57号の2議案につきまして、一括してご説明いたします。

議案書その1の87ページをお願いいたします。

議案第56号、市道路線の認定については、市道路線の認定について、道路法の規定により、議会の議決をお願いするもので、88ページから90ページまでが認定する路線及び位置図でございます。

次に、91ページをお願いいたします。

議案第57号、訴えの提起についてでございます。

市営朝日西団地の用地の一部を、時効取得による所有権移転登記に関する訴えの提起について、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

被告となる相手方の住所及び氏名につきましては、記載のとおりでございます、物件は、菊池市泗水町吉富字塚本3139番の土地、請求の要旨は、当該用地の所

有権移転登記について、これまでの占有の経緯から、時効を援用し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよとの判決を求めるものでございます。

以上、議案第56号及び議案第57号の説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

○

日程第8 報告第6号から報告第13号まで一括上程・説明・質疑

○水上隆光 議長 次に、日程第8、報告第6号から報告第13号までの8件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 改めまして、皆様、おはようございます。

議案書その2、3ページをお願いいたします。

報告第6号、菊池市土地開発公社経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

6ページをお願いいたします。

令和3年度第48期事業報告書でございます。

初めに、1の事業概要でございます。

令和3年度においては、花房台公有用地を菊池市へ5,900万297円で売却しており、当事業地の清算が完了しました。

2の理事会開催状況でございます。令和3年度は3回開催し、事業計画の変更や補正予算等について審議しております。

3の土地取得・売却事業につきましては、小野崎住宅用地の除草等に関する土地管理業務と花房台公有用地に係る売却費を計上しております。

7ページをお願いいたします。

令和3年度第48期決算報告書でございます。

1、収支決算書でございます。

収益的収入の合計は、当初予算額6,051万3,000円、補正第1号84万7,000円の計6,136万円となっており、収入済額が6,136万511円、差額が511円でございます。

次に、収益的支出の合計は、当初予算額6,092万7,000円、補正第1号マイナス175万1,000円の計5,917万6,000円となっており、支出済額が5,917万2,621円、差額が3,379円でございます。

次の8ページに移っていただき、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入はございません。資本的支出は、当初予算額3,107万3,000円で、補正はございません。よって、合計は当初予算額どおり、3,107万3,000円となり、支出済額が3,107万2,501円、差額が499円でございます。

9ページをお願いいたします。

令和4年3月31日時点の貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございます。

1の流動資産は、預金や保有する用地を計上しており、流動資産合計は9,796万1,568円でございます。

2の固定資産は、市からの出資金の長期定期預金が100万円で、固定資産合計は100万円でございます。

よって、資産の部の合計は、1、流動資産と、2、固定資産の合計を足した9,896万1,568円でございます。

次に、負債の部でございます。

1の流動負債は、前受金の219万2,000円でございます。

2の固定負債はございません。

よって、1の流動負債と2の固定負債を合わせました負債合計は219万2,000円でございます。

次に、資本の部でございます。

1の資本金は、市からの出資金の100万円でございます。

2の準備金は、前期からの繰越準備金に当期純利益を加えまして、9,576万9,568円となっています。

1の資本金と2の準備金を合わせました資本合計は9,676万9,568円でございます。

よって、負債合計と資本合計を合わせました負債資本合計は9,896万1,568円でございます。

10ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

1の事業収益は、花房台公有地の売却分で、公有地取得事業収益として5,900万297円となっております。

次に、2の事業原価は、公有地取得事業原価が5,841万8,182円となっており、事業総利益につきましては、1の事業収益から2の事業原価を差し引きまして、58万2,115円となっております。

3の一般管理費の支出が75万4,439円ありますので、事業利益としまして

はマイナス17万2,324円でございます。

4の事業外収益は236万214円、5の事業外費用はございませんので、3の一般管理費の事業利益に4の事業外収益を加えました218万7,890円が経常利益となります。

6の特別利益及び7の特別損失はございません。

よって、当期純利益は、経常利益と同額の218万7,890円となります。

11ページにキャッシュ・フロー計算書、12ページに財産目録、13ページに監査報告書を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上が、令和3年度における経営状況でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

令和4年度の事業計画、当初予算、資金計画でございます。

16ページをお願いいたします。

令和4年度の事業計画でございます。

1の土地取得・造成では、除草に要する経費などとして、7万1,000円を計上しております。

2の土地売却等はございません。

17ページをお願いいたします。

令和4年度の当初予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、収入として171万1,000円を計上しております。内訳は、受取利息や賃貸料等の雑収益を予定しております。

続いて、支出は159万5,000円を計上しております。内訳は、一般管理費でございます。

18ページをお願いいたします。

第3条、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入はございません。資本的支出につきましては、事業用地の維持管理費としまして7万1,000円でございます。

19ページをお願いいたします。

最後に、資金計画でございます。

受入資金と支払資金の差引きが4,733万7,000円となっています。

以上、報告第6号、菊池市土地開発公社の経営状況報告とさせていただきます。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、私のほうから、菊池市内にございます経済部所管の第三セクターの経営状況につきまして、地方自

治法第243条の3第2項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

議案書その2の21ページの報告第7号、有限会社菊池観光物産館から、125ページの報告第13号、有限会社有朋の里泗水までの7件につきまして、各第三セクターの経営状況報告書を記載しております。

報告につきましては、議案書をご覧くださいますとともに、本議会会議規則第157条の規定により、事前に議長の許可を得て、配付させていただいておりますA3判の補足説明資料、こちらのほう、令和3年度第三セクター経営状況概要書を使用して報告させていただきます。

また、売上総額欄は、出荷者協議会からの委託販売を含めた売上総額を記載しておりますので、委託販売手数料収入のみを計上している損益計算書の金額との相違がある場合もございますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、補足説明資料、令和3年度第三セクター経営状況概要書をご覧ください。

最初に、報告第7号、有限会社きくち観光物産館の経営状況について、ご報告いたします。

概要書1ページ、上段の表をご覧ください。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上げ、来場者等、全てにおいて厳しい実績となっておりますが、人件費・経費の削減により、わずかではございますが利益を確保されております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が5,747万5,000円、負債合計が4,313万3,000円、純資産合計が1,434万2,000円となっております。

また、売上総額につきましては1億5,464万2,000円で、対前年比で93.9%となり、当期純利益が23万8,000円となっております。

概要書1ページの下段の表をご覧ください。

令和4年度の事業計画といたしましては、菊芋、ヤーコンなど、特産品の販売を強化し、お客様満足度向上に努め、業務の効率化を図り、収益性強化を進めながら、経営の健全化を努めていくとされております。

売上総額といたしまして、対前年比103.5%の1億6,000万円とし、経常利益32万3,000円を見込まれております。

次に、報告第8号、有限会社ファームきくちの経営状況について、ご報告いたします。

概要書1ページ、上段の表をご覧ください。

令和3年度の事業報告でございますが、新型コロナウイルス感染症等の影響もあ



り、近年で最も売上げが減少し、厳しい経営状況であったとされております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が7,976万5,000円、負債合計が88万7,000円、純資産合計が7,887万8,000円となっております。

また、売上総額につきましては5,002万2,000円で、対前年比で88.4%となり、当期純利益が207万3,000円となっております。

概要書1ページ、下段の表をご覧ください。

令和4年度の事業計画といたしましては、米の販路拡大とともに、ライスセンター内の設備導入など生産体制の整備・拡充を図っていくとされております。

売上総額を対前年比121.6%の6,082万円とし、経常利益313万2,000円を見込まれております。

次に、報告第9号、有限会社七城町特産品センターの経営状況について、ご報告申し上げます。

概要書1ページ、上段の表をご覧ください。

令和3年度においては、主力商品でありますメロンの玉太りがよく、大きな売上げ回復が期待できたものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、メロンの販売機会が減少し、減益となっております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が2億7,414万6,000円、負債合計が1億2,021万円、純資産合計が1億5,393万6,000円となっております。

また、売上総額につきましては12億8,921万2,000円で、対前年比で100.4%となり、当期純利益はマイナス2,569万7,000円となっております。

概要書1ページ、下段の表をご覧ください。

令和4年度の事業計画といたしましては、メロンドーム独自のネットショップを強化するとともに、経費を効果的・効率的に使用することで利益向上に努めるとされております。

売上総額を対前年比106.5%の13億7,289万1,000円とし、経常利益896万2,000円を見込まれています。

次に、報告第10号、有限会社七城町振興公社の経営状況について、報告いたします。

概要書1ページ、上段の表をご覧ください。

令和3年度の事業報告でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、レストラン等の営業自粛が続き、入場者数はコロナ禍のため、例年の水準までは回

復せず、通常期の6割の水準にとどまり、25万4,000人となっております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が1億2,536万7,000円、負債合計が7,641万4,000円、純資産合計が4,895万3,000円となっております。

売上総額につきましては2億1,007万5,000円で、対前年比で112.3%、当期純利益がマイナス207万2,000円となっております。

概要書1ページ、下段の表をご覧ください。

令和4年度の事業計画といたしましては、コロナ禍により中止されてきたイベントを徐々に再開し、お客様の呼び戻しを図るとともに、新しい顧客獲得に向けた取組を実施していくとされております。

売上総額につきましては、対前年比143.9%の3億232万3,000円とし、経常利益を143万2,000円と見込まれております。

次に、報告第11号、有限会社七城町銘柄米センターの経営状況について、ご報告いたします。

概要書2ページになります。上段の表をご覧ください。

令和3年においては、お米の食味ランキングにおいて、関係機関と連携した取組を行い、3年ぶりに最高評価の「特A」を獲得することができました。販売に関しましても、コロナ禍ではありましたが、売上高が前年を上回っております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が1億920万2,000円、負債合計が190万6,000円、純資産合計が1億729万6,000円となっております。

また、売上総額につきましては4,812万3,000円で、対前年比で107.9%となっており、当期純利益は169万3,000円となっております。

概要書2ページ、下段の表をご覧ください。

令和4年の事業計画といたしましては、特Aを継続して獲得できるように、関係機関と連携した取組に努めていくとともに、「七城のこめ」の地理的表示(GI)の取得など各種取組により米の付加価値を高め、農家所得の向上に努めるとされております。

令和4年度の売上総額を対前年比の101.6%の4,887万円とし、経常利益115万7,000円を見込まれております。

次に、報告第12号、有限会社旭志村ふれあいセンターの経営状況について、ご報告申し上げます。

概要書2ページ、上段の表をご覧ください。

令和3年度は、コロナ禍に加え、精肉販売価格の高騰、8月のお盆時期の長雨が

物産館の業績を悪化させた原因となっております。食彩館においては、テイクアウトが1年を通じて好調であったことから、売上げをカバーした形となっております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が1億1,260万1,000円、負債合計が4,575万6,000円、純資産合計が6,684万5,000円となっております。

また、売上総額につきましては4億8,905万1,000円で、対前年比で95.5%となり、当期純利益がマイナス415万3,000円となっております。

概要書2ページの下段の表をご覧ください。

令和4年度の事業計画といたしましては、商品開発、良品の栽培強化と道の駅直売所の流通ネットワークの構築による販売強化、販路拡大を図るとともに、費用対効果に基づいた経費の削減、地域振興のための食材を使った商品開発を行い、特色を大きくPRしていくとされております。

売上総額を対前年比の102.6%の5億200万円とし、経常利益は750万円を見込まれています。

最後に、報告第13号、有限会社有朋の里泗水の経営状況について、ご報告申し上げます。

概要書2ページの上段の表をご覧ください。

令和3年度は、コロナ禍の中、リニューアル後の大きな伸びは示せなかったものの、何とか踏ん張った形となっております。

売上総利益が対前年度比と比較して大きく伸びておりますが、売上げの伸び以上に経費もかさみ、経常利益で黒字を計上するも、厳しい決算状況となっております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が1億801万4,000円、負債合計が3,535万4,000円、純資産合計が7,266万円となっております。

また、売上総額につきましては3億8,390万円で、対前年比で114.6%となり、当期純利益が268万6,000円となっております。

概要書の2ページ、下段の表をご覧ください。

令和4年度の事業計画といたしまして、若年主婦層の掘り起こしを優先しながら、観光客の立ち寄り休憩所として、地元外顧客の取組に力を注いでいくとともに、養生市場のサイトを立ち上げ、オリジナル商品の販売機会を増やしていくとされております。

売上総額を対前年比104.2%、4億円とし、経常利益500万円を見込まれております。

以上で、報告第7号、有限会社きくち観光物産館から、報告第13号、有限会社

有朋の里泗水まで、7件の第三セクターの経営状況についての報告とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で報告を終わります。

○

日程第9 報告第14号 上程・報告・質疑

○水上隆光 議長 次に、日程第9、報告第14号を議題とします。

提出者の報告を求めます。

上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、議案書その2の153ページをお願いいたします。

報告第14号、専決処分の報告については、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

開けて、154ページが、専決第10号専決処分書で、除草作業中の事故について、令和4年6月3日に専決処分いたしましたものでございます。

事故発生日は、令和4年4月28日、相手方は、記載のとおりでございます。

事故の概要としましては、本市会計年度任用職員が、鴨川河畔公園の除草作業を行っていた際に、刈払機で石をはね、鴨川河畔公園横の市道を走行中の相手方車両のフロントガラスを破損させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、14万2,736円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、報告第14号につきまして、報告させていただきます。

○水上隆光 議長 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第10 請願第1号及び陳情第1号一括上程

○水上隆光 議長 次に、日程第10、請願第1号及び陳情第1号を議題とします。

請願第1号及び陳情第1号が、今定例会までに提出されました請願、陳情であります。

その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る6月29日午前10時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、6月27日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午前11時39分

第 2 号

6 月 2 9 日

# 令和4年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第2号

令和4年6月29日（水曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

---

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑

日程第2 委員会付託

---

出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	三 池 克 徳
健康福祉部長	本 田 和佳子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
経 済 部 次 長	本 田 憲 仁
七城支所長	久 川 知 己
旭志支所長	竹 村 秀 一
泗水支所長	安 武 邦 男
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 部 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議会課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係	吉 岡 結加里
議 会 係	志 水 利 貞



○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。  
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

### 日程第1 質疑

○水上隆光 議長 日程第1、質疑を行います。

ここで、申合せ事項について申し上げます。

質疑は一括質疑とし、3回までとなっています。

質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 皆様、改めまして、おはようございます。議案第44号、令和4年度菊池市一般会計補正予算（第5号）について、通告に従いまして、質疑したいと思います。

議案書28ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書における歳出予算、款1議会費の財源組替について、歳出予算の補正額はなく、議案書30ページ、歳入予算の款15国庫支出金において、目1議会費国庫補助金の記載はありません。

皆さんご承知のとおり、予算科目においては、款・項までが議決科目であります。予算科目における目・節については、予算執行の便宜上から、各項の内容を明らかにするもので、議決の対象とはされず、通常執行科目と言われるものであります。

そこで、お尋ねします。

歳出補正金額の記載がなく、財源充当の説明資料である執行科目上の記載もない状況下において、議会は何を審議するのか、お尋ねします。

また、さきに財政課に確認したところ、財源組替えの歳入予算は、目2総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に含まれるとのことです。

そこで、2点目についてお尋ねします。

歳入及び歳出における充当先及び充当元財源の費目の乖離について、説明をお願いいたします。

以上、2点についてお尋ねします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、安武議員の質疑についてお答えいたします。

まず、議員おっしゃるとおり、予算の議決項目は款及び項となっております。

そのことから、今回の補正予算中、議会費については、歳入・歳出ともに款及び項に増減がございませんので、審議対象とはならないものと考えております。

ただし、財源組替として事項別明細書に記載されておりますので、歳入で一括計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使途の明確化の視点でご確認いただければと考えております。

続きまして、歳入及び歳出における充当先及び充当元財源の費目の乖離についてでございますが、歳入の臨時交付金につきましては、所管する内閣府の見解では、「コロナ対応のための取組である限り、原則、地方公共団体が自由に使える交付金である」とされております。

また、国が定める基準に基づき決算状況を整理します決算統計におきましても、臨時交付金は国庫支出金ではあるものの、臨時の一般財源としての取扱いになっているところ です。

この臨時交付金は、事業の執行状況に応じて実施計画掲載事業間での流用が可能な制度となっているため、歳入については一括で予算計上し管理することが効率的でもございます。

そのようなことから、歳入につきましては総務費国庫補助金として一本で受け入れ、使途を明確にするために、それぞれの目的の事業に充当しているところでございます。そのため、歳入費目と歳出費目が異なるケースが生じているものでございます。

なお、臨時交付金の取扱いについて、近隣市町の状況を確認しましたところ、確認した全自治体で本市同様、歳入は一本で受け入れることとしており、その大半が使途の明確化のため充当しているとのことでもございました。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 今、ご答弁いただきまして、他の自治体も同様な編成を行っているということでした。

私は、やはり今回の件につきましては、議会費ということで質疑をさせていただいておりますが、実際は複数の部署にまたがっており、複数の科目にもまたがっているということになります。

予算につきましては、ご承知のとおり、三つの分科会に分かれて審議をするということで、やはり充当元の財源についてもしっかりと審議する必要があるのではないかとこのように思うところでございます。

今回の質疑につきましては、財政上の編成の問題であります。今回の編成は違法性があるものではないと思っております。編成の考え方の問題でございます。

私は、これまでの経験上、特定財源については、歳出執行する各課長がしっかりと特定財源の目的や趣旨を理解し、常に認識しておくものだと思っております。特定財源を充当する際は、ミスをなくすためにも、歳出執行の課において、歳入調定を起こすことが大切だと思っております。そうするためには、歳入科目の充当元の目を歳出科目の充当先と合わせるべきだと思っております。質疑をしたところでございます。

今回の補正予算を全体的に見てみますと、主要事業の説明書においても、しっかりと新型コロナウイルス感染症対策について事業説明している課と、何が新型コロナウイルス感染症対策なのか、事業の内容がよく分からない課もあるように思います。

皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症対策には、国において莫大な赤字国債が発行されて、感染症対策や経済の再生のために執行されているものであります。やはり菊池市としましても、国の補助メニューに従って、単に充当するのではなく、歳出執行する各課において、しっかりと特定財源の趣旨を理解し、市民目線により効果的な事業展開ができるような予算の編成が必要かと思われまいます。この件につきまして、執行部としてはどのように考えていらっしゃるか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 再質疑のほうにお答えいたします。

安武議員の考え方としましては、歳出と歳入の予算項目を合わせるべきではないかということで、それをしないがゆえに、各課長の意識も低下していくんじゃないかということになりますけれども、そこは運用上は一本でいくものの、歳入の予算については、各課長、しっかりと理解して、使途の目的に沿った使い方としていくように、指導もしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 しっかりと連携をとっていきながら、進めていっていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○水上隆光 議長 これで質疑を終わります。

ここで、申し上げます。質疑は、提出議案に対して疑義をたずすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。その辺をもう一回認識していただきたいと思います。

○

## 日程第2 委員会付託

○水上隆光 議長 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第39号から議案第47号まで、議案第56号及び議案第57号並びに請願第1号及び陳情第1号については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

## 令和4年第2回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第39号	菊池市児童生徒性暴力等対策連絡協議会設置条例の制定について
	議案第40号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第41号	菊池市使用料の適正化に伴う総務部・教育部関係条例の整理に関する条例の制定について
	陳情第1号	陳情書
福祉厚生 常任委員会	議案第43号	菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
	請願第1号	適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書の提出に関する請願
経済建設 常任委員会	議案第42号	菊池市使用料の適正化に伴う経済部関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第56号	市道路線の認定について
	議案第57号	訴えの提起について

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会	議案第44号	令和4年度菊池市一般会計補正予算（第5号）
	議案第45号	令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第46号	令和4年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第47号	令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算（第1号）

○水上隆光 議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、6月30日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○  
散会 午前10時10分

第 3 号

6 月 3 0 日

# 令和4年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第3号

令和4年6月30日（木曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

---

### 出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

---

### 欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	三 池 克 徳
健康福祉部長	本 田 和佳子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	安 武 邦 男
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議会課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係	吉 岡 結加里
議 会 係	志 水 利 貞



○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。  
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

### 日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。  
初めに、泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 皆様、おはようございます。公明党の泉田栄一朗でございます。先月、5月に行われました菊池市議会議員選挙は、初の無投票選挙になりました。新しい顔ぶれの菊池市議団で、市民のため働いていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

選挙中に若い世代のお母さんたちと懇談する機会があり、いろいろな意見を聞きました。その中には、陣痛タクシーが欲しいとか、議員の半数を女性にしたらどうかとか等々、いろいろな意見がありましたけれども、一番多かったのが18歳までの医療費無償化でございました。

そこで、以前から推進している医療費助成金について質問をします。

本市の子ども医療助成事業の推移を確認していきたいと思っております。子どもの疾病の早期治療を促し、健全な育成、子育て支援、少子化対策の一環として、医療費の助成をしてまいりました。公明党は結党以来、一貫して福祉を推進してまいりました。教科書無償配布に始まり、児童手当、妊婦健診の無料チケット、出産一時金等々、たくさんの実績を積みさせていただきました。結党当初は、福祉なんか政治じゃないとやゆされましたが、今や福祉を口にしない政党や自治体はありません。本市においても、公明党の先輩議員が質問を繰り返し、その後、私も引継ぎで質問をしてまいりました。その結果、子ども医療の推移を見ますと、平成17年、ゼロ歳から6歳まで全額助成、平成19年からはゼロ歳から9歳まで拡大、平成21年から小学校6年生まで拡大、平成23年から中学3年生まで拡大、ただし、このときは通院なら月1,000円、入院ならば月2,000円の自己負担がありました。

そして、今は平成29年より中学生も全額助成になっています。

そこで、最初の質問であります。前回、東議員、猿渡議員の質問に重複するところもありますが、確認の意味で質問をしたいと思います。

現在、全国と熊本県内で、18歳まで医療費完全助成している市町村がどのくらいあるのか、数字でお答えください。最初の質問とさせていただきます。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。泉田議員の質問にお答えします。

本市の子ども医療費の助成対象者は、議員おっしゃったように、中学3年生までとしておりますが、これまでの子ども医療費助成の経過について、ご説明いたします。

平成19年の3月までは、未就学児を子ども医療費の助成対象としておりました。その後、平成19年4月からは小学3年生まで拡充、平成21年4月からは小学6年生まで拡充、平成23年4月からは、一部負担はありましたが、県内の自治体に先駆けて中学3年生までを子ども医療費の助成対象としており、平成29年12月からは中学3年生までを完全無償化とし、現在に至っております。

県内の子ども医療費助成の状況についてでございますが、高校3年生までを助成の対象としている自治体は、令和4年4月時点で34市町村であり、全体の76%となっております。

また、全国自治体の子ども医療費助成の状況についてでございますが、令和2年4月時点で、高校3年生までを医療費の助成対象としているのは1,005（後に発言の申し出があり、「1,005」を「736」へ訂正）の自治体で、全体の42%となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、パーセントを見ましたけれども、本当に各市町村、助成をされているということが分かりました。

菊池市も今までしっかりと頑張っていたいただいております。その中で、本市の人口の推移を見ますと、2000年をピークに、年々減少傾向にあります。今後さらに減少化は進むと予想されております。

未来を育む子どもの福祉の充実は、今、一番の課題ではないでしょうか。子どもを産み育てやすい環境を整えること、泗水町の憩いの森公園周辺には、60戸近く

分譲地が開発を進めていて、これから若い世代の家族が入居してまいります。これは本市が県下でも先駆的に福祉をリードしてきたからとっております。もう一步、ここで18歳まで医療費の完全無償化をするべきだと考えております。

そこで、2番目の質問ですが、本市において、18歳まで医療費を完全無償化した場合、どのくらいの費用が見込まれるのか、質問をします。お願いします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 2点目の質問にお答えします。

子ども医療費助成の財源でございますが、県補助の割合が2分の1で、補助の対象年齢は4歳未満となっておりますので、高校生の医療費を助成するための費用は、全て一般財源となります。

次に、子ども医療費の助成対象を高校3年生まで拡充した場合に必要な経費でございますが、新たな助成対象者の医療費や支払い事務手数料、助成対象者の変更に伴うシステム改修などの費用が発生いたします。

試算額につきましては、令和3年第4回定例会の一般質問の際に、医療費のみを2,800万円と試算しておりましたが、今回、システム改修等の費用を含めて再度精査しますと、医療費が年間で約3,100万円、支払い事務手数料が年間で約120万円、医療費助成の拡充に対応するためのシステム改修や受給者証の発行などの費用に約150万円かかり、合計で約3,370万円となります。

システム改修などの費用は導入時のみに発生するものございますが、医療費や支払い事務手数料は、今までの子ども医療助成事業費に加え、市が一般財源として継続的に負担していくこととなります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、具体的な財源をお示ししていただきました。私が把握しているよりも若干高くなっているということが分かりました。ただ、この問題は、どこの自治体も通らなくてはいけない問題をクリアされているとっております。

先日、東京都23区が全部、来年度から所得制限なしで医療費完全無償化を決めました。このことが大きくニュースで報道されました。県内でも同様の動きがある中、本市の近隣では、山鹿市、大津町、菊陽町でも実施しています。また、合志市でも実施しております。本市においても、18歳まで医療費無償化をするべきだと考えております。そのような計画があるか、お答えください。

以上です。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 3点目のご質問にお答えします。

子ども医療費の助成対象者を高校3年生までに拡充することにつきましては、議員おっしゃいましたように、高校生のがや病気の早期発見・早期治療を促すことや、子育て世帯の経済的な負担を軽減することとなり、安心して子育てができる本市の子育て支援施策の充実につながるものと考えます。

一方で、財源確保の問題もありますので、これまで国や県内自治体の動向を注視してきましたが、近隣自治体の実施状況を見ますと、ほとんどの自治体で高校3年生まで医療費助成を行っていることに加え、TSMCを契機として幅広い関連企業の進出が期待されることから、子育て世帯の定住施策を拡充するタイミングと判断しております。

そのため、本市においても、子ども医療費の助成対象を高校3年生までに拡充することをできる限り早期に実現できるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、前向きな答弁をしていただきました。子育て世代にとっては大きなエールだと思っております。様々な要因があると思っておりますけれども、ぜひこの実現をしていただきたいと思っております。

最後に、江頭市長に、このことをどうお考えであるか、お聞きしたいと思っております。お願いします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま泉田議員のほうから医療費の高校3年生までの無料化についての考えを述べよというご質問でございました。

ただいま健康福祉部長が申しあげましたとおり、現在、本市にとっても定住促進を図る上での一つの大きなチャンスが到来しているというふうに考えておりますので、子ども医療費無償化の高校3年生までの拡充につきましては、令和5年度から実施することを念頭に置いて、準備を進めてまいりたいというふうに考えておるところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 本当に子育て世代の方々にとって大きな光だと思っております。今後も福祉をリードする菊池市であってほしいと思っております。ありがとうございます。

それでは、不在地主問題について質問をさせていただきます。

農村の高齢化とともに、増えている空き家問題、放置している危険家屋問題、不在地主問題、手を出したくても出せない農地の悩み等々がたくさんあります。最近とても気になっているところでございます。

初めに、空き家の危険家屋について質問をします。

今、全国で急増する空き家が大きな社会問題となっています。外壁が剥がれ、今にも崩れ落ちそうな木造住宅付近で子どもたちが遊び、非常に危険な状態でもあります。景観が損なわれ、犬や猫がすみ着くケースも多く、また、放火による火災や不審者の立入りなど、近隣の住民に不安が広がっております。

5年ごとに行われる総務省の最新調査によると、住宅総数6,242万戸に対し総世帯数5,366万戸に、実に全国で846万戸の空き家があります。本市において、空き家と危険家屋がどのくらいあるのか、把握している数とその状態についてお答えいただきたいと思っております。

もう1点質問させていただきます。

次は、農地の問題です。6月29日の農業新聞の中で、全国の農業経営体の数が2022年に初めて100万を割り込んだという記事が載っておりました。わずか20年足らずで半減したということでございます。農村の高齢化とともに増える不在地主問題、後継者がいなくなって、手を出したくても出せない農地の悩み、これらは大きな問題になっております。

耕作放棄地や不在地主をめぐる主な問題点として三つ挙げられます。

まず1点は、草刈りもせず、草ぼうぼうで、見栄えが悪いばかりでなく、カメムシなど害虫の発生源になっているということ、また、草や木が茂った耕作放棄地にはイノシシなどのすみかになっている。そしてまた、通り道になっているということです。

三つ目に、農地としての活用を妨げている。

以上です。

登記はしてあっても、遠方にいる相続人と連絡を取るのには時間と手間がかかります。ましてや、相続登記していない所有者不明農地だとさらに大変であると想像で

きます。

本市において、相続未登記で、農地の所有者及び耕作者が不明となっている農地の実態を質問します。どのくらいあるのでしょうか。

以上です。2点お願いします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。私のほうから、危険家屋の現状についてお答えさせていただきます。

まず、空き家全般としまして、平成29年度に空家実態調査を実施しており、その際、空き家として548戸という結果が出ております。

議員のおっしゃる危険家屋とは状態の悪い空き家等を指すと思いますが、その現状としましては、令和3年度の1年間では市民から寄せられた空き家に関する苦情等の相談が14件寄せられております。

その対応としましては、相談を受け付けた後、担当部署で現地を確認し、状態が悪く近隣住民の住環境に悪影響を及ぼすものにつきましては、市から所有者に適正管理を促す文書送付を行うなどの対応を行っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 吉田農業委員会事務局長。

[登壇]

○吉田武 農業委員会事務局長 改めまして、おはようございます。私のほうから、2点目についてお答えしたいと思います。農業委員会事務局のほうからお答えをいたします。

相続未登記で所有者及び耕作者が不明になっている農地の実態ということでございますが、現在農業委員会では、農地の所有者等を農地台帳で管理しておりまして、このような中、平成21年の農地法の改正で、農地に相続があった場合、相続人が農業委員会に届出をすることとなり、所有者を把握しているところでございます。

しかしながら、相続未登記など相続の手続がなされていないケースがあることから、農業委員会では相続農地の全てについて把握はできておりませんが、相続の情報を得た場合は、相続人に対し届け出るように要請し、また市の広報紙に相続の届出が必要である旨を掲載し、制度の周知を図っているところでございます。

また、それぞれの地域の農地利用最適化推進委員や農業委員が農地の所有者または耕作者等の管理者を把握しておりまして、管理者不明の農地につきましては、それほど存在しないものと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 まず、一つ目の質問ですけれども、調査の結果、平成29年ですか、これは548件の空き家があるということで、やはり相当な数がもう今増えていると分かりました。そして、また令和3年では、相談件数が14件あったということでもあります。こういうのが徐々に増えてくるのではないかと考えております。

私を知っている危険家屋が本市にありますけれども、台風や大風でその家屋の板切れやトタンが隣の家に飛んできて、家や車が損傷したということをお聞きしました。所有者を探したけれども、分からなかったため、結局、自分でそれを修理せざるを得なかったということもお聞きしました。所有者がいる場合は、文書送付などの対応をするということですが、所有者が不明の場合、市はどのように対処しているのでしょうか、お答えください。

二つ目の農地のことでございますけれども、やはり今は台帳で管理しておられるということですが、徐々にこれから増えてくるのではないかと考えております。また、山間部等においては、さらに増えてくるのではないかと考えております。

それで、今後の対策についてどうお考えなのか。未登記土地の売買や賃貸など、活用等の対策、そういうのがあると思いますけれども、どう対策を考えておられるのか、お答えください。二つ目の質問です。お願いします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、再質問にお答えいたします。

所有者等が不明な場合はという質問でございますけれども、所有者等が不明で特定に至らない場合も、継続して所有者の調査を行い、可能な限り個人の財産は個人で適正に管理処分していただくよう努力すべきだと考えております。

しかしながら、どうしても所有者特定に至らない、もしくは相続放棄等により不存在となった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づく行政代執行によらざるを得ないと思います。

実例としましては、今年度1件を予定しているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 吉田農業委員会事務局長。

[登壇]

○吉田武 農業委員会事務局長 私のほうから、2点目の再質問についてお答えします。

相続未登記の解決策ということでお答えをしたいと思います。

農地だけに限らず、令和3年の不動産登記法の改正により、相続人は相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが義務化されまして、令和6年4月1日からの施行となっております。

このようなことから、今後は、相続登記が進むことにより農業委員会への相続の届出が一層増えまして、農地所有の実態把握ができるようになると考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 まず、そういうところがあったということで、これから代執行をされるという事例があるということで、今後はやっぱりこういうことも考えていく必要があるんだと思います。

これを踏まえて、今、空き家バンクとか、全国にそういう空き家バンクの登録が菊池市にはできておりますけれども、そういうものをアピールするとか、民泊としてそれを活用して観光に力を入れていく、そういう考えもあると思います。本市として今後の対策をどのように考えているのか、質問をさせていただきます。

それと、農地の問題ですけども、今回、令和6年から不動産登記法というものができて、これは農地だけに限らず、義務化されるということをお聞きしました。これは大きなことだと思っております。これは皆様にしっかりと菊池市としては周知をしていただきながら、対策として大きな前進だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この最初のほうのだけ質問をお願いします。再々質問をお願いします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、再々質問にお答えいたします。

今後の対策ということでございますが、今後も、補助率2分の1、限度額50万円の不良住宅撤去に交付する「菊池市空家等撤去補助金」や「空き家バンク等による空き家の活用」を促しながら、住民の環境を阻害する空き家等が増加しないよう普及啓発に努めるとともに、住民からの相談に丁寧に対応してまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、空き家バンクもありますけれども、この補助制度



が50万円というものがあるということで、撤去のがあるということで、こういう制度をまだ市民の方も知られない方もおられると思いますので、ぜひこういうものを活用して、この問題を解決していただきたいと思っております。

質問を終わります。

○水上隆光 議長 これでは、泉田栄一朗議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

○

休憩 午前10時29分

開議 午前10時37分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、本田健康福祉部長から発言の申出がっておりますので、発言を許します。

本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 先ほどの泉田議員の医療費の答弁で、子ども医療の助成を高校生までとしている全国の自治体数を「1,005」と申し上げましたが、正しくは「736」でございます。おわびして訂正させていただきます。

○水上隆光 議長 次に、一般質問、安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 皆さん、改めまして、こんにちは。議席番号2番、無所属の安武睦夫でございます。「伝えよう！輝く未来を子どもたちの手に！」をスローガンに、よりよい菊池市になるよう、皆様と一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回は、大きく二つのことについて質問したいと思います。一つ目が、菊池市過疎地域持続的発展計画とTSMC関連企業の進出について、二つ目が、地域課題に対する細やかな対応についてであります。当選して初めての一般質問となります。緊張しておりますが、一生懸命頑張って質問したいと思います。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

まず、1点目の菊池市過疎地域持続的発展計画とTSMC関連企業の進出について質問いたします。

皆様ご承知のとおり、台湾積体回路製造、いわゆる半導体の世界大手の企業でありますTSMCが、国家プロジェクトとして菊陽町に進出いたしました。この菊池市旭志地域にあります県工業団地菊池テクノパークへも、半導体製造用材料の大手

であります東京応化工業様の進出が決まったとの報道があったところでございます。このことは菊池市並びに旭志地域にとって千載一遇のチャンスだと思い、とても喜ばしいことだと思ったところでございます。

しかしながら、一方で、新聞報道等に菊池市の一部であります旭志地域が過疎地域に指定されたとの報道がありました。過疎指定の要件であります人口減少率が、2000年と2020年の国勢調査比較で5,410人から4,091人と1,319人減少し、24.3%の減少率、また、もう一つの要因であります財政力指数が0.44とのことで、旧市町村単位であります旭志地域が過疎指定を受けたものであります。

菊池市が行っております市全体の人口将来推計では、2000年から40年間で約30%減少すると予測している数値を大きく上回る勢いであります。自分が思っていたよりも速いスピードで旭志地域の人口減少が進んでおり、少し驚いたところでもあります。

しかし、私は、この二つの出来事は、旭志地域の人口減少のピンチをチャンスに変える大きなきっかけになると思ったところでもあります。今、旭志地域の住民の皆様は、TSMCの進出により、旭志地域が発展し、人口が増えるのではないかと期待されています。しかし、一方では、基幹産業である農業を守るのかとの心配する声も聞こえています。農地保全も大切であります。

また、現在、様々な要因で物価が上昇しており、畜産業の輸入餌の価格もかなり上昇しています。今後、自ら栽培する自給飼料の割合を上げないと、経営が厳しい状態にもなります。

また、都市化していくことで、農業ができなくなるのではないかと不安感を持たれているのも事実であります。農地の利用状況や集積状況をしっかりと把握をしていただきたいと思います。

そのようなことを踏まえて、それでは、1回目の質問をしたいと思います。

1点目、過疎地域である旭志地域の今後の展望について、市はどのように考えているのか、お答えください。

2点目、新聞報道では、加速する企業立地により、県営団地が不足しているとあり、その後の報道において、県工業団地を菊池市と合志市の2か所に選定したとあったが、今後の新たなTSMC関連企業の菊池市への進出の見込みと、今後の経済効果を試算するとどれだけになるか、お尋ねします。

3点目、私が在職中、国土利用計画（市町村計画）の策定を担当し、国道325号沿いの圃場整備地域を商業ゾーンに指定したことがあり、そのことで農業振興地域の規制緩和が認められ、現在、コンビニやレストラン等ができたものであります。

私は経験から、まちづくりは行政主導型で、ランドデザインの下に様々な土地利用に関する法律の規制と、その規制の緩和にてまちは発展していくものだと思います。本市における土地利用の方向性については、第3次菊池市総合計画の第2節に記載され、土地利用のゾーニングを示されていますが、土地利用のイメージ図であり、乱開発の防止や誘致誘導を考えますと、具体的な国土利用計画の市町村計画に準ずるような新たな土地利用のゾーニングが必要だと感じるところです。

国土交通省が示しております国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針にも、市町村計画においては、土地利用基本構想図を定めた事例や、市町村を幾つかのブロックに分けた地域単位の計画を定めるなどの事例があると紹介されています。

そこで、お尋ねします。

現在の状況を踏まえた新たなランドデザインを作成する考えはあるか、お尋ねします。

4点目、ご承知のとおり、過疎地域持続的発展計画の元となる過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法の改正が令和3年4月1日に施行されたところであり、改正法第8条において、計画における実施すべき施策に子育て環境の確保が追記されたところです。

そこで、質問します。

旭志地域には第三セクターである道の駅旭志と四季の里旭志以外に遊具を設置した公園がありません。遊具を設置した公園がないのは旭志地域だけだと思います。私は旭志グラウンド東側の芝生広場に遊具を設置できたらと思います。旭志地域住民の子育て世代の切なる願いでもあります。旭志グラウンド東側には駐車場やトイレ、水飲み場やベンチも整備されています。ぜひこの計画の子育て環境の確保の項目に遊具の設置について記載していただき、計画的に設置する考えはあるか、お尋ねします。

以上、1回目の質問とします。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 改めまして、皆さん、おはようございます。私のほうから、今、議員ご質問のまず1点目の過疎地域である旭志地域の今後の展望、それと3点目の現在の状況を踏まえた新たなランドデザインの作成の考えについて、お答えさせていただきます。

まず、1点目のご質問の過疎地域である旭志地域の今後の展望についてでございますが、旭志地域は過疎地域への指定により、国税の特例・地方税の減収補填措置、

都道府県代行、配慮措置、過疎対策事業債、国庫補助率のかさ上げなど、様々な支援を受けることができるようになります。

さらに近隣の菊陽町へのTSMC進出は、産業面などへの大きなインパクトがあります。

市としましては、旭志地域の発展につながるよう、今回の過疎地域の指定とTSMC進出を最大限に生かし、旭志地域の産業振興や人口減少対策の取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、3点目のご質問の現在の状況を踏まえた新たなランドデザインを作成する考えについてでございます。

議員ご案内のとおり、本年3月に策定しました第3次菊池市総合計画では、土地利用の考え方として自然環境保全、農業振興、市街地促進、工業集積といった四つのゾーニングを描き、本市の均衡ある持続的発展と一体性の確保を図ることとしています。また、個別の土地利用につきましては、都市計画や農業振興地域整備計画などにより計画的に進めております。

さらに、今回の旭志地域の過疎地域指定、TSMC熊本工場や中九州横断道路などの地理的条件を踏まえ、TSMC進出に伴い設置した「半導体関連企業等進出に係る菊池市活性化推進本部」において、企業誘致や宅地造成を誘導する地域の検討を進めております。

これらを踏まえたランドデザインにつきましては、都市計画などの各種計画への反映を含め、国や県とも協議しながらしっかりと検討してまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、安武議員の2点目の質問で、TSMC関連企業の進出の見込みと、それから、今後の経済効果の試算はどれだけかというご質問にお答えいたします。

議員ご案内のとおり、新聞報道で、県は新たな県工業団地を、整備計画が進む中九州横断道路周辺の菊池市と合志市の2か所に選定し、令和8年度の分譲開始を目指すとありました。

これからの関連企業進出の見込みにつきましては、半導体関連の製造業などの本市への進出に期待はするところではございますが、情報も少なく、どのような企業が進出するのか、現段階での把握は難しい状況でございます。

また、企業が進出いたしますと、その土地や建物、機械などへの固定資産税額や雇用、関連住宅整備、将来の増設や機械類の更新などといった経済効果が考えられ

ますが、現段階では詳細な把握が難しい状況となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、4点目の質問、遊具の設置についてお答えさせていただきます。

ご存じのとおり、旭志地域は過疎地域に指定され、人口増を目指していかなければならないところでございます。

また、半導体関連におきましても、企業進出や住宅用地としても期待される場所であり、現在、各方面から検討しているところでございますので、その中の推進策の一つとして、遊具設置につきましても前向きに検討してまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 答弁ありがとうございます。

一つ目につきましては、TSMCの進出と併せて、旭志地域の発展を進めていくというような前向きなお答えをいただきました。

ただ、そういう中でも、2点目につきましては、なかなか把握が難しいというような答弁だったかと思います。

また、3点目につきましては、ランドデザインをしっかりと検討していきたいということでございますので、今後のランドデザイン化についてご期待申し上げたいというふうに思います。

また、子育て環境の確保からの遊具設置については、前向きに検討したいということで、旭志住民の皆さんも本当に喜ばれると思います。ぜひ実現するようお願いしたいというふうに思います。

次に、2回目の質問を行いたいと思います。

今回、この質問をしますに、市役所の様々な部署にお話を聞きに行きました。本計画担当部署である市長公室、都市計画関係の都市整備課、農地保全関係の農政課、農業委員会と、元職員である私でさえも、どの部署に聞くと企業進出や不動産業者における宅地造成について教えていただけるのか迷ったところでございます。

行政は、今回のまちづくりに関して申し上げますと、二面性がございます。開発させようとする部署があれば、相反して農地保全の観点から開発を規制する部署があります。やはり先ほど申し上げました規制とその緩和であります。

今現在、旭志地域を図面で表現しているのは、規制する農業振興地域整備計画で

あります。聞くところによると、様々な業者の方がお尋ねに来ていただきますが、まずは規制する部署にお尋ねに上がると。そうすると、地番等を確認して、開発できない旨をお伝えするというところでございます。

やはり私はグランドデザインをしっかりとゾーニングすることで、どこを開発していくか、どこなら立地することが可能かなどの見える化が大切だと思います。ホームページ等にも掲載がないのではないかと思います。企業誘致や宅地造成に関する相談窓口はどこなのか、はっきりしていないと思います。各部署の横の連携もできていないように感じます。

そこで、1点目についてお尋ねします。

菊池市において、起業を考える業者の方や、菊池市に新たに住宅を建てたい方、また、宅地造成を検討している不動産業者の方の相談窓口はどこなのか、お尋ねします。

次に、2点目についてお尋ねします。

先ほど申し上げました改正法において、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充と延長が追加され、過疎地域内において一定の事業用資産（建物、設備）を取得などします。いわゆる製作、建設、増築、修繕、模様替えした場合に、国税による租税特別措置を受けることが可能となりました。

また、固定資産税（市税）などの地方税においても、事業用資産として取得した土地、建物、附属設備に対する課税免除制度はあるとのことでございます。期間は令和6年3月31日まで延長されています。固定資産税の免除については、現在、本市においても独自で実施されていますが、改正法に基づき実施することで、減収補填措置として減収分の75%を普通交付税で補填されるものでございます。市の財政的にも有利なものであります。

このような優遇措置を受けるためには、計画において産業振興施策促進事項を記載することが条件とされております。私なりに考えますに、この優遇措置を活用することで、旭志地域に製造業やビジネスホテルなどの旅館業、市が進めます農畜産物の6次化にも期待が持てるのではないかと思います。

旭志地域には製茶業があります。製茶業は二番茶の売り先が決まらないなど本当に厳しい状況であります。

そこで、お尋ねします。

今回、本計画に産業振興施策促進事項を記載するとともに、条例化する予定か、お尋ねします。また、その優遇措置による発展の可能性についても、併せてお尋ねします。

次に、3点目についてお尋ねします。

新しい遊具の設置や老朽化した遊具の問題は、旭志地域だけの問題ではないと思います。私も学校教育課に所属しておりましたが、遊具の設置はとても大切なことではありますが、やはり予算要求する場合において、緊急性を有し、遊具の修繕に係る予算は計上しますが、新設する予算を計上するのは難しいのが現状であります。このことは他の自治体も同じような状況であります。

このことを解決するに先進的な市町村の条例で紹介しますと、ふるさと納税型のクラウドファンディングを活用して財源を確保して、公園や小学校、保育園、幼稚園に新たな遊具の設置や、既存遊具の修繕を積極的に行っている自治体があります。本市におきましても同様に実施する考えはないか、お尋ねします。

以上、2回目の質問とします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、こんにちは。私のほうから、相談窓口についてお答えしたいと思います。

相談窓口につきましては、起業を考えている方は、商工業の振興や企業誘致等を担当します商工振興課となります。

また、新たに住宅を建てたい方や、宅地造成を検討している不動産業者につきましては、予定地の地目によっては、農業振興地域制度や農地法に関する必要な手続があり、開発行為等については都市計画法等、各種制度に応じて必要な手続がありますので、現状ではそれぞれの担当課で相談を受け、対応することとなります。

また、先ほど政策企画部長が答弁しました、半導体関連企業等の進出に係る菊池市活性化推進本部の中に、想定される課題や施策の検討のための作業部会を設けておりますので、その中で情報を共有し、さらに横の連携強化を図り、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 私のほうから、まず2点目の計画に産業振興施策促進事項を記載するとともに、条例化するののかという点についてお答えいたします。

過疎地域持続的発展計画には、国が示す製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業などの全ての業種を振興すべき業種として「産業振興促進事項」に記載するとともに、過疎地域持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例も制定することとしています。

税の優遇措置については、対象となる業種のさらなる集積や発展が予想されます

ことから、旭志地域の産業振興や人口減少対策につながるよう、しっかりと取り組んでまいります。

続きまして、3点目のふるさと納税型のクラウドファンディングにつきましてお答えいたします。

ふるさと納税型のクラウドファンディングは、あらかじめプロジェクトの目的と寄附金の目標額、募集期間を設定し、ふるさと納税として寄附していただくもので、自治体や地域の魅力を発信する手段としても活用されています。

クラウドファンディングは手軽に資金集めができるというメリットがある一方、寄附が目標額に達しないケースも多く、不足する財源をどのように補うかの見通しも立てておく必要があります。また、募集期間内にできるだけ多くの寄附を集めるための戦略的なPRも必要となります。

このように、ふるさと納税型クラウドファンディングにはメリットやデメリットがありますので、他自治体の事例なども参考にしながら、クラウドファンディングを含め、様々な財源確保の手法について研究してまいります。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

2回目の質問につきましては、窓口については商工振興課が中心となり、それぞれの担当課が対応されるということでした。

やはりなかなか分かりにくい点もございますので、できる限りどういった条件についてはどこの担当ができるというようなものを明確化していただければなというふうに思ったところでございます。

また、2点目につきましては、全ての業種というようなことで、法令で定められた業種については、全て対象となるようにして、しっかりと取り組むという前向きなご回答をいただきまして、ありがとうございました。

それから、3点目については、クラウドファンディングの活用については研究していきたいということですが、なかなかこの財源を確保していくというのは非常に難しいものでもございますので、できる限り実現できるよう研究していただきたいというふうに思います。

それでは、3回目の質問に入ります前に、換気のため休憩をよろしく申し上げます。

○水上隆光 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前11時00分





○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 それでは、3回目の質問を行いたいと思います。

1点目でございます。今まで答弁いただきましたとおり、過疎地域には他の地域にはない優遇措置が多数あり、工場、店舗の進出や、宅地造成など進出しようとする企業等に対して、他の自治体にはない、過疎地域だからこそできる優遇措置についての見える化、併せて、誘致に対する企業相談窓口の見える化が大切だと私は思っております。

そこで、お尋ねします。

過疎地域ならではの様々な優遇措置等について、見える化する考えはあるか、お尋ねいたします。

2点目、商業や工場の進出は、いわゆる上物と言われる建物や構造物に伴った事業計画の基に農地転用等の申請がなされるため、農地転用許可も可能ではないかと思うところがございます。しかし、不動産業者が行う宅地造成はいわゆる上物がないため、転用許可は難しいと思います。私は、この際、思い切って旭志地域に新しい集落をつくるような勢いで、集団的な宅地造成を行う必要があると思うところがございます。民間主導型も大切でございます。しかし、やはり工業団地や集団的な宅地造成は、土地開発公社等を活用して行政主導型でスピード感を持って行う必要があると思いますが、市はその考えがあるか、お尋ねします。

以上、3回目の質問とします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、安武議員、1点目のご質問の過疎地域の様々な優遇措置についての見える化の考えはというご質問でございますが、議員ご案内のとおり、今回の旭志地域の過疎指定につきましては、他の自治体にはない優遇措置が多数あります。先ほど政策企画部長が答弁しました税の優遇措置などにつきまして、ホームページなどで情報発信はもちろんのこと、各担当部署窓口にて制度に関するご案内をするなど、適時見える化に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 2点目の土地開発公社の活用についてお答えいたします。

土地開発公社は、用地の先行取得による迅速な事業の推進が可能ですが、議会の審議を経ることなく用地取得を行えることから規律が緩み、いわゆる塩漬けの土地の発生などの負の側面が問題となり、全国的に整理、解散されてきています。

本市の公社につきましても、数年にわたる議論を経た上で、令和2年策定の第四次菊池市行政改革大綱において令和6年度に解散することとし、現在、解散に向けた土地の整理などを行っているところです。

こういった経緯や状況に加え、今回、民間投資意欲が旺盛なことから、開発公社を使っていくことは考えておりません。

今回のTSMC関連の開発に当たっては、工場・住宅・道路・教育など極めて短期間に広範囲の課題を解決していく必要があるため、戦略的に取り組む必要があります。

このため、工場誘致については、県営工業団地の造成に全面的に協力することでスピードアップを図り、本市としては住宅誘致に極力特化していきたいと思っております。

その際、開発業者・地権者・金融機関などの情報を集中・マッチングする仕組みをつくり、極力民間力を活用し、効果的かつスピーディーに行っていきたくと考えております。

また、一定規模の民間の宅地開発事業につきましては、必要に応じて、住宅開発補助金などの支援策を今後検討してまいります。

なお、今後、万が一、行政によるまとまった土地の先行取得などの状況が生じた場合は、必要に応じて、地方公営企業や土地開発基金を活用する手法も考えてまいります。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 1点目の見える化については、努めていきたいということで、前向きなご回答ありがとうございます。ホームページ等、様々なところで見える化をお願いしたいというふうに思います。

2点目につきましては、行革等にて土地開発公社等については解散の方向にあるということをございまして、民間力を活用していきたいというようなご答弁だったと思います。しかし、そういう中でも、住宅補助金等における支援等も行っていきたいということで、そういったことも活用しながら進めていければなというふうに思います。

ただ、やはり私は、農村地域について言いますと、やっぱり都会から住むという

のはかなりハードルが高うございます。奉仕作業だったり、いろんなこともございますので、そういうことを考えますと、やはり新しい集落をつくるぐらいの勢いが必要かなというふうに思っておりますので、今後の状況等を見極めながら進めていただければというふうに思うところでございます。

それでは、4回目の質問をしたいと思います。

最後に総括して、過疎地域とTSMCの進出は、ピンチをチャンスを変える絶好の機会だと思いますが、市長のご見解をお聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、特に旭志地域を念頭に置いて、過疎指定とTSMCの進出をどういうふうにチャンスに変えていくかということについてのご質問でございます。

今回の旭志地域の過疎指定を受けたということは、人口減少等の厳しい現状を示しているわけでありますけども、一方で、地域の発展に向けて過疎対策事業債等の有利な財政支援を受けることができるわけであります。加えまして、菊陽町へのTSMC新工場建設や、また、中九州横断道路の整備も始まっております。こうしたことは産業の振興や雇用の確保、観光客や定住人口の増加など、様々な面で大きな効果が期待されておるところでございますので、旭志地域の過疎指定と重なり、本市が中長期的に大きな変貌を遂げるまたとないチャンスであるというふうに考えております。

本市としましては、このチャンスを最大限に生かして、旭志地域の発展が市全域の活性化につながるよう、しっかりと全力で取り組んでまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 有利な財政支援を受けられる。また、中九州横断道路とのアクセス等も考えながら進めていかれると。そして、中長期的に変貌するというようなことをご期待されているということで、またとない機会であると。私ども、やはり旭志地域の住民にとりまして、本当またとない機会だと思っておりますので、大変かと思いますが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

ここで、計画についてはそういった形でございますが、今、質問してきたところでございますけども、質問ではなくて、要望事項ということで何点か、今後計画を進める中でお話をしたいというふうに思います。

1点目でございます。今現在、先ほど申し上げましたとおり、自給飼料率を上げ

るためには、大型の機械におけますコントラクター組合が稼働していくことだというふうに考えております。比較的、今、様々な農地で、工業団地等ができております川辺地区につきましては区画も広うございます。今後、農地の大規模区画整備も必要だと思っております。

○水上隆光 議長 安武議員、質問形式でお願いします。

○2番 安武睦夫 議員 失礼しました。じゃあ、要望事項については、またの機会です質問したいと思います。すみません。

今後、企業の進出や、過疎持続的発展計画を進めていくに当たりましては、冒頭に申し上げましたとおり、地域住民には期待感と不安感があります。繰り返しにはなりますが、基幹産業であります農業を守るためにも、農地保全の観点から、農地集積状況や利用状況をしっかりと把握しながら、ぜひ地域との合意形成を大切にしていって進めたいと思っております。

そういうことを申し上げまして、一つ目の質問を終わりたいと思います。

次に、二つ目の質問に入りたいと思います。

地域課題に対する細やかな対応について質問したいと思います。

私は、今回、政治活動をするにやはり感じるのは、政治離れ、市政に関して無関心であると同時に、新しい事業や政策の内容が市民の皆様には届いていないと感じたところでございます。また、地域課題に対する細やかな対応にも欠けていると感じました。

中山間地域や都市地域など、農業、産業、商工業の形態も様々で、地域課題は多種多様だと思います。私は中学校区ごとに特色があり、その中学校区ごとの取組が必要なのではないかと思うところであります。

私は、SDGs 持続可能な社会づくりの観点からも、地域学校協働本部やコミュニティ・スクールを活用しながら、各中学校を課題解決のプラットフォームとして、高齢者や障がい者の皆様や、各地域リーダーの皆様とともに、未来の菊池市を担う中高生も参加するような「中高生・地域一体型のワークショップ」を行うことができれば、市民の皆様が満足できるような細やかなまちづくりができると考えております。

市が行っておられます様々な企業や学識者等との包括協定を生かすことができれば、地域の課題も解決できるのではないかと思うところであります。まさにプラットフォーム、いわゆる駅のように様々な有識者の方が課題解決のために訪れていただき、解決していくというものでございます。

そこで、質問します。

市は地域課題に対する細やかな対応を行うために、各中学校をプラットフォームと

した「中高生・地域一体型のワークショップ」を定期的に行う考えはないか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 地域課題は地域ごとに多種多様であり、これらの地域課題に対応していくために、中高生などの若い世代の柔軟な考えや行動力を取り込んでいくことは、大変重要だと考えています。

また、若い世代の方々が、積極的に地域づくりに関わることで郷土愛も生まれ、政治への関心も高まり、さらには次世代リーダーの育成にもつながるものと考えています。さらに、障がいのある方や高齢者、地域リーダーなどの様々な年代や背景を持った方々の交流は、地域活力の向上にもつながります。

こういった中、市内の各中学校では、総合的な学習の時間など、授業を通して地域に関わる機会を増やすとともに、SDGsのターゲットにも位置づけられている、持続可能な開発のための教育であるESDや、プラチナ人財育成塾を通じた次世代リーダーの育成にも取り組んでおり、一定の成果も出ています。また、市内の各高校では、菊池高校の地域探求コースをはじめ、菊池農業高校や菊池女子高校においても、地域に関わる取組を進められています。

このように、中高生がまちづくりに参画することで、新しいアイデアを取り込むとともに、大人の参画を促す刺激ともなり、地域全体の視点で地域課題を考えるよい機会になると考えます。

本市としても、このような視点も踏まえ、他自治体の事例や地域のニーズなども調べながら、議員ご提案のワークショップを含め、地域課題の解決に幅広い世代の方々が参画できる仕組みについて研究してまいります。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 前向きなご回答ありがとうございます。やはり、今、ご回答がありましたとおり、中高生が参画して行って、まちづくりをやっていくというのは非常に大切なことだと考えております。そういうものはやっぱり進めていくべきだというふうに思いますので、ぜひ研究を進められて、実現できるようにお願いしたいというふうに思います。

2回目の質問をしたいと思います。

市長は、今回の議会での冒頭でもまちづくりは人づくりと挨拶されました。そのとおりだと思います。これまでも細やかな政治に心がけて、様々な政策をされてきたと思いますが、さらにとの観点から、中学校区ごとの問題、課題解決に努めるよ

うな特色ある市政として、今回、政策提言をさせていただいたところでございます。  
そこで、市長は細やかな政治についてどうお考えか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいま安武議員から、細やかな政治についてどう考えるかということでのご質問でございました。

細やかな政治という意味は、地域住民の方々が自らの問題意識で、それに取り組んでいく足元の問題を自分たちで考えていく仕組み、そうしたことを示唆されていることだというふうに理解をいたします。

そういう意味では、今、政策企画部長が申し上げましたとおり、こうした多種多様な地域課題を解決していくためには、中高生などの若い世代を含めた、まさに様々な地域住民の意見を取り込むということは大変重要であるというふうに認識しております。

最も重要なことは、若い人だけの意見ではなく、若い人の意見やアイデアを一つの刺激、契機として、大人も一緒に自分事として地域の課題に取り組んでいくと、参画していくということが最も重要だろうというふうに思っております。

そういう意味では、議員ご提案のワークショップというのは、大変意義があるのではないかというふうに思っておりますので、その点も含めて、幅広い世代の方々が地域課題の解決に参画できる仕組みについて、しっかりと研究してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。同様な考えでというようなことで、多種多様な課題の解決のためにも、子どもも大人も一緒に解決していこうというようなお言葉であったかと思えます。

皆様ご承知のとおり、今回の選挙は無投票でありました。熊日新聞に「議会の存在感を示せるか」という記事が掲載され、その中では、熊本大学鈴木名誉教授のコメントが紹介され、無投票になったからには、選挙とは違う形で市の課題や問題を議会が市民に提供すべきだとの指摘もいただいております。まさに今回の政策提言は、議会が市の課題や問題を市民に提供する場でもあると思います。議員各位におかれましても、今後、今回提案いたしましたワークショップが開催される際には、ぜひご参加いただきますようお願い申し上げます、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○水上隆光 議長　これで、安武睦夫議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩　午前11時24分

開議　午後　1時00分

○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員　改めまして、皆様、こんにちは。公明党の島春代です。

初めに、今回の市議選で初当選させていただきました。ご支援いただきました皆様には心から感謝申し上げます。初めての質問で緊張していますが、どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速通告に沿って質問してまいります。

初めに、認知症対策についてです。

私は、長く看護師として地域医療を担う病院に勤めてまいりました。医療・介護のケアミックス病院で働きながら、様々な患者さんやご家族と接してまいりました。皆様もご承知のように、時代は少子高齢化社会と言われて久しいですが、超高齢化、多死社会の現実を常に感じながら、職場では度々最期のみとりに立ち会ってまいりました。

一方では、治療途中や、在宅復帰へ向けてリハビリを進める中で、認知症を発症される高齢者の方も少なくありません。脳の病気や障がい、環境の変化など、様々な原因により認知症、認知機能が低下し発症しています。

高齢化人口の増加とともに、認知症患者数も増加の一途で、高齢者白書によりますと、2025年には5人に1人が認知症になり得ると推計されています。診断をされていない方を含めると、実際はもっと多くおられると予測できると思います。

菊池市も認知症に対応した様々な対策、取組がされていますが、その一つで認知症サポーター養成事業をされています。地域で認知症の人や、その家族に対して、できる範囲で手助けする目的で、2005年、厚生労働省が開始したものであり、全国の養成修了者は、昨年9月で1,400万人近くと言われています。認知症に対する正しい知識と理解をしてもらうためには必要な事業だと思います。

認知症状の一つに徘徊があります。対応困難な脳機能障がいの症状の一つですが、周囲の関わり方で治療に支障なく改善が見られる方もおられます。入院や入所では

環境の変化が影響して発症することは、どの医療現場や介護現場でも見られる厳しい現実ではないかと思えます。

在宅においては、ご自分の住み慣れた家でその人らしく生きていく生活です。しかし、それでも認知症の方の徘徊は社会的にも課題となっています。例えばご自宅から家に帰ると言って外出し、その家の場所が分からず、歩き続けたり、また、近所のスーパーに出かけていったはずが、何時間も歩き続けているなどのように、どれもがご本人にとっての理由があります。ご本人に歩く能力がある限り、徘徊と呼ばれる症状は誰にでも起こる可能性があります。とはいえ、そのような行動がリスクを生み、最悪発見が遅れる場合があります。夏場に道に迷うのは熱中症の危険性もあります。

今月23日の警察庁の発表では、令和3年のうちに全国の警察に認知症の疑いがあり、届出があった徘徊からの行方不明者数は、前年に比べて71人増の1万7,636人にも上り、年々増加し、過去最多を更新しているそうです。行方不明から5日間経過すると生存率が0%となると言われています。このような徘徊を含めた認知症の特性を知ることは重要となります。

以上を踏まえて、1点目の質問ですが、本市の現在の認知症サポーター養成修了者はどれくらいおられるのか。この事業による認知症に対する認識も変化してきていると思いますが、市民の意識評価はどうかをお伺いします。

2点目に、令和元年からの徘徊不明者の市の捜索出動数と、発見までに要した時間や日数はどれくらいかかっているか。また、捜索上の課題となることはありますか。

以上、2点をお伺いいたします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 それでは、私のほうから、認知症サポーター養成講座の修了者と、その後の市民の認知症に対する意識の変化について、お答えいたします。

本市では平成19年度から、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り、応援者となる「認知症サポーター」の養成講座を実施しております。

講座の修了者は、令和4年3月末現在において、市民をはじめ、市内事業所の従業員、小中学生など、合わせまして1万9,569人となっております。

市民の認知症に対する意識の変化でございますが、認知症サポーター養成講座の受講後のアンケートでは、「認知症は、自分なりに理解していたつもりだったが、本人が一番苦しんでいるということに気づかされた。今後は、相手の気持ちになっ



て、優しく接していきたい。」

「認知症は、誰でもなる可能性のある脳の病気だということが分かった。」などの意見があり、また、小中学生では、「今までは困っているお年寄りの方がいても、どう接していいか分からなかったけど、これからは声をかけてみて、何かお手伝いをしてみたいと思った。」

「この講座で学んだことを家族にも広めていきたい」などの意見が寄せられていることから、認知症や、その対応方法についての理解が深まったものと認識しております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、私のほうから、令和元年度以降、現在までの市の捜索状況ということで、消防団が捜索活動に当たった状況についてお答えさせていただきます。

認知症の方の徘徊の捜索において消防団が家族からの出動要請を受け、捜索に当たった事案としましては、令和元年度以降、3件の事案があります。

出動時間につきましては、事案によって大きく異なり、1時間のものもあれば、約10時間要したものもございます。平均しますと1事案当たり4時間半程度でございました。

捜索上の課題としましては、捜索範囲の特定が難しいことや、保護されても認知症のため名前や住所が言えずに身元の確認に時間を要するなどの課題が考えられます。

また、徘徊が市外に及ぶ場合は、本市消防団の管轄外となるため、他自治体の消防団との連絡・調整に時間を要し、捜索が難航することも考えられます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 今、19年度から約2万人、サポーター養成されているということで、大変意識の変化も変わってきているという、プラス理解が深まっているということで、大変いいことだと思います。

消防団の捜索出動数は3件ということですが、警察の捜査まで済んでいるところもあるかと推測されますので、認知症が増えているという点からも、今後も消防団出動までは行かなくても、その手前で捜索依頼があっているのではないかと予測できます。

家族にしてみれば、なるべく他人に迷惑をかけたくないという気持ちも強いかと思います。徘徊対応策は本人が動けるといことから難しい問題もあり、GPSや様々な装置で対応されておられるところもあるようです。不明者は早期発見が重要となります。

そこで、徘徊発見の保護時に帰宅につなげるサービスとして「どこシル伝言板」というものがあります。認知症の方などが外出中に行方不明となり、身元不明者として保護された場合に、本人の衣類、帽子、つえなどの所持品につけたQRコードつきラベルを発見者がスマートフォンで読み取ることで、対象となる方の安否情報などをインターネット上で共有し、ご家族や警察、行政に直接メールで連絡できるサービスです。現在、37都府県、223市町村が導入、助成されているということをお聞きしております。他県では導入後、発見されたケースもあり、近隣では大津町があんしん声かけネットワークとして、昨年夏から町民に広報で知ってもらい、費用を助成し導入されておられます。約20名ほどの方が登録をされておられるということです。

そこで、質問ですが、菊池市として、今後、徘徊者対応策は何かありますでしょうか。

また、今ご紹介しました「どこシル伝言板」サービスなど導入・普及のご検討などあるでしょうか、伺います。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 議員からご案内のありました認知症高齢者等保護情報共有サービス、いわゆる「どこシル伝言板」は、事前に対象者の情報を登録してもらい、その登録情報を読み取れるQRコードつきのラベルシールを、対象者の衣類や持ち物に貼ることにより、対象者が外出中に行方不明になった場合、発見者がスマートフォンなどでQRコードを読み取ることで、身元の確認が容易にでき、安否確認や引渡しスムーズに行えることから、家族の負担軽減につながるため、本年9月からの実施に向けて、ただいま準備を進めているところでございます。

以上、お答えします。

○上田敏雄 総務部長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 今、「どこシル伝言板」を早速導入計画をしておられるということをお聞きしまして、効果を期待しているところです。よろしくお願いいたします。

ご家族の安心のためにも、ぜひ導入されて、少しでも不明者が減るように、よろ

しくお願いいたします。

認知症は関わる人たちの周りの人たちがうまく連携して支えていくことで、安全にその人らしく生活できていけると思います。今後も様々な対応で、本人やご家族を支えてもらいたいと願っております。

次の質問に参ります。

子宮頸がんワクチン予防接種とキャッチアップ接種勧奨についてお伺いします。

ワクチン予防接種については、以前、泉田議員がこのワクチンについて質問をされておられますが、今回は再開の件ということでお伺いします。

昨年11月、厚労省はワクチン接種勧奨の再開を発表し、本年4月より対象者へワクチンの積極的勧奨が再開されましたので、状況をお伺いしたいと思います。

まず、子宮頸がんは、子宮の入り口部分である子宮頸部にできるがんで、原因はほとんどがヒトパピローマウイルスの感染であります。今も毎年1万人近くの女性がかかり、さらに毎年約2,900人もの女性が亡くなっています。患者さんは20歳代から増え始め、30歳代までにがんの治療で子宮を失ってしまい、妊娠できなくなる人も1年間で約1,000人いると言われております。

ワクチン接種の効果は、原因であるウイルス感染を防ぎ、また、ワクチンの抗体は20年維持されると推計されています。これまでの経緯としまして、平成25年4月から小学校6年生から高校1年生を対象に定期接種となりましたが、接種後の多様な症状の報告を受け、ワクチンとの因果関係が確定できないとして、2か月後には積極的勧奨を差し控えてきました。その後、安全性において、国は様々な調査研究により、ワクチン接種との因果関係に特段の懸念が認められない、副作用のリスクよりワクチン接種の有効性が明らかに上回るとして、令和2年10月と令和3年1月の二度にわたり、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応及び対象者への周知について通知を発出し、市町村に定期接種対象者への情報提供の徹底を求めました。

そこで、1点目の質問ですが、令和3年度の対象者への情報提供をされて、それに対する本市の取組と対象者の反応や結果はどうだったかを伺います。

2点目の質問で、令和元年度の通知なしでも希望して接種された接種率及び個別通知を実施した令和3年度の接種率は、それぞれどの程度であったかをお伺いいたします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 子宮頸がんワクチンの接種対象者への情報提供の取組についてお答えします。

子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨が差し控えとなりましてからは、広報紙にて子宮頸がん検診の受診勧奨と併せて、ワクチン接種を希望する場合は、定期接種として接種が可能であることの情報提供を行ってまいりました。

さらに、国からの依頼に基づき、令和3年度は、次年度で定期の対象から外れる高校1年生へ個人通知による情報提供を行ったところでございます。

次に、通知前後のワクチン接種の状況でございますが、個人通知前と通知後の接種者数は、通知をしていない令和元年度は3名、令和2年度が7名に対しまして、一部対象者へ個人通知を行った令和3年度は、41名となっております。

接種率としましては、3回の接種のうち1回でも接種を受けた者の割合が、令和元年度が0.29%、令和2年度が0.66%、令和3年度が3.77%となっております。

以上、お答えします。

○上田敏雄 総務部長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 今、人数の回答をいただきましたが、非常に人数が少なく、また、通知をされた後は、個別通知の成果で41名ということで、やはり個別通知の成果だったと思います。

本年4月よりワクチン接種の積極的勧奨が再開され、個別通知をされておられますが、一度接種率が下がってしまうと、ワクチンの信頼回復や接種率の向上にも丁寧な周知と説明が必要となります。現在はテレビCMやラジオなどで積極的にワクチン接種と定期検診の推進を訴えているところを見ます。命に関わるがんを予防するワクチンを1人でも多くの対象者の方々に接種していただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、積極的勧奨の再開が決定し、積極的接種勧奨差し控えの間に、定期接種対象期間を過ぎてしまった方々、平成9年4月生まれ25歳から、平成18年4月1日生まれ17歳までの女子へのキャッチアップ接種、いわゆる救済措置も、個別通知による確実な周知を実施しなければなりません。また、ワクチンは1回目接種から6か月の間にかけて計3回にわたって接種することからも、接種中断者に対して残りの接種についても公費負担とすることが了承されています。

そこで、質問ですが、未接種のキャッチアップ接種対象者の17歳から25歳まで9学年が全て対象者になっており、大変な作業だったと思いますが、周知はできましたか。また、接種期間も令和7年3月までの3年間となっておりますが、今後の接種状況への対応はどのように考えておられますか。

以上、2点をお伺いします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 キャッチアップ接種者への周知についてでございますが、平成25年6月からワクチン接種の積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、定期接種の対象年齢を超えた方でも、公費にて接種ができるキャッチアップ接種が時限的に設けられました。

キャッチアップ接種の対象となる平成9年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれの女子で、子宮頸がんワクチンを3回接種していない方への周知につきましては、今年5月に個人通知を行ったところでございます。

併せて、市ホームページ及び広報紙にて周知を行っております。

次に、今後3年間、接種率を上げるための対策をどのように行うかというご質問でございますが、接種率を上げるための対応にしましては、子宮頸がんワクチン接種を希望される全ての方が円滑に接種ができるように、子宮頸がんワクチンについての情報提供をホームページ及び広報紙を利用し、引き続き周知を行ってまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 今、お答えいただきまして、子どもたちが子宮頸がんの怖さを理解していただかないと、なかなか接種を完了することは難しいところもあると思います。キャッチアップ接種対象者が理想的な接種時期となる定期接種の年齢を過ぎているところも、接種希望者は一日でも早く接種を開始する必要があるかと思っております。

国が大きな方向転換で決定し進めたことで、対象者が多いことから、今後も人数、いろんな面で大変な作業になるかと思いますが、可能な限り対応していただき、がんで悲しい思いをされる方を減らすために、できる限りの接種率の向上を今後お願いいたします。

○水上隆光 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午後1時25分

開議 午後1時31分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 次に、スクールカウンセラーについてお伺いします。

スクールカウンセラーは、平成7年度から心の専門家として臨床心理士などが全国に配置となりました。子どもたちのいじめや不登校、児童生徒の指導など、児童生徒の心のありさまと関わる様々なことが課題となっていることを背景として、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識、経験を有する学校外の専門家を積極的に活用されています。

平成18年には全国1万校に配置されていますが、各都道府県における中学校へのスクールカウンセラーの配置率は、人材の不足や財政状況などの理由によって、活用の状況は様々とのこと。また、地震災害や事故などの場合には、都道府県等の要請に応じてスクールカウンセラーの緊急派遣に対する支援も行われています。

スクールカウンセラーが相談に当たる児童生徒の相談内容は、不登校に関するものが最も多いと思われませんが、いじめ、友人関係、親子関係、学習関係など、多岐にわたっており、近年は発達障がい、精神疾患、その他の問題行動など、ますます多様な相談に対応する必要性が生じていると思われま。

教職員のメンタルヘルスに求められるスクールカウンセラーの役割も期待されているのではないのでしょうか。学校の教育相談体制をどのように充実すべきか、スクールカウンセラーの配置や充実活用についてどう考えるか、多くの教育現場で悩まれていることと思います。

スクールカウンセラーは非常勤職員であり、また、相談体制は1校当たり平均週1回4時間から8時間といった学校が多いと聞いています。

そこで、質問ですが、菊池市の教育現場のスクールカウンセラーの現在の勤務状況や人員状況はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、皆さん、こんにちは。それでは、ただいまの島議員さんの質問にお答えします。

現在、菊池市内の小中学校におけるスクールカウンセラーの相談業務につきましては、ただいま島議員さんからご紹介があったとおりでございます。本市につきましては、熊本県教育委員会が実施しております「スクールカウンセラー活用事業」に基づき、菊池教育事務所に7名のスクールカウンセラーが配置されております。

派遣の方法としましては二つございまして、一つ目が拠点校方式でございます。菊池南中学校と泗水中学校の2校を拠点校として学校配置のスクールカウンセラー

がおります。この2校を拠点として、隈府小学校、菊之池小学校、泗水小学校、七城中学校を巡回して相談業務にも当たっております。

また、その他の9校につきましては、菊池教育事務所に配置されておりますスクールカウンセラーが要請を受けて派遣され、相談業務に当たっている方式を取っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 今、県から菊池市では7名ということで、それぞれの学校に行かれているということで、私はもう少しいるのかなとちょっと思っておりましたが、学校側にとっても、スクールカウンセラーの相談時間が短かったり、内容にもよると思いますが、曜日が限られているとか、そういうことを聞きまして、児童生徒や保護者が相談したいタイミングに相談できないという課題があるのではないかと考えておりました。

不登校に関するスクールカウンセラーの効果として、文部科学省が毎年行っている調査では、不登校児童生徒への指導の結果、登校するようになって、特に効果があった学校の措置としては、スクールカウンセラーなどが専門的指導に当たったと回答した学校が最も多く、また、不登校児童生徒が相談、指導、治療を受けた期間などとしても、スクールカウンセラーが小中学校ともに最も多い状況であるということです。

しかし、相談時間やタイミングが合わなければ、思うような納得できる相談はできず、スクールカウンセラーの配置及び時間数の拡大を希望する意見は多いのではないかと思います。

私が聞きましたある保護者の方から、中学生の子どものことで、スクールカウンセラーの先生にお世話になっていましたが、ほかの学校も兼務されていて、相談調整がつかず、その後の話が進まなかったと話されておりました。

スクールカウンセラーの活用の仕方は、学校の教員や校内組織の在り方、校長をはじめとした教職員の意識の差などにより、また、学校及び都道府県などによって大きな差があり、例えば連携が不十分であったり、その役割が理解されていないことにより、組織的な活用が十分になされていないケースもあるそうです。1校当たり勤務時間数が限定されていること、また、児童生徒の問題の状況に応じた柔軟な対応がしにくいことは、学校における相談体制の充実という観点から大きな課題とも思われます。

以上のことで、2点お伺いしたいと思います。

スクールカウンセラーの配置や時間数などの現状から、必要性をどのように考えておられるのか。

また、菊池市では、様々な相談について、スクールカウンセラーと学校側とはどのように連携を取っておられますか、お伺いします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問のほうにお答えいたします。

近年の児童生徒に関する問題は、先ほど島議員も述べられましたように、いじめや不登校のみならず、家庭環境に起因する問題など、内容も多岐にわたり、複雑化しております。それに伴い、相談件数も年々増加しているのが実情です。

スクールカウンセラーは、心理士としての専門的な知識や経験を有する専門職であり、学校職員とは異なる立場・視点から課題を捉えることができます。

また、児童生徒や保護者が助言を受けたり、話をすることによって安心することも多くあります。

そのような点からも、スクールカウンセラーは問題を解決する上で、現在の学校現場で重要な役割を果たしていると考えているところでございます。

スクールカウンセラーと学校の連携につきましては、各学校には、スクールカウンセラーと連絡調整を担当する職員がおります。大部分が養護教諭である場合が多く、カウンセリングの前には担任や関係職員によるケース会議などを開き、状況を整理してスクールカウンセラーに伝えております。

その後、児童生徒や保護者と日程調整して面談日時を決定しています。場合によってはケース会議の段階でスクールカウンセラーに入ってもらい、面談の方向性や事前協議をすることもあります。

また、面談後には面談で得た情報や今後の取組について学校職員と情報共有を行っております。

このように、スクールカウンセラーが来校する時間は限られておりますが、事前や事後に時間を確保して情報を共有することなどによって連携を図っているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 今言われたように、事前、事後に相談を徹底されているというのを伺いまして、少し安心しております。

スクールカウンセラーの必要性はさらに多くなると思いますが、可能な限り週当



たりの相談時間の増加や、相談日数の増加についても、今後は検討することや、一層多様な幅広い人材の活用を検討することも課題ではないかと思えます。

難しい問題が多い教育現場ですが、子どもたちにとって心から安心感を持って相談し、解決できる体制づくりが必要と思えますが、今後、どのように考えておられますか、お伺いいたします。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 皆さん、こんにちは。今、ご質問の、安心できる相談体制づくりはどう考えているかというご質問にお答えいたします。

児童生徒や保護者からの相談体制としましては、教職員やスクールカウンセラーのほかに、本市では全ての中学校に「心の教室相談員」を配置しております。その相談員が生徒や保護者の日頃の悩みなどの相談を受ける体制を取っているところでございます。

さらに教育委員会の学校教育課内にもスクールソーシャルワーカーと学校支援コーディネーターを配置しております。学校支援コーディネーターは、学校から上がってきた児童生徒に関する相談に対して、必要な専門機関等を判断してつないでおります。スクールソーシャルワーカーは、学校に出向いて児童生徒、保護者、教職員から直接相談を受けております。

その内容によっては、そこからさらに子育て支援課や医療機関、相談機関など、より専門的な機関との橋渡しも行っているところでございます。

また、児童生徒に対しましては定期的に不安や悩みについてのアンケートを行っております。不安や悩みがある児童生徒につきましては、担任や養護教諭等が教育相談を行っておりますけれども、必要があれば心の教室相談員等につなぐように指導しているところでございます。

このように、学校、教育委員会内とも相談体制を取っており、児童生徒が安心して学校で過ごすことができるように、引き続き組織的な相談体制の充実を図ってまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 今、教育長が言われたように、心の相談員、そして養護教諭、スクールソーシャルワーカー、支援コーディネーターと、スクールカウンセラー以外に様々な連携で、子どもたち、また保護者を支えておられるということを持って、児童生徒や保護者の抱える悩みに寄り添い、それぞれの相談に十分な時間を取って

いただき、また、安心した学校生活が送れるように、今後もできる限りの連携と体制をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

次に、産後ケア事業についてお伺いします。

令和2年からコロナ感染の収束が見えない状況が続いておりますが、感染対策の浸透とともに、社会活動はわずかに緩和の方向に動き出しているようにも見えます。しかし、コロナ感染症により自粛生活や職場のリモートワーク、学校の休校など、全ての人に何らかの心身への影響を及ぼしています。

その中で、産前産後の母親にとっては、まさに不安な状況だと思えます。コロナ禍の中で、実家に安心して帰れない。会って相談ができない。出産も家族の立会いが制限される。ましてや、家族が離れていれば、母親は孤立し、育児への不安で産後鬱になることもあります。

令和3年度補正予算で国は母子保健対策の支援の一つとして、産後のケア目的に、子育て世帯訪問支援臨時特例事業の実施を発令しました。これを受けて、菊池市は出産後1年以内の母親対象に産後ケア事業が行われています。育児の不安や悩み相談に対する支援や助言、様々な思いを聞くことは、子どもを持つ母親、家族にとっては安心して子育てができ、育児への意欲を持たせ、産後鬱を減少させることになると思えます。

さらに、今回、こども家庭庁の設置関連法が成立しました。今後さらに子どもを取り巻く課題に対応し、子育て支援も本格化されていくと思われれます。

そこで、1点目の質問ですが、産後ケア事業が始まり約1年ですが、産前産後の支援を受けられていた方は何人ぐらいおられましたか。支援を進めていく上での課題がありましたら、お聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 産後ケア事業についてお答えいたします。

菊池市では、産後1年未満の方で、育児不安が大きい方や、家族などから産後の支援が受けられないなど、育児支援を特に必要とする母子を対象に、心身の安定や育児不安の解消を図り、産後も安心して子育てができる支援体制の一環として、令和3年度より産後ケア事業を実施しております。

産後ケア事業は、宿泊型、訪問型、また本年度から新たに通所型を加え、三つの形態で実施しており、主に助産師が中心にそれぞれの母子の状況に応じて、相談を受けたり、保健指導を行ったりしております。

利用状況としましては、令和3年度の訪問型が延べ38組、宿泊型が1組、令和4年度は6月23日現在で、訪問型が延べ12組、通所型が延べ14組となっております。

ります。

訪問型につきましては利用者も増え、助産師によるきめ細かな保健指導により、母乳トラブルや、育児不安の解消につながっていると認識しております。

現在の課題としましては、支援が必要な方が、必要な時期に事業の利用につながっているかを把握していく必要があると考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 今、3種類、宿泊、訪問、通所と、様々な支援をされているとお聞きしました。産後の母親にとっては心強いサポート事業だと思います。

産後は、育児に慣れないこともあり、心身の疲労も大きく、日々の生活も大変な方もおられるのではないのでしょうか。育児以外に調理、洗濯や買物などの生活支援を少しでも手助けしてくれる親や兄弟などが近くにいないと、孤立しがちではないのでしょうか。

2点目の質問ですが、そういった生活支援も必要と考えますが、市としての今後の支援対策は考えておられますか。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 産後の子育て、家事支援の体制整備についてお答えします。

本市の産後支援の取組として、保育士等の資格を持つ養育支援員が家庭を訪問し、共に育児の仕方や家事などを行いながら、子育てに関する悩みや困りごとについての相談、助言、指導を行う「養育支援訪問事業」を実施しております。

この事業の対象は、出産後1年程度の子育てに強い不安や孤独感を抱える家庭や生活環境を整えるための支援を必要とする家庭で、支援期間はおおむね3か月ですが、必要に応じて延長することもできます。

支援期間を過ぎても心配な家庭につきましては、健康推進課の保健師や子育て支援課の相談員への引継ぎを行い、その後の見守りを行っております。

養育支援訪問事業は平成29年度から実施しており、これまで33件の家庭を支援し、訪問回数は延べ681回となっております。

令和3年度より、国が臨時補助事業として、家事や育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどの支援を行い、家庭や養育の環境を整え、虐待リスクを未然に防ぐことを目的とした、「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」を創設しました。これは食事の準備、洗濯、掃除などの家事支援や保育所の

送迎などを行う育児支援であり、養育支援訪問事業ではできない生活支援を担うことができる事業でございます。

対象は、家事・育児に対して不安や負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦となっており、支援期間も子育て中であれば継続して利用することができるものでございます。ただし、この事業の実施期限は令和6年3月31日までとなっており、補助事業の継続は未定とされております。

市としましては、今後、本事業のニーズの把握をするとともに、国の補助事業の動向を注視して、安心して子どもを産み育てることができるよう、産後支援の体制整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 今、生活支援を含めた養育支援事業ということで、様々な点から支援をされているということで、令和6年3月31日まで補助事業されているということですが、今後も必要性があれば、検討いただき、続けていただきたいと思います。

産後ケア対策は、今後の人口増加にもつながっていくと思われる大事な事業ですので、引き続き切れ目のない支援をお願いいたします。

今、生活支援されているということで、一つご紹介なんですけど、産後の母親へ、育児支援に加えて、調理、洗濯などの生活支援もサポートしていく産後ドゥーラと言われる支援があります。専門性があり、資格者もまだ少なく、あまり知られていませんが、県下ではご利用されたお母さんもおられるとお聞きしました。需要はこれからですが、熊本県は様々な母子支援策として推進し、支援につなげていきたいとの考えも示しています。今後、参考にさせていただけたらいいかと思っております。

今後も出産や育児と母親をしっかりと支えて、安心して子育てができる施策をお願いいたします。

これで、私の質問を終わります。

○水上隆光 議長 これです、島春代議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

○

休憩 午後1時56分

開議 午後2時03分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 皆さん、こんにちは。福島英徳です。今日最後の一般質問となりました。もう2時にもなりまして、どんどん眠くなる時間だと思いますが、皆さんが眠くならないように頑張りたいと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

1 問目、半導体工場の菊陽町への進出について。

世界最大の半導体受託製造企業、要するに、ファウンドリであるTSMCの熊本進出報道による本市の取組と課題について、質問いたします。

昨年12月定例会におきまして、二ノ文議員が企業誘致に関連して、TSMCがお隣の菊陽町に進出することに対して一般質問を行われました。インフラ整備、人材の育成にどのように関わっていくのかとの質問に対して、民間開発に連動する形で、関係部署の連携を強化して庁内横断的、また、総合的に取り組みたいと、市長からも、経済部長からも、同じような答弁をされています。

それでは、TSMCの熊本進出が決まってから、半年以上をかけて情報収集や課題の把握を行ってこられたと思いますが、具体的にどのような活動を行ってきたのかをお聞かせください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、私のほうから、TSMCの進出報道以前も以降も、事業者からの情報収集ということで、事業者からの各担当窓口には電話であったり、窓口であったり、農振農用地区域であるか、あるいは空き地に関する問合せは日常的にあっておりますが、令和3年11月のTSMC進出報道以降の半導体関連企業と見られる問合せは数十件と多数でございますが、半導体関連の本市における既立地企業からの増設に……。

○水上隆光 議長 福島議員、何ですか。

○8番 福島英徳 議員 具体的にどのような活動を行ったのかという。

○清水登 経済部長 情報収集ということで活動を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 TSMC新工場の菊陽町への建設決定以降の市の取組、それと課題について、私のほうからお答えさせていただきます。

本市では、TSMCによる菊陽町への工場進出というチャンスを最大限に生かし、

本市活性化のための施策の検討・推進を図るため、本年1月に、市長を本部長とする「半導体関連企業等進出に係る菊池市活性化推進本部」を設置しました。

また、2月にはこの本部の下部組織として「産業振興促進部会」「道路・交通・住環境部会」「人財育成・教育環境部会」「生活サポート部会」の四つの作業部会を設置し、具体的な課題や施策の検討を進めています。

本部会議につきましてはこれまで4回開催しており、TSMC関連事業者からの相談に関する情報共有や、居住誘導候補地域、移住・定住に向けた支援策の検討などを行っています。

また、各作業部会ではTSMCの進出スケジュールに合わせた施策のロードマップの検討や、不動産業者との意見交換による事業者側のニーズなどの把握などを行っています。

これまでの本部会議での検討における課題としましては、企業誘致や居住誘導を進める上での農地における農業振興地域などの規制、道路・上下水道などのインフラ整備、外国人向けの窓口などにおける多言語対応などが挙げられています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 半導体関連企業等進出に係る菊池市活性化推進本部を立ち上げられたということで、1月ですから、もう半年近くはたっているわけですね。要するに、企業誘致プロジェクトチームと言い換えてもおかしくはないかと思いますが、これは昨年12月に二ノ文議員が一般質問で提案されたことです。そのときは発足する・しないの答弁はありませんでしたが、二ノ文議員の提案を受け入れられたと解釈したいと思います。意地を張るだけではなく、よい提案に対しては、今回のように積極的に受け入れるべきだと考えます。

先ほど四つの分科会でいろんな話合いがされているというお話を受けましたが、意見が出て、今後、どういうふうにやっていくかということなんですが、ロードマップを作っていきたい。やはりスピードは大事と思うんですよ。今日聞きたいのは、そのいろんな出た意見を基にどのようなアクションプランを立てられたのか。要するに、目標達成までの具体的な行動計画をお示しいただけたらと思います。課題についての意見が出たのであれば、どのような意見で、その解決策に対してもあれば、併せてお示しください。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 検討の状況ということですが、先ほどの安武議

員の答弁ともちよつと重複しますが、今回のT S M C関連の開発に当たりましては、工場・住宅・道路・教育など極めて短期間に広範囲の課題を解決していく必要があるため、戦略的に取り組んでいく必要があります。

このため、工場誘致につきましては、県営工業団地の造成に全面的に協力することでスピードアップを図り、本市としては住宅誘致に極力特化していきたいと思っております。

その際、開発業者・地権者・金融機関などの情報を集中・マッチングする仕組みをつくり、極力民間力を活用し、効果的かつスピーディーに行っていきたいと考えております。

また、一定規模の民間の宅地開発事業につきましては、必要に応じて、住宅開発補助金などの支援策を今後検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 それでは、T S M Cに関連して、企業独自で、県の誘致は除きまして、本市に進出してきた企業は何社ございますか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

T S M C関連と思われる問合せはあっておりますけれども、県営の工業団地を除きますと、進出がはっきりしているものは、今のところございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 独自進出はゼロということでございますが、例えば問合せ等は何社ぐらいからあったのかをお聞かせください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 問合せにつきましては、報道以降から至るまで、週に数件とありますけれども、具体的にいろいろなどこの企業とか、こういった種類とかいうのはなかなかございませんので、多数はございますけれども、数十件というところがございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 この件につきましては、また明日、荒木議員が詳しく質問されると思いますので、私からはこれぐらいにしておいて、ここで、少しだけT S M Cに関してお話をいたします。

今回、菊陽町に進出するT S M Cの熊本工場では、直径12インチ、300ミリメートルのシリコンウエハーに何十層もの回路を印刷して、チップにカットします。チップとは、最近のクレジットカードに埋められたI Cチップを想像されても構いません。ただし、I Cチップよりも数百倍の集積度になっています。集積度を上げて、より小さなチップを作るために、回路幅を細くしていく技術が必要になります。

皆さんは菊陽町に進出するT S M Cで製造される半導体技術は最先端ではないと耳にされたことがあると思いますが、最先端ではないにしても、回路幅は22から28ナノメートルと言われております。ただし、デバイスによっては、最先端の歩留りが悪い技術を使わないで、安定した技術を使う場合が多いので、一概に最先端とかを気にする必要はないと思います。

ちなみに、自動車に使用される車載用マイコンデバイスは、使用する場所によっては命に関わることにもなるので、技術的に安定している40ナノメートルが主流のようです。

T S M Cが持つ半導体技術に加えて、C M O Sイメージセンサーデバイスで高いシェアを誇るソニー、そして、先ほど申した車載用デバイスを手がけるデンソーを含めたJ A S M (Japan Advanced Semiconductor Manufacturing) も進出されることが画期的なチャンスであることは言うまでもありません。

私が以前勤務していた会社は半導体関連の製造販売を行っておりましたので、台湾のT S M Cには何度も足を運びました。訪問するたびに、巨大企業であることをつくづく実感した次第です。何よりも新棟建設が頻繁に行われ、設備投資も群を抜いております。その巨大企業のT S M Cが日本、それも熊本の菊陽町に進出することには驚きを隠せません。

先ほど少し説明しましたが、先端技術の半導体製造に欠かせないのが、高い技術力を持ったエンジニアであることは言うまでもありません。しかし、東京エレクトロンを筆頭に、高い技術力のある半導体製造設備メーカーが重要になってきます。トヨタのかんばん方式ではありませんが、製造メーカーは在庫を持たない傾向にありました。しかし、今もなお続くコロナの影響で、在庫ゼロが及ぼした影響から、在庫はある程度持つように方向性を変えてはいるようです。

しかしながら、メンテナンスやサポート面においては、工場に近いところに進出する傾向は変わりません。関連企業誘致において、菊池市は熊本工場進出場所に対



して、立地条件、まず通勤時の渋滞は少なく、土地の価格においても、近隣自治体に比べて大いに優位性があると私は考えます。チャンスをつかむには特にスピードが重要であり、そのスピードには計画性が必要です。計画とスピードでどのようにかじを切るか、今、大きな岐路に立っております。

このようなまたとないビッグチャンスを目の前にして、どのようなランドデザインが描かれ、マスタープランが作成され、ロードマップがつけられているのかをお示しください。日本語で言えば、どのような全体構想を描かれ、基本計画が作成され、時系列の個別計画をどのようにつけられているのかを示していただきたいと思います。

先ほどはある程度の流れというのは政策企画部長にお聞きしましたので、このランドデザインからのどのように描かれているのか、市長にお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 市のランドデザインということですが、今回の旭志地域の過疎地域指定、T SMC熊本工場や中九州横断道路などの地理的条件を踏まえ、T SMC進出に伴い設置した「半導体関連企業等進出に係る菊池市活性化推進本部」において、企業誘致や宅地造成を誘導する地域の検討を進めています。

これらを踏まえたランドデザインにつきましては、都市計画などの各種計画への反映を含め、国や県とも協議しながらしっかりと検討してまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 先ほど申しましたように、このチャンスなんです。スピード、計画性、これをもって向かっていかないと、本当にこのチャンスをなくすと思いますよ。抽象的なことではなく、国や県の動向とかじゃなく、市独自でできることはたくさんあると思います。どの自治体も、今、一生懸命にやっているんです。ぜひともスピードをもってやっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

子育て世帯への支援体制についてということで、菊池市では子育て支援の充実をうたわれておりますが、子育て世帯に対して、今、行っている支援の内容をお聞かせください。できればほかの自治体との対比で、菊池市が充実していることをアピールしていただいても結構です。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○**本田和佳子 健康福祉部長** 本市の子育て支援事業についてご説明いたします。

保育所等や放課後児童クラブにおいては、未就学児の保育や放課後の見守りが必要な児童の受入れを行っております。

家庭保育の支援としましては、「地域子育て支援拠点事業」である「つどいの広場」と「子育て支援センター」におきまして、乳幼児とその保護者が気軽に集い、子育てについての相談対応や情報提供を行っております。

また、「病児・病後児保育」では、保護者の仕事等の都合により、病气中や病气回復期の子どもを家庭で見ることができない場合、専用の施設で子どもの預かりを行っております。

経済的な支援としましては、各種手当の支給や医療費の助成を実施し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図っております。

相談支援としましては、県下でも早い時期に「子育て世代包括支援センター」を設置し、さらに「子ども家庭総合支援拠点」を設置して、相談支援体制を整えております。

このほか、特色のある本市の子育て支援事業としましては、第3子目以降の出産祝い金として「すくすく子宝祝金事業」や「ファミリーサポートセンター事業」における第2子以降の利用料の無償化、低所得の多子世帯に対する保育所での副食費の補助、保育所において医療的ケアが必要な児童の受入れ体制の整備などを実施しており、子育て支援の充実を図っております。

以上、お答えします。

○**水上隆光 議長** 福島英徳議員。

[登壇]

○**8番 福島英徳 議員** それでは、今は随分有名になりました兵庫県明石市の泉房穂市長が、約3週間前の令和4年6月7日に、参議院内閣委員会に「こども施策で人口増・経済好循環～決断すれば実行可能～」というタイトルで参考人説明をされています。

ここで、議長に許可をいただいておりますので、パネルを紹介します。

[パネルを示す]

「明石のまちの好循環」と銘打って、まずはきちんとした子育て支援の施策を打ち出す。そして、安心、91.2%の市民が住みやすいと思っている。その結果、9年連続の人口増、にぎわい、また、出生率が1.7%増えております。にぎわい、来外者が7割増、商業地地価が7年連続増、財源は市税収入8年連続増、また、説明資料の中には、「全ての子どもたちへの支援を」のタイトルで、所得制限の撤廃

を、これは子どもは親の持ち物ではない。所得制限をかけるなら子ども本人を基準とすべきである。誰一人取り残さない。子どもはみんなまちの子ども。子どもは親も時代も選べない。子どもが泣かなくていい社会を。3番目、子どもの声を聞く。子どもの幸せは子どもが決める。

この明石市と菊池市を単純比較はできないとしても、このような具体的な施策をトップダウンで行えば、明石市の施策に近づける可能性はあると思います。明石市の泉市長は決断すれば実行可能と言われておりますので、内容に大変感銘を受けまして、明石市政策局市長室に連絡を入れ、いろいろとお尋ねしました。そしたら、ご丁寧に対応いただき、感謝しているところです。

また、同時期の新聞記事には、主要先進国の中で日本は国内総生産GDP比で公共事業は高いが、子ども関連予算は2%に満たない低水準だ。家計で言えば、家の修繕ばかりで、子どもの教育費や食費にかけないようなものだとのコメントも記載されておりました。

明石市の人口は約30万人、一般会計予算も1,200億円と大きく、先ほども申しましたとおり、菊池市との単純比較はできないと思いますが、この泉市長は公共事業費を削って、126億円だった子ども関連予算を258億円と2倍にされております。要するに、一般会計予算に対する子ども関連予算の割合を1割から2割に増やされていることになります。1,200億円と分母が大きいゆえにできることかもしれませんが、大胆な取組だと思います。

そこで、この泉市長は公共事業費を削ってというふうにおっしゃっていますけども、結果的に、先ほどお見せしたこの明石のまちの好循環によって、結果的には学校を造ったり、結果的に公共事業がまた増えていったんですね。これこそ、好循環と言えるんじゃないかと思います。

明石市の取組を述べさせていただきましたが、先ほどの答弁にあった菊池市の子育て世帯への支援内容も、担当課としては、現状やれる範囲では精いっぱいやられているものだと思います。しかしながら、本気で子育て世帯を支援したいと考えるのであれば、先進自治体の取組を積極的に取り入れて実行することこそ、子育て世帯に対する手厚い支援だと言えるのではないのでしょうか。

それでは、もう少し範囲を絞って質問いたします。

知り合いのおじいちゃんやおばあちゃんの話ですが、今のランドセルの価格は5万円から7万円ぐらいする。孫へのプレゼントだから、あんまり安いものもあげられないし、また、1人であればまだしも、何人も孫が入学すると、うれしい反面、結構な負担になってしまう。できれば山鹿市みたいに、就学時にランドセルを菊池市でも無償提供してもらえないだろうかといった内容です。

そこで、お尋ねします。

令和元年の6月定例会で城議員が一般質問されたときには、ランドセルの一律支給は考えていないと答弁されております。城議員の質問から3年がたち、新型コロナにより経済状況も各家庭によっては大きく変化していると思いますが、本市においては、就学時にランドセルを無償支給する考えはあるのか、改めてお聞かせください。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 ランドセルの支給に対するご質問でございますが、県内で新小学1年生に対してランドセルを支給している自治体は、議員がご案内であった山鹿市を含め3か所であり、菊池管内では支給している自治体はございません。

経済的にお困りのご家庭等に対しましては、教育委員会で実施しております就学援助制度を利用することで、児童が学校生活を送る上で必要な経費の援助を行っており、ランドセルにつきましても就学援助制度により購入していただいております。

現在のランドセルは種類が豊富で多種多様となっております。以前のように性別によりランドセルの色を黒と赤に限定して選ぶようなことはなく、一人ひとりの個性に合わせたランドセルを選ぶ傾向にあるようでございます。

県内で実施している自治体が3か所と多いものではないこと、一人ひとりの個性に合わせたランドセルの支給に対応することなどの課題があること、ご家庭によってはランドセル購入自体が家族からのお祝いの意味があることなどの理由から、本市において、ランドセルを支給することは、今のところ考えておりません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 菊池市には就学援助制度があることを承知しております。経済的に厳しいご家庭に対する援助制度ですが、3年前の城議員の一般質問に対して、小学校入学時にランドセルと学校制服に約7万円、中学校入学時はスクールバッグと学校制服に約5万5,000円が必要だと答弁されております。平均5万円強のランドセルを無償で提供すれば、経済的に厳しいご家庭では、その5万円をほかの用途に使うこともできるわけです。

先ほど明石市の取組を伝えたとおり、全ての子どもたちへの支援が必要だと考えます。就学援助制度とは別に、子育て支援として、全ての就学児童生徒に対して、必需品を無償提供することが手厚い支援と言えるのではないのでしょうか。

先ほどランドセルの無償提供については、行う予定はないという答弁でしたが、

そうですね、色にしても、確かに山鹿市で就学時に贈られているランドセルは黒色と赤色の2色だと聞いております。男の子には黒色、女の子には赤色と分けられていることが、今の時代に合うのかどうかは疑問ではあります。

企業によっては、従業員のお子さんに就学祝いとしてランドセルを贈られる企業もあるようです。そのような理由からか、就学祝いに贈っていただいたランドセルがネット販売されているといった話も耳にします。しかし、いずれにしましても、せめて市民アンケートを取って、その集計結果をどのように生かしていくかぐらいは行っていただきたいと思います。

山鹿市では、ランドセルの無償提供に対してアンケートを取られているようです。判断の難しいところなんですけども、賛成、反対、どちらでもない、おのおの3分の1ぐらいだったそうです。

ランドセルの無償提供には高い壁がありそうですので、改めて提案いたします。小学校、中学校への就学時に、学校制服を無償提供するのはいかがでしょうか。自由に選べる多種多様なランドセルとは違い、学校制服は学校ごとに決まっており、自由に選べず、かつ必需品だからです。全ての子育て世帯に対する子育て支援の一環として提案しますが、考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 制服の支給についてお答えいたします。

制服の支給につきましては、ランドセルの支給と同様に経済的に厳しいご家庭等に対しましては、就学援助制度の活用により購入することができます。

また、一部の地域では、子どもの成長に合わせて買換えが必要となる制服等の譲り合いが行われており、保護者の経済的な負担軽減が図られているようでございます。

全国的にも実施している自治体が少ないことと、地域での譲り合いの活動が行われていることなどから、今のところ制服の支給については考えておりません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 子育て支援の充実、これをしっかりうたわれているわけですね。ほかの自治体があんまりやってないからやらない。やってないからこそ、菊池市がやれば、もっとその支援というのが皆さんによく感じるのではないですか。

先ほど明石市の泉市長の言葉にもありましたけども、決断すれば実行可能、ぜひともこの子育て世帯に対しての支援というのをもっともっと充実させていただきた

いと思います。

以上をもって、一般質問を終わります。

○水上隆光 議長　これで、福島英徳議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日、7月1日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会　午後2時38分

第 4 号

7 月 1 日

# 令和4年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第4号

令和4年7月1日（金曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

---

### 出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

---

欠席議員（なし）



---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	三 池 克 徳
健康福祉部長	本 田 和佳子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	安 武 邦 男
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議会課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係	吉 岡 結加里
議 会 係	志 水 利 貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。  
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

### 日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。  
初めに、荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 おはようございます。議席番号15番、荒木崇之です。  
毎回傍聴いただき、本当にありがとうございます。しっかり務めてまいります。

初めてこの場に立たせていただいたときと同じく、私の報酬は市民の皆さんの税金から頂いているということを肝に銘じて、選挙のたびに自分の信条を変える政治家が市民に信用されるとは思いませんので、4期目もこれまでどおり主張してきましたように、菊池市の厳しい財政状況の中、身を切る改革の精神で、議会の都合ではなく、市民の都合で物事を判断し、チェック機能はもちろんのこと、市政に有益な政策提言を行っていきます。

今回は2問ですが、本来は3問用意しておりました。最近、税務課が事務手続のミスを隠蔽していると思われる事案がありましたので、先日、予算決算常任委員会後に総務部長にお尋ねしたところ、市民や市議会にお断りする事案はないと答弁されましたが、どうも隠蔽しているのか、ばれたと思って公表準備をしているのか、ばたばたとしているようです。今回、この件は質問しませんが、熊日の支局長も替わり、事務処理ミスのことを書かれないことをいいことに、ミスを隠蔽していたら、うそにうそを塗り重ねて、どうにもならなくなるよと忠告しておきます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

昨日の福島議員の一般質問で、菊陽町へ進出する半導体製造工場、TSMC（台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング・カンパニー）の概要をお話いただきましたので、一部重複する部分があると思いますが、ご了承いただきたいと思っております。

T SMCは台湾で創業され、世界の半導体受託生産の半分以上を占める企業です。時価総額およそ63兆円で、世界で9番目に価値ある企業となっており、半導体を手がけるインテルやサムスン電子よりも上に位置しています。日本企業の中で時価総額トップのトヨタがおよそ23兆円であるため、トヨタの2倍以上の時価総額といえば、このすごさが分かりやすいでしょうか。そんなお化け企業を国もいわば国策として誘致に動きました。

一方、T SMC側としても、T SMCの本社がある台湾の新竹（シンジュー）は、アジアのシリコンバレーと呼ばれ、ITや工場が集中している都市ですが、その台湾経済の心臓部である新竹の目と鼻の先、海峡を隔ててわずか約250キロメートルの距離にある福建省には、中国人民解放軍が幾つもの軍事拠点を構えています。福建省には空軍の水門基地があり、最新戦闘機やミサイルが配備されていると見られていて、戦闘機が一たび基地を飛び立てば、新竹まで、わずか5分から7分で到着します。つまりは、地政学上でも、安全保障の面からも、利害が一致したため、日本への進出を決めたのではないのでしょうか。

前段が長くなりましたが、いずれにしましても、世界的な企業が近隣のお隣の菊陽町に進出することは、人口減少、財政厳しい本市にとっては、百年に一度の好機と言っても過言ではありません。実際に私のところにも、物流倉庫、建設資材倉庫、建設作業員の宿舎、製造工場を建てたいとの相談が10件以上あっています。もちろん市役所へも進出についての相談があっていると思いますが、令和3年11月のT SMC工場の菊陽町進出の報道以降、本市への相談件数と、実際に企業進出が内定もしくは決定した件数をお尋ねします。なお、県営の工業団地への進出は、市が誘致したわけではないので、件数からは除外してください。答弁を求めます。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。ただいまの荒木議員のご質問にお答えいたします。

昨日の福島議員への答弁と重複しますが、菊陽町へのT SMCの進出報道以前、以降も、事業者からの各担当課への窓口あるいは電話での農振農用地区域や空き地に関する問合せは日常的にあっているところがございますが、令和3年11月のT SMCの進出報道以降の半導体関連企業と見られる問い合わせは数十件と多数でございます。また、半導体関連の本市における既立地企業からの増設に関する問合せも、併せて一部あっているところがございます。

また、同じくT SMCの進出報道以降の県営工業団地の菊池テクノパーク以外で半導体関連企業の本市への進出が決定したものは、今のところございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 清水部長の答弁では、相談件数は多数あっていると。日常的にあっていると。あっているものの、実際に進出や建設を決めた企業はゼロ件ということであります。これは福島議員の昨日の答弁とも合致します。

先日、6月20日に、お隣の天津町の企業振興課に福島議員と2人で意見交換会と申しますか、担当者の方にもうお話を聞いたほうが早いと思ひまして、私の信条はTTP、徹底的にパクるですから、もうお話を伺いに行きました。天津町も本市同様に、TSMCの進出報道以降、天津町に企業立地をしたいという企業の問合せがたくさんありました。決定と内定を合わせて9件の企業誘致が決まったとのことであります。詳細は言えませんが、本市の旭志地区に近い場所にも進出企業が決定しているとのことでした。これは製造工場と聞いています。

そこで、お尋ねしますが、問合せがあっているのに、企業が1件も決まらない理由は何でしょうか。また、企業進出の大きな障害、壁になっているものがあればお答えください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

企業が事業用地として適地を選定される場合、様々な条件を基に選定が行われるものと思いますが、ある程度の大きさの面積が確保できて、平たんで造成がしやすいといった面から、農地を適地として検討される場合が多いと認識しております。

しかし、本市の場合は大半の農地が農業関連の補助事業の対象となっております農振農用地区域に指定されておりますので、企業が事業用地として農地を検討される場合は、農振農用地区域に指定された農地が含まれることが多く、開発に当たっては農振農用地区域から除外を行う必要がございます。

除外を行う場合は、除外の要件の全てを満たす必要がありますが、その要件を満たすことが困難な場合は、開発を断念せざるを得ないケースがあると思ひますので、こうしたことが企業から見た場合の課題の一つであると考えております。

本市ではこれまで、農地・農業用水路・農道などの整備や維持補修をはじめ、農業用施設や機械の導入など、多くの農業関係の補助事業を実施してまいりました。中でも農業用水路・農道等の維持補修に活用できる「多面的機能支払交付金」は、農振農用地区域でなければ交付金の対象になりません。

また、補助事業の実施計画申請の際、成果目標や拡大計画に作付面積や、あるい

は飼養頭数及び販売額の増加などが計画されておりますが、企業の進出によって農地が減少した場合、作付面積も減少するということになりますので、補助事業の計画達成に影響を及ぼすことが懸念されているところでございます。

また、さらに、昨今の燃油高騰・物価高騰によって生産コストが増加しておりますので、中でも配合飼料の高騰は、畜産農家の経営に大きく影響しております。農地を確保し飼料自給率を向上させることが、今、必要となっているところでございます。

こうしたことも、農業の振興と企業の進出の両方の立場から、調整を要する事柄であると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 答弁で、一番大きな壁はやっぱり農振農用地区域ということだと考えます。そのほか、例えば畜産クラスター事業、担い手確保経営基盤支援事業、多面的機能支払交付金、清水部長が言われたようなことがその農地に係っていて、なかなか難しいということではありますが、一番の壁になっている、この農振農用地区域とは何かといいますと、農業の振興を図るため、優良農地として守る必要のある農地を農振農用地区内の農振農用地区域として指定している区域とあり、その指定や除外は県の同意を経て、市が行いますというふうにあります。

では、先ほども述べましたが、私のところに進出企業の相談がある場所というのがほとんど共通しています。地図を示します。

[地図を示す]

泗水の住吉熊本線というところを北のほうに行きまして、永区から北に向かって、原植木線という、これ獣医さんのところからずっと道の駅旭志に行く、原植木線を通って道の駅旭志があります。ここを右折して大津方面に、国道325号から大津方面に向かったところ、そして、杉水公園というのが大津にあります、これは旭志と大津の境のところですね。杉水公園というのがありますが、大体そこまでで土地を探しておられるんですよ。もう決まって、ここです。その理由というのが、TSMC工場へ国道325号を南下すると10分もかからないということと、現在、国土交通省が用地交渉を始めた熊本市と大分市を結ぶ地域高規格道路である中九州横断道路の杉水インターチェンジ設置予定場所に隣接しているからだと私は考えます。

そこで、お尋ねしますが、今、私が示した場所で、農振農用地区域に指定されない農地、農地転用ができる農地というのがどれくらいあるのか、何割とかでも結

構です。平米が分かればいいんですけど、何ヘクタールとかいうのが分かればいいんですけど、お尋ねします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ご質問にお答えいたします。

ただいま荒木議員がパネルでお示しになられた区域のうち農地でございますが、農地の部分は9割以上が農振農用地区域となっております。

一方、この区域における農振農用地以外の農地につきましては、約18ヘクタールございます。ただ、6か所に分かれて点在しておりまして、一部には埋蔵文化財の包蔵地区が含まれております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 それでは、新たにパネルを示します。

[パネルを示す]

このパネルですね。これは先ほど地図データに、農振農用地区域を落とし込んで色分けしたものです。黄色の網かけ部分、これが農振農用地区に指定されているところで、ご覧のとおり、答弁でもおっしゃいましたが、この緑のところは山林なんですよ。おっしゃいましたが、9割以上の農地が農振農用地区域に指定されていますし、この中には、もちろん畜産クラスター事業の面積要件として含まれている農地もあるところですが、含まれていないのが18ヘクタールくらいあるということですが、それはちょっと谷になっていたり、場所的に山林の横だったりとか、広い道路がなかったり、なかなか転用には向かない、工場には向かないというような農地ということでもあります。

唯一外れるとすれば、6,000坪ぐらいの土地が国道325号沿いにありますが、そこぐらいかなというふうに考えます。

私は、泗水町役場時代に農業委員会に勤務していましたので、大型店舗の進出の転用をやったことがあります。例えば2ヘクタールを開発すると、主に次の許可を受けなければなりません。これは民間がやるということですね。初めに用地交渉から、これはもちろんです。さっき言われた農振地区の除外、次に、農地転用、開発許可、建築許可、漁協への排水同意、文化財の埋蔵試掘調査と並行して、今度はこういう入っているところだったら、クラスター事業の面積要件の代替地、そして、さらには竜門ダムの送水管の有無というのもありますので、このいずれか一つでもクリアできなければ、開発することはできないということになります。

許認可の期間ですが、農振地区の除外に、これは早くて半年、農地転用の許可と開発許可が並行しての申請ですが、約半年、その後、文化財の埋蔵調査となりますので、民間企業が開発する場合には、工事着工まで、これは造成するまで、早くて1年半、通常2年は要すると考えます。そのようなことから、菊池市には多くの相談はあっても、企業が進出を決断できないというのが現実ではないでしょうか。

そこで、菊池市には土地開発公社という法人があります。土地開発公社とは、地方公共団体が地域の秩序ある整備を図るために、必要な公有地となるべき土地の取得及び造成、その他の管理等を行わせるため、単独で、または他の地方公共団体と共同して設立することができる法人とあります。菊池市はこの土地開発公社を、昨日も答弁でありましたが、令和6年に解散を予定していますが、一旦解散を撤回して、市営の工業団地、自前の工業団地というのを造成する考えはないか。これは市長にお尋ねします。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 土地開発公社の活用につきましては、昨日の私の安武議員への答弁とも重なりますので、私のほうからちょっとお答えさせていただきたいと思います。

土地開発公社は、用地の先行取得による迅速な事業の推進が可能ですが、議会の審議を経ることなく用地取得を行えることから規律が緩み、いわゆる塩漬けの土地の発生などの負の側面が問題となり、全国的に整理、解散されてきています。

本市の公社についても、数年にわたる議論を経た上で、令和2年策定の第四次菊池市行政改革大綱において令和6年度に解散することとし、現在、解散に向けた土地の整理などを行っているところです。

こういった経緯や状況に加え、今回、民間投資意欲が旺盛なことから、開発公社を使っていくことは考えておりません。

今回のTSMC関連の開発に当たっては、工場・住宅・道路・教育など極めて短期間に広範囲の課題を解決していく必要があるため、戦略的に取り組む必要があります。

このため、工場誘致については、県営工場団地の造成に全面的に協力することでスピードアップを図り、本市としては住宅誘致に極力特化していきたいと思っております。

その際、開発業者・地権者・金融機関などの情報を集中・マッチングする仕組みをつくり、極力、民間力を活用し、効果的かつスピーディーに行っていきたくと考えております。

また、一定規模の民間の宅地開発事業につきましては、必要に応じて、住宅開発

補助金などの支援策を今後検討してまいります。

なお、今後、万が一、行政によるまとまった土地の先行取得などの状況が生じた場合は、必要に応じて地方公営企業や土地開発基金を活用する手法も考えてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、皆さん、改めまして、おはようございます。

今回のTSMC進出を機会に、土地開発公社を活用する考えはないかということでございますけども、今、部長のほうからる説明しましたとおり、私どもとしては、今、民間の投資力が大変旺盛であるということであります。また、開発公社をめぐっては、様々な経緯、問題点もございましたので、民間力を最大限活用していきこうと、こういう考え方に立っておりますして、そこを支援することで、スピーディーな解決を図っていききたい、こういう考えでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 後藤部長の答弁で、私、住宅開発のことなんか聞いてないんです。工業団地をつくるか、つくらないかということ聞いていて、住宅開発はまた別な話なんで、ちょっと一緒にされると困るんですが、市長の答弁で、市営の工業団地をつくるつもりはないとのことですが、やはり想定した答弁でした。

なぜなら、令和4年の2月、今年2月に開催された令和3年度第2回半導体関連企業等進出に係る菊池市活性化推進本部会議と、口が回らなくなるような長く堅苦しい会議の名前ですが、これ要はTSMC対策本部なんですよ。対策会議なんですけど、その中で市長は、今から市として工業団地を整備する考えはないし、本市がこれまで工業団地を進めてきた中で感じたことは、工業団地を整備したからといって、必ずしも人口が増加するわけではないというふうに言われています。先日、私はこれを、この議事録を情報公開請求していますので、ここにあります。

しかし、江頭市長、令和3年12月議会の二ノ文議員の企業誘致の成果を問う質問に、清水経済部長は、合併後に22件の企業誘致を行い、2,800名の雇用と約480億円の投資が行われ、市経済の活性化につながった。企業誘致は非常に大きな成果を上げたと言っています。

私には市長の考え方がよく分かりません。私は雇用と投資、市の経済の活性化、さらに市民の所得向上に少しでもつながる可能性があるのなら、独自の工業団地を



前向きに検討すべきと思います。

では、市長はやらないと言ったけど、ほかの自治体はどうか。菊陽町周辺の自治体はどうか調べてみました。まず、先ほどの大津町では、本年度、令和4年度の当初予算で工業団地選定の予算を計上、これが議会で承認され、本年8月までに用地を選定し、9月議会にもう場所を決めて、設計委託料を提案したいということでもあります。

西原村、これも村独自の工業団地を造成予定で、本年度当初予算で計上、可決されているということでもあります。

次に、益城町は、既にタイミングもよかったと担当者はおっしゃっていたんですけど、まさにスピーディー、工業団地をグランメッセ北側に造成しているとのことでもあります。

各自治体の担当者の方の共通した言葉は、県がどこに誘致してくるとか、県がしている動きを指をくわえて見ても何も始まらないと共通して言われていました。

5月28日に報道がありましたが、熊本県が菊池市と合志市で24ヘクタールの県営の工業団地を新たに整備することなのですが、県が令和8年に売り出す予定なので、県の工業団地を売り出す前に、自前の工業団地を整備したいとのことでした。菊陽町を中心として、各自治体が独自にTSMC関連の企業の誘致に向けてですが、もう既に動き始めていますというのが現状です。

私がなぜ市独自の工業団地の整備を提案したかといいますと、県営の工業団地は区画が大きくて、しかも区割りをしないので、大手企業しか進出できないケースがほとんどです。今度入ってくるころもそうなんですよね、12ヘクタール全部かな。ということで、そのほとんどです。現在問合せがあっているニーズというのが、3,000坪から1万坪、1ヘクタールから3ヘクタールというのがほとんどです。その企業の規模に合わせたオーダーメイドの工業団地というのを各自治体は考えているということでした。

自前の工業団地を整備する考えがないことは非常に残念ですが、一つだけでも企業が進出しやすい環境、状況をつくっていただきたいので、これだけは要望しますが、先ほど私が示した地図の旭志と大津の境目のところ、ここの国道325号へ移ったここですね。境目のところや、道の駅旭志の西側の農地、泗水寄りの農地ですね。また、道の駅旭志の北側で国道325号沿いの農地については、農振農用地区の除外が可能なところは、積極的に区域を外すべきと考えますが、市長は農振除外についてはどうお考えでしょうか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 農振除外のケースにつきましては、基本的な考え方というのがございまして、大変それまでに農振地区に投資をしているわけでありまして、したがって、例えばその農振地区の端っこのほうであり、住宅地に接続が考えられるとかですね。農地の真ん中でなくて、全体に影響を及ぼさない。そういうところは除外を検討する前提にはなり得るかというふうに思いますので、今、一般論ではなかなか申し上げにくいと思いますので、個別のケースごとに、まさに伴走型でスピーディーに解決をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 先ほど言いました、すごく長い会議、菊池市活性化推進本部会議の中で、この農振地区の話は出ていますが、そこは終わっているんですよ。ここは農振地区に入っているからだめだと考えますと。それは職員レベルでお願いしに行っても、県庁の職員も、それは決断できないと思いますよ。やっぱり市長が行って、本市の活性化を本当に考えるなら、やっぱり市長か自らの政治的判断として、私は農振除外ということを考えないと、なかなか職員さんが行って、お願いします、ああだめです、お願いします、ああだめですというのを繰り返しても仕方がないと私は思いますので、やっぱり地元選出の県議もいらっしゃいますから、そのあたりにご相談をして、しっかりこれは企業をサポートするというのをやっていただきたいなというふうに思っているところです。

令和3年12月議会で水上隆光議員の「TSMCは千載一遇のチャンスと申しますか、非常にラッキーな案件ですので、ぜひともプラスの方向で動いていただきたい」との質問に、「基本的には開発は民間主導がふさわしいであろうと。それを大いに促進したい。市としては大きなチャンスを市の発展につなげたい」と答弁されていますが、私は何をどう市の発展につなげるのか、市民に具体的にこれは示すべきと思うんですよね。何件誘致したい、どのぐらいの雇用を生み出したい、具体的にすべきだと思えます。市独自の工業団地は整備しない。農振農用地区の区域も特に積極的ではない。じゃあ市として、民間企業進出をどういう方法で促していくのか。

昨日の福島議員の質問では、全力で支援するとか、スピーディーとか言われましたけど、全力で支援しますとか抽象的な話ではなくて、具体的な方法、どういうふうにして民間企業の進出を促していくのかを市長にお尋ねします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 どのように、今、企業誘致を進めていくのかというお尋ねでございます。

先ほどから申し上げておりますように、新たに市として開発リスクをとって工業団地をつくるという、その開発リスクはとらないということであります。といたしますのは、これまで菊池には数か所の工業団地があったわけでありましたが、田島工業団地等に見るように、長年、実は工場誘致ができずにきたわけでありまして、私、市長になりまして、そこに全力を投入しまして、今は工業団地は全て工場の進出を果たしております。このこと自体は大変よかったわけでありまして、工場が出てきて分かったことは、実は、なかなか菊池から従業員の方が手を挙げてくれないと。あるいは、どんどん業績が伸びるので、人手が足りなくて困っていると。こういうお話をよく聞きます。なぜかと分析してみますと、職を要望されている皆様も、工場はちょっといいやと。事務職を探しているというふうなケースが多いといったこともございます。

それからまた、市外の方の就職が目立つわけでありまして、聞いてみたら、やはり住まいは光の森の近くのほうが便利いと。就職は菊池に工場があるから、そこでいいと。こういうふうな形になってきているのがうかがえたわけですね。

そうしますと、今回の場合は、非常にTSMCをきっかけに、民間の投資意欲がもう極めて旺盛で、議員がおっしゃるように、もうあちこちでいろんなことが動いております。こういう中で、市がリスクをとって開発するというのは、なかなかお客さんが来ないような場合には、あらかじめ用意をして、さあいらっしゃいということが一般的でありますけれども、本件の場合は、もう土地さえあれば、すぐ皆さん押さえにいくぐらいの非常に旺盛なニーズがありますので、そういった環境下においては、むしろそうした民間のエネルギーを使いながら、私どもはうまくコントロールしながら、住民の特に地権者の方のニーズとマッチングを促進していくというやり方が一番よろしいのではないかとこのように思っております。

そういう形で、効率的に企業誘致のほうは進めていきたいと思っておりますし、また、今いろいろな自治体の名前をお上げになりましたけれども、そこは本市の大きな違いがありまして、それはまさしく県営団地があるということなんですね。県営団地は県じゃないかとおっしゃるでしょうが、もう既に県のほうからも、特にこれから地権者との交渉が物すごく重要で、かつ大変な作業になるわけでありまして。これについては、なかなか県の職員ということではうまくいかない。全面的にそこは市が協力してほしいということですから、我々にとっては、言ってみれば、自分ごとの案件として取り組んでいきますので、かなりの体力はそこは投下いたします。同じボールを、今、二人で一つのボールを追う必要はないというのが私の考えなんです

ね。ですから、そこは県営工業に一致団結して協力をする形で、そこをスピードアップしていくと。

それから、その空いた体力は、極力住宅政策のほうに回していくというのが千載一遇のチャンスに対する考え方ということであります。もちろん企業のニーズがどんどん出てまいりますから、そうしたものは、さっき言った地権者のニーズをあらかじめ集めておいて、そこにうまくマッチングを図っていくというやり方が基本ということで考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 私が聞いているのは、民間が入りやすい、ただ、土地が押さえやすい土地があったら押さえたいんですけど、そこにはいろんな規制がかかっているから、その規制を取るために、市としてどういうことをサポートしていくんですかと聞いているだけで、それはすぐ何も書いてない白地のところなら、転用可能ならすぐやりますよ、企業はですね。ただ、私が先ほど言いましたように、県の工業団地と市の工業団地はニーズが違うから、一つのボールじゃなくて、これは二つのボールなんです。ニーズが違うから、独自でやったほうがいいんじゃないのというような質問ですが、ちょっと考えがあまり合わないので、結局は民間任せということだろうかと、議事録を読むに。

県の工業団地のことも言われましたけど、この議事録が最新じゃないので、今度の最新のやつをまた情報公開請求しようと思っているんですが、どれぐらい県のほうから果たして、用地もまだ言ってないでしょう。用地選定も言われてないじゃないですか。情報も来てないんですよ、県のほうにね。だから、どれだけ県も出すか分からないんですけど。

次に、6月5日の熊日新聞に、この大津町なんですけど、「大津町が企業誘致へ連携深化、金融不動産業者と意見交換会」との記事が掲載されました。6月20日に大津町の企業振興課の方にその内容を聞いてまいりましたので、パネルを示します。

[パネルを示す]

大津町にはパートナー制度という制度がありまして、これ大津町独自の制度です。まず、進出したい企業から、土地とか家、従業員の方が家を探しているという相談があるとします。すると、大津町がパートナー制度に登録している不動産業者、そして銀行に、そこに情報をまず一元化して、それを投げます。下ろします。そうすると、うちが管理している物件でこんな土地がありますよとか、それにはうち投資できますよとか銀行が言うてくるわけですよ。不動産屋さんから空きアパート物

件を何件持ってますよという回答が大津町にありますので、それを今度は進出した  
い企業というのに伝えて、売買とかはもう民間同士でやってもらうというマッチン  
グ制度なんです、菊池市でも、ぜひこの制度を導入すべきと思うのですが、私の  
友人で、関西方面からT SMCを建設している某大手ゼネコン会社への派遣で、中  
国語の台湾の方を相手にする中国語の通訳としてT SMCの建設現場で働いている  
方がいますが、この方のような通訳や作業員さんが200名、第一陣で200名来  
ているとのこと。

その方たちは、大手ゼネコン会社が借り上げている熊本市の賃貸物件に住まれて  
いて、4台の送迎バスで毎日90分かけて通勤されています。菊池市からなら、も  
しこれが菊池市からなら渋滞もなく、近いところでは15分、遠くても40分で、  
七城からが一番遠いかなと思うんですけど、七城からでも40分でこの建設現場に  
行けます。こういった情報は、活性化推進会議では話題にも上がっていませんでし  
た。上がってなかったですね。

例えばその方たちが、今日のように金曜なら、これは実際に友人から聞いたんで  
すけど、居酒屋に行って、熊本市内の飲みに行って、二次会も行こうかというこ  
とで、それがあと2年続くとなれば、結構な経済効果だと思うんです、一時的な滞在  
とはいえ。実際に私のところにも、使っていない市営住宅を1棟お借りしたいと、1  
棟です。全部。1軒じゃない、1室じゃない、1棟をお借りしたいという相談もあ  
りました。

今からが、まさにT SMC関連企業は周辺自治体に来ると思いますが、単身赴任  
や家族での赴任、派遣作業員の方が必ず住まいを探されるはず。そのような情  
報を一元化し、市内不動産業者と、また銀行と連携して、一時的でもよいので、菊  
池市に住んでもらうためにも、大津町のパートナー制度は非常によい制度だと思  
いますが、導入する考えはあるのか、お尋ねをします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 今、様々な今後考えられることをお聞きしまして、私どもも同じこ  
とを考えております。ただ、少し区別して整理して考えなきゃいかんと思っていま  
すのは、建設工事に伴う様々なニーズ、これも十分に対応していかなきゃいかん  
と思ひますし、うまくこれを菊池の経済の活性化につなげていきたいというふう  
に考えております。ただ、これは2年ないし3年の話でございますから、やはり  
より重要なのは、もう議員自らおっしゃったように、必ず住まいをお決めになる。  
ここが一番大事だと思ひまして、だからこそ、住宅に力を入れたいという考  
えに至ったわけでありませう。

パートナー制度でしたか、名前としてはそういうものは今ございませんし、制度としてはございませんけども、大津町さんのお考えというのは、おおむね本市の戦略と似ているなというふうに考えているところでございます。

菊池市におきましても、先日、T SMC 絡みでかなりこれから動きがあるだろうということで、菊池の不動産関係の会社の皆さんに全部お声をかけまして、お集まりいただきまして、それぞれの持っている情報を交換して、かつ事業者のほうから、不動産会社としてこういうことができるんだらうかと、こういうことをやってほしいというふうな要望もそこでお伺いしたところでございます。そうしたものを生かす形で、今後の課題ではありますけども、住宅誘致向けの一定の補助制度のようなものも考えていきたいというふうに思っております。

従来はこれは工場誘致に対してだったんですが、今度は住宅開発も一つの、工場ではないですけど、似たような経済の活性化につながる重要な拠点という考え方で、そうしたことも考えていこうと、このように考えているところでございます。

大津町さんのやっぴらっしゃるパートナー制度という制度自体もよく研究していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長　ここで、換気のため10分間休憩します。

○  
休憩　午前10時42分

開議　午前10時47分  
○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員　先ほど市長が言われた、もう既に不動産業者さんと話合いをしているという情報は、これは6月14日14時からキクロスで行われた菊池市・民間連携による住環境整備懇談会というやつだと思いますが、その議事録も頂きました。私は初めてこういうことをされるというのは非常いいことだと思います。住宅開発の話は、私は別に置いて、やっぱりプロの意見を聞くべきだと思うんですよ。行政の職員さんだけでこの土地を買って、そこに人を住ませるとしても来ないですよ。やっぱりプロを入れて、しっかりどこが今ニーズに合っているのか、こういうのをきちっとやらないといけないので、そういった方たちをこの戦略本部会議のほうに入れたりして、有識者として、どんどんこの会議を進化していただきたいなというふうに考えます。

最後に、もし江頭市長が、こういうことを言うかは分かりませんが、うちは山手線の内側にいるから黙っていても企業は入ってくると。全て民間任せの考えでよいという考えだとすれば、それは大きな間違いだと私は思います。今、県内で進出企業を選べる立場にいるのは菊陽町だけだと私は考えます。菊陽町のおこぼれでも、大津町の取りこぼしでもいい、全ての企業を誘致するぞというような意気込みでないと、企業誘致など到底できません。

菊陽町に隣接する大津、西原、益城、合志だけでなく、1時間圏内で菊陽町まで行ける阿蘇、山鹿、甲佐、嘉島、その他あります。虎視たんたとTSMC関連企業の誘致に向けて、もう動いています。チャンス、チャンスと言って、いつの間にかチャンスを逃さないようにと進言して、次の質問に移ります。

次に、市職員の昇進について質問いたします。

私は、市役所の人事は市長の専権事項であると考えます。市役所人事は市長の生産性が最大化するように、市長自身が判断をすべきことだと考えています。しかしながら、市長の公私混同や越権行為、仮に議会の圧力によって人事が変わるようなことがあれば、これらの問題を改善させることは市議会本来のチェック機能の一つだと思いますので、質問をいたします。

本年度の職員人事の内示公表を3月22日にされていますが、内示では昇進していなかった職員が、4月1日に昇進したとの話を聞きました。事実でしょうか。また、事実であるとするならば、内示後に人事が変更となった理由、これをお答えください。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。荒木議員のご質問にお答えいたします。

採用、承認、配置換えなどの人事異動は、辞令により正式に発令するものです。

今回、内示後、辞令を準備する中で、不備を確認した点がありましたので、これを是正し、4月1日の定期異動辞令を発令したものがありません。

お尋ねのような、内示後の昇任など、人事の変更を行ったという事実はございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 私が今回の質問をするに当たって、通告をしたところ、次の日に、これは差出人不明なんですけど、文書が届きました、ある文書と一緒に。

その文書がここに二つあるんですが、一つは、令和4年3月18日と22日に作成された自治体機構図（予定）というやつなんですね。これは内示のときに部長ぐらいにしか配ってないということを確認しましたが、それと令和4年4月4日に作成された自治体機構図であります。これはもう今、何か取れるそうなんですね。職員さんも見れるということで、このこれが偽物だったら、私、大変なんで、その真贋を確かめるべく、総務課に3月18日作成の自治体機構図と4月4日作成の自治体機構図の公開を求めましたが、3月18日のは出せない。内示のやつは出せない。正式にはないと言われたんですけど、いやいや、決裁取っているでしょうと言ったら、決裁取っていますと。ただ、非公開ですというのが正式です。4月4日の分というのは、昨日、コピーをもらって、その4月4日の分がここにありますが、その4月4日に出されたもののフォント、文字のフォント、それと文字の大きさ、それと様式等を比べて、これはもうぴったり合うんですね。ですから、私に送られてきたものが本物であるというふうに確信をいたしました。

では、この文書と同封されていた文書が、またお手紙がありますので読み上げますが、荒木崇之市議会議員様、今回質問される内示後に、職員の人事が変更となったのは事実です。内示後、昇進しなかったことに対して上司に不服を申し立て、〇〇議員からの圧力で内示が変更となったうわさが職員間に流れています。〇〇議員とありましたが、ここにはアルファベットで書いてあります。これはうわさですのでいいんですが、証拠として、3月18日と4月4日の自治体機構図を比較してくださいとあって、ご丁寧にピンクのマーカーで当該職員の昇進を記したところに線が引いてありました。確かに記された職員は内示のときから役職が昇進していました。そのような職員がほかにいないか、全部比較しました。見ました。何百人というのを見ましたが、昇進どころか、部署の異動すら変わっておらず、部署の異動すら変わっていないんです、一人もですね。内示と変わった職員は、この職員ただ一人でした。

そこで、お聞きします。

内示について、本人が上司に不服を言って、上司が総務課に相談に来たという事実はありますか。それとまた、内示後に議員の誰かが職員を昇進させるように言ってきたことはありますか。簡潔にお答えください。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 荒木議員の再質問にお答えします。

2点とも、そういった事実はございません。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。



[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 これ、総務課の記載ミスですか。いいですけど、記載ミスということなら、決裁取っているわけでしょう。人の昇任に関わることをミスして、しかも、その間に、誰がミスに気づいたのかということなんですが、ミスに気づいたなら、なぜ内示後に、実はミスっていましたということを一職員に知らせなかったのかということなんですが、ミスに誰が気づいたのかということと、総務課のミスというのでいいのですか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 最初の答弁で申し上げましたように、人事異動は辞令により正式に発令するものと理解しております。

今回、内示後、辞令を準備する中で、これ総務課内ですけども、不備を確認した点がありましたので、これを是正し、4月1日の定期異動辞令を発令したということでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 異動の人事なら、内示後に変わるということは、これはあると思うんですよ、正直。内示したけど、本人の体調不良とか、家族の介護とか、そういったので、すみません、ちょっと今は本庁から離れられませんか、今の部署は異動したくないですという、そういったやんごとなき事由があるかもしれませんので、ただ、昇進というのは珍しいと思うんですよ。過去10年に内示後に昇進した職員がいるのかどうか、これはまた総務文教常任委員会でお尋ねしたいと思っているんですが、私は誰が人事をしても、全職員が納得する完璧な人事などないということは分かっています。そらそうです。しかし、仮に不可解な理由で内示後に人事が変わったというようなことがあったとしたならば、ほかの職員さんたちは人事に対して、いや、総務課に対して不信感しか持たないのではないのでしょうか。仮にそうでなくとも、内示後に昇進したことに対する不満の声が議員のところまで聞こえてきている現実を考えると、実際、こういう手紙が届くということを考えると、声には出して皆さん言いませんけども、ほとんどの職員が不満感、不信感を抱いていると思います。

最後に、4月1日に発動するのが正式だということを総務部長がおっしゃるなら、最後に、来年度以降、内示文書、これを出すときに、公表するときには、ただし書きで、これはあくまでも内示ですので、不服申立てや諸事情により4月1日には変

わってしまう可能性があることをご理解くださいと記載されることをお勧めして、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、荒木崇之議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

○

休憩 午前10時58分

開議 午前11時05分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 皆さん、こんにちは。先日の菊池市議会選挙におきまして、初めて議席をいただきました。議席番号1番の新人の本藤潔でございます。ふるさと菊池市の活性化と福祉の充実、中山間地の課題、そして、何よりも子どもたちが育ち、子どもたちが未来の社会をつくっていく、誇りを持てる菊池市であるために、今、何をしなければならないかという視点を持って、様々な課題に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、質問をいたします。

最初に、菊池市の少子化対策についての質問でございます。

まず、確認しておきたいことは、子育て機能のなくなった地域、市町村は、若年層の流出を招き、いずれ衰退するということでもあります。住環境整備や働き場の提供も自治体の大きな役割ではありますが、上質な子育て機能の提供がなければ、定住者はいずれいなくなるでしょう。自治体として、まちづくりの在り方として、このことをどう考えるのか。さらには、この大切な課題を国として、それぞれの自治体に全て委ねてしまっているものかどうか。また、こども家庭庁を設置する関連法が成立されましたが、子ども関連政策が多岐にわたる中で、いろんな角度から注視していく必要があると感じています。

2点お尋ねをいたします。

1点目は、地方版菊池市子ども・子育て会議についてであります。この位置づけと現状についてお尋ねしたいと思っております。

子ども・子育て支援法に基づいて、この子育て支援政策に参画・関与するために、2013年4月、内閣府に設置された子ども・子育て会議は、保護者、都道府県知事、市町村長、事業主、学識経験者などで構成される審議会であります。これに合わせて、地方版子ども・子育て会議が条例で設置され、各都道府県並びに各市町村

において、教育、保育施策や地域型保育事業などの施策に関し、地域のニーズを反映する役割を担っているものであります。現在の菊池市子ども・子育て会議の現状について、ご説明ください。

二つ目は、多子世帯子育て支援事業についてでございます。

これは先日、5月こどもの日の熊日の新聞報道でも出ておりましたが、全国的な少子化で18歳未満の子どもがいる、いわゆる子育て世帯が減る中で、熊本県内では9割の市町村が子育て世帯に占める3人以上の多子世帯の割合が増加したとありました。

少子化が進行する中で、多子世帯は増えているとデータであります。2015年と2020年の比較で、多子世帯の数自体が増えた自治体も3割ほどあり、子どもを持つ場合に、大人数を志向する傾向がうかがえるものであります。うちの保護者の中にも7人兄弟、8人兄弟がいらっしゃいますが、菊池市においても30%と、5年前より0.9%増加しているというデータがあります。

そこで、本市における多子世帯子育て支援事業の現状について、お示してください。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 改めまして、こんにちは。子ども・子育て支援会議の位置づけと審査内容についてお答えします。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画等への地域の子育てに関するニーズを反映することをはじめ、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て世帯の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されております。

特に児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画により、地域における子ども・子育て支援について審議していただく場として、子ども・子育て支援法の規定に基づいて設置されるものでございます。

この会議で審議される内容としましては、子ども・子育て支援法に規定されておりますとおり、特定教育・保育施設等の利用定員に関すること、菊池市子ども・子育て支援事業計画の変更等に関すること、子育て支援事業の年次計画や実績報告に関することなどがございます。

次に、多子世帯への子育て支援事業についてお答えいたします。

本市における多子世帯への子育て支援事業につきましては、昨日の福島議員の答弁と重複いたしますが、第3子以降の出産祝金を支給する「すくすく子宝祝金事業」と「ファミリーサポートセンター事業」における第2子以降の利用料の無償化、「低所得の多子世帯への副食費の補助」など、多子世帯への経済的な支援を行って

おります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

少子化対策には幾つものアプローチといたしますか、ビジョンや政策や施策があるわけですが、国のビジョンが描いている社会が到達する可能性はいつになるかわかりません。とはいえ、私たちにもあまり多くの時間が残されているわけでもないですね。地方においては財政的な余裕も人的な余裕もないというのが実情であります。このような状況下で、地域における少子化対策のための連携強化を模索するとなれば、まずは既存の組織や会議体を振り返り、それらを活発に駆動させて、実効性のあるものに改造していくことから始めるという視点を提案したいと思っております。

そこで、先ほど部長からも答弁がございましたが、子育て政策を担保できる、そういう位置づけの菊池市子ども・子育て会議ということから、その地方版会議体を再評価し、人口減少社会を乗り越えていく可能性を求めて、充実した暮らしが実現されるような社会を目指していくことを目標に捉える。今後の人口減少地域の保育課題への対応も含めて、子どものための施策を左右する最も重要な柱になると考え、その重要性を指摘したいと思っております。

再質問です。地方版子ども・子育て会議では、行政サイドからの説明や報告に多くの時間が費やされて、委員側からの発言時間があまりなく、形骸化したものになっているとの話も他の自治体から耳にすることがあります。菊池市においては、そのようなことはないとは思いますが、会議の場で決定した提案などをそれぞれの団体や地域の取組に下ろしていけるような、または、菊池市の少子化対策や子育て政策に反映されるような、積極的な活用を推進していくべきではないかと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

それから、多子世帯に関して、今、様々な取組の説明がございました。ゼロから1の政策も、国、県、市、取り組んでおりますが、この多子世帯の増加の背景には、子育て中の方の意識の変化であったり、医療費の無料化、給食費の補助、行政による環境整備、就学前施設の存在などから、各世帯の経済的な要因よりも、周囲の手助けや行政による経済的な下支えが影響している可能性を示したものだと思っております。だからこそ、子育て支援や福祉政策は特に積極的な啓発や情報提供が不可欠だと思っております。情報が行き渡らないことで、宝の持ち腐れとなってはなりません。

例えば、ホームページを例に挙げれば、今から子どもを預けるところ、または利

用しようとする保育所や認定こども園を菊池市のホームページ上で検索するのに、こんなに探しにくいものはないと多くの方から指摘をされ、私もそう感じているところでもあります。子育て支援の啓発、情報発信に関して、どのようにお考えでしょうか、お示してください。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 再質問にお答えします。

子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の定員数の変更等についての意見を聞くこととなっておりますので、定員数についての審議を行い、県知事への協議を行っております。

また、子ども・子育て支援事業計画で計画しております、各種の子育て支援事業の量の見込みと確保方策について変更等があった場合にも、会議で審議した後に決定を行っております。

保護者や子育て支援に関する組織の代表が会議の委員となっており、昨年度の会議におきましては、本市に必要な子育て支援策についてご意見を伺ったところ、「菊池市は子育てをしやすい」「希望する保育所等へ入りやすい」といったご意見や「夜型の家庭が増えており、子どもの生活リズムが乱れている」などの報告もあり、安心して子育てをするための子育て支援策の参考となるご意見をいただいております。

次に、多子世帯への子育て支援事業の周知と啓発についてでございますが、「すくすく子宝祝金事業」につきましては、市のホームページと、本市の子育て支援に関する情報提供の冊子であります「子育て応援ガイドすくすく」に掲載し、母子保健事業である乳児全戸訪問時に制度の紹介をしております。

また、窓口において、出生届の提出時に第3子以降の出生が確認できましたら、支給に係る申請手続きをご案内しております。

「ファミリーサポートセンター事業」につきましては、市のホームページと「子育て応援ガイドすくすく」に掲載するとともに、事業の委託先であります菊池市社会福祉協議会のホームページにも掲載をしております。

「低所得の多子世帯への副食費の補助」につきましては、ホームページへの掲載を行っておりませんでしたので、今後、ホームページへ掲載するなどの周知・啓発を図ってまいります。

今後は、多子世帯への子育て支援事業をはじめ、本市の子育て支援事業の周知・啓発を行政だけではなく、子育て支援に関わる支援者が、「子育て応援ガイドすくすく」等を活用し、子育て世帯に情報提供ができるように取り組むとともに、ホー

ホームページの子育て支援事業の記事をより簡単に検索できるよう、掲載方法を工夫するなどして、改善してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

今のお言葉、ご答弁いただいた中に、ホームページでより分かりやすく周知するとおっしゃいましたが、リニューアルするご予定だったり、時期だったりがかれば教えていただければありがたいんですが。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 市のホームページのリニューアルについてお答えいたします。

市のホームページにつきましては、ただいま業者委託を行いまして、リニューアルに向けた作業を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

少子化対策といいますが、その状態、状況というのは様々でありまして、ある地域において有効な取組であっても、すぐ隣の地域では全く意味をなさないようなことも多々あります。やはり行政を含む地元でのネットワークをつくるのが大事であって、その連携は形骸的なものではなく、本気で話合いができる関係づくりが土台となるもので、それぞれが主体となって、自分たちの手で自分たちの暮らす社会をつくるというローカル・ガバナンスの考えの下、地域社会の構築を目指していくことが必要だと考えております。

この子ども・子育て会議というこの審議体が、多くの可能性を秘めた会議体であることから、私は地域住民がよりよい政策、計画に反映されるよう、ぜひ積極的な活用をお願いしたいと思います。

また、ホームページのリニューアル等も早速お話がありましたが、ぜひ関係機関、団体等のご意見も取り入れながら、より質の高いものを構築いただきたいと思います。

次の質問に移ります。

人口減少社会における保育所等について、3点お尋ねしたいと思っております。

1点目は、保育や子育ては児童福祉法にのっとり、その提供は日本中のどこに住もうが、住む場所や家庭環境によって格差があってはならないものであり、地域社会全体で子どもたちの命を守り、健全な育成を育む取組がなされているところであります。

しかし、一方では、厳しい社会情勢や様々な家庭事情から、望まない結果となるケースが度々起こります。菊池市において、虐待防止策と孤育て解消の取組などの事業について、どのような取組をされているのか、虐待防止策に力を入れていることは何なのかをお示してください。

2点目は、社会的インフラとしての保育施設における人材支援についてであります。

深刻な保育士不足、保育士確保が厳しい中で、保育士の人材支援策についての取組をお示してください。

3点目です。就学前施設における、気になる子どもの療育支援についてでございます。

本定例会の初日の冒頭で議長からの報告にもありましたが、九州市議会議長会の提出議案の中に、急増している発達障がい児に対しての原因究明と確かな現状把握を求めることについて、全会一致で採択されたとの説明がありました。

現場では療育支援を必要とする子どもはもっと増えております。菊池市における療育支援の現状をお示してください。よろしく願いいたします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 まず、1点目の虐待防止や育児の孤立化解消についてお答えいたします。

虐待防止や育児の孤立化の解消につきましては、親子で気軽に集うことができる地域子育て支援拠点事業、急な用事やリフレッシュのために子どもを預けることができるファミリー・サポートセンター事業、保護者の疾病や育児疲れ・育児不安等により一時的に母子保護を行う子育て短期支援事業、児童の養育についての支援が必要な家庭に対し、家庭訪問による支援を行う養育支援訪問事業の実施のほか、親育て支援講座の開催などに取り組んでいるところでございます。

また、相談支援体制を充実させた子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点の設置のほか、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会を設置し、児童虐待の未然防止に努めているところでございます。

次に、2点目の保育士の人材確保についてお答えいたします。

保育士不足の解消のための人材支援策につきましては、菊池市内の保育所での就

労を希望する方を支援し、また、保育所における保育の担い手を増やすために保育士等人材バンクを設置しているほか、保育所等における保育士の業務負担を軽減し、また、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の資格を有しない保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する保育補助者雇上強化事業を実施しているところでございます。

3点目の療育支援についてでございますが、障がい児保育事業の実施状況と施設運営費の額の算定の基準であります療育支援加算の認定状況について、令和元年度から令和2年度（後に発言の申し出があり、「令和2年度」を「令和3年度」へ訂正）までの各年度において事業を実施した保育所数と、加算を認定した保育所数についてお答えいたします。

障がい児保育事業につきましては、令和元年度は7園、令和2年度は8園、令和3年度は7園が実施し、また、療育支援加算の認定につきましては、令和元年度は10園、令和2年度は8園、令和3年度も8園を認定しているところでございます。以上、お答えします。

すみません。先ほどの答弁で訂正がありますので、まず、障がい児保育事業の実施状況でございますが、令和元年度から令和3年度までのところを「令和2年度」と答弁しておりましたので、「令和3年度」に訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

虐待防止に関して再質問ですが、言うまでもなく、現代社会では核家族化が進み、家庭の養育力がかつてないほど低下している中で、虐待の数であったり、虐待で亡くなる数であったりのデータが出ておりますが、国の調査では、虐待死は未就園児が多いというデータがございます。これは令和3年9月22日の内閣府で行われました地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会の資料であります。年齢別に見ると、ゼロ歳児が最も多く、令和元年度のデータで49.1%、2歳児以下の割合は59.7%と約6割を占めております。

先ほど部長の答弁でもありました子育て支援センター事業であったり、ファミリー・サポート事業、相談支援業務、多岐にわたる事業で、大変菊池の政策としては非常に手厚く、非常にありがたい事業をされていると私は思っておりますが、私はそれに加えて、保育所に通所していない児童を週一、二回程度預かるというモデル事業を提案したいと思っております。

具体的には、人口減少地域等で定員に余裕のある施設において、これは一時預か



り保育ではなくて、部分利用をさせるという未就園児の施設利用制度というものがあります。直接顔の見える保育士がいる保育所で身を置くこと、人と触れ合い関与することができる場で、早期の気づきの面からも、虐待を未然に防ぐ早期発見になるのではないのでしょうか。

また、これから少子化が進む地域において、園児減少に悩む施設にとっては、新たな支援対象者層が生まれることになり、制度上適切な運営費が保障されるのであれば、有効な施策になる可能性があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、保育士の人材支援についての再質問でございます。

それぞれの施設で特色を生かした保育のPR、施設のPRなど、人材確保に力を注いでおるところであります。施設の努力には限界がございます。それでも多くの現場ではやりくりをしながら、もう少しあと1人2人、人がいてくれたらと思っ  
て対応をしているところでもあります。

しかし、昨今の学生の都会志向であったり、施設の立地条件または施設規模など、一施設の努力だけでは人材確保というのは正直限界があります。保育施設における仕事の全てを保育士だけで対応することは年々厳しくなっており、コロナ禍の対応でもそうですが、安心と安全を担保し、質の高い保育を提供するには、子育てについて様々な経験値を持っておられる地域人財や、保育に付随する周辺業務を多くの者が協働して担う必要性を感じているところでもあります。

そこで、現行制度においても、先ほど部長からの新事業等の補助事業のお話がありました。今現在、国も県も進めております一つに保育体制強化事業というものがあります。これは例えば衛生業務や遊具の消毒、園外保育での見守りや安全確保、また今後、需要が増えるであろう外国人利用者の通訳といった保育に関わる周辺業務を行う者の配置支援を行って、保育士の負担軽減を図るものであります。この事業を取り入れている近隣の市町村の園長に話を聞くと、とてもありがたい、助かっているという声も聞くところでもあります。

菊池市において、この保育体制強化事業の導入についてのお考えをお示してください。

それから、障がい児保育療育支援制度についての再質問であります。

先ほどもお伝えしましたように、近年、特に集団生活に入れなかつたりとか、いわゆる支援を必要とする子どもが年々増加をしております。そのために、職員を加配してきめ細かな対応を行って保育に当たっているわけではありますが、その支えの一つに療育加算費というものがあります。先ほど実績ベースでお話がありましたが、この数字はあくまでも要件を満たした数字でありまして、先ほど言いました支えの一つの療育加算費というのは、これは障がい者手帳もしくは医師の診断書をもって、

療育加算費の要件とされるものであります。よくそれは理解はするんですね。

しかし、現状では、療育を必要とされる子どもの多くは、心理士から育児相談や検査を受けて、受給証をもらった上で、公的に療育センター等に通っているわけですが、それでは、これだけでは療育加算費の対象とはならないんですね。医師の診断書をもらえばいいじゃないかと言われますが、保護者の心情や気持ちからすると、病院まではなかなか行かれず、現状はなかなか厳しいものがあります。

医師の診断書がなくても、受給証または療育手帳を持っていることで、療育加算費の対象とならないかと多くの現場の声がありますが、この点についてお尋ねしますが、どのようにお考えでしょうか、お示してください。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 再質問にお答えします。

未就園児の施設利用体験制度につきましては、先ほどお答えしましたとおり、地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポートセンター事業のほか、様々な事業に取り組んでおり、今後も利用の必要な方への啓発をしてみたいと考えておりますので、現時点では導入を考えていないところでございます。

次に、保育体制強化事業につきましては、現在、保育士不足の現状を把握するために、市内保育所等に対してアンケート調査を実施しておりますので、その調査結果を踏まえ、保育体制強化事業の実施について検討してみたいと思います。

最後に、療育支援加算についてでございますが、施設運営費の額を算定する際の基準であり、また、市町村が認定を行う加算の一つであります療育支援加算につきましては、本市ではこれまで、国の通知に基づき、保育所等に入所している児童が特別児童扶養手当の支給対象児童であるかどうか、また、障害者手帳や医師の診断書をもって確認し、それに応じて療育支援加算の認定を行っているところでございます。

議員ご質問の、放課後等デイサービスをはじめとする福祉サービスを利用する際に必要な「障害福祉サービス受給者証」の有無を、額を算定する際の基準として扱えるかどうか、県内自治体の認定基準の状況を踏まえ、検討してみたいと思います。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

虐待防止策も、人材支援も、療育支援も、やはりどうしても人と関わるものであ

り、連携強化というのがキーワードのように感じました。地域の中でセーフティネットとしての役割を担う保育施設が子どもたちの命と安全を守り、一人ひとりの子どもの育ちを支えていくというミッションを遂行し続けられるよう、持続可能な制度の構築をともに求めていきたいと思えます。

では、次の質問に移ります。

山間・中山間地の環境保全維持についてでございます。

先日、地元住民の方から、市道にあるアジサイを管理していた老人会から、管理が厳しくなったから市に伐採してもらおうと、もう管理ができないとの話がありました。このような管理が厳しくなるケースは多分に多くあると思えますが、人口減少と高齢化による環境保全の支援の取組について、現状と実績をお示してください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、こんにちは。それでは、市道の管理の状況について申し上げます。

市道の草刈りにつきましては、道路沿いの通行に支障のある箇所につきまして、草刈りを各行政区へ依頼し、受託された区につきましては、手数料として除草面積に応じて1,000平米当たり3,800円をお願いしているところでございます。

区長文書の際に地図の添付を行い、前年度に草刈りが行われた区につきましては、その際の地図も送付するなど、申請に伴う書類等の軽減も行っております。

高齢化等により各区の対応が厳しいと聞いておりますので、作業中に危険が生じない範囲で通行に支障がある箇所について引き続きお願いをしまいたいと考えております。

草刈りの状況ですけれども、過去3年間の契約状況について申し上げたいと思えます。

令和元年度が全行政区中、106区で割合は50%、令和2年度が全行政区中、104区で割合は47%、令和3年度が全行政区中、105区で割合は49%となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

市道、県道、国道、それ以外の環境を保全して維持するところが、菊池市内におきましては大変広範囲であるわけですが、実は、別のところでも、ここは国道沿いではないですけれども、通称アジサイロードと名づけられて、数百メートル

にわたり、これ見事なまでのアジサイが咲き誇って、菊池溪谷に行く道路でもあり、時に多くの方が車を停めて写真を撮ったり、見る者を心地よくしてくれるスポット場所でもあります。

このアジサイロードは国道387号沿線にあるのですが、これは全く個人の善意で、よかれと思って長年かけて植え始めた、いわゆるボランティアの延長でここまで増えたんだと笑いながら話されたわけですが、もうここも管理ができなくて、処分するしかないと話されました。もちろん区としても、いわゆる人築であったりとか、業者委託を検討しているところですが、数人で管理するには限界があります。これは県道沿いですので、もちろん市のほうにも相談をして、単県として県に要望を上げていただきたいと思います。多くの中山間では、平地も含めてかもしれませんが、この高齢化等によって、環境保全の維持がとても厳しい状況にあるのは、先ほどの部長の答弁にもよく分かるんですけれど、先ほど手数料の説明もありましたが、単価を増やすとか、例えば単価の見直しが考えがあるのかどうか、また、今後の環境保全の維持に関してのお考えを教えてください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、契約単価の見直しということについてお答えしたいと思います。

草刈りの手数料につきましては、市全域で統一された単価ではなかったことから、令和元年度において計算方法の統一について説明・ご理解をいただき、令和2年度より現在の単価を採用しているため、引き続き、お願いしてまいりたいと考えております。

今後の管理につきましては、高齢化等もありますけども、できる範囲で、危険のない範囲でそのまま実施をしていただければと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 本藤潔議員。

[登壇]

○1番 本藤潔 議員 ありがとうございます。

人口減少地域または限界集落と言われている地域においても、住民が今生活をし、人の営みが続くわけであります。もちろん環境保全というものは特に生産性があるわけではないので、なかなか予算をかけるのは難しいという側面もよく承知をしておりますが、昨日、菊池市過疎地域持続的発展計画を達成するためのパブリックコメントの募集の周知がありましたけども、未来志向の設計図が描けるような知恵を官民協力の下、取り組んでいかなければならないと思っております。

多面的機能支払交付金であったり、中山間地等直接支払交付金であったり、環境保全型農業直接支払交付金などもありますが、住民の方々の声を聞きながら、人材の体力に合った取組と併せて、中長期的な環境保全の維持に取り組んでまいりたいと、今回改めて感じた次第でした。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これ、本藤潔議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から開きます。

○  
休憩 午前11時45分

開議 午後 1時00分  
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 皆さん、こんにちは。田中教之です。今日は二つの質問を行いたいと思います。

まず最初は、公営塾について質問させていただきます。

今年5月に、菊池市と菊池市教育委員会が中心となって、市内3校の生徒に向けて、市が運営する大学進学に向けた塾、これは全国的に公が運営するというので、公営塾という言い方をしますが、菊池市の公営塾は名前が前進塾というところでスタートしました。

県内にも公営塾は複数あります。ですが、国立大学を中心に、大学入試に特化して、また、県の教育委員会や予備校と連携するという形の公営塾は非常に珍しいと伺っております。

4年前の選挙で私も公営塾設置を訴えた身ですので、私自身も期待しております。期待している分、本市の前進塾に入塾した生徒が、それぞれの目標を達成できるように、引き続き注視していきたいと思っております。

5月からまだわずかですが、現在の状況について質問したいと思います。

この前進塾は、今までどのような募集方法を行い、入塾者は何人いるのか、また、3校にばらつきはあるのか、一日の平均利用者数や、講師は何名で対応しているのか、現時点で状況を教えてください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、皆さん、こんにちは。それでは、ただいまの田中議員さんの質問にお答えいたします。

前進塾の塾生の募集につきましては、市内の3高校の全生徒に募集のチラシを配布したほか、市のホームページや安心・安全メールでの周知により、募集したところでございます。

その結果、6月21日時点での数でございますが、菊池高校から62名、菊池農業高校から2名、菊池女子高校から4名の計68名が入塾しております。

利用者数につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響や高校総体等の行事もあり、日によって違いがありますが、多いときで1日当たり18名の生徒が利用しております。

また、講師陣につきましては、熊本大学より教職大学院の学生をはじめ、6名が登録されており、基本的に1日2名の体制で対応しておるところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 全体が68名ということで、たしか定員が70名ぐらいだったと思いますが、ちょうど定員ぐらいになっておるところで、ただ、やっぱり圧倒的に、・・・（聞き取れず）しますと、やっぱり拓志館で行われますので、菊池高校の生徒が62名と、ほぼほぼというところがあって、ばらつきが、偏りがあるなという印象です。

また、周知のチラシのほうもちょっと拝見させてもらいましたけど、これはちょっと私の感じたところなんですけど、何か分からないところがあれば聞きに来てくださいとかという形のちょっとニュアンスでして、ちょっと受け身かなという部分があったので、できれば今後はこういった受験勉強をやっていますとか、やる気があるとか、そういう前向きな文言があるといいかなと思います。

ちょっと人数のそのばらつきと、その先生というか、講師の方が1日2名で対応するということであると、やっぱり場所を、将来的には農業高校も女子校も拠点があるといいかなと思います。やっぱりそっちのほうが通いやすいですからね。ただ、やっぱり1日2名となると、それ自体の派遣も難しいのかなと思っています。

多分ですけど、話聞いた内容では、大体個別指導方式がとられているのかなと思います。それであっても、やっぱり1日2人だと個別指導は、私は学生時代にバイトで担当したことありますけど、やっぱり1日二、三名を担当するのが限度かなと思いますので、この辺はちょっと課題かなと感じました。であれば、特に地理的要因でなかなか参加できないほかの2校を含めまして、やっぱりLINEとかYou

T u b eとか、そういったことで、L I N Eで学習の習熟を管理したり、オンラインでできるところ、あとは収録した授業をY o u T u b eで配信するとか、そういった方法があれば、この70名近くの生徒さんの管理は、70名ぐらいであれば、その辺の管理しやすいのかなと思います。

2回目の質問です。塾の授業形式は、先ほど申したとおり、個別指導のようなものにかかれていていると思いますが、今後も引き続きそのような形でしょうか。

先ほど申したとおり、地理的要因でなかなか参加しづらい女子高校や、農業高校の生徒の参加の機会を保障するためにも、そういったSNSやオンラインといった方式に取り組む予定はございますでしょうか、お答えください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの指導形式についてのご質問にお答えします。

菊池前進塾には1年生から3年生までの生徒が在籍しております。志望する大学の受験科目等がそれぞれ違いますので、科目に沿った個別指導の形式を取っております。

また、自主学習にすることで、生徒が積極的かつ主体的に学習に取り組むことで大学受験の合格率が上がることを期待しているところでございます。

議員提案のオンライン形式については、技術的には可能ではございます。しかし、現時点では、対面式の指導のほうが、学力を伸ばすには有効的な手段であると考えております。

コロナ禍で人と接することが希薄となっている中に、菊池前進塾で直接大学生講師から指導を受けることで、刺激され、その身近な大学生を目標にしてもらいたいという期待もございます。

そのため高校生の皆さんには、ぜひ、菊池高校拓志館まで来て勉強に励んでいただきたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 そうですね。私も全てオンラインで片づくと思っておりません。熊本大学の生徒がいらっしゃるといことであれば、熊本大学に行きたいと思う生徒がいれば、それはすごい励みになりますし、対面の授業でいいかと思いますが、やっぱり地理的要因で離れているところは、補助的として、やっぱりそういったところも、どのツールも取り組んだほうが少しは効果的だなと思っております。

先ほどおっしゃったように、主体的に取り組んでいただきたいというところは、もう私ももちろんそうでありまして、やっぱり公営塾である限り、ほかの子と違うと。菊池の前進塾はこういうところが違うということも、これから取り組んでいったほうがいいかなと思っております。その中で、やっぱり主体的に取り組んでもらう塾だということは、一つの方向性かなと思っております。

ちょっとここで、公営塾、ほかのところ、ほかの公営塾をいろいろ調べてみますと、地域おこし協力隊が中心となって、小学生向けの英語塾をやるとか、大学入試だけじゃなくて、そういったところも多いですが、やはり半数以上は高校魅力化プロジェクトを兼ねたところでの公営塾が多くあるなど私は考えております。本市でもそうだと思います。

島根県の隠岐島の島前高校ですか、たしか一番取りかかりが早かったところだと思います。そこではやっぱり教育移住者を含めて、高校でそういった環境で勉強したいという家族で移住されてくる方、それはもう地域の魅力というか、本当に高校魅力化をプロジェクトとして発信して、拠点というところになっております。

また、私も個別に議員になる前に調べたのが広島県の大崎海星高校の公営塾、ここはもう寮も完備していて、そもそも離島ですので、そういった形で島以外の方から呼び寄せるといところでやっております。ただ、菊池市の場合は、外から呼び寄せるよりは、とにかく地元の中学生在が菊池高校や菊池農業高校、女子校を選んでもらいたいということから、魅力化といところでできていますので、その点はこれから考慮していかなきゃいけないのかなと思っております。

いろんな公営塾もホームページ等を作っております、それなりのビジョンを、こういった塾なんですよとビジョンを設けてやられて、指導者の思いというのがやっております。

私もこの前進塾は、大学受験を通じて、それこそ生きる力と申しますか、ちょっと大げさな話になりますが、受験の先にあるものを見据えた、人格形成を踏まえた前進塾になって、それが結果として、塾の特徴になるのかなと思っております。大学受験の本当に一つのプロジェクトみたいに目標を定めて、課題は何だろうとつくって、それに対しての課題解決は、どういうふうに解決するだろうと方法論を考えるというふうなところで、私たち自身も大学受験通じて、実社会で必要な物の考え方というか、そのほんの一部かもしれませんが、やはりそこら辺はせつかく大学受験するのであれば、そういったところも含めたほうがいいと思うんですよね。なので、そういった意味で、公営塾にもそういったビジョンが必要であり、プラス知識習得のための塾じゃなくて、そもそも勉強のやり方とか、考え方とか、学び方という、そこら辺を探究するような、例えばガイダンスだったりとか、あとは難関



大学の特に2次試験は非常に思考力を問われます。知識を活用してどういうふうに自分の考えを述べていくのか。こういったところはやっぱりある程度経験した方に聞かないと、本当にその合格というところに関しては難しいと思うんですよ。そういったことをやったほうが私はいいと思っていますけど、実際、その前進塾ではこのような考え方や学び方について、学ぶ場を提供する場というのはあるんでしょうか、お答えください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの田中議員の質問にお答えいたします。

菊池前進塾では協定を結んでおります熊本壺溪塾学園の進路指導部長様より特別講義を年に10回程度予定しております。6月までに既に2回実施しまして、「勉強の仕方」や「考え方」に対するご講義をいただきました。通常の個別指導では教わることができない内容をお話いただき、塾生への刺激となり学習意欲の向上、さらには受験対策にもつながったものと考えております。

今後も熊本壺溪塾学園及び各高校と連携しながら、塾生の大学進学という目標を実現させるため、支援をしていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 それでは、予備校のほうと一緒に連携してやっていただけるということで、非常に安心しました。

私の友人や後輩とかに、東京大学だったり、国立大学の医学部に合格した友人も、やはりそういった方というのは自分なりの勉強方法というか、考え方を持っているから、多分そういったところの難しい大学に通っていったんだろうと思いますので、知識習得ももちろん必要なんですが、やはり先ほど答弁あったように、自主的に取り組むにはどういうふうに学んだらいいのかとか、どういうふうに考えたらいいのかというところをしっかりとフォローしてあげていただきたいと思います。

公営塾の運営の話に戻るんですけど、公営塾のSNSのフェイスブックのページがあったり、いろいろホームページの書き込みがあったりして、地域の方とのコミュニティが図られているところ、もちろん全てそうじゃありませんけど、うまくいっているようだなと思えるところは、やっぱりそういった地域の人と、その保護者の方とか、非常にいろんな方を巻き込まれていると思います。結果として、その中学生や、中学生の保護者の方に対して進路を与えるきっかけとなっているのかなと思っております。

大学入試制度もいろいろ変わってきてまして、いろいろな課題はこれからあると思いますが、ぜひ、せっかくできた前進塾をしっかりとこれからも運営していただきたいと思います。

最後の質問ですが、塾長の市長に、この前進塾、どのように今後の展望があるか、答弁をお願いします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいまの田中議員のご質問は前進塾に対する展望ということですが、この今後の展望という意味は、この前進塾に対して将来的に期待するものと、そういう趣旨で受け止めました。そういう意味では、前進塾に込めた私の思いを少しお話をさせていただこうというふうに思います。

短期的な目的と長期的な目的と二つございまして、短期的には、この前進塾が掲げております3校の生徒に対して難関大学に進学する者を増やすというための支援であります。難関大学への進学者が増えてくれば、学校を目指す人たちへの大きな訴求力につながって、魅力化につながるものだというふうに考えております。

そしてまた、より重要な目的としまして、中長期の目的としましては、この3校の高校生が自分の可能性を限定しないで、より少し高い目標に挑戦することで、自分の未来を切り開くと。そのことが本人の成長につながるということを体験してほしいんですね。そして、成長する喜びであるとか、挑戦する醍醐味というものを知った若者が自信をつけて、それぞれ様々な世界に羽ばたいて活躍するということになれば、それを見た後輩がまた自分も頑張ろうということが続いていくような、そういう好循環をつくり出したいというふうに思っております。

まさにそういう積み重ねによって、我々が日頃、口にしております人財輩出の地としての文教菊池というものの再興につながってくるんじゃないかと、そういうふうに考えているところでございまして、時間はかかりますけども、言うなれば、これが究極の目的であるということでございます。そのためには、小さな努力を臆せず積み重ねて前進するということが大変重要でありまして、そういう思いを込めて、前進塾という名前にしたということでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 短期的、中長期的の目的、その先にあるもの、本当に昔にあった菊池の私塾のような、そのような将来的にそういうような存在になると、より菊池市にゆかりのある皆さん、高校生は非常にチャンスを学べる場になるかなど

思いますので、引き続き前進塾の運営をよろしく申し上げます。

続いて、次の質問に行きます。マスクについてです。

昨年のこの時期というか、第2回定例会で同じような質問をさせていただきました。質問の要旨に書きましたが、これから夏季に向けて、文科省の事務連絡をどう考えるかとあるんですが、もう既に昨日、今日と、もう夏季に入ったと言っていると思います。もう非常に暑いです。朝、昼、夜、いろんな人と出会って、まず挨拶するのが暑いんですねというぐらい暑いんです。この時期にやっぱり外でマスクつけるというのは、これはもう要は子どもはいいんですけども、大人ももうしんどいと思います。私も外ではもう外すようにするというか、もう外しています。やっぱり外で作業するときには、もう完全にマスクしながらじゃできないというところです。

本題に戻りますけど、要はやっぱりマスクは感染症対策としては有効なんですけど、今、熱中症のリスクのほうが非常に高くなってまいりまして、厚生労働省もようやく大人を含め、大人がメインかもしれませんが、屋外ではマスクを外しましょうというような周知を始めました。

それを受けて、本年の5月24日に文科省から、学校生活における児童生徒等のマスク着用についてという表題において、事務連絡がありまして、その事務連絡には、政府における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことを受けてとありまして、先ほど言ったように、屋外でマスクを外している場合、室内で図書館とか話をしないところではマスクを取ってもいいよとか、いろんな方針が変更になりましたので、これから夏季を迎えるに当たり、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について、改めてご留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせしますということでした。

そのご留意いただきたいという点というのは、学校生活において、こういうときはマスクは不要ですよというところです。主に屋外ではつけませんと。体育の時間、体育館でもつけません、つけなくてもいいというところです。

そこで、質問ですが、当該今回の事務連絡を受けて、各学校ではどのような対応を行っているのか、ちょっと教えてください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、田中議員のご質問にお答えします。

文科省からの事務連絡を受けてからのこれに対する対応はということでございますが、市内の小中学校の児童生徒に対して熱中症予防の観点から、マスク着用の必要のない場面として、屋内においては、他者と2メートル以上を目安として身体的距離が取れて会話をほとんど行わない場合、また、屋外でも他者と身体的距離が保

てる場面、他者と距離が取れない場合であっても、会話をほとんどしない場面はマスクを外すことを指導しております。

具体的には、体育の授業であったり、運動部活動の活動中、登下校の際は熱中症のリスクが高いことから、熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう改めて指導しております。

また、保護者に対しましてもリーフレット等を配布し、夏場のマスク着用の考え方について周知を図り、ご理解とご協力を求めているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 答弁を受けて、教育委員会としても、そうやって各ご家庭に周知されているというところは理解できました。

事務連絡、5月24日ですので、それ以降、各ご家庭だったり、その前にまず学校、こういったことを周知するというところでやっております。ただ、昨日も非常に暑かったですけど、やっぱり3時半とか4時の時間帯、小学生は帰っておりますと、半分ぐらいはまだマスクをつけたまま帰っているんですね、ああいう暑い時期に。集団下校しているわけでもなく、そういったところで、やっぱりなかなか徹底はできてないという現状がございます。

教育委員会とか校長先生が外してもいいよと言われても、なかなかそこまで、特に児童自身の考えとか、また、保護者の考えもあると思うんですね。ですので、なかなか一律に外すというのは難しいかなと思っております。だからこそ、多分そういう現状を見て、文科省も外で外しましょうということで、先ほど部長がおっしゃったとおり、今までは身体的距離が確保できない場合はマスクをつけるとなりましたけど、もう会話をほとんど行わない場合はもうマスクを外すと。例えば屋内でも会話をほとんど行わない、例えば図書館とか、屋内でも換気がしておけば、外してもいい。身体的距離が確保できない場合でも、会話をほとんど行わない。例えばランニングなど離れて行う運動とか、鬼ごっこなど密にならない外遊びとかというところですね。というところは着用は必要ないとありますけど、登下校自体はもっと思い切って外していいのかなと思っております。

やっぱり大人が外していかないと、何か言われるんじゃないとか、そういった雰囲気、空気感というんですかね、この2年間、2年以上、マスクをつけるのは当たり前になってしまった空気感が、なかなか子どもが外せないのかなと思っております。

そこで、2回目の質問をしますが、これから夏に向けてというよりも、今もそう

なんです、今日も暑いですし、これから暑さが続きます。やはり熱中症予防というのが非常にこれ大事だと思いますが、やはり屋外でそういう形で徹底できないのは、何か原因や理由がありますでしょうか。それがあれば教えてください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、今のご質問にお答えいたします。

今回のマスクを外すことについては強制ではなく、推奨とされております。また、まだまだ熊本県におきましては新型コロナウイルス感染者が多いことと、様々な理由でマスク着用を希望する児童生徒がいますので、徹底という意味では難しいところがあると思います。

引き続き、熱中症が命に関わる重大な問題であるということ認識した上で、リーフレット等を活用しながら、児童生徒に対してその危険性を適切に指導するとともに、保護者等に対しましてもご理解とご協力を求めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 やっぱり大人が外で感染症を意識した上、もう必要ないところは率先して外していくと。そういった姿を見せないといけないのかなと思いました。

特に部活動は確かに徹底できていると。それは外から見て分かります。それはもう激しい運動をするのが前提ですからね。もう暑い中、マスクを外すのは当たり前だと思っております。

やはり小学校の場合だと保護者の考えが影響するので、その点は引き続き周知のほうをお願いします。

ただ、中学生、高校生に関しては、若干ちょっと理由が異なるのかなと思っていて、特に女子なんですけど、もうマスクに慣れてしまって、マスクを取るのが恥ずかしいという、そういう医学的な問題でなくて、もうそういう空気感といいますか、ある同級生の娘さんのお話を聞きますと、素顔を見せたくないとか、学校とか友達とか先生に対して表情をつくるのが面倒くさいから、マスクをしておくとちょっといいというような、そういう思春期の特有な問題もあるのかなと。心の問題の課題があって、外しにくいのかなというのがあります。

ただ、関西の高校の体育祭等で、多くの女子高校生が熱中症でばたばたと病院に搬送された事案を見ますと、先生もしっかりここは訴えて、外しなさいと。こうい

うときは外しなさいというふうに言わないと、これはもうそういったところで推奨だから、強く言えないというところでも言っていないと、これはやっぱり結果的に生徒自身がそういったふうに搬送されるわけですから、それで死亡事故が起きたら、本当にそれはもうかえって現場の先生たちにも責任問われますし、非常に重たい問題になります。

複数のお医者さんにいろいろお話を聞きますと、マスクをつけると、それ自体がすぐに熱中症のリスクを増やすとかというところではないという話なんですけど、私も経験あるんですけど、やっぱり喉の乾きが遅れるらしいんですよね。マスクしている部分、口の中の蒸発が抑えられますから、体内では水分が減ってても、汗とかかかいていても、口の乾きが潤いがありますので、水分補給するタイミングを逸しやすいと。なので、マスクは外でつけると危険だと。マスクはつけてもいいよじゃなくて、マスクは外では外さないで危険だと。ここら辺の認識をいま一度思っていただければと思うんですよね。

かといって、現場先生も、やっぱり保護者だったり、生徒の思春期特有のその感情によって、どうしていいか分からないというのが多分現場の学校の先生の方々の本音だと思います。

そこで、やっぱりこの事務連絡にもありますけど、気温とか、湿度とか、今、熱中症アラームとかありますよね。ああいった暑さ指数とかを、そういった基準になったときはもう外は外しましょうとか、その先生によって分かれるじゃなくて、統一した基準を設ければ、学校のその現場の先生も負担が減るんじゃないかと思いますが、このような考えはいかがでしょうか。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、田中議員の再質問にお答えします。

マスクを外す基準を設けてはどうかということでございますが、各学校におきましては、温湿度計や熱中症アラートなどで暑さ指数が高くなる場合は、放送で注意を促したり、屋外や体育館は使わないなど、熱中症対策を講じているところでございますが、学校によっては、地理的なものや時間帯、天候などその時々で状況が違いますので、一律に基準を設けることは非常に難しいと考えます。

また、基準を設けましたとしましても、それより低い場合でも場所によっては危険な状況が発生することも考えられます。子どもの体調管理も含めて、その時々々の状況に応じた対応を取ってまいりたいと考えております。

なお、今年は、例年になく梅雨明けが早く、今後の熱中症のリスクを心配しております。そのようなことから、6月29日付で、改めて熱中症対策の徹底を学校に

通知したところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 基準を設けると、またそれはそれで弊害があるということと思うんですが、現場の先生は結構大変だと思います、やっぱりその辺は。そういった何かしら基準があるといいと思います。

ただ、この感染症対策自体は国がしっかり行うことですので、そもそもなんでマスクをつけさせるか。保育園もそうですけど、やっぱり今、結局、コロナが2類相当というところであれば、感染症のルートがどうだということ、じゃあ濃厚接触者は誰なのかということ、マスクつけていると濃厚接触者にならないから、やっぱりマスクをつけさせたほうがいいと。うちでクラスターを発生させてないということ、結局、熱中症対策と相反するので、中途半端になってしまうと。悪循環ですよ。ここは、これ市に言ってもしょうがないので、国に対してやっぱり早くもう5類相当にさせていただかないと、ずっとマスクをつけ続ける生活なのかと。夏場もマスクつけるのかということだと思います。

先ほどマスク外して質問したほうがいいんじゃないかというご提案いただきました。次回はちょっとマスクを外して質問できるように、事務局に相談してみたいと思います。

とにかく熱中症対策は、今、本当に今、喫緊の課題ですので、しっかりそこは引き続きよろしくをお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これ、田中教之議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

○

休憩 午後1時37分

開議 午後1時44分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 それでは、皆さん、こんにちは。議席番号3番、稲継智康です。5月の選挙で初当選させていただきました。人が集まるまちづくりを目指して、選挙活動を行ってまいりました。菊池市民、行政、議会、各種団体が一丸とな

って前へ進んでいくことをスローガンに、この4年間、一生懸命励んでいきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従ひまして、質問させていただきます。

本日は、まず第1点目に、本市の商工業者における新規事業者に対する施策の質問をしていきたいと思ひます。

まず、現在の菊池市の中小企業の実態ですが、全国の小規模事業者は全企業の99.7%を占めており、中小企業は社会基盤や地域を支える存在であり、菊池市においても、令和4年4月、教育委員会から出されている生涯学習基本計画を見させていただきますと、本市の産業別人口の割合は、事業所としては卸・小売業、宿泊・飲食業、建設業、製造業、生活関連サービス業が多くを占めており、小規模事業者が本市に多くなっているという調査結果があります。

また、本市においては、約半数の事業所、従業員が卸業、小売業、宿泊・飲食、製造業で占められているのも実態でございます。

また、現在の本市の商工会の会員数ですが、令和2年度末で1,109件、令和3年度末1,102件、最新の令和4年6月21日現在で1,088件です。今の菊池市の状態を見ると、10年前からはかなり商工業者が減っているというふうに感じますが、実は10年前の会員数というのは1,067名と、あまり会員数が減っていないのが実情です。

ほかの地域と違うのは、令和2年、入会37件、退会44件、令和3年に関しては、入会29件、退会39件と、ある程度ちょっと入退会数が多いのが菊池市の特徴でもあります。新規事業者がなかなか継続していかないのも事実です。

また、近年の菊池市内の土日の町並みを見てみますと、やはりほかの市と比べて閑散としたまちになっているのも現状です。すごく寂しく感じます。

菊池市に新しく継続していく事業所を増やすことが本市の課題であると思ひます。まずは本市の商工業者における新規事業者に対する施策として、一つ目に、創業支援事業の内容と実績について、二つ目に、本市の第二創業の現実と支援策について、3番目に、新規事業者につながるきくち起業塾の実績とその後の起業の状況について、ご説明よろしくお願ひいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまの稲継議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目として、創業支援事業補助金につきましてご答弁いたします。

「創業支援事業補助金」は創業者に対し、また創業後の経営基盤の安定化を図り、地域産業の活性化に資することを目的として、賃借料や店舗建設・改修費、固定資



産税相当額、借入金の利息、信用保証料の補助を行っております。

過去3年間の補助金交付実績を申し上げますと、令和元年度が2件、令和2年度が5件、令和3年度は9件となっており、年々、創業者数は増加傾向にあります。

これは、コロナ禍にあつて新たな事業にチャレンジしようとする創業者の増加に加え、昨年度は、交付対象地域を特定の区域限定から、市内全域に拡充したことによるものと考察しております。

また、本市の創業支援計画に基づき、セミナーや個別相談会を実施して、商工会や金融機関と連携した円滑な創業に向けたバックアップを行っているところでございます。

次に、2点目の第二創業の現状と支援策ということでございますが、第二創業についてですが、現状といたしましては、コロナ禍における経済社会の変化に対応するため新分野での展開、業態転換、事業や業種転換等を目指す事業者もございまして、国の「事業再構築補助金」の申請もあつているようでございます。

本市の事業者における当補助金の採択件数は、現時点で11件となっております。

本年度から市は事業者向けに「きくち未来創造塾」を創設・開講いたします。講座を通して多種多様な異業種間の交流が生まれ、様々な化学反応により、新しいビジネスも誕生するものと期待しているところでございます。

第二創業に関しましては、市では単なる補助金交付ではなく、こうした事業を通して、人材育成や新たなビジネスにつながるような発見、出会いの機会を創出することにより、全面的なバックアップ体制を推進してまいります。

3番目に、「きくち起業塾」の実績とその後の起業の状況ということでお答えしたいと思います。

「きくち起業塾」は、ビジネスプランの作成方法やマーケティングの手法を学ばせ、新たな経営者として育成することを目的として昨年度に創設いたしました。令和3年度は、専門講師などによる6回の講座を実施したところでございます。

塾生は10名の募集に対し20名の募集（後に発言の申し出があり、「募集」を「応募」へ訂正）があり、うち2名の卒業生が創業、また、5名の方が今年度内の開業を目指し、準備を進めているといった状況でございます。

起業塾の卒業生に対しては、その後も適宜面談を行い、受講生全員が円滑に創業できるよう、商工会と連携してフォローアップを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

失礼しました。塾生の募集のところでございますが、10名の募集に対し20名の応募があつたということで、おわびして、訂正申し上げます。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

創業支援の枠は、商工会のほうからもお願いして地域を広げていただき、特に七城地区のほうでパン屋さんなどされているところがありまして、その辺も対応していただきまして、現在、パン屋さんも好調に商売をされております。

また、第二創業に関しては、生まれないのは現状ですが、なかなか第二創業というと、皆さん、聞き慣れない言葉だと思います。ちょっと第二創業について少しご説明させていただきたいと思います。

第二創業とは、比較的規模の小さい中小企業が新分野に進出し、刷新を図ることで、例えば製造業を営む事業者が本業をやりながら、空き店舗を利用して紙の事業を始めるといったようなイメージです。

中小企業の企業者が第二創業を選択するメリットとして、資金調達を行いやすい。経営基盤を活用することで、失敗リスクを低減できるというメリットが挙げられます。既存事業の行き詰まりを解消できるように、新規事業にはないメリットがあり、継続した商工業をつくっていくことができると思います。

そしてまた、第二創業の補助金をされている市がありますので、ちょっとご紹介させていただきたいと思います。

兵庫県の西脇市というところがやられております。皆さん、西脇市というのはあまりご存じないかもしれませんが、実は播州織といって、今、皆さんが着用していらっしゃるワイシャツなどの生地を作っている産地でございます。ここも菊池市とちょっと似たようなところがありまして、衣類関係が海外で作られるようになり、産元が減っていき、高齢化、人口減少に悩んでいます。

令和4年度の市の施策の中で、少しでもまちに活気を戻そうと、起業・第二創業促進支援事業補助金制度を設けられました。対象事業の要件の中に、第二創業について、現在行っている事業の全部または一部を継続して実施しつつ、日本標準産業分類の中分類において、当該と異なる分野に進出すること。対象経費は事務所、備品購入、機械及び装置の導入費、広告宣伝費、事務所賃借料、その他事業の実施に関し必要と求められる経費、また、補助率・上限率は対象経費の2分の1、上限100万円となっております。詳しい詳細は西脇市のホームページに載っております。

現在募集中ということですので、実際、どれぐらい応募があったかということは、ちょっと今現在、分かっておりません。

また、現在、菊池市でも、先ほど部長のほうが言われました国の補助金、事業再構築補助金を使って、第二創業を行おうとする企業者さんも結構いらっしゃいますが、採択率が30%前後と、なかなかハードルが高い補助金となっております。

また、第二創業者は、ある程度、基盤を持たれているわけですから、市外の方たちが菊池市で、今とは違う業種に進出する、やっぱり後押しになると思います。現在の創業支援の枠を少し広げていただければ、もう少し店舗が増えていくのではないのでしょうか。

また、菊池市として、新規応募者を募集していますよというようなアピールをできるのではないのでしょうか。

以上、お答えください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、2回目のご質問にお答えいたします。

先ほど答弁申し上げましたとおり、第二創業を目指す事業者も現れてきております現状を鑑み、議員ご案内の他市の事例なども参考に、創業支援と併せまして協議してまいりたいと思います。

また、第二創業につながる支援策につきましては、未来創造塾の状況を検証しながら、商工会等と協議してまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。ぜひ今後、ご検討いただきたい。

また次に、昨年、起業塾の発表会に、私も商工会の副会長という立場で参加させていただきました。すごく起業できそうなプラン、今後、おもしろそうなプランなどがあって、本市の新規事業につながるんじゃないかなということをすごく感じました。ぜひ、よい取組だと思い、参加させていただきました。

市長にお伺いします。

本市の新規事業者に対するお考えをご説明ください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいま稲継議員のほうからは、創業支援に対する考え方というご質問がございました。

まず、菊池には様々な大変よい資源があるということを従来より申し上げてきているところがございます。こうしたものを生かした創業というものを大いに期待するところがございます。

この創業に対しまして、先ほど経済部長の答弁にもございましたとおり、ある程度の事業イメージをもう既にお持ちの方で創業を志されている方に対しましては、

より明確な事業計画であるとか、資金運用などについて専門家がアドバイスをを行い、スムーズな創業を支援するための「きくち起業塾」というものを昨年度から開講しているわけであります。

そしてまた、第二創業に向けたものとしましては、既存の事業者がビジネスの課題であるとか、地域課題の解決に取り組みながら、産官学金が連携して、実践していくような場づくりとしまして、本年度から「きくち未来創造塾」を創設しているところでございます。

また、このほか、ビジネスサロンを新たにつくりまして、既存の事業者さんと、それから新しい志を持った創業希望者の皆さんといった方々を交流させるネットワークづくりの場を提供する予定でございます。

また、先日、外部ネットワークのつながりを広げるためにも、市の包括提携先と市内の団体、業者の方々との交流の場をつくって、大変好評を博したところでございます。

こうしたいわば人づくり、ネットワークづくりのところに今は力を入れてきているわけでございます。こうした取組を商工会と連携しながら、様々な工夫を凝らして、創業者を効果的に増やしていきたいというふうに思います。

こうした状況も踏まえながら、創業支援についても、必要な施策をまた検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

近い将来、本市においても、町なかはもちろん、例えば甲佐町の山の中に行列のできるかき氷店があります。そういうふうな菊池市でももっと行列ができて、予約の取れない店ができるようなことを望みます。

また、起業される場合には、開業資金、販売ルートなどがやっぱり必ず必要になると思います。その辺はやはり各種団体と一緒に取り組んでいくことをお願いいたします。

それでは、2点目に、本市における中小企業者における後継者不足問題についてご質問させていただきます。

まず1番目、本市における事業承継問題に対する取組について、2番目に、市内業者の事業承継問題の実態とニーズについて把握はできているのかをご説明ください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長     それでは、市での事業承継問題に対する取組について答弁申し上げます。

市内事業者の後継者不足が叫ばれている今日において、「事業承継」は事業を存続し、発展させるための重要な経営課題であると認識しております。

本市では「中小企業後継者育成対策事業補助金」として、商工会に加入している事業者の方が、認定された後継者に対しては助成金制度を設けております。

長きにわたって培ってこられた価値ある技術や商品などが、後継者不在によって途絶えてしまうことは、本市の宝を失ってしまうことにもなりかねません。したがって、市といたしましても、地域経済の活性化において重要課題であると考えているところでございます。

また、実態、ニーズということでございますが、商工会の経営指導員の方が巡回指導の際に、後継者に関する相談にも対応しておられますが、この現状を分析して、市も連携して実態の把握に努めてまいりたいと考えます。

その上で、市といたしましてどのような方策が有効であるのか見極めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長     稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員     ありがとうございました。

ちょっと事業承継といっても、なかなかこれも聞き慣れない言葉でありますけども、平たく言うと、現在抱えている後継者不足問題ということになるわけです。

まず、2022年経済白書では、我が国の高齢化の進展に伴い、経営者の高齢化も進む中で、中小企業の事業承継は社会的な問題として認識されている。我が国経済が持続的に成長するためには、中小企業がこれまで培っていた価値ある経営資源を次世代に継承していくことが重要である。

休業など、解散企業の代表者年齢については、2021年は70代の割合が最も多く、42.7%となっています。また、70代以上が全体に占める割合は年々高まっており、2021年は6割となっているとされています。菊池市もこれと同じような現状だと思えます。

また、本市も各商工会ですけど、商工会の会員さんの各市町村別を調べていただいたんですけども、廃業による脱退件数、菊池市商工会は、令和2年度19件、令和3年度21件、近隣の商工会ですけども、合志市商工会、令和2年度14件、令和3年度11件、大津町商工会、令和2年度5件、令和3年度7件、菊陽町商工会、

令和2年度5件、令和3年度12件、山鹿市商工会、令和2年度6件、令和3年度13件になります。

近隣の商工会も増えていますが、菊池市がやはりかなり多く、実は今期、6月21日現在でも16件の廃業という届けがあっております。そのほとんどが経営者の方に事情を聞きますと、後継者不足による廃業になられております。経営状態がよいにもかかわらず、廃業していくケースというのがほとんど見られております。

私は、今回、菊池市の事業者さんを訪ねていくと、極めて後継者がいないことを痛感しました。また、私たちの同じ世代の方と話をしても、自分の代で終わって、子どもはよそで働かせますという方の事業者もかなり多く、私たちの世代でもなかなか後継者はいないというケースがほとんど多い状態であります。

また、10年後、この菊池市にお店がどれぐらい残っているのか、かなり不安を感じます。今回、一般質問を通じて、市民の皆様に菊池市の事業者の現状をお伝えしたいという思いもありまして、今回、質問させていただきました。

また、第3次菊池市総合基本計画、第3章、基本計画、第4節、分野別施策、1、産業と経済、施策6、商工業の振興の中に後継者育成、事業承継推進ともうたっております。

また、今後、TSMC効果で菊池市の経済が潤うような施策を今されております。そのときに合志、菊陽、大津町から人を引き込もうと思ったときに、実際には菊池市にはその頃には商店もいろんなものがないという、受け皿がなくなってしまうんじゃないかと思えます。

また、ご説明いただいた起業塾、ほかに定住移住などがありますが、それに後継者問題もマッチングすることはできるでしょうか。

次に、中小企業庁の経営者のための事業承継マニュアルは、事業承継への取組は先送りしてしまうという背景として、日々の経営で精いっぱい、何を始めたらいいか分からない、誰に相談していいか分からないなどの意見が上がっています。本市でも同じような意見であると思えます。

事業承継は後継者育成などを含めると、ある程度時間がかかります。まずは早期に積極的に情報発信をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

TSMCの進出につきましては、工場建設の際も、また、創業後も国内だけではなく、海外からの従業者の方及びお客様の来訪も増加し、おのずと本市での飲食や宿泊の機会は増加するものと想定いたします。

飲食業や宿泊業を経営いただいている皆様におかれましては、新しいニーズにしっかり対応していただくことを期待するとともに、事業承継に関して課題をお持ちであるということであれば、商工会などのしかるべき機関にご相談の上、将来に向けた経営、円滑な事業承継につなげていただければと考えております。

市といたしましても、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、昨年度から実施しました「きくち起業塾」では、本年度も実施に向けて準備を進めているところではございますが、今後も商工会と十分に連携を図りながら、マッチングの機会を捉えてまいりたいというふうに考えております。

また次に、事業承継に関しましては、本市商工会でも特任経営指導員の方により随時相談を受け付けておられます。今月も2回、会員向けの「事業承継相談会」を計画されているところがございます。

事業承継は通常5年から10年程度の期間を要すると言われております。

今後も、商工会と連携協働し、いち早い情報発信に努めてまいりたいと考えます。

なお、「熊本県事業承継・引継ぎ支援センター」は、国が実施する専門家による事業承継に関する無料相談窓口でございます。市のホームページにも紹介させていただいているところがございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

前向きに、やはり商工会と一緒に取り組んでいただきたいと思います。特に古くからある店が残り、新しい店ができる施策を積極的にしていけば、今ある買物弱者という問題もなかったと思います。

また、今回、なかなか皆さんに事業承継というのが分かりにくいかと思うんですけども、実はちょっとテレビの宣伝になるかもしれませんけども、BSのテレビ東京の日曜日22時半から「タタムなんでもったいない！」という番組があります。ちょうど6月26日は熊本県の事業所さんが出ておりました。そこに商工会と一緒に取り組んでいっているということが出ています。もし見れない方がいらっしゃっても、TVer（ティーバー）で改めて見ることができますので、その中で見ていただくと、事業承継の流れ、実際の幾らでお渡ししますとかいう金額など出ていますので、その辺を見ていただくと、事業承継が分かりやすくなると思います。

事業承継を行うのは、実際には難しい問題です。商工会だけではやっぱり限界があります。また市と一緒に問題解決に向かっていただき、今後はほかの事業者、農工商含めていく必要があると思います。ぜひ今後、現場で実際に働いている事業者

のお声を聞いてから、前向きに進めていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○水上隆光 議長　これで、稲継智康議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、7月4日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午後2時14分



第 5 号

7 月 4 日

# 令和4年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第5号

令和4年7月4日（月曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

---

### 出席議員（19名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二

---

### 欠席議員（1名）

20番 山 瀬 義 也

---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	三 池 克 徳
健康福祉部長	本 田 和佳子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	安 武 邦 男
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議会課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係	吉 岡 結 加 里
議 会 係	志 水 利 貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。  
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

### 日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。  
初めに、東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って、質問を行っていきます。

まず最初に、生理の貧困について質問します。

このテーマでの質問は、昨年6月議会に引き続き、2回目となります。この問題は、今日において、単なる貧困対策にとどまらず、人権尊重、男女共同参画、ジェンダー平等を実現していくために重要な課題であると認識しており、再度質問で取り上げることにしました。

経済的な事情で必要な生理用品が手に入らない。コロナ禍で生理の貧困が可視化され、世界各国で社会問題となりました。日本でも昨年の春頃から生理の現状が語られ、学生の5人に1人が生理用品の入手に苦勞するとNHKテレビが報道した後、衝撃が広がり、急速に注目されました。

国や自治体が無償配布に動き出し、内閣府の取りまとめによると、昨年5月の調査では255団体だったのが、同年7月21日時点では対策に取り組んでいる自治体は581団体にも上っています。

ご承知のように、東京都でも昨年9月から全都立の全ての学校に生理用品の無償配布がスタートをいたしました。公費で生理用ナプキンを購入、女子トイレに配置しています。

全国の直近の取りまとめ結果は公表されていませんが、九州管内で言えば、県単位でも宮崎県が県立高校に昨年12月から、佐賀県が今年4月から全ての県立学校での実施を検討開始、さらに近隣自治体では、大津町や菊陽町が学校のトイレで無

償配布を開始などの状況が進んでいます。

ここで、最初の質問を行います。

昨年6月の私の一般質問で、「行政の窓口、公共施設、学校のトイレへの生理用品の無償配布を進めていくべき」と質問、当時の執行部の回答は、「関係各課で連携し、女性が安心して暮らせるための環境づくりに努めていく。今後、養護教諭部会を中心に検討していきたい」との答弁でしたが、この1年間の取組の現状をお聞かせください。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、東議員のご質問にお答えします。

私のほうから、公共施設関係のところの取組についてお答えしたいと思います。

昨年6月の一般質問以降の「生理の貧困」についての取組ですけれども、令和3年8月より12月まで「生理の貧困」に係る取組として、防災備蓄品を利用した生理用品の試験配布を実施し、ニーズ調査と実態把握に努めました。

配布場所は、相談窓口を設けている5か所、こちらは人権啓発・男女共同参画推進課、生活支援課、くらしサポートセンター、福祉課、子育て支援課の5か所になりますけれども、これに社会福祉協議会の計6か所で行い、窓口で意思表示カードを提示された方に生理用品の配布を行いました。

5か月の期間中、配置した60パックのうち、53パックの配布となり、需要があった窓口は、生活支援課、くらしサポートセンター、子育て支援課、社会福祉協議会の4か所でした。窓口で意思表示カードの提示により配布を希望される方が少なかったため、学生などが参加する学習支援事業の際や、ひとり親家庭への食料品などの配布会時や訪問の際に配布したりと、各課の状況に応じた支援を行いました。

アンケートでは、生理用品の無料配布において望ましい場所の回答として、「トイレに常設」よりも、「公共機関での窓口配布」のほうが要望が多い結果となりました。また、「「生理の貧困」の状態を改善するためにどんな対策があればいいのか」の問いには、「生理に関して正しい知識を広める」が最多となりました。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めて、おはようございます。学校での取組につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

東議員からの一般質問を受けまして、昨年8月から12月までの5か月間、提供

いただきました生理用品を各学校に試験的に配布し、学校の意向に合わせ、保健室やトイレに設置しました。その後、12月に学校に対してアンケートを実施したところでございます。

その結果としましては、学校の意見として、学校のトイレは不特定多数の利用者があることで不衛生になること、また、いたずらのおそれがあること、トイレに置くことで必要でない子どもが持って行ってしまうおそれがあるといった、衛生上の問題や管理上の面で心配する意見がほとんどでございました。

また、生理用品は、保健室で直接受け渡しを行ったほうが、理由等の聞き取りも可能であり、家庭の状況も分かるのではないかとの子どもに寄り添った意見もあったところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 庁舎の窓口での防災備蓄を活用しての試験的な配布に取り組み、さらに、相談体制とセットしてニーズ調査も実施されているということは大変重要であり、また、教育委員会においても、養護部会での検討を始め、学校への備蓄品の試験的な配布の取組などが開始されたことは、この1年間、大変重要だったと思っております。

しかし、これらの取組は一過性であり、継続がされていない。何よりも一番必要とされているトイレへの設置が始まっていないというのは、私は大きな問題であると思います。

厚生労働省が生理の貧困の問題で初めて調査を実施いたしました。経済的な理由から、生理用品の入手が困難な女性が一定の割合でいることが明らかとなりました。この調査は今年2月上旬に行われ、インターネットで18歳から49歳の女性3,000人に、コロナの流行が始まった2020年2月以降の状況を尋ねました。新型コロナウイルス感染が拡大し始めた一昨年2月以降、生理用品の購入や入手に苦労したことがあるかと尋ねたところ、よくある、時々あるという回答が合わせて8.1%、割合は若い世代ほど高く、18歳と19歳が合わせて12.9%、20代は12.7%でした。理由を複数回答で尋ねたところ、収入が少ないからが37.7%、自分のために使えるお金が少ないからが28.7%などとなっています。

また、生理用品の購入などに苦労したという人に生活への影響について尋ねたところ、プライベートのイベントや遊びの予定を諦めたことがある、よくある、時々あるという回答が合わせて41%、家事、育児、介護が手につかないという人が合わせて35.7%、学校や職場を遅刻、早退、欠席したという人が合わせて26.

2%でした。交換する頻度を減らしたり、トイレットペーパーやタオルなどで代用したりしたという人も61.9%いて、かぶれやかゆみなどの症状に悩む人も目立ったということでした。

この国の調査結果からも、改めてこの問題の深刻さが浮き彫りとなっているのではないのでしょうか。

ここで、再質問をいたします。

私が提起をして1年がたちますが、この問題での執行部の認識を改めてお聞かせください。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、東議員の再質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的困窮が広がる中、女性が生理用品を買えないなど、いわゆる「生理の貧困」が表面化し、この問題に対して支援する取組が、国・地方公共団体などで全国的に行われてきたと認識しております。

また、従来の日本では「生理」のことに言及することについて、ためらう雰囲気があったように感じますが、「生理の貧困」の取組が、社会での理解の浸透につながったものと考えております。

本市でも、昨年度、生理用品の無償配布を行ったことにより「生理の貧困」についての認識は高まったものと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 私のほうから、教育委員会としての認識をお答えします。

ただいま総務部長の答弁にもありましたように、教育委員会としましても、「生理の貧困」とは、経済的理由により生理用品が買えない、または利用できない環境にあることと認識しております。

学校関係で申しますと、例えば、今の状況ですと新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者の収入が減ったことで、生理用品が買えなかったり、保護者の育児放棄などで買ってもらえないことを指すものであり、生理に関する知識や教育、家庭環境にも大きく関係しているものと考えております。

また、昨今の新聞報道等により「生理の貧困」への認識は社会的にも深まってきているものと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 お二人の部長さんから、この1年間で認識は高まっている、深まっているという答弁がありました。

一定の理解が進んでいるとは私も了解をいたしました。しかし、後でも再質問に述べますが、やはりこの問題は、経済的な問題だけではないということも、改めて申し述べておきたいというふうに思います。

ご承知のように、世界でも生理用品の無償提供、非課税の国や地域が広がっています。スコットランドでは、2020年1月に無償化法案を全会一致で可決、世界初の無償化を実現し、無料提供を徹底させる役割は各地の自治体や教育委員会が担う、このようになりました。

2020年1月にはイギリスで、公立小中学校での生理用品の無償提供が開始、さらに、イギリスでは、今年1月には生理用品にかかる税金が廃止され、メキシコでも、今年1月から生理用品に対する付加価値税を撤廃など、その動きは世界で確実に広がっています。

さらに、身近なところの動きでは、ご承知のように、熊本県の白石教育長も、さきの6月の県議会の一般質問での答弁の中で、「生理に関する困り感は声は上げにくい事柄で、潜在化していると考える。生徒のためにどんな方法がいいのか検証する」、こう答弁し、6、7月に県立学校6校の女子トイレなどに生理用ナプキンを置き、ニーズの把握に努め、過去を含め運用の判断材料とするとしました。

また、6月24日の熊日新聞の報道では、「生理の貧困で団結」との見出しで報道が上がっていました。山鹿市議会で、議長をはじめ20人の議員全員の連名で、小中学校の女子トイレに生理用品を常備する旨の要望書を提出、早田市長、堀田教育長も重く受け止め、前向きに検討するとの答弁、県内でも党派を越えて、この問題での世論が広がっています。

ここで、質問をいたします。

行政での生理用品の窓口での無償提供については、引き続き、きちんと行い、さらに公共施設のトイレへの設置も進めていくべきと思いますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、再々質問にお答えいたします。

公共施設のトイレに生理用品を置くことは、衛生管理上の問題や、当事者の置かれた状況や必要な支援が見えにくいなどの問題があり、今のところ考えておりません。

しかしながら、生理用品が用意できずお困りの方に対しては、生活困窮の解決に



つなげていくことが重要と考えております。そのため窓口などで相談を受けた上で必要と思われる方に対しては支援策を検討してまいります。

また、「生理」は女性特有の現象であり、男性とは異なる健康問題に直面することがあるなど、性差に応じた健康についての理解を深め、様々な困難を抱える女性などへの取組を各部署と連携しながら推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 トイレへの公共施設での設置は、今のところ考えていない。衛生管理の問題という答弁がありました。しかし、衛生管理というふうに言われますけれども、トイレットペーパーは全てのトイレに置いてあります。

今、スローガンのように言われているのが、トイレットペーパーと同じように自由に使える生理用品が当たり前に置いてある。この言葉であります。このようなジェンダー平等の視点からも、生理の問題を自己責任としない。この取組が待たれています。

取組を既に実施している自治体の事例も把握して、公共施設への設置について検討すべきであります。そして、予算化もきちんとすべきであります。莫大な予算がかかるものではありません。

全国に先駆けて実施した神奈川県大和市の事例を紹介します。

人口24万人の規模の自治体です。生理用品2万4,900枚分の予算化を行っています。年間予算は37万円、単純ではないと思いますが、人口比で菊池市に換算してみますと4,980枚、年間予算7万4,000円、やろうと思えばできる予算ではないでしょうか。窓口配布の再開も含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、教育委員会にお尋ねします。

昨年6月議会の質問では、学校のトイレでの設置がとりわけ重要であると述べました。質問の後に、猿渡議員とも連名で教育長に申入れも行いました。また、女性団体新日本婦人の会の方々からも、学校のトイレへの設置の申入れも行われております。その懇談に私も同席をさせていただきました。あるお母さんからは次のようなご意見が出されました。小学生の娘さんが、周期が不安定な生理がいつ始まるか分からず、不安で不安でたまらなくてずっとナプキンをつけていると。当然肌はかぶれて困っているが、娘さんは突然始まったときの対応に敏感になっており、ナプキンを外すことができないとのことでした。

小中学生は生理が始まる時期で不安も強く、生理の周期も不安定であります。保

健室に置いてあるのではよしとできない理由には、この周期が不安定な生徒にとって、いつ始まるか分からない、急に始まったときの対応であります。休み時間にトイレに行って、生理が始まったことに気づく。それから保健室に行って、ナプキンをもらい、またトイレに行く。下手をすると授業に間に合わないことも考えられます。制服を汚すことも十分考えられます。生徒の使用するトイレと保健室が近くにあるとは限りません。

音光寺教育長も最後の赴任先であった菊池南中学校で例にとっても、ご承知のように、保健室は1階の一番端にあります。全ての生徒が利用するトイレとは必ずしも近くはありません。ぜひ想像をしていただきたい。

神奈川県事例をここで紹介します。

神奈川県は、昨年10月から全ての県立学校にトイレに設置を始めています。最初は県立10校と特別支援学校2校に試験的に置いて、アンケートに取り組みました。実際に生理用品を利用した生徒は約4割、ほとんど全員、今後も利用したいと回答し、9割の生徒が生理用品が置いてあることで安心して過ごせるという結果でした。この結果を受けて、神奈川県教育委員会は全ての高校と特別養護支援学校に生理用品を配布することとなっています。

先ほどの部長答弁で、生徒の困り事の把握をするためにも、保健室でなくてはいけないという点についても、ぜひ紹介をしたい事例があります。神奈川県綾瀬市の事例です。学校のトイレに置いてあるナプキンの箱には「生理のことや何か困っていることがあれば先生に相談してね。一緒に考えましょう」、このようなメッセージがナプキンの箱の上に貼られております。ナプキンの配布と一緒にこのようなメッセージを添えることで、生徒の困り事を拾うことも十分可能なのではないのでしょうか。

昨年4月14日付の文部科学省の事務連絡でも、生理用品を必要としていることを言い出しにくい児童生徒に配慮し、保健室の手に取りやすい場所に設置したり、提供方法や配置場所等の工夫などをご検討いただきたいとあります。この事務連絡に沿っても、やはり保健室だけの提供は検討すべきであると思います。

東京港区は昨年6月に区立学校に通う小学校5年生から中学校3年生までの全ての女子児童生徒2,400人余りを対象にアンケートを行っています。学校生活で生理用品がなくて困ったことがある、17%という結果、約400人の生徒が困ると回答しています。

港区の教育委員会の担当者は予想以上に多かったと話をしています。港区の教育委員会の担当者は、アンケートの結果について、これまで必要な人には保健室で生理用品を渡していましたが、保健室で把握していたよりかは多かったです。学校の

教員には言わずに、友達や先輩に相談していたのかなと想像しました。このようにコメントをしています。

アンケートの回答で、困ったと答えた人に理由を聞くと、持参するのを忘れたからが95%という結果でした。担当課長は、当初は経済的な理由で生理用品が手に入らないということについて注視をしていたのですが、生理が急に来たり、ナプキンが足りなくなって困ったりということについても、子どもたちが安心して学校生活を送ることができないということにつながるという意味で課題であると思いました。こうも述べられています。

最後に、教育長に2点お聞きします。

菊池市においても、学校のトイレに生理用品の設置を進めていくべきと思いますが、どうでしょうか。

また、生理についての理解を正しく深めていくためにも、女子児童生徒だけでなく、男子児童生徒も含めて、学校での教育を行っていくべきと思いますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 おはようございます。議員のご質問にお答えします。

先ほど教育部長が答弁しましたように、学校の意見としましては、トイレへの設置については、衛生面や管理面の心配の意見が多いことや、保健室での受け渡しは、ネグレクト等の家庭の状況を把握できる大切な機会であるというふうにあります。現在でも保健室で渡しておりますし、渡す際に家庭の事情等をしっかり養護教諭のほうで聞き取って、必要があれば関係機関のほうにつないでいただきたいというふうを考えております。そういった状況から、小中学校のトイレに生理用品を置くことは現在は考えておりません。

しかしながら、一部の学校では試行期間以降も継続してトイレに設置している学校もございます。ですので、一律にするのではなく、それぞれの学校の状況も違いますので、養護教諭としっかり相談して、各学校で判断して対応したいというふうを考えております。

次に、児童生徒の女性だけでなく、男性も生理に対する理解を深める教育を行うべきというようなご質問ですが、生理の理解につきましては、「性に関する指導」の中で小学4年生から中学3年生までの体育の保健領域の授業や、特別活動の中で男女一緒に発達段階に応じた指導を計画的に行っております。

中学校では、毎年講師を招き、性に関する講話をいただいているところでございます。

教職員間におきましても、職員会議や個別の事例を通して共通理解を図っているところでございます。

今後も学校全体で生理への理解と配慮がさらに深まるように指導していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 生理についての教育については、相互理解を今後も深めていきたいというような答弁でした。

生理の貧困は、女性に対する経済支援にとどまらず、これまで公に語る事がタブー視されてきた女性の性に関わる健康と権利の尊重を求める動きとして大変重要な問題です。ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

次に、トイレへの設置については、現状では考えていない。継続を試験的にしているところは各学校の判断という答弁でありました。

もちろん学校によって、生徒の規模も違い、その点で様々な配慮が必要なことは分かります。しかし、今、問われているのは、子どもたちの教育環境を整備する責任を負う教育委員会の役割であります。

私は冒頭にも述べましたが、この問題は人権尊重、男女共同参画、ジェンダー平等を実現していくために重要な課題であり、とりわけ学校の現場においては、子どもの学習権を保障する問題であると思っています。だからこそ、全国の自治体で学校任せではなく、教育委員会の責任で全ての学校のトイレへの設置が進められているのではないのでしょうか。この点を十分理解していただきたいと思います。

家庭の事情をつかみにくいという答弁もありましたが、山口市でNHKが実施したアンケートで、公立中学校に通う女子生徒のうち、生理がある生徒の3割が生理用品がなくて困ったと回答、ここでは以前から保健室に予備の生理用品を置いていました。このアンケートで置いてほしい場所を尋ねた回答では、トイレが87%、保健室が1%、どちらでもよいが9%でした。

山口市立白石中学校の校長先生は、保健室はいろんな情報が集まってくる場所で、困ったときに子どもたちの窓口になっていると見えているが、そうじゃない子もいるんだというのは意外でした。私たちは日頃から困ったら保健室に行きなさいと言っていますが、行こうと思っても行けない子がいることに気づかされました。こう述べられています。

先ほど紹介しました東京都では、昨年9月から全ての都立校で配布が始まりましたが、5月から先行して配布を始めている新宿高校の事例を最後に紹介したいと思います。

います。

5月に配置を始め、半年が過ぎ、学校では大きなニーズがあったと語られました。同校によると、以前は生理用品が必要になった生徒は保健室に行き、必要な旨を伝えて受け取るスタイルでした。実際に生徒が使用した生理用品は年間で10枚ほど、しかし、5月の女子トイレに配布を始めてからの半年間で800枚が使われたということです。利用は単純計算で160倍にも増えた状況、同校の藪田校長は次のように語っています。1年間で10枚が半年で800枚というのは、明らかに全然違うレベルで利用があったのだと感じました。自分が必要なときに取りに来れる体制にしたときに利用が増えたということは、ニーズがあったのだと感じました。このように述べられています。

都立の高校での生理用品設置で心がけられたのは、トイレットペーパーと同じようにということだそうです。生理用品は生理がある生徒にとって必需品です。だからこそ、全てのトイレに当たり前に置かれているトイレットペーパーと同様、自然に配置されたということです。

教育委員会をはじめ、行政部署でもしっかりと検討を進めていただきたい。このことを改めて要望しまして、次の質問に移ります。

休憩をお願いします。

○水上隆光 議長 ところで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前10時31分

開議 午前10時38分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 次に、物価高騰対策についてお聞きします。

今回は、飼料高騰対策、畜産農家支援に絞って質問を行います。

ウクライナ情勢や円安を背景に、飼料や肥料など農業資材の記録的な高騰が続いています。農産物の価格は上がらず、コストだけが膨らむ現状に、農家からは悲鳴が上がっています。令和版畜産危機と言われる状況です。

6月27日付熊日新聞では、「飼料・肥料高騰もう限界」との見出しで、畜産農家の窮状が紹介されていました。菊池市でも今定例会に補正予算として、国の交付金を活用して支援の予算が計上されています。

ここで、質問します。

現在の飼料高騰について、執行部の認識をお聞かせください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの東議員のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、畜産を含め農業全般の情勢につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、世界的な穀物需要の増加、円安や輸送料の上昇、ロシアのウクライナ侵攻などにより、飼料、燃油、穀物、肥料原料、資材などの価格高騰が続いており、農家への甚大な影響を及ぼしております。

配合飼料につきましては、大部分を輸入に頼っており、国外の作況や国際情勢などにより大きな影響を受けております。配合飼料価格は最高値を連続で更新し、直近では、これまでの過去最高の値上げ幅の2倍以上の値上げとなっております。

このようなことから、将来の見通しが立たず、離農者の増加や後継者の意欲の減退などが懸念され、畜産業にとっても大変厳しい経営状況にあると認識しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 大変厳しいとの答弁でありました。執行部のほうでもこの問題の深刻さを認識していただいていると思います。

先ほど紹介した熊日新聞の記事では、菊池市で養豚農家の方の状況が紹介されています。利益が出ないまま、餌代だけがどんどん上がる。まさに地獄です。このように述べられています。子豚が産まれてから出荷するまでの6か月にかかる餌代は、2020年に1頭当たり約2万円だったのが、2022年には1.5倍の3万3,000円に上昇、さらに6月22日には、JA全中が値上げを発表、今後さらに跳ね上がる見込みとのこと。

また、記事で紹介されている吉田さんは次のように述べています。餌の変更は肉質に影響するし、成長が遅れて出荷サイクルが狂うおそれもあるため、簡単にはできない。これほどの経験がなく、経営努力でカバーできる次元を超えている。

ここで、再質問をいたします。

現在、本市ではどのような対策が行われているのでしょうか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまの飼料高騰への対策についてお答えいたし

ます。

先ほど答弁いたしましたとおり、畜産のみならず農業経営にとりまして大変厳しい状況となっております。

このため、飼料をはじめ肥料や資材の高騰について、詳細な聞き取りを行い、影響を試算しました。それを基にできるだけ広く、できるだけ簡単な申請で、できるだけ早く支援ができるような本市独自の支援策を他の自治体に先立ち、経営の安定化と事業継続の一助となるように本議会で上程しております。この後の委員会分科会でご審議していただくこととしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 聞き取り調査など、とても大変きめ細やかに対応いただいていると思います。そして、先ほど答弁でもありましたし、議会初日の議案の説明でもありましたが、支援金1億4,700万円、売上げの1%、上限30万円の支援が今回上程をされております。緊急的な措置として大変重要であり、スピーディーな対応であると認識をしています。しかし、現場の状況に照らして、この規模の支援だけでよいのか、私は率直に言って、影響の緩和にとどまっていると思います。

この問題では、旭志で同じく養豚を営む方から直接お話を伺いました。畜産を始めて48年、昨年夏から飼料が高騰、昨年4月の餌代が465万円、今年4月の餌代は714万円、1.5倍、来月はもっと上がる。想像がつかない。このようにおっしゃられていました。

飼料の8割がトウモロコシで、従来、1トン当たり2万7,000円程度が、今年6月は1トン当たり5万6,000円、7月はもっと上がる。諸外国の天候相場が上がればもっと上がる。毎月赤字、昨年秋頃から影響が出始め、去年は900万円の赤字、今年はこのものではない。こんなふうにおっしゃられていました。

ほかの農家さんも同じではありますが、経営を圧迫しているのは飼料代だけではありません。豚舎の電気代、機械を動かす油代、餌を運ぶトラックの運賃、餌に混ぜる薬代、プラスチックの資材等々、値上がりしていないものはないという状況です。2人の従業員を雇っていますが、給料を下げるわけにはいかないということで、自身の蓄えを崩しているとのこと。この状況が二、三年続いたら、もうやってはいけない。こうおっしゃられていました。

今回の支援金は、売上げの1%、この養豚農家の方の昨年の売上げは1億5,000万円、1%だと150万円ですが、上限が30万円なので、ご本人も支援がな

いよりかはよいが、間尺に合わない。こんなふうにおっしゃられていました。

政府も4月26日に、原油価格・物価高騰等総合緊急対策を打ち出しました。しかし、この内容では、畜産経営に及ぼす影響の緩和にとどまっています。政府の緊急対策による配合飼料価格安定制度では、際限なくコストカットを続けなければならぬ構造となっており、配合飼料価格安定制度は、政府と飼料メーカーが基金を折半する仕組みで、飼料メーカーは基金への積立金を販売価格に上乗せし、結局、農家が負担することになります。

また、経営の補助として、生産費と販売価格の差額を補填するマルキンの制度がありますが、政府の支援は4分の3であり、残りは農家が負担、補填も9割止まりであります。

このような中、独自の補助対策を行う都道府県や自治体が相次いでいます。配合飼料については、愛知県がいち早く、今年1月に国の配合飼料価格安定制度に加えて、県独自で上乗せをすることを発表、静岡県、鳥取県、兵庫県、滋賀県、徳島県、群馬県などが、配合飼料への補助を発表しています。また、三重県や静岡県では、配合飼料価格安定制度への未加入分にも同様に補助を行っています。

ここで、再質問をいたします。

現在の現場の状況に鑑みれば、支援の内容は影響の緩和では間に合いません。緊急の救済策と中長期的な価格安定制度の必要があります。さらなる支援を国、県に求めていくべきと思いますが、どうでしょうか。

同時に、市独自として、今回の支援で終わりにせずに、独自のさらなる支援の検討を行っていくべきと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

今後の飼料価格につきましては、様々な要因が絡み、高騰が続くことが見込まれており、現在の状況を畜産農家の経営努力で乗り越えることは困難と思われま

す。市といたしましても国や県との協議の場などにおきまして、飼料価格への支援や現制度の見直しなどを農業団体などと連携しながら要望してまいりたいと考えております。

また、市独自の支援につきましては、まずは他の自治体よりも先んじて行う「菊池市原油価格・物価高騰対策農業者支援金」によりスピード感を持って支援していきたいと考えております。

その上で今後の農業情勢を注視しながら情報収集や実態把握を行い、状況に応じて検討してまいりたいと考えております。



以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 国、県に対して要望を上げていきたいとのことです。ぜひ現場の状況を伝え、要望を直ちに上げていただきたいと思います。

市独自の対応についても、今後の状況に応じて検討をしていきたいとの旨の答弁でした。ぜひ検討をいただきたい。

大事なことは、旧来の枠にとらわれない支援策であります。現在畜産に携わっている方々は、2008年の飼料高騰による平成の畜産危機を乗り越えてきた人たちです。そのときは1年で飼料価格は下がりましたが、今回は下がる見込みはありません。一刻も早い対策が求められます。

ウクライナ危機で世界の食料は逼迫しています。国連は世界が戦後最大の食料危機に見舞われていると警告しています。お金があっても食料が輸入できない、そういう時代に突入しております。日本の食料自給率の引上げは待ったなしであります。この点でも令和版の畜産危機と言われるこの状況への新たな支援策が求められています。本市の基幹産業である畜産を守るためにも、行政のさらなる施策を求めて、一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、東奈津子議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

○

休憩 午前10時51分

開議 午前10時58分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 改めまして、皆さん、おはようございます。議席番号4番の古田浩敏です。今回の選挙で無投票で初当選させていただき、どれだけの皆さんからご支持をいただいたのか分からないままの船出になりましたが、多くの皆さんから支持をいただいたものと信じております。

私は今年の2月まで市役所のほうでお世話になっておりましたので、この行政経験を生かしまして、市民の皆様の声を行政に届け、市民が主役のまちづくりができるように、政治活動を進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

私は、疑問があったらすぐ尋ねにいて、一般質問はしないところで考えておりました。しかし、役所の大先輩が、今回は一般質問しとったほうがええぞというふうにアドバイスをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の七城地区の地下水問題についてでございます。

これにつきましては、前松岡議員が平成30年12月の議会のときに一般質問されたもので、私が当時、市民環境部長だったときに答弁をさせていただいた案件でございます。

当時、私の力不足のために、対応の不備等について多くのご指摘をいただきました。よくそのことで質問できるねと思われる方もいらっしゃると思います。しかし、私はそのことを重く受け止めておりまして、行政でできなかったことを、今回、議員としてできることはないかと考えて、この質問をさせていただきます。

私が定年退職のときに、1回だけ地区の説明会へ行きましたが、それから、皆さんご存じのとおり、コロナ禍に入りまして、2年間、コロナ禍がいまだに続いております。説明会等はあまりできていないのではないかと思います。先ほど申しましたとおり、議員としてできることはないかということで、現状を把握する必要がありますので、質問させていただきます。

まず、水質基準を超えた地域への対応件数についてお尋ねします。

水質基準を超えた地域での補助基準を超えた件数は、調査開始当初と変化があるのか。

対象世帯に対する浄水器補助の対応件数はどれだけあるのか。

硝酸態窒素よりも人体に影響を及ぼすとされている亜硝酸態窒素の水質基準0.04ミリグラムパーリットルを超えたところはあるのか。

次に、熊大の調査研究の関係地区への報告についてお尋ねします。

報告については、どのような形でされたのか。

浄水器以外の対応方法についても説明されたのか。

3点目に、畜産排せつ物の野積みの状況と農家への指導についてお尋ねします。

先日、台台地の農地を見に行きましたが、現在は飼料用トウモロコシがたくさん植えてあって、荒れ地になっている数か所に野積み等が見られる状況でした。

そこで、お尋ねします。

硝酸態窒素の濃度上昇の一因と考えられていますが、現在の状況と農家への指導についてお示してください。

以上、1回目の質問とします。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 おはようございます。ただいまの古田議員のご質問にお答えいたします。

まず、私のほうから、水質検査の結果について、及び、関係区への説明会などの件について、お答えいたします。

七城地区におきまして、国が定めた水質基準を超過した12行政区において実施しました全戸水質調査件数につきましては、平成27年度が331件、令和2年度が383件でございます。

当該調査におきまして、硝酸態窒素の水質基準である10ミリグラムパーリットルを超過した件数につきましては、平成27年度が86件で、調査件数全体の約26.0％となっております。令和2年度が102件で、約26.6％となっております。

また、本市が実施しております浄水器設置補助制度において交付の対象となります8ミリグラムパーリットルを超過した件数につきましては、平成27年度が145件で、調査件数全体の約43.8％となっており、令和2年度が160件で、約41.8％となっております。

次に、浄水器設置補助制度による対応件数でございますが、関係12行政区におきまして、これまで68件となっております。

なお、亜硝酸態窒素の水質基準であります0.04ミリグラムパーリットルを超過したところはありません。数値としましては、基準値の10分の1に当たります0.004ミリグラムパーリットル未満の数値となっております。

次に、関係12行政区への報告についてですが、平成28年度から令和2年度までの5年間に於いて実施しました熊本大学との共同研究によります地下水質調査結果につきましては、令和3年度に於いて関係12行政区のうち6行政区について、各区公民館において住民説明会という形で報告及び説明を行っております。

なお、残り6行政区につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、各区長との協議に基づき、延期させていただいており、今月下旬以降の開催を予定しております。

また、今回の住民説明会におきましては、浄水器設置補助制度や小規模水道施設整備補助制度をはじめ、上水道事業に係る意向調査に関する事など、各所管部署からの説明を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長　それでは、私のほうから、畜産排せつ物の野積みの状況、それから指導についてお答えいたします。

家畜排せつ物の処理につきましては、平成16年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行されております。しかしながら、一部、作物を作らない畑に堆肥が積んである状況が見受けられますので、定期的に環境課・農政課・支所により月3回程度のパトロールを行い、状況把握を行っているところでございます。

また、県と連携した指導を行うと同時に、啓發文書の配布・広報・ホームページに掲載するなどの呼びかけを行っており、少しずつ減少している状況でございます。

また、野積みがあった場合の指導につきましては、地域の方からの情報やパトロールなどで発見した場合には、現地確認を行い、法律にのっとり、県と連携して改善指導などを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長　古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員　ありがとうございました。

調査件数が多くなっているのは、より広く調査をされたということだと思います。浄水器の補助件数が少ないのは気になりますが、理由やほかの対応につきましては、今後、担当課のほうに聞き取りをさせていただいて、よりよい方法を見つけていきたいというふうに思っております。

亜硝酸態窒素につきましては、水質基準の10分の1未満ということで、少しは安心したのですが、引き続き硝酸態窒素対策を続ける必要があるというふうに思っております。

説明会については、6行政区が残っているということでしたが、私もその説明会のほうに参加させていただきたいというふうに思っております。要望等を聞かせていただいて、どんな形が一番ふさわしいのかというのを探っていきたいというふうに考えております。

それでは、再質問させていただきます。

まず、対象地域での小規模水道等の補助対応はあるのか、お尋ねします。

次に、説明会で上水道に係る意向調査もされているとのことですが、上水道の要望はあるのか。それと、ほかに関係者からの要望はどのようなものがあるかをお尋ねしたいと思います。

以上、2点よろしくお願いたします。

○水上隆光 議長　三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 それでは、再質問にお答えいたします。

これまで本市が実施しております小規模水道施設整備補助事業を活用しまして新設された施設はございません。

なお、関係12行政区のうち二つの行政区より、既存施設の改修に伴います事業申請があり、令和2年度において実施されております。

次に、令和3年度に説明会を開催しました6行政区におけるご意見やご要望についてですけれども、浄水器設置補助制度の補助金の交付回数の見直しや、本市区域内の農用地における畜産堆肥の野積みに対する改善指導に関することが主なものでございました。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 宇野木水道局長。

[登壇]

○宇野木洋一 水道局長 改めまして、こんにちは。上水道の要望はあるのかというご質問にお答えさせていただきます。

関係12行政区のうち、説明会が終了いたしました6行政区におきましては、住民説明会におきまして、参加者の方から水道整備の強い要望は出ていないところでございます。しかしながら、現在、住民説明会と併せまして上水道に係る意向調査を実施しております。

調査が終了いたしますれば、対象地域の住民の皆様の皆様のご意向は伺えると判断しております。

以上、お答えさせていただきます。

○水上隆光 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 現在、浄水器を利用されている方から、浄水器の補助については1回となっておりますが、水質が改善されない状況で機械が古くなって、買換えは自己負担というのはおかしいとの声がありました。私もそう思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

次に、小規模水道の補助については、利用がないということですが、以前は集落に1事業ということで、それを5戸以上ということで、使いやすいようにと変えておりますけれども、やはりまだ取組には戸数がネックであったり、ボーリングしても安全な水が確保できないのではないかという、踏み切れない理由ではないかというふうに思います。

そこで、提案でございますが、硝酸態窒素の濃度が高い地域に関しては、お隣の

水質基準がクリアされたところから分けてもらったりする方法だったり、いろんな方法があると思います。そこについては、補助の見直し等を考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

上水道につきましては、強い要望はないということですが、私が七城におりましたときに、平成7年に町の中央地区を特定環境保全公共下水道、北南地区を農業集落排水事業で町全体を下水道事業で整備するときに、水道の普及率が低かったものですから、県からの指導があつて、全部上水道にするよということでも全集落を回りましたが、説明会の中で、何で自分ところに水道があるのに、水道ば引かきゃんとやというご意見があつて、見送りになりました。

平成19年に水道に関するアンケートを実施しましたところ、水道があつたら加入するというのは18%程度で、平成27年度に行われたアンケートでも、あまり変わらなかった状況だと思っております。

七城はただの水を飲んでるとよく言われますけれども、菊池市の上水道も元は地下水ですので、同じただの水です。ただ、それに人件費や動力費がかかつて、1立米当たり154円という高い金額になっておりますが、七城ではほとんどの方が個人でボーリングされ、30メートルから50メートルほどのボーリングをされております。50メートル掘られた方は50万円程度の既に大きな負担をされております。今、それに10万円程度のポンプを設置してくみ上げて、電気代を支払っておられます。幾つかの集落では簡易水道や小規模水道を実施されておまして、月々1,000円程度の負担で運営されていると聞いております。このことから、七城地域にあつた水道というのは小規模水道事業だと私は思っております。

補助事業は誰も使わないと、行政は何もしないと言われてます。利用しやすい補助事業にするためにも、関係者の意見を聞いて、見直しを行っていただきたいというふうに思っております。そして、使いやすくなった補助事業を関係者に説明される時、その後押しということで、私もそこに加えていただきたいというふうに思っております。どんどん自分の首を絞めるような発言になっておりますが、私は役所での心残りを解決できるチャンスをお願いしたいと思っておりますので、前向きに取り組んでまいりたいと思つて、次の質問に移らせていただきます。

次に、2番目のごみ収集の菊池環境保全組合への移行についてお尋ねします。

令和元年度に集落説明会の計画を市長に説明しに行ったとき、駄目出しをいただきまして、ですが、何年もごみ行政に携わってきた職員が一生懸命考えた最善策ですので、このままいかせてくださいとお願いしたところ、だまされたみたいだと言われましたが、ゴーサインを出していただきました。それから環境課の職員の皆さんが毎日、集落の説明会に行かれて、追加の勉強会などされたのを覚えておりま

す。

それでは、質問させていただきます。

令和2年度に施行されて、令和3年度に本格移行されましたが、スムーズな移行ができたのか、お尋ねします。

次に、ごみの量は、移行前と比較してどのようになっているか、お尋ねします。

よろしく申し上げます。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

家庭から排出されますごみにつきましては、令和3年4月1日からの菊池環境保全組合への本市全域加入により、合併前の旧市町村で異なっておりましたごみ処理体系を一本化し、分別方法やごみの種別ごとの収集方法などを統一しました。

これに伴い、市民の皆様に適正な分別方法を理解していただくため、住民説明会や出前講座を開催し、令和2年4月1日から試行期間として新しいごみの分別方法に取り組みました。

また、令和3年4月1日からの本格移行までに、ごみの分け方・出し方の冊子の全戸配布やごみ分別アプリの導入も併せて行ってまいりました。

さらに、市内小中学校全15校の児童生徒を対象に、ごみ減量化の取組について勉強会を実施するなど、周知や啓発を行ってまいりましたので、スムーズな移行ができたものと考えております。

次に、ごみの量の比較につきましては、移行前の令和元年度と移行後の令和3年度の可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの区分でご説明いたします。

まず、可燃ごみにつきましては、令和元年度が1万2,691トン、令和3年度が1万846トンで、1,845トンの減、約14.5%の減となっております。

次に、不燃ごみにつきましては、令和元年度が743トン、令和3年度が399トンで、344トンの減、約46.3%の減となっております。

資源ごみにつきましては、令和元年度が648トン、令和3年度が1,386トンで、738トンの増、約113.9%の増となっております。

全体の総量としましては、令和元年度が1万4,082トン、令和3年度が1万2,631トンで、1,451トンの減、約10.3%の減少となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 ありがとうございます。

ちょっと通告はしておりませんが、ごみが減っているということでございますが、金額的なところも減っているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、現在の課題と今後の対策等について、お尋ねします。分からなければ、先ほどの数値のほうはまた改めてお尋ねをしたいと思います。

○水上隆光 議長 通告外の質問について、発言は控えてください。

三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

金額については、通告外ということで、控えさせていただきます。

今後の課題と対策についてというところですけども、本市としましては、現在、ごみの減量化の推進を一番の課題として取り組んでおります。

具体的な取組としましては、これまでも広報きくちやごみ分別アプリで周知しておりましたけども、今月号の広報きくちにおいても、生ごみの減量化について掲載しているところです。

また、資源物を有価物として回収する団体への奨励金や生ごみ処理機等の購入者に対する補助金等の支援についても、引き続き広報きくちやホームページに掲載するとともに、ごみ分別アプリによる情報配信や出前講座など、あらゆる機会を活用し、ごみ減量化の推進と啓発を行ってまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 ありがとうございます。

昨年度、区長としてごみの状況を見ておりましたが、私の区では、あまり問題なく、移行のほうができているというふうに思っております。

私も一市民として、ごみの減量化に向けて、水分の減とか、家庭でできる取組を続けていきたいと思っております。

今回、市民の皆様の声を聞くと言っておりますが、市役所の皆様も、市民の声の一つでございますので、今まで以上にご意見、ご要望をお聞かせいただきますようお願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、古田浩敏議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から開きます。



休憩 午前 11時22分

開議 午後 1時00分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 皆様、こんにちは。猿渡美智子です。通告に従って、質問をいたします。

5月の市議会議員選挙に当たって、私は子どもたちが伸び伸びと学べる環境をつくり出すということを公約の一つに掲げました。そのためには、学校の先生たちの働く環境が改善されて、子どもたちと向き合う時間があること、ちゃんと授業の準備ができる時間があることはとても重要だと考えています。

そこで、今回は、働き方改革の視点から、小中学校の給食費の公会計化について質問します。

このことについては、2019年の12月議会でも一般質問をしました。当時の答弁は、給食費の公会計化は必要であると認識しているが、システムの構築や人の配置の問題があるといった趣旨の答弁でした。2年余りを経て、今回、改めてお尋ねをいたします。

3年前、2019年7月、文部科学省は、給食費の徴収については、自治体が徴集して管理する公会計を基本とすべきとして、公会計化を促進するためのガイドラインを出しました。

また、熊本県教育委員会は、2020年12月に働き方改革推進プランを出し、その中で、給食費の公会計化を検討するとしています。

このような国や県の動きの中、現在、県内では、熊本市、天草市、玉名市、あさぎり町が、学校給食費を公会計化に移行しており、熊本県立学校は来年度の移行を予定しています。

今年度から公会計に移行した玉名市のホームページには、給食費の公会計化の効果を次のように述べられています。1、給食費を市の予算とすることで、会計のより一層の公正、透明性を確保し、適正な徴収管理ができる。2、学校ごとの徴収状況に影響されることなく、質の高い給食を提供できる。3、保護者集金や口座振替手数料の負担がなくなり、手続の負担が軽減できる。4、教職員の負担を軽減して、子どもと向き合う時間を確保することができる。5、給食費の収納状況が随時把握でき、公的扶助などの相談など未納への早期対応ができる。このように述べられています。

よいことづくめのようなのですが、一方で、行政側の経費と仕事は増えることとなります。玉名市にお尋ねしたところ、システムの導入にはおよそ1,000万円の経費がかかったとのことでした。

ここで、まず2点お尋ねします。

1点目、市内15の小中学校では、現在、どのような方法で給食費が徴収されているのか、お尋ねします。

2点目、経費を覚悟しながらも、公会計に移行する自治体が出てきているわけですが、菊池市教育委員会は、給食費の公会計化に向けて、文部科学省や熊本県教育委員会が示している方針について、どのような見解を持っておられるのか、質問いたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、皆さん、こんにちは。それでは、ただいまの猿渡議員のご質問にお答えいたします。

学校給食費の徴収方法がどのようになっているかということですが、令和4年6月30日時点で調査した結果、現金で給食費を徴収している学校は5校、口座振替により給食費を徴収している学校は10校です。

なお、口座振替のうち5校は、現金での取扱いも併用しております。

現金を取り扱っている学校に対しましては、口座振替に変更できないか相談を行っておりますが、口座振替には新たに手数料の負担が必要なことなどもあることから、しばらくは現状維持を行いたいといただいているところでございます。

なお、現時点での給食費の未払いについては、学校、PTAの努力によりまして、未払い金はないところでございます。

次に、文部科学省からの「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」と「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」についての教育委員会の見解はということですが、令和元年7月に文部科学省から出されたガイドラインには、教職員の業務負担軽減等に向け、学校給食費の公会計化を促進するとともに、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことが適切であるとされております。

また、令和2年8月に熊本県教育委員会が定めた働き方改革推進プランには、過度な長時間労働は、教職員の心身の健康に影響を与えるだけでなく、子どもたちへの教育にも大きな影響を及ぼすものであるとされております。教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、やりがいを持って効果的な教育活動ができる環境を目指すこととなっております。

業務の削減・効率化の中には、学校徴収金業務の負担軽減の必要性がうたわれ、主な取組項目の中に、市町村の取組として給食費の公会計化の検討を行うように記載されているところがございます。

以上のようなことから、教育委員会としましても、給食費の公会計化の導入は学校教職員の働き方改革の一つの手段であると認識しており、令和3年度から公会計化の協議を始めているところがございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 再質問をします。

部長答弁にもありましたが、文科省のガイドラインも、熊本県教育委員会の働き方改革推進プランも、教職員の長時間勤務は看過できない深刻な状況になっているという認識があり、これを変えるために出されています。

では、菊池市教育委員会は、教職員の働き方の現状をどのように認識しておられるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問にお答えいたします。

教職員の働き方の現状について、どういう認識があるかということでございますが、本市の教職員の働き方の現状としましては、教職員の勤務状況調査を実施した結果、半数以上の66%の教職員が自宅に持ち帰って仕事をしているという結果になりました。そのことから、教職員の長時間労働が日常化しており、教職員の業務負担の軽減が喫緊の課題であると認識しております。

本市の第三期教育振興基本計画にも働き方改革の取組として、時間外在校時間を月45時間以内としております。令和3年度の時間外在校等時間が月45時間以内の教職員の割合は62.7%にとどまっておりますので、100%を目標に取り組んでいるところがございます。

そこで、時間外在校等時間の削減に向けて、本教育委員会から、昨年度に週2日の5時間授業の実施計画を策定し、通知したところがございます。

そして、本年度から週2日の5時間授業の実施を県下に先駆けて始めております。

さらに、実現に向けて、行事の見直し、公文書の電子化、2学期制、教科担任制の導入など、学校の働き方改革の事例を提示しているところがございます。

教職員の働き方改革は、教育の質を高めること、教師の福利厚生を保障すること、魅力ある元気な学校づくりになることと捉えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 在校時間が昔と比べるとかなりきちんと把握されるようになってきて、それはとてもよいことだと思いますが、一方では、学校に残れないから、言われたとおり、自宅に持ち帰るとか、あるいは、NHKのクローズアップ現代等でも取り上げられましたように、虚偽報告という残念な事実が出てきたり、これは熊本県教職員組合が行った職場アンケート調査でも、そういう傾向があるという結果が出ております。

菊池市教育委員会として、今、部長が言われたような取組が様々に行われていることは評価しますが、いま一步の取組を進めなければ、根本的な解決にはなかなかいかない状況があるのではないかと思います。

2025年からは中学校の部活動についても取り上げられているということですが、ここもやっぱり財源と人材が課題であるということが言われています。財源と人材、ここをはまってやるかどうかということはとても大きなことで、私はこれは給食の公会計化も同じだと思って、今回、質問をさせていただいております。

今年3月から5月にかけて、熊本県内で3人の校長先生が現役で亡くなられたと聞いています。いずれも過労やストレスで起こりやすいとされている脳血管障害が原因だったということです。現場からの深刻なSOSだと受け止めています。

5年前に制定された給特法によって、定額働かせ放題とやゆされる教員の働き方が社会問題になり、教員志望者は減少の一途をたどっています。今月実施される熊本県教員採用試験の倍率、小学校は一昨年、令和2年度は2.0倍、令和3年1.5倍、今年は1.2倍、新聞に報道されました。中学校は令和2年4.5倍、令和3年3.8倍、そして今年は2.9倍です。このままいくと、小学校は来年1倍になるのではないかとこの危惧する声は今聞こえてくるようになりました。

ちなみに、大分県では、今年、小学校の倍率は1倍です。

これまでは採用試験に合格しなかった方たちに臨時採用で働いていただくケースが多かったわけですが、採用試験の倍率が下がるということは、臨採の担い手が少なくなるということでもあります。臨採への依存度が高かった学校現場で、近年の教員不足は深刻です。菊池市も例外ではありません。学校の多忙さが問題になる、教員志望者が減る、臨採が見つからない、教員が不足して、ますます多忙化に拍車をかけるといった悪循環です。事態は深刻だと思っています。菊池市でも看過できない状況であると認識され、様々に取り組んでこられたことは、先ほどの答弁でもお聞きしましたが、さらなる取組が必要ではないでしょうか。

これまで学校が担ってきたあまたのこと、やるのが当たり前だとされてきたこと、学校でなくてもできること、これらを一つ一つ具体的に剥がしていくことが必要です。給食費の公会計化もその一つだと考えております。

前回の質問で、システムの構築や人の配置に問題があると答弁があったことは述べました。平たく言えば、さっきの繰り返しになるかもしれませんが、システムと人に金がかかるからできないということです。

一方、今回の定例会で出された補正予算を見ると、事務の効率化、新型コロナウイルス感染症リスク低減を図るためのシステム変更の費用、行政事務のデジタル化を推進するための費用、市税の口座振替を進めるための費用、民間のキャッシュレス決済の利用促進の費用などがいろいろ盛り込まれています。なぜ学校給食費はキャッシュレス化からも、デジタル化からも、効率化からも、取り残されるのですか。

先ほどご答弁いただきましたように、5校はいまだ現金徴収、中にはPTAの役員さんが1軒1軒を回って集めておられる学校もまだあります。それは学校というところは、旧態依然のやり方でもさしたる文句も言わず、ただでやってくれるからではないですか。給食費は一つの事柄で、これを公会計にしたからといって、それで働き方が大きく変わるというものではありません。しかし、これまでの学校現場の働き方の問題の本質を突いているように私には思えます。

改めて、教育長にお尋ねします。

文科省の提言を踏まえ、先ほど令和3年から検討を始めているというお話をいただきました。実際に給食費を公会計に移行するお考えが現段階でおありでしょうか。もしおありでしたら、スケジュール目標をぜひお示しください。お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 改めまして、こんにちは。ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

教職員の働き方改革につきましては、教育長としましてもその必要性を十分感じているところでございます。そういったことで、本年度から新たな取組も教育委員会主導で始めているところでございます。

教育部長の答弁でもありましたように、公会計化の導入についても、昨年度から協議を行っております。その中で、幾つかの課題が判明しております。

まず1点目は、人員の確保でございます。

公会計化のガイドラインによれば、年間約2,850時間の事務を教育委員会で行うこととなっておりますが、令和2年度に行いました本市の調査では、年間3,780時間でした。

また、公会計化を導入した先進自治体では、未納者が増加しているというところもあるそうです。そのため、上記の時間以外にも未納者への督促業務や債権回収業務が新たに増えているというふうにもお聞きしているところでございます。そのため、導入には職員の増員が必要であるというふうに考えております。

二つ目は、先ほど議員がおっしゃいましたように、システムについてです。

公会計のシステムを導入するに当たり、熊本市が利用していますシステム業者に見積りをお願いしたところでした。その試算では5年間で最大4,000万円ほど必要だという試算をいただいているところでございます。

以上のことから、給食費の公会計化につきましては、今後も他の自治体の状況を見ながら、調査研究をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 今の教育長のご答弁の中で、教育委員会の試算によると、3,780時間の仕事量になるという試算ですよ。じゃあ、それは今、誰がやっているんですか。本当は人を雇わなければならないような仕事を誰が担っているんですか。そこに課題があるんだということを申し上げたいです。

未納者の問題を言われました。私の地元、泗水東小学校では、銀行引落としという方法を近年とられました。それは手集めで集められていたPTAの役員さんが、もうこれは困ると。どうにか方法がないだろうかということで、PTAの臨時総会を開いて変えられました。中身は銀行引落とし、ただし、滞納があったときは児童手当から引いてもらうという申出書を一緒に集めるという方法です。だから、引落としがもしできなかったご家庭の分は、児童手当から引きますので、未納はないという状況になります。それは前回の一般質問でもこのような方法がありますということは述べておりますので、ぜひご検討ください。

システムで5年間で最大4,000万円かかるとおっしゃいました。私が玉名市で聞いたところによりますと、初期の導入費用は1,000万円であったけれども、次年度から回していくお金にはおよそ50万円ぐらいだと、たしかおっしゃったと思います。ぜひそこら辺は何かの食い違いがあるのかもしれないです。ですので、もう一度きちんとどのくらいの予算がかかるのか精査をしていただきたいと思います。ほかにも天草とか実施されている自治体もありますので、ぜひお問い合わせください。天草の初期費用は1,200万だったというふうに私は聞いています。

今回の補正予算では、地方創生臨時交付金を活用して、学校給食にえこめ牛の提供と、食材高騰分の補填が計上されていて、これはとてもよかったと思っています。

このような公費から学校給食に対して補助が出るということは、今後も出てくるかもしれませんが、こういう場合、給食費が公会計であれば、会計の手続はとてもスムーズであっただろうと思います。

また、国からの地方創生臨時交付金の追加交付という話も、最近、総理大臣のお話やなんかで出てきています。再交付となれば、これを財源として、システムの導入をすることもできるのではないのでしょうか。

加えて言えば、先に導入をされた熊本市では、給食費だけではなく、給食費以外の徴収金も既に担任の手を離れたと聞きました。

令和3年度から検討は始めたが、先ほどの教育長のお話をそのままお聞きしていると、難しいんじゃないかというふうに思わざるを得ませんが、教育長と市長の英断を強くの要求して、次の質問に移ります。

○水上隆光 議長　ここで、換気のため10分間休憩します。

○  
休憩　午後1時24分

開議　午後1時30分  
○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員　次の質問は、特別養護老人ホームの整備についてですが、今回は社会福祉法人の破産によって、特別養護老人ホームが閉鎖したことへの対応等を質問します。

破産のため、菊池市内の特別養護老人ホームの一つが閉鎖してしまいました。入居されていた利用者の方々の移転先が確保できたことは、各方面からのご協力があったことだと思います。その点だけはほっとしていますが、それで済む問題ではありません。

法人が破産に至る経過や、市のこれまでの対応、補助金等の問題については、議会審議会でも指摘があり、改めて議会へ報告されると承知しております。私はここではなくなってしまった特養のベッド数、地域密着型の29床ですが、それを今後どうするのだということで質問いたします。

特別養護老人ホームは、言うまでもなく、介護保険の適用を受ける公的な施設です。破産した施設も菊池市の第5期介護保険事業計画の中で整備の必要性が認められて造られたものです。

そこで、質問です。

第5期介護保険事業計画策定のために行われた事前調査において、特養については、当時、どのようなニーズが認められていたのか。

併せて、その特別養護老人ホームの閉鎖が市民へどのような影響を与えると考えておられるのか。

この2点をお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 第5期の介護保険事業計画における施設整備についてお答えいたします。

平成24年3月に第5期の老人保健福祉及び介護保険事業計画を策定する際に、今後の要介護認定者の推計による介護サービス量の見込から、地域密着型介護老人福祉施設であります小規模特別養護老人ホームを平成6年度（後に発言の申し出があり、「平成6年度」を「平成26年度」へ訂正）中に29床（1施設）整備することといたしました。

また、特別養護老人ホームが閉鎖したことによる市民への影響はということですが、当該施設の事業休止に伴い、介護度の重い入所者が引き続き、介護サービスを受けるために、市内外の介護施設等の協力を得て転居が完了しておりますが、突然の転居は、入所者本人やご家族の不安が大きかったと推察されます。

また、従業員は全員解雇となりましたので、今後の雇用を含め、生活に影響があるものと思われまます。

通常、特別養護老人ホームの待機者は複数の施設に申し込まれているため、当該施設が閉鎖したことで、待機者の数が増加したということではございませんが、入所できる施設が1施設減少したことで、入所までの期間が若干長くなることが考えられます。

以上、お答えします。

すみません、先ほどの答弁で、平成6年度中とお答えしておりましたが、平成26年度の間違いでございます。おわびして、訂正します。申し訳ありませんでした。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 第5期介護保険事業計画を立案する中で、要介護の見込みをきちんと調査をされた上で、この施設が造られたということでした。

市民生活への影響として、そこに入居されていた方々の不安が大きかったこと、ご家族にもご迷惑をかけたこと、働いておられた方も突然の解雇ということになったこと、本当に大変だったと思います。



私は、この後の質問の中では、最後に言われた入居までの待機者が増加したわけではないけれども、入居までの時間が長くなるのではないかというようなご答弁がありました。このことに関わって、さらに質問をしていきたいと思えます。

私は、最近、介護について市民の方から相談を受けました。高齢で独り暮らしをしていた親戚が入院をした。退院の期日も迫っているが、介護が必要になっていて、本人の年金の範囲で入所できる施設を探したいというものでした。結果としては、3か月という期限付でほかの病院に転院することができるようになり、その期間に特別養護老人ホームに入所申込みをして、入所できるのを待つということになりました。

有料老人ホームであれば、すぐに入れるところもあると考えられますが、入居料が大きな負担になります。菊池市内にある有料老人ホームに入居の費用をお尋ねしたことがあります。一概には言えないけれども、自分の施設ではおおよそ一月に14万円から15万円くらいの経費がかかると言われました。相談を受けたケースで言えば、かなりの予算オーバーです。自己負担額を低く抑えることのできる特別養護老人ホームにしたいというご希望で、今、入所を待っておられるような状況です。入院中のご本人にとっても、親戚である相談者にとっても、特別養護老人ホームに入所できるかどうかはとても大きな問題です。もちろんこの方ばかりではありません。

市内の特別養護老人ホームでは、現在、どのくらいの待機者がおられるのか、電話でお尋ねしました。少ない施設でも40人から50人、多いところでは80人から90人の待機者がおられました。特養は重複して申込みができますが、少なくとも40人から50人の待機者はおられるということになります。ここは地域密着型の施設ですから、皆さん菊池市民です。それぞれに課題を掲げながら、事情を抱えながら、入居できる日を待っておられます。特別養護老人ホームの場合、空きが出るということは、ほぼほぼ利用者が亡くなられるということなので、とても複雑な気持ちです。だからこそ、なくなってしまった29床というのは大きな意味を持っていたと思えます。本当にしっかりと運営してほしいです。

介護保険の適用を受ける公的な施設だからこそ、特別養護老人ホームの開設に当たっては、多額の補助金が出ます。特養の場合、基本になるのが1床当たり400万円だそうですから、それだけでも29床分1億1,600万円です。これをできるだけ無駄にすることなく、また、待機の方々への影響を少なくするには、現在の建物、設備をほかの法人に引き継いでいただいて、できるだけ早く運営を開始することだと思えます。

再質問します。

閉鎖した特別養護老人ホームの今ある建物を利用して、ほかの法人が特養を開設することが可能かどうか。また、そのためにどのようなハードルが考えられるのかということをお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 再質問にお答えします。

当該施設につきましては、現在、破産手続中であり、破産管財人が管理・占有されておりますので、今後の施設の利用については本市が回答できる立場にはございませんが、一般論ということでご回答させていただきます。

仮に、別の新たな社会福祉法人が当該施設を取得し、その施設を利用して、新たに特別養護老人ホーム事業を行いたいということであれば、本市に新規の指定申請をいただいた後に、地域密着型サービス運営委員会において、地域密着型特別養護老人ホームにおける人員基準・設備基準・運営基準などのサービスの指定基準等を満たしているかの審議を行い、最終的には市長が新たに指定を行うこととなります。

このようなことから、定められた基準を満たし、市長の指定を受けることができれば、既存の施設を利用して新たな特別養護老人ホーム事業を行うことは可能であると考えております。

いずれにしましても、破産管財人が管理・占有されておりますので、今後の経過について見守っていきたいと思っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 今ある建物を利用して、ほかの法人が事業を始めるということが可能な範疇であるというご答弁だったと理解しました。ぜひそのようにしていただきたいというのが私の願いです。

繰り返しになりますが、特別養護老人ホームは市民の安心のために大きな役割を果たしています。今でも使えるはずだった29床、公費を投じた29床が物理的には目の前にあるのに、その役割を果たせないままであってはならないと思います。

現在、介護事業計画は8期の2年目です。消えた29床をそのままに、2024年からの第9期の事業計画を待つことになったりすると、何年も先のことになるかもしれません。できる限り早期・早急に、第9期を待つことなく、この第8期のうちに事業が開始されるべきです。

先ほど本田部長の答弁の中に、破産管財人が今進められているので、見守りたいというお話がありましたが、見守るだけではなく、ぜひ積極的に急いでいただける

ように申入れをしていただきたいと思います。

最終的には、基準を満たせば、市長が改めて決定をするというような趣旨の答弁でもありました。今、40人から50人の方々がそれぞれに苦労を重ねながら、入居の日を待っておられるということをしっかりと考えていかなければならないと思います。私自身、仕事をしながら父の介護が急に必要になったとき、どうしよう、仕事どうなるんだというようなことをとても悩みました。早急な事業の開始について、市長の見解をお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 施設整備のご質問でございますが、まずは私のほうからご回答させていただきたいと思います。

令和3年3月に第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定しておりますが、介護保険事業計画の策定に当たっては、令和3年度から令和5年度までの第8期の期間中における施設整備の必要性について調査を行っております。

その結果、緊急性を要する特別養護老人ホームの在宅待機者数及び空床数、類似サービスとして期待できる小規模多機能型居宅介護サービス、看護小規模多機能型居宅介護サービスの登録定員の空き状況、また、今後の本市における高齢者人口の推移などを勘案し、第8期期間中における施設整備の必要性は低いと判断いたしました。

しかしながら、今回、当該施設の閉鎖により、29床の施設サービスが減少しておりますので、今後の介護保険給付費の見込みや、特別養護老人ホームの待機者数の調査及び本市の現状を把握しながら、施設の整備について慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

今、健康福祉部長が申しましたので、多少繰り返しになりますが、方針に関わることでありますので、私のほうからもご回答申し上げます。

先ほど健康福祉部長が申しあげましたとおり、特別養護老人ホームの整備につきましては、特別養護老人ホームの待機者数や今後の介護保険給付費の見込み等を見ながら、必要性を含めて慎重に判断していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 確認をさせていただきますが、それは第9期に向けた調査というふうに理解すべきですか。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 調査については、9期に向けてのことかというご質問でございますが、そのとおりでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 私が先ほどから述べているのは、言葉が足りなかったかもしれませんが、9期の調査ということではなく、本当は今既にあるはずだったものがなくなってしまったんだから、9期を待たずに取り組むべきではないですかということをお願いしたいわけです。

繰り返しになりますが、いかがでしょうか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めて、また回答申し上げます。

29床が予定外で、今、目の前からなくなったのは事実でございます。ただ、いろいろな機関のご協力もいただきまして、その29床分については、何とか入居先が確保できているということでございますので、今、突然空中に浮いた方が存在しているというわけではないわけですね。ということで、今後の空き枠といいましょるか、ウェイティングリストにいらっしゃる方の選択肢が少しその分は狭まるということはあると思いますので、ここを見直すことは必要であると思っておりますけども、今、この8期中に、あと1年半でございますけども、何としてもこれをキャッチアップしなければ危うい状況であるというところかどうかは、まずどれぐらいの待ち状況があるのか、こうしたことをやっぱり足元をしっかりと見詰め直す必要があるというふうに思っております。

また、資産自体は破産管財人の方がこれからいろいろ調整・決定をなさると思っておりますので、私どものほうで、今、それを念頭に置いて、ここをまた地域密着型に戻すというようなことの判断には直接にはまだ至りませんので、その点をご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 行政が必要とされる人数を特別養護老人ホームに対して調査をするというときの対象になってくるのは、今、施設に入ることができなくて、在宅で見ておられる方々の中で、特別養護老人ホームを希望する方の数ということになりますよね。でも、本当のニーズはそれだけではないでしょう。

私の知人は、自分の退職金は親の介護費用に、施設の入居費に全部使ってしまったから、自分にはもう年金しかないと言いました。さっき言いましたが、40人から50人の待機者の中には、少なくなった貯金通帳を眺めながら、いつになったら特別養護老人ホームに入れるんだろうと待っておられる方がおられます。そういった方々のニーズはニーズです。

ですから、そのなくなってしまった29床、だって、29人お亡くなりにならないと、次の方は入れないということにイコールに近いんです。気の遠くなるような話ではありませんか。そこに29床があったら、どれだけ助けられるでしょうか。これは本当に希少なケースだと思います。

今まで私は特別養護老人ホームが破産したなんていう話は聞いたことがありません。これまでなかったようなケースですから、これまでなかったような取扱いをしていかなければならないと考えています。ぜひ早急な取組を再度要求して、今回はこの質問は終わります。

次の質問に移ります。

今議会上げられた補正予算の中で、主要事業の一つになっているプレミアム付き商品券事業についてお尋ねをいたします。

私は経済建設常任委員会に所属しておりますので、分科会で質疑すべきかとも思いましたが、提案を検討していただきたく、一般質問で取り上げました。

今回のプレミアム付き商品券事業は、5,000円で1万円分、プレミアム率100%の商品券を市民1人当たり1冊準備するということで、5億円という大きな予算になっております。

プレミアム付き商品券事業は、近年で言うと、2019年と2020年に行われています。2019年は消費税の引上げに伴う国の事業で、予算額1億5,200万円、2020年は新型コロナウイルス感染症対策として、予算額2億1,000万円でした。これらの事業の検証に基づいて、今回の予算があるのだと思っています。

そこで、2点質問します。

1点目、2019年と2020年の事業において、市民の反応はどのようなもの

であったでしょうか。

2点目、事業の効果をどのように捉えておられるでしょうか。

この2点についてお伺いします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまの猿渡議員のご質問にお答えいたします。

令和元年度と令和2年度のプレミアム付き商品券事業について、内容と市民の方、それから事業者の方からの評判についてお答えいたします。

初めに、2019年（令和元年度）ですけれども、同年10月1日から消費税・地方消費税の10%への引き上げに伴う国の事業といたしまして、非課税者及び子育て世帯主の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため実施しております。

菊池市内の登録店舗で利用ができて、全店共通の500円券が10枚の1冊5,000円分の商品券を4,000円で購入できるもので、10万1,910冊を販売予定としておりました。

プレミアム率は25%で、令和元年10月1日から翌年の令和2年3月15日までの使用期間でございました。

2万382人が対象で、1人5冊まで購入できましたが、販売数は1万7,392冊、販売率17.07%、うち換金額は8,664万円で、換金率が99.63%でございました。

評判につきましては、市民の方からは、手続が面倒などの声があり、事業者の方からは、一定の経済効果があったという声でございました。

次に、2020年（令和2年度）のプレミアム付き商品券事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大が地域経済に与える影響を緩和させるための市独自の緊急経済対策として実施しております。

菊池市内の登録店舗で利用できて、個店限定が1,000円券が5枚、全店共通の1,000円券が5枚の1冊1万円分の商品券を5,000円で購入できるもので、2万冊を販売予定としておりました。

プレミアム率は100%でございまして、令和2年9月19日から翌年の令和3年1月31日までの使用期間でございました。

各世帯1冊まで購入できまして、一次販売数は1万2,535冊、販売率は62.68%、二次販売数は7,419冊、販売率が37.09%、合計販売数は1万9,954冊で、販売率99.77%でございました。うち、換金額は1億9,741万2,000円で、換金率は98.93%でした。

評判については、市民の方からの苦情はほとんどなく、事業者からは経済効果があったとの声でございました。

効果をどのように捉えているかというご質問でございますが、これらの経済対策事業について、本市といたしましては、令和元年度（2019年度）の事業は一定の効果はあったものの、販売率の低さから見込んだ効果はやや不振と捉え、2020年（令和2年度）の事業は販売率、換金率とも非常に高く好評だったと捉えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 時間が足りなくなってきているので、ちょっとはしょって質問をします。

今年の1月に泗水地域の民生委員さんと泗水の議員の懇談会がありました。その席上、民生委員さんのお一人から、プレミアム付き商品券事業について意見がありました。その中身は、年金暮らしの高齢者にとって5,000円の出費は大きくて購入することができない。もっと生活が苦しい人たちのことを考えて事業をやってほしいというような趣旨でした。

私は、そのときはプレミアム付き商品券事業は福祉の目的ではなく、コロナ禍での経済対策として行われているものですからというようなお答えをいたしました。しかしながら、実はこの民生委員さんからのお言葉以外にも、私のところへは5,000円で1万円というお得感を歓迎する声もありましたけれども、合志市がやったように、販売じゃなくて、ただで配布してほしいとか、年金暮らしでは買えないとか、得をするのはお金を持っている人だけでしょうというような声も届きました。先ほどの答弁の中では、苦情はなかったということですが、議員さん方の中にはそういう声を聞かれた方もおられるのではないのでしょうか。

2020年の事業で、ほぼ100%、最終的には売れているという報告でしたが、一次の段階では62.68%だったということでしたから、およそ37%、4割近い方々が買わなかった。あるいは買えなかったということではないですか。一次販売の数字が示すものも考えるべきではないでしょうか。5億円もの予算を使う事業ですから、なるべく多くの市民の方に歓迎される形になったほうがよいのではないかと思います。幅広い市民にお得感を味わっていただく形にできないか、私なりに考えました。

そこで、提案します。

今回のプレミアム付き商品券事業で、5,000円で1万円分の商品券が買える

というものとは別に、2,000円で4,000円分の商品券が買えるというものを作って、市民が選択して買えるようにできないだろうかということです。一度に5,000円の出費は無理でも、2,000円なら買えるぞとか、2人で1万円は出せないけれども、7,000円ぐらいまでなら何とか頑張って工面しようじゃないか、郵便局へ年金を下ろしに行って、ついでに買ってこようとか、そんなケースがないでしょうか。今回のプレミアム付き商品券事業、2,000円で4,000円という選択肢が設けられないかどうか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

猿渡議員ご提案の選択販売につきましては、これまでの事業を基に検討を行っており、選択販売することでの事務の煩雑さや販売所での混乱が予想され、経済効果の面からも総合的に判断し、2020年（令和2年度）と同様の1冊1万円分の商品券を5,000円で販売する一種類のみとしたところでございます。

せっかくのご提案でございますが、選択販売にする考えはございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 近隣自治体のうち、合志市においては市民1人当たり3,000円分、大津町においては2,000円分の地域商品券の配布、ただで配るとというのが6月議会で決まっています。なぜ菊池市は販売なのかという声が再び寄せられるような気もしているわけです。様々な事情があって、できないということではありましたが、せっかくの事業を幅広い市民に受け入れていただきたいなど思っております。再検討を求めるということで、質問を終わります。ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、猿渡美智子議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

○  
休憩 午後2時04分

開議 午後2時10分  
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、緒方哲郎議員。

[登壇]



○9番 緒方哲郎 議員　　こんにちは。議席番号9番、緒方哲郎です。私は、議員が変われば議会が変わる、議会が変われば行政が変わる、行政が変われば菊池市も変わる。介して議し、議して論じ、論じて決し、決して行う。愚直に、そして確実に議会改革というものを考えながら、安心・安全で住みやすい菊池市になるよう頑張っています。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

まず、花房坂公園整備について質問をいたします。

私はこれまで、この花房坂周辺公園整備については何度も質問をしてまいりました。市執行部、議会の皆様、また、地域の方々のご理解とご協力によって、花房坂の頂上付近に公園が建設されることとなり、地域の方々も大変喜んでおられます。また、令和4年度予算に工事費として6,155万6,000円の予算が計上されたことから、これから本格的に公園整備に着手していくわけですが、これから完成までの工程が分かっているならばお答えください。お願いします。

○水上隆光 議長　　山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長　　改めまして、こんにちは。緒方議員の質問にお答えします。

花房坂周辺公園整備事業の進捗状況につきましては、令和3年度に実施設計が完了しまして、現在、関係機関等との調整、及び工事の発注準備を行っております。令和4年度末の完成を目指して進めている状況でございます。

以上、報告申し上げます。

○水上隆光 議長　　緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員　　令和4年度の完成を目指して、これからということでしたが、今回、この公園整備予定地の北側に面する斜面の竹山において、もう既に伐採がされておるのはご存じだと思います。

私はこの公園予定地の頂上に立って景色を確認してみました。しかしながら、今回、市が取得した部分の竹を伐採しただけでは、到底見晴らしがきく状態ではないということを思いましたし、本市としましても、そのような現状にあることはご存じだと思います。

地域の方々が、どうしても頂上付近への公園整備を希望されたというのは、以前菊池電車が運行されていた頃、熊本市方面から帰ってくる際に、ちょうど花房坂の頂上付近に差しかけた頃に視界が開けて、そのすばらしい風景で菊池に帰ってきたんだと実感する場所だったとの思いからでありました。やはり坂の頂上付近に公園を整備するという事は、景観ということも考えて、広く竹の伐採をしていくべ

きだと思いますが、そのことについて、本市としてのお考えがあればお答えをお願いいたします。

また同時に、今回の公園の出入口となる部分というのは、隣接する国道がカーブしているということから、広めに取りということをお聞きをいたしました。そうすると、当然国道に沿って少し高くなっている土手の部分、そこに係ってくるわけですけれども、その土手の土地というのは県の保有になっているとのことです。今現在は大きな木が数本生えており、景観としてはどうかという思いもあるんですが、この部分についてのお考えもあれば、併せてお答えください。

以上、2点についてお尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、再質問にお答えいたします。

お尋ねのありました公園下の竹林につきましては、完成時にさらなる眺望が確保できるよう、現在、地権者と伐採、及びその後の管理について協議を行っております。

本年度の公園の整備と併せて進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、国道385号（後に発言の申し出があり、「国道385号」を「国道387号」へ訂正）沿いの樹木につきましては、公園の管理や景観上からも伐採の検討を行っておりますが、該当箇所は県の管理となっておりますので、今後は県に確認を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

すみません、先ほど「385号」と間違えて申し上げました。正しくは「387号」となります。訂正をいたします。申し訳ありませんでした。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 竹林の伐採に関しては、今、協議中であるということでありまして、できる限り、できる方向で進められていると思うんですが、伐採をしていただくことが大きな条件というか、そういうふうになるんだなと思っております。

また、県への確認中ということで、どちらも完成までには対応していただくようお願いをするところでもあります。

そこで、私は公園整備というのは、公園を造りましたということで終わるのではなくて、より多くの方たちに公園を利用していただくようにしなければならないという考えから、花房坂の公園においては、坂の北側に広がります農地に田んぼアー

トを計画してはどうかと。令和3年第2回定例会と令和3年の第4回定例会の二度にわたって提案をしてまいりました。

令和3年第4回定例会において、執行部からは、「高台から見下ろします田んぼアートにつきましては、この公園の展望を生かした一つの観光イベントになるかと思われまけれども、本市ではこれまで事例がない事業でありまして、実施するに当たりましては、実施場所の設定や耕作者の同意、また、手法や費用等につきまして、関係部署等との協議や調整が必要であろうかと思われまします。したがいまして、現段階におきましては、他の自治体の事例を参考に、調査研究の必要があろうと考えております」との答弁をいただきました。

事例がない事業をするのでありますから、当然のご答弁だったとも思います。私も課題が全くなく、スムーズにできるものではないとも考えております。ですから、そのような様々な課題解決のためには、プロジェクトチームをつかって、そこに関係部署はもとより、JAの青壮年部、菊池市の三つの高校、地域の老人会や婦人部など、多くの方に参加していただき、イベントの開催に向かっていくべきと考えておりますけれども、その後、前回答弁にありましたように、本市として他の自治体の事例等に関して調査研究をされたり、協議をされたのか、また、お考えはどのようになったのか、お答えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、再々質問にお答えいたします。

前回の令和3年度の第4回定例会でも議員が申されたとおりですけれども、本市では事例がないために、今現在としましては、アートの作り方など、基本的なところから調査を行いながら、課題の整理を行っているところでございます。課題もいろいろあるところでございますので、引き続き、調査研究が必要と考えているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 事例がない、作り方など、引き続き検討、研究されていくというようなご答弁でありましたけれども、私の提言からまだ間がないというのは理解もいたしますが、私は先ほど工程の中にも言われましたように、今年度中に公園の完成を目指しているということであるならば、公園が完成したときには、このイベントというのがもうなされていくべきじゃないのかなということで、今回、ちょっと早いとは思いましたが、確認をさせていただきました。

議長の許可を得まして、私は鹿児島県の南九州市川辺町で行われております田んぼアート会場へ先日行ってまいりました。当日午後の2時半頃に到着いたしました。が大変暑い日で、日中の暑い中ではありましたが、イベントのお世話をされておられる方々が作業をされており、お話を伺うことができました。

既に6月25、26日の2日間で田植えは終わっており、例年ですと、その田植えには150名ほどの参加を募られておられるんですが、コロナ禍であるということから、50名ほどにとどめて田植えをなさったそうです。お米、水稻のそれぞれの苗ですから、まだ小さいんですが、その小さい苗の段階から、はっきりと色が違いますから、既にアートとしてのていをなしており、言われるには、見頃は8月のお盆頃かなとお話をされました。ですが、見頃はその頃だということですが、これから10月の収穫まで、おおむね4か月間にわたって多くの方々に来ていただくイベントの一つになるものだなとの思いで見えてまいったところです。

お聞きしますと、シーズンを通して、2万人くらいの来場者の方がお越しになるということでございましたし、川辺町の人口というのが1万4,000人前後ということから、人口以上の方々が来場してくださって、交流人口を増やすという観点からも、大きな役割を果たしているイベントであるということも言われておりました。

また、私は昨年、七城にあります県の畜産流通センター、その北側の県道37号線沿いのわずか400平米ほどの畑になると思われませんが、夏場はヒマワリの花、きれいに見事に咲いておりました。私がそこを通りますたびに、数台の車が停車していて、写真を撮ったりしておられる光景を見るたびに、人を呼び込み人の流れをつくる交流人口を増やすために、この田んぼアートというのはぜひやっていくべきものだと考えてまいりました。

また、以前、質問の中で申しました菊池公園の十月桜エリア、ここも4段に整備してある公園であります。その中にも丸く花壇が整備してあります。こちらに今お話したようにきちんと花を植えたら、もっと利用していただける公園になるのではないのでしょうか。

そして、七城、泗水、旭志地域にも、この田んぼアートというものを広げて、人の流れをつくる。菊池市の形状から考えても可能なことと考えております。

それから、本市は竹内園芸と協定を結んでおりますことから、お米による田んぼアートが終わった秋から冬場にかけてケイトウなどの花を、こちらは絵を描くというものではなくて、例えば幾何学模様植えていけば、あの鮮やかな色合いから、多くの方々に利用していただける公園になると考えます。

お米による田んぼアートでの4か月間、また、花によって利用されるであろう、

仮に2か月間としても、計の年間6か月間、年間の半分は何らかのイベントが開催されていることになり、田んぼアートで有名な青森県の田舎館村の年間30万人の来場者数にまではいかなくても、菊池市においても人口以上に交流人口が増えるイベントになると考えます。

川辺町においては、2007年に知覧町、顛娃町というところと合併をされており、南九州市というものになっておりますが、この川辺町の田んぼアートについては、合併した際に、隣の知覧町は、皆さんご存じのように、お茶が大変有名でありますし、特攻隊のミュージアムなど、大変有名なところがあるということで、市長が川辺には何もないじゃないかということで心配されておられた中で、市長がたまたま青森県のほうにお仕事で行かれた際に、この田舎館村の田んぼアートをご覧になって、これはぜひとも川辺のメインのイベントにしたいということで決断されて、市長のほうから議会のほうへ提出されて、この田んぼアートをやることになったそうであります。

あと、やるのか、やらないのかというのはお考え次第です。くしくも、今、行われております参議院選挙において、岸田総理が言われております。決断と実行です。今、プロジェクトチームを結成して、しっかりやっていこうと決断をしていただき、実行していただくよう強くお伝えして、次の質問に参ります。

次に、消防団について質問をいたします。

既に九州北部地域も梅雨明けしたとの報道もあっておりますが、これからの季節は台風やゲリラ豪雨等によります風水害が気になる時期であり、また、火災など一旦災害が発生したとなったときに頼りとなるのが消防団組織であります。

消防団は、自らの地域は自らで守るという郷土愛護の精神に基づき、日頃から消防・防災活動をされており、市民の方々の生命、身体、財産を守り、地域の安全確保のため、その果たす役割は非常に大きなものです。しかしながら、全国的に見ても、様々な要因から、消防団員数は減少傾向にあるとの報道もあっており、地域の即応体制上、消防団の活動は極めて重要と考えますし、消防団員数の確保は大切な課題の一つとしていくべきものです。

ですが、その団員確保には地元地域の消防団員はもとより、各区長さん方も苦勞されているようです。そこで、消防団員数の推移を10年前、5年前、今現在においてお示しをください。また同時に、女性消防団員数についてもお答えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、緒方議員のご質問にお答えいたします。

団員数及び女性隊員の推移ということでございますけども、本市の消防団員のま  
ず定数から申し上げますと、合併当初から1,632名となっておりますが、その  
団員数の推移につきましては、10年前の平成24年度が1,630人、うち女性  
消防隊員は26人、次に5年前の平成29年が団員数が1,600人、うち女性消  
防隊員は30人、最後に本年度、令和4年4月1日現在では団員数が1,537人、  
うち女性消防隊員は34人となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 団員数の推移については、減少傾向にあるというのはやっ  
ぱり否めないのかなということでありまして、女性消防団員の数については、増え  
ておるということでもあります。

女性消防団員のことについてお尋ねをされましたのは、熊日新聞、6月3日に掲載  
されておりました「消防団に女性の視点を」という記事がありましたので、お尋ね  
をしたところです。熊本市消防団、47分団というところに、今年、女性団員12  
人が入団したということで掲載されておりました。災害時により直接的な支援に携  
わりたいということで入団したというお考えも載っております。

お聞きしますと、菊池市の女性消防団の活動については、広報活動であったり、  
保育園などでの啓発活動などをしっかりされておりますし、幹部会への参加もされ  
ておるということで、意見あたりは十分通っていきよるといふのかなという思いで  
おります。

消防団員数の推移に関しては、予想どおり減少傾向ということではありますが、な  
かなか近頃は団員数に対して増加傾向ではなくて、減少傾向にあることが当たり前  
のように思われているように感じます。しかし、熊本地震があった当時のことを思  
い出していただきたいと思えます。自らも被災者でありながら、誰よりも先に災害  
現場に駆けつけて、住民の避難誘導、救助、消火、行方不明者の捜索、防犯・防災  
のために夜警を行うなど、様々な活動を行っていただきました。地域住民に勇気を  
与え、地域の絆やコミュニティの大切さを伝えたいと、消防団が果たした役割は大  
きなものであったと思えます。

第3次菊池市総合計画の前期基本計画の施策16、防災・消防体制の充実という  
ものの中に、きくち防災・行政ナビの登録者数と防災士登録者数の2項目について  
は、基準値の令和2年と目標値の令和7年の成果指標が掲載されておりますが、き  
くち防災・行政ナビ登録者数は、基準値が令和2年7,059件、目標年の令和7  
年には1万5,000件、防災士登録者数は、基準年の令和2年が187人で、令

和7年目標値に関しては500人というようなことで、しっかり書かれておりますが、消防団員の数については書かれておりません。

そこで、本市として、現在で構いませんが、現在は1,537名ということでございましたが、この消防団員の数、団員数について、どのように捉えておるのか、お答えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 消防団の団員数についての考えはということですが、消防団は火災出動だけではなく、地震や水害などの自然災害をはじめ、大規模災害が発生した際にも率先して活動するなど、地域防災の要として消防団の重要性が再認識されているところでございます。

そのような中、全国的にも消防団員の減少が続いており、団員の確保が大きな課題となっております。本市も例外ではなく、先ほどお示ししましたとおり、団員数の減少や高齢化が進んでおります。今後、消防団と検討の場を設け、団員確保に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 消防団に対する認識というのは高いものがあると思います。いろんなご意見もあるかと思いますが、市だけの考えではなかなかできないものでもあると思いますが、同じく第3次菊池市総合計画の前期基本計画、施策16、防災・消防体制の充実の中のありたい姿として、みんなで作る安全・安心なまちの現状と課題として、少子高齢化や核家族化、地域社会への帰属意識の低下等により、消防団員の確保が難しい状況にありますと。消防団組織の在り方及び入団しやすい環境の整備が必要だと記してあります。

さきにも述べましたように、消防団員の確保には様々な要因があって、消防団としても大変苦勞されているのが現状ですが、そこで、本市における消防団員確保の取組というものを教えてください。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 本市での消防団の確保について、取組の一つの事例でございますが、消防団協力事業所表示制度に取り組んでおります。本制度は、消防団の活動に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定するもので、これらの事業所が増えることにより、地域防災体制の一層の充実が期待される

ものでございます。

現在六つの事業所がこの制度の認証事業所としてご協力をいただいておりますが、今後も様々な制度を活用し、消防団員が活動しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 事例として、協力事業所というものの認定をやっておるといふことをご答弁いただきました。

最後のほうで、永田団長とお話しした中でのご意見もそのようなことがありますので、そこでまたお話をさせていただきますが、しっかりした取組をやっぱりやっただきながら、行政とも一緒になって団員確保にしっかりとした活動、対応をしていただきたいと思っております。

次に、消防団員の報酬についてお尋ねをいたします。

これも4月22日の熊日新聞に「消防団員報酬30%が標準未満」との見出しで掲載がしてありました。総務省消防庁は、28日、消防団の事務を行う全国の市区町村など1,720団体に対して、消防団員に支給する年額報酬を調査した結果、標準額の3万6,500円に満たなかったのは30.9%に当たる532団体だったと明らかにしました。消防団員は少子高齢化や会社勤めの人増加を背景に減少傾向にあると。消防庁は入団促進のために、昨年4月に年額報酬の標準額を示し、各団体に今年4月までに標準額以上とするように求めたとの内容でありました。

永田団長のお話によりますと、菊池市は県下の中でもこのようなものに対しては素早く対応されているとのご意見もいただいておりますが、そこで、本市における消防団員の報酬についてお示しをください。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 消防団員の報酬につきましては、令和3年4月に消防庁より示された消防団員の処遇改善に伴う年報酬額の見直しや、出動報酬の創設など報酬に関する基準により、本市においても本年3月議会において条例改正を行い、団員階級者の年額を2万円から3万6,500円に増額し、国が示す標準額と同額としております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]



○9番 緒方哲郎 議員 団長言われたように、県下でもいち早く対応されているということで、その分は安心したところであります。

また、消防庁は、消火活動や災害救助に従事した消防団員に支払う手当を出動報酬と位置づけ、今、部長のほうでもちょっと言われた出動報酬というものが位置づけられて、1人1日当たり8,000円を標準額とするよう通知をしたということでもあります。

災害の多発する中、団員の労苦に報いるべきだとして、手当ではなく、出動に応じた報酬制度として、額の引上げを提案したということではありますが、まず、本市における過去3年間でいいんですが、火災発生による出動回数と、そのとき出動した消防団員の数が分かればお示してください。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 過去3年間の出動回数と人数ということでございますけども、令和元年度が、これ火災発生に伴う出動ですけども、18件、出動人員が1,542名、令和2年度が23件、出動人員1,533名、令和3年度が28件、出動人員が2,063名となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 詳しくお示いただきました。

国は、この報酬制度は団員の減少傾向が続く中、消防団員の確保に向けた待遇改善の一環として、このようなものをつくったということをおっしゃっていますが、今お答えいただいたこの人数というのが、実際、昼間など普通に仕事をしている時間帯でも活動していただける。昼間、火災等があったときに実動部隊として何名ぐらいの人が、消防団員が活動できるのかというものの把握にもつながるものと考えます。この新しくできた出動報酬というものの内容と支払方法について、お答えをお願いいたします。また、実際、その支払いを行っていただければ、その金額等もお示してください。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 出動報酬の内容と支払方法ということでございますけども、出動報酬につきましては、消防団という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬とは違い、出動に応じた成果給的な報酬として支払うものであり、階級を問わず日額8,000円を標準として災害への出動に応じ

て支払うこととしております。この1日8,000円を標準としておりますけども、基本的には2時間以内2,000円、それ以降、2時間を超えるごとに2,000円を加算していくような形でございます。

また、支払方法につきましては、個人口座への直接振込みとし、年に一度、1年間分をまとめて支給することとしております。

支払額については、すみません、手元に資料がございませんので、できれば後ほどまた議員さんにお答えしたいと思います。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 出動に応じて日額8,000円が基準であり、2時間2,000円から、それから加算されていくということでありまして、この支払方法について、個人口座への入金ということだったと思います。大変な作業になると思うんですね。火災が発生したときに、終わってからの何名、誰が出動したのかというのまで把握していかなければならないので、大変な作業になると思いますが、しっかりと対応していただきたいと思います。

また、支払金額に関しましては、年に1回ということでの答えがありましたので、まだできてすぐなので、支払いというのはできてないのかなと思いました。

それでは、最後に、不幸にも火災または水害等によって住まい等がなくなった場合に、近くに頼っていける親戚などがあればいいんですけども、そういう方がいない、どこに行ってもいいか分からないと。もう一番心配されるころだと思います。また、区長さんであったり、民生委員さんなども同様な思いでおられるのかなと思っております。そのような場合、本市として、どのような対応をされているのか、ここをお答えください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 火災や水害等で住まいが消失した場合の対応についてでございますが、菊池市営住宅条例第4条に、災害による住宅の滅失については、公募を行わず市営住宅に入居させることができとなっております。その条例に従いまして、緊急に住まいが必要ということになれば、被災された方に聞き取りを行いまして、市営住宅をご提供しているところでございます。

なお、ご提供する住宅につきましては、その時点で利用可能な住宅の中から、被災された方の家族構成や、近くの場所など生活基盤等を考慮いたしまして、できるだけニーズに応えられるよう、柔軟に対応しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 災害で被災された方々への対応でございますが、災害で被災された方々への対応としましては、「菊池市災害見舞金条例」に基づく御見舞金の支給、必要に応じて布団や食器等日用品の配布、日赤災害救援物資配布基準による、タオルや懐中電灯、歯ブラシなどが入った緊急セットや下着、毛布などを配布する支援を行っております。

災害が発生した際、被災者に対し必要な支援が適正に行き届くよう、日頃より各関係機関及び庁内関係課との情報共有、連携を図っております。

市としましては、引き続き、被災された方々への必要な支援が、速やかに届けられるよう努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 しっかりした対応をされているということで、私も安心しました。さらなる厚い支援をお願いすると同時に、区長さん、民生委員さんなどへの周知徹底、こういうことがありますよというのをしっかり徹底をお願いするところでもあります。

私は、この質問をするに当たり、菊池市消防団の永田団長とお話をさせていただきました。地域を守るという強い信念の下にお話をされて、災害時に対しての地域からの期待はますます大きくなってきているということで、永田団長も消防団としての一番の課題は団員の確保であり、苦勞しているとお話をされました。要因としては、少子高齢化によって、地元若者がいない状況であり、以前と比べて夜勤などがある業種に勤務するなど、職業形態が変わってきているとのお考えで、今は消防団員の幹部、班長さん、部長さんというものになるわけですが、その方々が勧誘に行っても、親のほうが入団を拒否をするという事例が多くなったということにも困っておられました。

また、団員数の検討委員会についても触れられました。一つの考えとしては、定員が賄えてないという考え方から、定数減という考え方、また、中山間、山火事等が起こったときには、全然人数が不足しているということから、定員増という考え方、その両方の考えがあって、地域ごとの団員数について、しっかり検討していただきたいという旨のお言葉もありました。

消防団のみで団員勧誘をするにはもう限界があって、区長会などへの説明や依頼をしっかりと行っていきたいとのお考えを持っておられて、行政としても、先ほども

ありましたが、地域の企業あたりについて、しっかりやっていただくということであったり、地域に対しての依頼などをできることはやっていただきたいと言われておられました。行政対応部分も増えているということですので、これから団員確保に対して、しっかりとした対応をしていただくことをお伝えして、私の質問を終わります。

○水上隆光 議長　これで、緒方哲郎議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、7月5日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

---

○

散会　午後2時55分

第 6 号

7 月 5 日

# 令和4年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第6号

令和4年7月5日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議長の常任委員会委員辞退の件

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議長の常任委員会委員辞退の件

---

### 出席議員（19名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二

欠席議員（1名）

20番 山瀬 義也

---

説明のため出席した者

市長	江頭 実
副市長	芳野 勇一郎
政策企画部長	後藤 啓太郎
総務部長	上田 敏雄
市民環境部長	三池 克徳
健康福祉部長	本田 和佳子
経済部長	清水 登
建設部長	山田 哲二
七城支所長	久川 知己
旭志支所長	竹村 秀一
泗水支所長	安武 邦男
財政課長	稲葉 一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田 智浩
市長公室長	中川 敬三
教育長	音光寺 以章
教育部長	村田 義喜
農業委員会事務局長	吉田 武
水道局長	宇野木 洋一
監査委員事務局長	高木 智生

---

事務局職員出席者

事務局長	前川 幸輝
事務局課長	松原 憲一
議会課長補佐	笹本 聖一
議会係	吉岡 結加里
議会係	志水 利貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。  
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

#### 日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。  
初めに、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 改めまして、おはようございます。本市にも台風4号が接近中であり、何も被害がないことをお祈りするばかりです。

議長のお許しを得ましたので、一般質問を行わせていただきます。

議席番号17番、是は是、非は非で考えるがモットーの二ノ文伸元でございます。よろしく申し上げます。

5月15日告示の菊池市議会議員選挙におきまして、無投票ながら五度目の当選を果たすことができました。これもひとえに今までご支援をいただきました後援会の皆様をはじめ、友人、知人、皆様方のおかげだと感謝するところばかりです。この場をお借りし、お礼を申し上げる次第であります。

議会人としての責務として、市や市民のための行政の判断のよしあしを確認していくこと、私自身5期目ではありますが、初心を忘れず、今後も私のモットーである是は是、非は非、これを貫くことを誓い、日々邁進してまいりたいと考えております。また、菊池市議会において、ここにおられる議員の皆さんとともに、市民の思いの上にある議会活動が行われるように取り組んでまいりたいと思います。

それでは、通告に従いまして、質問いたします。

初めに、空き家対策について質問いたします。

このことにつきましては、1日目の泉田議員の質問と重複する部分がありましたので、確認の意味で質問させていただきます。

全国的な問題と言える人口減少ですが、本市も毎年のように減少し、合併当初、平成17年は人口5万2,772人、世帯数1万7,082軒、令和4年5月時点



では人口4万7,090人、世帯数1万9,751世帯、人口の確実な減少の中、世帯数の増加傾向が見られています。

少子高齢化、出生数を超える死亡数、さらには転入者を上回る転出者数などがあると言えますが、人口減少における世帯数の増加は、高齢化による単身家庭の増加、核家族化の進行、さらには空き家の増加が懸念されております。

そこで、お尋ねですが、本市における現在の空き家は何件あるのか。また、特定空家に該当するものは何件あるのか、お知らせください。また、特定空家とはどのようなものなのか、お示してください。

○水上隆光 議長 二ノ文議員、1の(2)(3)は言われましたか。

最初にいいですか。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 失礼しました。

それと、本市における空き家に対してどのような苦情や相談があるのか。また、それに対してどのような対応をしてこられたのか。また、これからどのように対応されるのか、お示してください。

以上、1回目の質問といたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。それでは、二ノ文議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の空き家の状況についてお答えいたします。

空き家数といたしましては、平成29年度に空家実態調査を実施しており、その際、空き家として548戸という結果が出ております。

空き家の所有者調査は、苦情相談が寄せられ、適正対応を求めるために必要に応じて行うものでございます。

したがいまして、全ての空き家の所有者調査は行っておりませんが、相談があつて所有者調査は行っているものが約50件あり、所有者不明のものが4件ございます。

続きまして、特定空家についてでございますが、特定空家とは、菊池市空家等の適切な管理に関する条例において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等と定義されているところでございます。

特定空家のこれまでの認定状況は、累計件数で16件を認定しており、うち12件は除却済みでございます。

続きまして、市民からの相談窓口について申し上げます。

市民からの相談窓口につきましては、建設部都市整備課に設置しており、空き家に関する相談を受け付けております。相談の内容に応じて、その後、取り扱うべき所管課に引き継ぎ、所有者へ連絡などをそれぞれ行うようにしております。

苦情の内容としましては、建材の飛散等で周囲への危害を心配されるものや、雑草等の繁茂により敷地を越境するなど周辺に悪影響を及ぼすものなど、生活環境へ影響を及ぼすものが苦情として寄せられております。対応方法としては、状況に応じて市から建築物所有者等に適正管理をお願いする旨の文書送付などを行っております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 様々な相談や苦情がありますが、それぞれ相談内容により、担当部署が違うこともあり、市民はどの部署に相談していいのかわからないようなこともちょっと聞き及んでおります。

私も空き家が原因の相談を受けた際に、どこに相談すればいいのですかと聞かれ、返答に困ったこともありました。市役所であるものの、相談内容による市役所内部の部署が不確かであったためです。ある内容は、空き家に植えてある樹木が隣の敷地内に覆いかぶさっているということでしたので、環境課に連絡し、その際はしっかり素早く対応していただきました。大変お世話になりました。

このように相談者が悩んだときに、相談内容が様々ですので、市役所のどこの課へ相談するのか分かりにくいのです。先ほど都市整備課内に設置されているということだろうと思いますけども、市民はやはりそのことは分かりません。ただ、役所のほうだけで分かっている、市民に分らなければ、これは何もならないわけですよ。やはりこういった一般質問をやっているわけですから、市民にどうやって伝わるか、これをしっかり研究していただくのが、やはり市役所の皆様方の務めだろうというふうに思います。

そこで、提案ですが、空き家に対する苦情・相談専用ダイヤル、今、都市整備課とおっしゃいましたが、都市整備課でいいんですよ。都市整備課でいいんですけども、都市整備課からその各部署に回して対応する、そういったところをしっかりとやっていただく。それを菊池市の広報紙に半年に1回ずつぐらい、ただ、この空き家対策だけじゃなくて、ごみ問題とか、そういったものをどこの部署に一つ

だけ設置して、そこから各部署に回していく。そういう専用ダイヤルをつくっていただいて、そのことをいかに市民に知らせるか、これが大事だろうと思います。そこをしっかりと研究していただきたい。何のために私たち、こうやって一般質問を何度も何度も繰り返してやっているのか。そういうことですので、市民に分かりやすく、スピーディーな対応ができるのではないかと考えます。

それから、また、中には立派な空き家もあると思います。調べて、不動産業の方と情報を共有していただき、TSMC関連で住居を探しておられる方もいらっしゃると思いますので、そういったこともぜひやっていただきたいと思います。とにかく市民にスピーディーに、また、分かりやすくしていただくことが大切と思いますので、その辺をよろしく願いして、次の質問に移ります。

それでは、次の質問をいたします。

5月末、菊池市のホームページを通じて、2回にわたり、下校中の児童、幼児等への誘拐、殺害及び爆破予告がありました。この件について質問させていただきます。

予告において、対象とされた幼児、児童、生徒及びその保護者の恐怖は大変なものであったと思われます。また、学校、保育園、幼稚園の関係者の方々の混乱、動揺は多大なものであり、対応は困難を極めたと想像できます。他県でも同様、何事もなかったことには、関係者だけでなく、全ての市民が安堵しました。

この一連の事件の経緯、経過及び対応について、どのようなことだったのか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、おはようございます。まず、答弁に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。先ほど二ノ文議員からお話がありましたように、6月初旬に、2回、2週続けて届きましたメールによる犯罪予告につきましては、地域の皆様をはじめ関係者の皆様に、防犯パトロールや見守りにご協力いただき、誠にありがとうございました。予告日の両日とも、何事もなく、子どもたちの安全が確保できましたことに安心しているところでございます。

それでは、ご質問の事件の経緯についてご報告申し上げます。答弁申し上げます。

5月29日の夜に1回目の犯罪予告メールが市のホームページに届きました。月曜日の朝、教育委員会にて確認したところでございます。内容としましては、6月1日の水曜日に、下校中の小学女子児童を誘拐し危害を加えるといったものでした。

本市においては、このような事案の前例がありませんでしたので、他市の情報、また、対応の仕方を調査するとともに、本市に県警から派遣されておられます防犯

対策監を通じて、菊池警察に協力をいただきながら、直ちに庁内協議、臨時校長会を開催し対応を協議しました。

子どもを一人にしないこと、命を守ることを最優先に考えるとともに、各家庭の状況を踏まえ、大人の目が多くある学校が一番安全であると判断し、学校から保護者へ直接引渡しを行いました。

1回目の犯罪予告につきましては、メールの受信から予告日まで、数日間の期間的猶予がありましたが、5月30日（月）から菊池署による巡回パトロール、予告日の前日の5月31日には市職員による防犯パトロールを行いました。

6月1日（水）の予告日から6月3日（金）までは、小学校においては下校時の保護者直接引渡しを、中学生においては複数人数での下校を徹底しました。

警察の巡回パトロール、市職員による防犯パトロール、区長さんをはじめ地域の皆様のご協力により見守りを強化いただきながら、無事3日間の下校をできたところでございます。

次に、2回目の犯罪予告のメールにつきましては、6月4日（土）の深夜に届き、教育委員会でメールを確認できたのは、6月6日（月）の午後でした。このときのメールでは、翌日の6月7日（火）が予告日となっており、小学女子児童に加え幼稚園、保育園の園児に対する誘拐、さらには施設の爆破予告も加えられておりました。

そこで、緊急に市内小中学校長及び園長による合同会議を開催し、対応を協議したところでございます。

学校及び園においては会議終了後、施設の安全を確認し、予告日においても通常どおりとしたところです。なお、他の教育施設につきましても、目視による点検を実施し、異常なしを確認しております。

2回目につきましても、前回同様に、保護者への直接引渡しを実施し、警察や市職員によるパトロール、区長さんや地域の皆様のご協力による見守り強化を行い、何事もなく全員無事に下校させることができました。

ここで、改めて、菊池の子どもたちを地域で一丸となり守り抜こうとする菊池市民の皆様の団結力の強さを感じたところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 ありがとうございます。本当に大変だったろうと心中おはかりいたします。

本市にとって、前例のない事案であったこと、いまだ不審者の特定ができないと

いう難解な事案であることなど、不測の事態ではありましたが、今後、このような事態が起らないことを願うのみであります。

今回の事案では、防犯対策監に協力の下、庁内、校長会、保育園、幼稚園長会の協議の上、見守りの強化や保護者付添いによる登下校や送迎にて、児童生徒、園児の安全の確保を図られました。

また、教職員、市職員、警察官のほかにも、区長、民生委員、消防団員、PTA、教育関係者による協力も得られ、パトロールや点検が実施されたことは、地域の協力体制確立につながるものと言えます。

しかし、今回、緊急の場合とはいえ、数日にわたる保護者の送迎など負担もあったものと想像できます。

市民においては、事案について、ニュースで初めて知ったという方が多くおられました。今回の事案における対応で課題と考えられたもの、また、今後の安全対策及び対応について、お聞かせください。

また、今回、協力いただいた区長、民生委員、消防団、PTAの方々のおおよその人数が分かればお知らせください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、二ノ文議員の再質問にお答えします。

課題となりました点につきましては、まず対応マニュアルが作成されていなかったことをございます。対応マニュアルがなかったために、時々の判断に苦勞したことをございます。

このことから、一連の事件を受けまして、教育委員会においては、教育審議員を中心に対応マニュアルを作成いたしましたところをございます。

また、6月の市内校長会において、教育委員会マニュアルを基本とした学校ごとのマニュアルを作成し、有事に備えるようお願いしたところをございます。

それと、今、お尋ねありました、消防団、区長さん方の出動人員の数ですが、手元に資料がございませんので、後ほどご報告申し上げたいと思います。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 ありがとうございます。

これまで、前例のない事案のマニュアル作成は、あらゆる想定を元に作成しなければならず、大変なご苦勞があるかと思ひます。ましてや、有事に備えた実効性のある各学校ごとのマニュアル作成もまたご苦勞が大きかったものと想像できます。

長引くコロナ禍の生活、他国での戦渦など、社会的にも、心理的にも、不安定になりがちな日々なのでしょうか。今回の犯罪の根拠や目的がいまだ分からないままですが、このような事態が二度と起こらないように、また、起こったとしても、早急な対応、対処ができるようにするための本市における防止対策が必要だろうと思います。防止対策のマニュアルというのはいま出来上がっていますか。できていないなら、まだいいです。ありがとうございました。

今回、前例のない事業に対して、各関係機関が連携を図り、対応がなされてきたことは感謝に堪えません。大切な宝である子どもたちを対象とした今回の事案でしたが、あらゆる知恵を出し合い、暴挙を阻止しなければならないと考えます。例えば、今回、区長、民生委員、消防団、PTAなど協力をいただいたということですが、仕事の都合や人数的にも多くの協力をいただくために、地域の自主防災組織など、地域の方々が積極的に協力できる体制づくりと、パトロール参加の明確化、つまり、腕章などを工夫して、子どもや地域の方々にも視覚的に確認できる、安心できる配慮などが必要かと考えます。

私、ちょっとある区長さんとお話をさせていただきまして、角のところで区長さんということでお立ちになり、その指導をやっていたということなんですけども、子どもと相対したときに、何か白い目といいますか、変な目で見られるというようなことをお二人の方からお聞きしました。何か今も申しましたように、腕章、こういうのだったら、そんなに高くはないと思います。色的にも赤はあんまり目立つんですけども、色もいろいろ考えていただき、そういったことができれば、何か市民全体で見守りができるのかなというふうに思いますので、そこをしっかり取り入れていただければありがたいなというふうに思います。

先ほど市民の一致団結ということだったのですが、市長の本当に一致団結、好きな言葉なんでしょうね。本当によかったというふうに思います。市民の団結ということで、こうした事案を阻止するためにも、さらなる検討をお願いしたいと思います。

そして、このような事案を受けた自治体として、国へ何らかの防止策を講じるよう求めて、質問を終わります。

○水上隆光 議長　これで、二ノ文伸元議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

○  
休憩　午前10時26分  
開議　午前10時33分  
○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 改めまして、皆さん、おはようございます。合併後、5回目の菊池市議会議員選挙は無投票となってしまいましたが、初心を忘れずに、市民の代弁者として、さらに努力を続けてまいりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

最初に、菊之池小学校敷地内での学童保育施設の新設の状況についてお尋ねをいたします。

学童保育につきましては、これまで何度も新型コロナウイルス対応も含め、施設運営に対する支援の充実や拡充の必要性を指摘、要望させていただきました。これまでに私のほうから提案をさせていただいた、市全域で同じように子どもたちが安心して利用できるように、対応の統一化を図るための放課後児童クラブ連絡協議会、菊池学童さくら会が設立されております。連絡協議会設立後は、クラブ間の連携はもとより、学校や教育委員会とも連携していただき、子どもたちがさらに安全で安心して利用できる体制づくりの検討が行われているとのことであり、大いに期待しております。

今回は、これまで要望を続けております西部市民センター敷地内の老人集会所を借用して運営されている、学童保育キッズハウスぴっとの現状について、改めてお尋ねをいたしますが、これまでも老人集会所の施設の老朽化によって、水道が使えなくなったり、豪雨のときは雨漏りが発生し、子どもたちも不便な状況が続いておりましたので、早急な対応を指摘し、子どもたちの安心・安全の観点からは、学校敷地内での新設を強く要望してまいりました。

執行部としても、緊急性、必要性を十分ご理解いただき、老人集会所に代わる新たな放課後児童クラブの候補地をNPO法人チャイルドサポートきくちとともに探していただき、関係団体や関係部署との協議の結果、子どもの安全・安心を第一に考え、菊之池小学校の敷地内に放課後児童クラブの開設を決定し、施設の建設が令和4年度に決定、予算も採決されております。改めて、執行部の迅速な対応に感謝を申し上げたいと思います。

そこで、確認も含めお尋ねをいたしますが、予算化されましたので、設計業者の決定、その後、施工業者の入札等進んでいくと思われませんが、現在の進捗状況をお示しく下さい。

今回は、特に確認させていただくのは、これまでの市の施設については、完成後に利用者の方々から不満等が多く寄せられておりますので、設計の段階でしっかり

と事前に利用者等の意見を聴取して、建設を行っていただきたいからであります。  
この点につきましても詳しくお示しをいただきたいと思えます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。木下議員の質問にお答えします。

菊之池小学校敷地内に新設する学童保育施設の現在の進捗状況につきましては、6月に実施設計業者を決定し、業務に着手しているところでございます。

設計に当たりましては、設計業者とともに、指定管理を委託しております市内のクラブ6か所を視察し、子ども達が安全に、かつ快適に過ごせるよう支援員から意見を聞き取り、設計を進めているところでございます。

今後のスケジュールとしましては、令和5年4月の開所に向けて、9月末までに設計を終え、建設工事を10月に着工し、年度内に完成する予定でございます。

なお、新設する施設の運営につきましては指定管理とし、現在準備を進めており、間もなく公募する予定でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

部長の答弁で、ちょっと安心したところでございます。いずれにしても、子どもたちがすばらしい環境の下に、立派な学童保育を受けていただくように、よろしく願いしておきたいと思えます。

それでは次に、菊池市交流促進センター龍龍館テナント事業者への対応と龍門地域の活性化についてお尋ねをいたします。

龍龍館は、平成10年2月8日にオープンし、地元龍門ふるさと振興会で運営をしておりましたが、当初は97名の会員が17名に大量離脱等があり、厳しい経営が続いておりましたので、市としても平成27年度に約5,000万円の施設改修費をかけて、新たに平成28年4月から平成31年3月までの契約で株式会社祐和會に運営を任せておりましたが、やはり経営が厳しく、契約の更新ができませんでしたので、現在は株式会社MOFFと平成31年4月よりテナント契約を結んでおります。

株式会社MOFFとの契約については、議会に対しての契約者の変更の報告がありませんでしたので、私から、執行部に対して指摘をし、改めて令和元年5月21



日の月例会において、龍龍館のテナント事業者の変更の報告を受けました。そのときに、私はこれまでの龍龍館の厳しい経営状況を申し上げ、新たに契約をしていた株式会社MOFFに対して、これまでの対応の反省も踏まえ、しっかりと市として龍門地域の核としての必要性も十分認識され、応援していただくように要望をいたしました。そして、もうしっかりと寄り添ってまいりますと答えておられます。

その後は、株式会社MOFFの若い経営感覚とアイデアによって、また、何よりも国土交通省のダム活用についてのご理解とご協力によって、令和2年9月10日にキャンプ場、名称は龍門地区にちなんだドラゴンキャンプ場としてオープンすることができました。市としても、新たな観光資源として対応していただいていると思います。現在の状況と今後の対策についてお示しをいただきたいと思っております。

次に、龍門地域の活性化についてですが、今回は、当初、令和元年11月に提出された龍門ふるさと振興基金設立に関する陳情についても関連して質問する予定でしたが、先日、議会審議会でこれまで龍門地域の活性化に必要な不可欠である移動販売の運行中止が唐突に報告がありましたので、この点について質問をさせていただきます。

龍門地区は、民間のスーパーの移動販売の撤退、龍門地域唯一の丸山商店の閉店等もあり、移動販売の復活の要望がありましたので、これまで拡充も含め質問をさせていただきました。おかげさまで、令和2年4月より第三セクターのコースに龍門地区を加えていただき、地域の方々も大変喜んでおられました。今回の突然の終了になったことに対して、私にも多くの苦情等の意見が届いております。市としても、第三セクターの問題ではありますが、今後の市民への対応をどのように考えておられるのか、お示しをいただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

まず、株式会社MOFFの現在の状況について申し上げます。

平成31年4月より2年間、株式会社MOFFがテナント事業者として食事の提供や特産品販売など、地域振興を目的として運営が行われ、その後、令和3年4月からは1年ごとに使用許可を受けるという形で週末祝日を中心に運営が行われているところでございます。

また、運営が行われた当初は集客に苦慮されておりましたが、「河川空間のオープン化」制度を活用し、令和2年9月から龍門ダムエントランス広場において、

キャンプ場事業の社会実験が開始されました。

令和4年1月には、国土交通省から「都市・地域再生等利用区域」の指定を受け、キャンプ場の本格運用が可能となったため、令和4年4月から令和9年3月までの5年間、株式会社MOFFが事業者となり、竜門ダムエントランス広場一帯でキャンプ場が運営されております。

具体的な利用者数の状況を申し上げますと、令和2年9月から令和3年3月までの7か月間でキャンプ場の利用者数が1,119名、令和3年度は2,283名との報告を受けております。

それに伴いまして、龍龍館の利用者も増加し、令和2年度の5,400人から令和3年度は8,200人に増加しております。

また、先般の5月の大型連休やイベントが行われた日は1日当たり100組近いキャンプ利用があり、大変盛況であったと聞いているところでございます。

なお、移動販売の件に関しましては、現在、協議を進めておりますが、通告外のために、答弁のほうは差し控えさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 龍龍館については、大変株式会社MOFFの努力も含めて、それと現在のキャンプブームによって、お客さんも増えているということでございます。私もゴールデンウィークに行ってまいりましたが、100張り以上のテントの設営があっているということで、大盛況でございました。

市長に後でお答えいただきたいと思いますが、このゴールデンウィーク、市長はちゃんと現場確認に行かれたのか、そのことをお願いしたいと思います。

それと、今の移動販売、通告外とおっしゃいましたが、私は通告の中にちゃんと龍門の活性化ということの中で、文言に入っておりますよ。正直言うて、一般質問する事前の打合せとか、そういうのは一切、逆に関係ないと思いますけど、通告の文言の中に龍門地域の活性化という文言が入っていれば、それに対して執行部は答える必要が絶対ありますよ。

とにかく移動販売のことについて、審議会の中で本当に唐突に報告がありました。私はこれまで、移動販売の一般質問については何度もやっております。特に龍門地域はサニーという民間のスーパーがやっておりましたので、それが撤退したおかげで、地元の方が困っていると。3か月ぐらい期間がありました、撤退した後。だからこそ必要性を感じて、地元の方々が私のほうにも要望されて、結果的に第三セクターのほうにお願いして、運用していただくようになりました。

私としても、現場は何回もついて回って状況を確認した上で、必要性を十分再認識しております。このようなある面では紙一枚で、これ物産館のほうで配っている紙ですけど、この紙一枚でいきなり運行終了についてという、こういうチラシを回して、利用者の方が理解できるわけじゃないじゃないですか。

今回の報告だって、本来であれば事前に所管の経済建設常任委員会とか、そういうところにちゃんと確認をして、ある面では、その地域の区長さん方にも意見を聞いた上で、終了の決定をする。そして、その終了するのであれば、これは第三セクターの終了ですけど、ほかの社会福祉協議会とか、民間とか、いろんな方々に協議をしていただいて、継続することを考えた上で報告ですよ、本来であれば。

本当に買い物難民、ある面では免許証の返納もどんどん推進されて、そして、それを理解して、免許証を返納した方々なんかは龍門地域もたくさんいらっしゃいます。この移動販売は菊池市全域のことですよ。旭志もあります。泗水もあります。七城もあります。そして菊池、それぞれの地域に物すごく関係があることなんですよ。そういうのをいきなり唐突に報告で、私は絶対に成り立たないと思います。何のための議会ですか。私は、だから、通告外だから答えないとおっしゃいますけど、ほかの議員のときには答えているじゃないですか。ちゃんと私の文言の中には入っていますよ。龍門地域の活性化ということの中で聞けることじゃないですか。

そして、これまでもずっと龍門地域のこの移動販売については、拡充も含めてずっとやっていたから、これずっと関連性があるんですよ。そして、龍門地域は間違いなく利益は出ています、間違いなく。部長の答弁では売上げは倍増したという報告もちゃんと聞いております。今、答える分だけでも答えてくださいよ。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいま移動販売についてのご質問がありましたけども、本件は打合せにおきましても、また、通告におきましても、菊池市交流促進センター龍龍館の状況についてということで伺っております。すり合わせの上におきまして、質問の要旨としては、龍龍館テナント事業者への対応と龍門地域の活性化についてということでありまして、龍龍館を通じてどのように龍門地域を活性化していくのかという文脈においての通告であったと私どもは理解しておりますので、ご質問の移動販売についてのご質問というのは通告外というふうに思います。

通告外につきましては、これ議会の申合せにより、答弁は差し控えるということでありまして、ご理解をいただきたいと。（発言する者あり）すみません、ちょっと今まだ答弁中でございます。ということでありまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。（発言する者あり）

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 とにかく通告外、結局、この当初、私たちがもう詳しく文言を入れて、龍門地域の活性化に関連じゃないですか。この文言の中に、龍門地域の活性化の中に、基本的に龍門の部分が移動販売もあるからこそ、関連して質問していいのが当たり前だと思いますよ。こういうのをやっぱり通告外だからという答弁は成り立たないと思います。

もう時間がありませんので、次に行きますけど、市長、ゴールデンウイーク、龍龍館へ見に行かれたか、その確認をお願いします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 今回のゴールデンウイークに龍龍館に行ったかどうか、ちょっと私は記憶にございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 当初、株式会社MOFFがテナントしたときにも、行った行かないでいろいろ問題がありました。今回はゴールデンウイークには全然見に行っていないということで理解をしておきたいと思います。

それでは次に、菊池市公共施設等総合管理計画の市民の説明の状況についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和2年7月21日、議会月例会において、施設マネジメント課より資料が示され、私はそのときに、特に各支館の地域移管等について、執行部に対して市民への対応について指摘をさせていただきました。その後も一般質問等で具体的に廃止になっている重味グラウンド、地域移管の計画の迫間支館について指摘、要望しておりますが、市の答弁では、「現状の個別施設計画は、施設本来の用途を基準に、将来の方向性を示したものであり、このため個別施設計画では、避難所などの別用途としての利用している公共施設の個別施設計画を推進する場合は、庁内関係各課、また、関係機関と連携を図りながら、利用者などの意向を踏まえ、丁寧な説明を行いながら合意形成を図っていきたい」と答えておられます。

私としては、当初、公共施設等総合計画を作成する時点で、用途について十分調査した上で計画を示すべきであったと思います。重味グラウンドについては、区長会の説明会に私も参加させていただきましたが、スポーツ施設としての廃止であっ

でも、市民の命を守るドクターヘリのヘリポートとしての重要性、それとイベント等の駐車場としての活用の問題が指摘されました。区長会としても、各課の担当による説明を求める意見が多数出され、改めて説明会を開催するように求められました。

現在はコロナ禍で、区長会等の説明会も開催できていない状況だと思われませんが、各施設についての各課の点検を踏まえた市民への説明の状況をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、今の木下議員のご質問にお答えします。

まず、迫間支館についてご説明申し上げます。

迫間支館につきましては、令和4年の第1回定例会における木下議員からの一般質問に対する答弁でもお答えしておりますとおり、公民館支館に関する説明の経緯としましては、令和2年7月の「菊池市公共施設等総合管理計画」の公表を受けまして、同年9月に開催しました支館連絡協議会理事会において、支館長や地区長を対象に、本市の公共施設等総合管理計画策定までの経緯と、併せて個別施設計画においては、公民館支館の方針は「地域移管」である旨を説明しております。

令和3年10月には、各地区長にも同席いただいて、支館連絡協議会理事会を開催し、改めて一連の経緯並びに個別施設計画の内容についてご説明しております。

各支館の実情に沿って、個別に合意形成に向けた手続を進める必要があることから、支館の存する地域ごとに区長説明会を開催することのご承認を得たところでございます。

本来なら、令和3年度内に区長説明会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大が起き、現在開催ができておりませんでした。

このような一連の経緯を踏まえまして、本年5月下旬に支館連絡協議会理事会を開催し、対象行政区区長説明会の開催について、改めて承認を得ましたので、今後、準備を進め、説明会を開催したいと考えております。

次に、重味グラウンドにつきましてですが、令和3年10月、重味地区区長会において社会体育施設としての利用がない旨を説明しております。

併せて、市役所庁舎内において重味グラウンドを用途廃止にした場合、他の部署での利用希望があるかどうかの協議を行っております。

該当地区の区長より再度、区長会での説明を依頼されておりますが、現在のコロナ感染拡大の状況により開催できておりません。

感染状況が落ち着き次第開催したいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 今現在では、まだ区長会等の協議が進んでいないようでございます。いずれにしましても、結局、その地域、地域によって、その支館の利用頻度とか全部が違うんですね。とにかく迫間支館の場合は、基本的には避難所にもなっている。それとその地域のいろんな集会とかそういうのは、ある程度の大きなところでないと集会等もできません。それに代わる龍門支館なんかは、その横に元龍門小学校跡地がありますから、避難所にもなるでしょうし、集会もできます。だけど、その地域にそういうところがないところは、基本的に支館を利用せざるを得ないんですね。だから、そういうのも踏まえて、地域、地域、それぞれにやっぱり優先順位も全部変わってくるわけですよ。

それと、私たちの中山間地は、それぞれの地域、もう高齢者が多くて、区費の値上げも実態的にはできないような状況ですよ。地域移管となりますと、その地域の方々が、結局、費用負担をして管理をしていくというふうになると思います。そういうことが現実的にできるかどうかですね。

だから、基本的には、もう今、災害がいつ起こるか分かりません。そういう状況の中で、避難所がなくなるとか、ある面では、国道沿いのドクターヘリの発着場である重味のグラウンドが廃止になって、もう使えなくなると。これは市民の命に関わることなんですよ。だからもっと、言っちゃいかんけど、いろんなことの無駄な財源の使い道がたくさんされていますけど、優先順位に変えれば、避難所とかそういう命に関わるような施設の廃止をやっぱりやることには、私はもう地域の代表として絶対反対でございます。もうこれはある面では見直しを考えて、やっぱりやっつけていかなければいけないと思いますけれども、このことについては、ちょっと市長のお考えもお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、木下議員の質問にお答えいたします。

令和4年3月定例会でも申し上げておりますけれども、現在、私どもの考えの基礎になっております個別施設計画というものは、一定の考え方、基準の下で、一つのたたき台として策定しております。いわば行政の視点で策定したものであります。

今後、これをベースにしまして、利用者の方々などとの意見を重ねる際には、現時点だけではなくて、次世代への負担ということも重要な視点の一つとして考えて、バランスを取った検討をしていくことは非常に大切だというふうに考えております。

これからの個別の説明では、きちんとした手順を踏んで、利用者の皆様の事情も酌み取りながら、また、将来負担等も念頭に置いて、コスト面も含めて、丁寧な説明を行いながら、合意形成を図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 市長はたたき台とおっしゃいますけど、ある面では、たたき台が独り歩きしていくんですよ。地元住民の方は、もう結局、そういう形になるんじゃないかと。ありきみたいな形で理解をされてしまうところがありますので、やはり慎重にやっていただかなければいけないと思います。

先ほどの龍門地域の移動販売についても、やはり市長は施政方針の中で、「三つのつ、つどう、つなげる、つづける」とおっしゃっていますけど、先ほどの移動販売によってコミュニティとかそういうことが成り立つと。集えなくなってしまいました。それと、そういう移動販売を続けることもできない。それと、こういう迫間支館の運営についても、地域の核である、そういう避難所も設置できなくなってしまいうような状況で、続かないですよ。ですから、しっかりとこれは地元の要望を聞いて、やっぱり苦しい中山間地でございますので、そこのところはしっかりと理解して、今後、市民の声をしっかりと聞いていただきたいと思います。

議会も、このことについては、移動販売なんかは、それぞれの議員、それぞれの地域でいろんな意見が出てくると思いますよ。それをいきなり審議会で受け入れて、はい、分かりましたという形には私はならないと思います。そのことはしっかりと議会としても取り組んでいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前11時05分

開議 午前11時10分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 それでは次に、九州産廃菊池事業所廃止後の地元水迫地区への環境整備基金を活用した対応についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまで確認を含め、何度も質問、要望をいたしました。九州産廃菊池事業所の廃止については、令和元年8月7日に突然議会説明で、平成

31年2月に熊本県への通報を受けて、九州産廃株式会社を調査したところ、廃棄物を違法に処理したとの報告がありました。平成30年度で約12億600万円の補償金の支払いが全て完了した直後に、九州産廃は県、市、地元に対して違法行為を行っていたことになり、これまで長年にわたり、水迫地区の住民に対して九州産廃への反対運動も含め、多大な迷惑をかけてきた焼却施設がやっと完全に廃止となり、喜んでいた矢先に大変な裏切り行為であります。

菊池事業所廃止後は、最終処分場に伴う浸出水処理など、安定化に向けた維持管理業務が行われていくと思われま。また、残存廃棄物の処理については、令和4年3月31日までに終了する予定でしたが、状況をお示しいただきたいと思いま。

今回は、これまで環境整備基金については、確認も含め何度も質問、要望を続けておいまが、これまで長い間、産廃問題、風評被害等に苦しんでこられた水迫地区の方々に対して、環境整備基金の運用も含め、活性化策を考えていかなければなりません。現在の基金の状況と対応について、お示しをいただきたいと思いま。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 改めまして、おはようございま。ただいまの木下議員のご質問にお答えいたしま。

環境整備基金の積立残高につきましては、令和4年3月31日現在で1億1,971万4,952円となっております。

また、水迫地区全体の総意としてご要望があれば、基金の積立状況を考慮しながら、環境整備基金条例に基づいた活用を行ってまいりたいと思っております。

なお、令和4年3月31日現在の残存廃棄物の状況ということですが、こちらについては、処分のほうは終わっております。

以上、お答えいたしま。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 今、環境整備基金の残高は約1億1,900万円ほどあるということございま。基本的に、ほかの自治体からの一般廃棄物の搬入によって、協力金という形の中で取り込んでまいっておる部分も入っているわけございま。

平成28年4月の地震のときに、その後、その協力金はその前からほかの多いときは22自治体ぐらいからずっと入っておりましたが、地震当時は菊池市のほうはちょっと遠慮されて、何で遠慮されたのか分かりませんが、その協力金を頂かないようにされておりましたので、私はそのときには、6月の議会は一般質問をしない



で、地域住民の地震対応にするということで、一般質問はありませんでしたので、議会の審議会、月例会等で、とにかく私どももこれだけの被害があったんだから、きちんとその分に協力金については頂かなければいけないということを申し上げて、最終的には10月の28日に環境省のほうに申入れをして、それから、4月、11月から基本的にはもらえる、1トン当たり1,000円ですけど、それまでの協力金というのは基本的に2年目に持ってくる時は1トン当たり2,000円になっている部分があったんですけど、今回、環境省のほうからご理解をいただいて、搬入できるようになったのは1トン当たり1,000円でございます。それからずっと入ってきた分についても101億円をずっと超えている分ぐらい入ってきたわけですね。

ちょっと再確認をしたいんですが、結局、11月から入るようになりました。その後の金額は幾らなのか。それと、本来であれば、地震発生のおきから、その期間、すぐ動いておれば、ちゃんと環境省のほうから理解を得て、ちゃんと入っていた金額、ある面では取れる分だった分については幾らあったのか、教えていただきたいと思えます。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

平成28年の11月以降に入ってまいりました災害廃棄物に関する協力金の額としましては、全部で1億1,704万8,000円となっております。ただ、10月まで、もし協力金を頂いていたとしたら幾らになったかというのは、申し訳ございません。資料を持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思えます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 11月からもらえるようになった金額が約1億1,700万円ぐらいあったと。地震発生からすぐきちんと手続をしておれば、もらえた金額というのは、私もこれまで一般質問を何遍もやっておりますので、議会の方々も確認は取れていると思うんですが、約6,000万円です。確認をするべきだと思って、改めてお聞きしたんですけど、約6,000万円がその期間、もらえなかった分でございます。

何で私がこのことを申し上げるかということ、やはり今現在、約1億1,900万円、地域の環境整備基金として残っております。これまで本当に長い期間、地元水

迫の方々はこれに振り回されていらっしやったんですね。だから、そういうことも含めて、やはり当然その地域の方々に対して、何らかのやっぱり補償なり、補助をしてあげたいというのが、私も平成9年から議員をやっておりますので、共に反対活動をやってきた人間としては、もうほかの基金を、市道整備とか、そういうのにも使っていただきました。やはりちょっとした市道整備でも何千万円がかかりますから、1億1,900万円あっても、もうすぐそういうふうに整備に使えば、極端に言えば、なくなってしまうんですよね、すぐ。ですから、今回、改めて地域の方々に要望をきちんと出していただくように私もお願いをしております。そのことにも基づいて、先ほど部長も答弁で答えていただきましたので、やはりちゃんと区長会として、それぞれの地域の要望が出たら、きちんとした対応をしていただきたい。そういう思いで申し上げているわけでございます。そのことについては、部長、改めてそのお答えをいただけますか。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 改めて、こちらのほうの対応につきましてですけども、水迫地区の全体のそういうご要望があれば、基金の積立状況を考慮しながら、基金条例に基づいた活用を行ってまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

ちゃんと協力金については、九州産廃の周辺地域の活性化という形で、ちゃんと使途目的がついておりますので、それに基づいて要望の対応をしていただきたいと思います。

最後に、市長のほうから、何度も市長のほうも、そういう要望については対応するとおっしゃっておりますが、改めて答弁をいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 水迫地区の基金に対する考え方ということでございますが、その前に、先ほど、一時期、災害廃棄物搬入に伴う協力金を徴収しなかったということでご意見いただきましたが、もうこれは何度もこの議会でご説明させていただきましたとおり、熊本地震という、もう想定外の未曾有の大災害が発生したわけでありまして、今思い出しましても、益城町、西原村、そのほか、この近隣の市町村が大変大きな難儀をなさったときであります。そこからどんどん災害廃棄物が出てきて、

それを片づけないことには先に進めない。しかも大混乱の状態にあるということで、私どもの地区のこの産廃の持っているところを使わせてくれということで、まあいわば、緊急事態でありましたので、そのような措置を取らせていただいたわけであります。そのことをいま一度、皆様にご記憶を思い起こしていただきたいというふうに思います。

それで、ご質問の件でございますけれども、先ほど来、市民環境部長が答弁しているとおりでございます。基金に関しましては、いろいろな考え方があると思いますので、水迫地区全体の総意としてご要望があれば、基金の積立状況を考慮しながら、環境整備基金条例に基づいた活用を行ってまいりたいというふうに考えています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

ここに環境保全協力金に伴う取組状況という形の中で資料がございますけれども、今、市長のほうはそのように申されましたけれども、菊池市議会から市執行部へ国の補助制度について要望ありと、そういう文言が残っております。菊池市議会といっても、私が言った意見だと思います。そのことは理解をしていただきたいと思います。

それでは次に、国道387号沿いの追尾型太陽光発電施設についての陳情採択後の状況についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、当初、市の環境基本条例があるにもかかわらず、関係住民等に説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで地元説明会が何度も開催されましたが、地域住民の不安の解消に至っていない状況であります。

今回も引き続き、令和2年第4回定例会で迫間地区における太陽光発電施設についての陳情が全会一致で採択されていることを踏まえ、執行部としても重く受け止めて対応しておられると思いますが、これまでの地元説明会での地域住民からの要望、確認等について、その後の状況を詳しくお答えいただきたいと思います。

また、2月22日に豊間地区の太陽光パネルが1基倒壊し、テレビ等で大きく報道されましたので、皆様もご存じだと思いますが、地元の住民の方々からも安心して暮らせないとの声が届いております。市としても、市民の命を守る観点からも、原因究明も含め対応されていると思いますが、業者の報告等についてもお示しをいただきたいと思います。

また、4月21日に行われた地域住民と福祉厚生常任委員会との意見交換会の状

況と、その後の対応についてもお示しをいただきたいと思ひます。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

本年3月の第1回定例会以降の対応状況についてご説明いたします。

まず、4月21日に、関係地域住民の皆様及び当時の市議会福祉厚生常任委員会所属委員の方の間による意見交換会が開催されております。

市におきましては、当時の委員長からの要請に基づきまして意見交換会に同席し、委員長から住民の皆様への説明に関する補足説明を行っております。

その後、5月2日に、意見交換会において住民の皆様から委員会所属委員に対して出されました解決、整理すべき意見等を要望書としてまとめられ、市へ提出されました。

市としましては、要望事項に基づきまして、関係機関等との連絡調整を図りながら対応させていただいている状況でございます。

また、6月2日に、関係地域住民の皆様及び開発事業者間における雨水排水対策に関する現地説明会が実施され、同月15日にも両者間での継続協議が行われているところでございます。

次に、豊間地区の太陽光パネルの倒壊や柵塀等の現状についてですが、豊間地区及び発電事業者間につきましては、環境の保全に関する協定が締結されております。

市は同協定の立会人となっておりまして、市から発電事業者に対しまして、太陽光パネルの倒壊原因及び今後の対応スケジュール等に関する情報提供を依頼しております。

なお、6月22日に、発電事業者からは市に対しまして、倒壊原因は不明であるとの回答がっております。

また、事業敷地への柵塀の設置につきましては、現在、施工中であるとの回答がありまして、市におきまして、適宜、現地を確認している状況でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

私も4月21日の福祉厚生常任委員会と地元住民との意見交換会には同席しておりましたが、ある面では、本当に市民の方が怒り心頭でございました。先ほど申し上げたように、豊間地区が1基倒壊したとき、パネルが1基倒壊した後、ある面じゃ、委員会として所管事務で調査、継続審議という形の中でも十分見に行けるのに、

なかなか見に行ってもらえなかったということに対する市民の不満というのが物すごくありまして、ちょっとその開会のときも紛糾するような状況でございまして、最終的にはもう委員会としても、皆さんの前で謝罪されたというような状況もございました。

私は、もうとにかく、その委員の中にも十分理解をして、やはりちゃんと現地を見て、地域の意見も聞きながら、やっぱり全会一致で採択した要望でございまして、その取組についてはやらなければいけないというふうな方もいらっしゃいましたが、なかなか全体としては、正式な委員会として、意見交換会も現地調査もできておりませんでした。

今回、改めて先ほど報告があったように、要望について出ておりますが、基本的には、同志議員じゃないですけど、委員会としては出てないわけですね。ですから、どういうふうな形で執行部が取り組むかは分かりませんが、いずれにしても、地域住民の方々には、その要望に対しての回答をしていっていただきたいと思います。

今後は、新しい福祉厚生常任委員会が引き続き継続して審査、また調査等をしていただくようになるとと思いますが、しっかりと議会としても取り組んでいかなければいけないと思っております。

それと、その意見交換会の中でも、やっぱり国の柵堀とか、そういうのを法律的なものがたくさんございます。その対応に対して、なかなか執行部のほうから経産省とか、環境省とか、いろんなどころのほうにも連絡が不徹底とか、その情報が入らないということのご指摘もございました。

先般、地元の地域の方々と、この一般質問をする事前の打合せも兼ねて話し合いをして、先ほど申された排水の問題なんかの打合せもしましたけれども、もうこの太陽光の問題については、国のほうもやっぱりいろんなことを考えていらっしゃいます。新聞の記事を見ますと、もう「使用済みの太陽光パネルリサイクル義務化検討、環境省」とか、まず、それとか、「再生エネ管理 4省で検討会」、それと近々では、「太陽光発電の事故対策強化」ということで、6月16日の熊日新聞に載ってございましたけど、そういう形で、どんどんどんどん日々、国のほうも動きがあります。ですから、やはり追尾型については、こういう今日も台風が、今のところ、あまり風も強くありませんけど、やっぱり非常に不安なことが引き続き日本の気象状況の中では続いてくると思いますので、そのところはやっぱり市のほうとしても、地域住民の命を守る対応という形を一番に考えてやっていただきたいと思います。

市長のほうから、その取組の状況、また、今後の対応についてもお話をいただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、太陽光問題に対する私の考え、対応を述べよということ  
でございます。

これまで何度もお伝えしているところではございますけども、これまでの協議等  
を通じまして、地域住民の皆様が本件に関して大変大きな不安感を抱えていらっし  
やるということは私も感じてきているところでございます。

市としましても、地域住民の皆様からのご意見等を基にした市議会福祉厚生常任  
委員会の所属委員からの要望事項に関しまして、関係機関等との連絡調整を図りな  
がら対応しているところでございます。

環境基本条例に基づき、関係地域住民の皆様と開発事業者双方における協議につ  
きまして、市が仲介役となりまして、粘り強く市としてなし得る最大限の努力を行  
ってきているところでございます。

事態の解決に向けまして、双方における協議が整いますように、今後も引き続き  
全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

しっかりお願いしておきます。

これで一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これです、木下雄二議員の質問を終わります。

以上で一般質問は終わります。

ここで、都合により、副議長と交代します。

(議長は自席へ)

(副議長は議長席へ)

---

○

## 日程第2 議長の常任委員会委員辞退の件

○平直樹 副議長 それでは、日程第2、議長の常任委員会委員辞退の件を議題とい  
たします。

議長から、地方自治法の趣旨に伴い、常任委員会委員を辞退したいとの申出があ  
りました。本件は、申出のとおり事態を許可することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○平直樹 副議長 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞退を許  
可することに決定いたしました。

ここで議長と交代いたします。

(議長は議長席へ)

(副議長は自席へ)

○水上隆光 議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、7月15日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午前11時37分

第 7 号

7 月 1 5 日



# 令和4年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第7号

令和4年7月15日（金曜日）午前10時開議

第1 各常任委員会報告・質疑・討論・採決

第2 意見書案第1号 適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書

上程・説明・質疑・討論・採決

議員提出議案第3号 菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



### 本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員会報告・質疑・討論・採決

日程第2 意見書案第1号 適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第3 議員提出議案第3号 菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



### 出席議員（20名）

1番	本	藤	潔
2番	安	武	睦夫
3番	稲	継	智康
4番	古	田	浩敏
5番	島		春代
6番	大	山	宝治
7番	田	中	教之
8番	福	島	英徳

9番	緒方哲郎
10番	後藤英夫
11番	平直樹
12番	東奈津子
13番	水上隆光
14番	猿渡美智子
15番	荒木崇之
16番	工藤圭一郎
17番	二ノ文伸元
18番	泉田栄一朗
19番	木下雄二
20番	山瀬義也

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	江頭実
副市長	芳野勇一郎
政策企画部長	後藤啓太郎
総務部長	上田敏雄
市民環境部長	三池克徳
健康福祉部長	本田和佳子
経済部長	清水登
建設部長	山田哲二
七城支所長	久川知己
旭志支所長	竹村秀一
泗水支所長	安武邦男
財政課長	稲葉一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田智浩
市長公室長	中川敬三
教育長	音光寺以章
教育部長	村田義喜
農業委員会事務局長	吉田武

水道局長  
監査委員事務局長

宇野木 洋 一  
高 木 智 生



事務局職員出席者

事務局 長  
議会課長補佐  
議 会 係  
議 会 係

前 川 幸 輝  
笹 本 聖 一  
吉 岡 結加里  
志 水 利 貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。  
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、村田教育部長から発言の申出がっておりますので、発言を許します。

村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、おはようございます。7月5日の二ノ文伸元議員の一般質問の中で、危害予告メールに対する見守り等に要した人員はというご質問がございました。そのことについてお答えいたします。

5月30日から6月3日までと6月7日の6日間で、教育委員会、学校より見守りを依頼した方が、区長さんをはじめ、民生・児童委員さん、学校運営協議会委員さんで約514名、自発的な見守りとして、菊池市消防団旭志方面隊が243名、総計で757名の方にご協力をいただきました。そのほか、菊池警察署、菊池市職員の皆様にもご協力をいただきました。

ご協力をいただきました全ての皆様に、心より感謝を申し上げます。

以上、報告させていただきます。

○

日程第1 各常任委員長報告（報告書は、巻末 ～ 頁参照）・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 日程第1、去る6月29日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第39号から議案第47号まで、議案第56号及び議案第57号、並びに請願第1号及び陳情第1号の13案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 総務文教常任委員長 改めまして、おはようございます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案3件、陳情1件の4案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第39号及び議案第40号については、関連がありますので一括して審査しました。執行部より、議案第39号は、教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第16条の規定により、教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、菊池市児童生徒性暴力等対策連絡協議会を設置するため、条例制定を行うものである。合わせて議案第40号は、本協議会の設置に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、これは具体的に案件が挙がったときに設置されるのか。それとも、啓発を含めてこういうことが起こらないように対策を行うためのものなのかとの質疑に対し、執行部より、必要に応じて緊急的に開くこともあるが、定期的に年2回程度は会議を開き情報共有を図りたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、被害に遭った児童生徒への聞き取りが行われると思うが、児童生徒にとっては被害に遭ったことも苦痛であるが、複数の人に何回も同じことを話さないといけないというのが苦痛になると思う。委員にはカウンセラーなどの専門的な人も入っているが、調査方法や調査項目については、国からの指針等が統一されているのかとの質疑に対し、執行部より、まだ具体的には示されていないが、大変デリケートな案件なので、調査について細心の注意を払って進めていくために、今後はマニュアルが必要と考えているとの答弁がありました。

また、委員から、予防や早期発見、保護、支援の前提としては、何が性暴力なのかという正しい理解のために、包括的な性教育が必要だと思うがどうかと質疑に対し、執行部より、会議で協議していく中で進めていきたいとの答弁がありました。

委員から、性暴力等の事例があったときに、協議会は告発できるのかとの質疑に対し、執行部より、協議会で事実確認を取りながら、委員には警察も入っており、刑事罰の対象になるのであれば告発の対象になるとの答弁がありました。

次に、議案第41号については、執行部より、本案は、本市の使用料を適正に運用するのに当たり、総務部・教育部関係条例の一部改正を行うものである。改正に至った経緯としては、七城グラウンドのテニスコート横の救護室にあるコインタイマー式エアコンの現金収納箱に現金が入ったままとなっていたため、市の収入として取り扱う際、収納金の取扱いについて疑念が生じたため、条例を確認したところ、条例に規定されていないことが判明した。そのため、他の施設でも同様な事例がないか確認したところ、泗水グラウンドの管理棟のコインタイマー式エアコンが同じ

ような状況にあること、また、河原小学校グラウンドの照明使用料については、条例に規定がないまま徴収し、市の収入金としていたことが判明した。そのため、これまで徴収していた金額については、可能な限り返還する必要があるため、遅延損害金と併せて返還することとし、既にその手続を進めているとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、社会体育課所管の施設の返還の公告をしてあるが、他の施設の返還はないのかとの質疑に対し、執行部より、他の施設については、調査段階では返還はないと確認しているが、改めて精査したいとの答弁がありました。

次に、陳情第1号については、陳情の趣旨として、幼稚園の移転改築に伴い、敷地内に埋蔵文化財が確認され、市と埋蔵文化財発掘調査委託契約書に基づき発掘を終了したが、さらに整理作業、報告書作成の依頼があり、発掘からその後の整理作業についても行政からの補助制度は一切なく苦慮しているため、事後の作業の縮小を願うものであります。

まず、執行部より、開発事業における埋蔵文化財の取扱いと市と事業者の協議状況について説明を受けました。

執行部より、平成10年に文化庁から出された通知によると、埋蔵文化財は我が国の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な国民共有の財産であり、可能な限り現状で保存することが望ましいものであるが、開発事業等が計画されたことにより、これを現状のまま保存することができなくなった場合、少なくとも発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存することとし、開発事業等の事業者に対し、その経費負担による記録保存のための調査の実施を求めることとされている。今回の陳情にある事後の作業については、別途、市と事業者の間で令和4年度以降の作業として、覚書を締結しており、これらの費用も、事業者が負担すると明記されているとの説明を受け、審査を行いました。

委員から、事業者は先が見えないから言われているのではないかと思う。調査のフロー図を作って示すべきではないかとの質疑に対し、執行部より、発掘調査、整理作業、報告書作成の手順については、スケジュールを契約書に添付しており、フロー的には報告書作成により終了するというご理解はいただいているとの答弁がありました。

また、委員から、文化庁の通知によると、発掘調査が必要となった場合は、その範囲、調査期間、経費等を提示し、十分に説明し理解を得ることとされており、今回、発掘、整理作業、報告書作成という事業展開があるが、その費用についてはどのように説明されたのかとの質疑に対し、執行部より、令和3年度については、事前に契約を結びながら期間を定めて費用も提示し説明している。令和4年度以降の

整理作業、報告書作成については、発掘する前ということもあり、どれだけ出土物が出るか分からないため、概略の説明にとどめているとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第39号から議案第41号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました陳情第1号については、委員から、事業者のほうから、埋蔵文化財についての費用負担が大きいということで縮小をお願いしたいという内容だが、執行部からの説明によると、文化庁からの通知等を踏まえて、適正な執行が行われているということであり、これに基づいて事業者が負担すべき費用である。ただ、縮小できるようなところについては、縮小という執行部からの答弁もあり、この陳情については反対の立場であるといった反対討論がありました。

採決の結果、陳情第1号については、賛成少数により不採択とすべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、総務文教常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、福祉厚生常任委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 福祉厚生常任委員長 おはようございます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案1件、請願1件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第43号については、執行部より、本案は、介護保険料の延滞金減免に関する規定を追加することに伴い、条例の一部を改正するものである。現行の菊池市介護保険条例においては、介護保険料の滞納による延滞金加算に関する条文はあるものの、延滞金の全部または一部を減免する条文の記載がないため、延滞金の減免を行うことができない。そのため、市長が特別の理由があると認める場合に、延滞金の全部または一部を減免できるようにするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、特別な理由があると認めるときとはどのようなときかの質疑に対し、執行部より、被保険者または世帯主が震災風水害などの災害によって著しく損害を受けたとき、長期入院や死亡により収入が減少したときなどを特別な理由と考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、これまではそういったときに減免できていなかったのかとの質疑に対し、執行部より、これまでは条例がなかったので、滞納金に対する延滞金

の減免はしていなかったとの答弁がありました。

また、委員から、条例改正に至るに当たり、何かきっかけがあったのかとの質疑に対し、執行部より、債権管理課で債権管理事務を行うようになった。後期高齢者医療保険料や国民健康保険税については、滞納分の延滞金の減免に関する条例はあったが、介護保険料にはなかったので、今回改正するものであるとの答弁がありました。

次に、請願第1号については、適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書の提出に関する請願であり、請願者の説明を求め、質疑を行いました。

委員から、シルバー人材センターの会員の方々の収入を減らさずに、シルバー人材センターを運営していくには必要なことだと理解している。発注者からの利用料は上げずに、会員への支払いをするために、特例を認めてほしいということだが、今後これを認めた後に、利用料の値上げは考えていないのかとの質疑に対し、請願者より、発注者からの利用料の値上げについて、資材の高騰であるとか、いろんな要因でこれまでも値上げをした経緯はある。今回の消費税の導入だけで発注者からの利用料を値上げすることではない。可能性として今後影響が出てくるのではないかと危惧しているとの説明がありました。

さらに、委員から、インボイス制度が導入されると、その制度に皆さんが当てはまってくる。シルバー人材センターが特別扱いにならないのかとの質疑に対し、請願者より、なぜ今回シルバー人材センターに特例的な措置を求めているかということ、シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定に関する法律に基づく団体で、公益社団法人である。シルバー人材センターの設置目的からしても、地域に公益性をもたらすような団体だと理解している。また、シルバー人材センターが普通の事業者であれば、インボイスを交付できる課税事業者の仕事に発注し、インボイスをもらえば仕入税額控除できるので、消費税を納付しなくてもよい。ただ、そもそもシルバー人材センターは、その設置目的からして、免税事業者である地域の高齢者の方々とは取引できない団体である。ほかの事業者に仕事をお願いすることはできず、会員登録した地域の高齢者の方々に仕事をしていただく団体であるので、ほぼ全員免税事業者になられ、インボイスの交付ができないということから、仕入税額控除ができないということになってしまうとの説明がありました。

また、委員から、他の自治体も同じように請願が出ているか、近隣の状況はどうかとの質疑に対し、請願者からは、熊本県内では現時点までに熊本県議会のほか、近隣の合志市、菊陽町、大津町などの各市町合計18の議会で意見書が可決されているとの説明がありました。



また、委員から、経過措置というのは、インボイス制度の導入は令和5年10月1日からだが、期間が延びるということかとの質疑に対し、請願者より、制度導入後3年間は8割、その後の3年間は5割の仕入税額控除が可能とされており、導入後7年以降は仕入税額控除ができなくなるとの説明がありました。

議員間討議では、請願第1号について、説明を聞いた中で、シルバー人材センターはインボイス制度になじまない運営をされていると思った。例えば仕事を発注するとき、シルバー人材センターがほかの業者を選べるということであれば、インボイス制度にのっとして運営をすることが可能だと思うが、そうではなく、会員へ発注しなければならないので、消費税相当額を負担するための財源がないという説明に納得した。意見書を出すことについても法的な問題はないと感じたとの意見がありました。

また、高齢化社会の中で生きがいとやりがいを保つために、福祉的な要素でシルバー人材センターがあり、その中での運営で請願として出される部分は分かるが、シルバー人材センターがいま一度岐路に立っているのではないかと思う。地域で道路の草刈りもできなくなっている中で、シルバー人材センターに対する社会のニーズは着実に上がっている中で、それに応えながら会員を増やし、定年後のやりがいを考えたときに、もっと転換していくやり方があるのではないかと思うとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第43号及び請願第1号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、経済建設常任委員長、田中教之議員。

[登壇]

○田中教之 経済建設常任委員長 本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案1件、議決案2件の3案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第42号については、執行部より、本案は、本市の使用料を適正に運用するに当たり、条例を制定する必要があるため、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、迫龍ふれあいセンターの調理実習室使用料の場合、ガスだけなのか、冷暖房を含むのかとの質疑に対し、執行部からは、調理実習室に冷暖房がないため、ガス使用料だけになるとの答弁がありました。

次に、議案第56号については、執行部より、本案は、新たな市道路線を認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、市道路線の認定を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、住宅団地等の開発について、市道認定された理由はとの質疑に対し、執行部からは、新しく開発される場所は、開発業者から事前打合せがあり開発されているので、要件がそろっていれば認定を行っているとの答弁がありました。

次に、議案第57号については、特に質疑はありませんでした。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第42号、議案第56号及び議案第57号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、予算決算常任委員長、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○二ノ文伸元 予算決算常任委員長 おはようございます。

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第44号から議案第47号の4議案です。

6月29日、7月12日に予算決算常任委員会を、7月6日、7日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第44号中、その主なものを申し上げます。

まず、デジタル化推進事業3,510万6,000円の増額については、執行部より、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、自治体行政手続のオンライン化の取組として、市民課窓口における転入・転出等の申請事務をデジタル技術の活用により、申請書作成の時間短縮や同時に必要となる他申請書への情報共有を図るなど、書かなくて済む窓口を目指し、併せて事務効率化を図るものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、国の進めるデジタル化によって、システムを統一化して特定の企業がその情報にアクセスすることができるようになるが、個人情報保護条例の改正は行うのかとの質疑に対し、執行部より、住民の個人情報を守る上でも改正の必要が出てきた場合には、改正を考えていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、便利になるのと同時にデジタル田園構想は情報漏えいの危険性を含んでいる。地方自治体が個人情報を守るという役割をしっかりと果たしてほしいとの意見がありました。

また、委員から、窓口で書かないでいいということだが、その際はマイナンバーカードが必要になるのかとの質疑に対し、執行部より、市民が申請時に手続が楽になるものについては、マイナンバーカードを利用する計画であるとの答弁がありました。

次に、体育施設費の新型コロナウイルス感染症対策事業について、執行部より、修繕料642万9,000円の増額は、総合体育館の会議室、トレーニングルーム及び事務室で使用している空調機について、交付金を活用し、新たに空調機器を設置し、これまでより換気及び冷却機能の向上を図るため改良修繕し、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を取るものである。以前から現在設置しているエアコン室外機や操作機器等に不具合があっていたが、6月下旬に室外機の不具合現象が進み、トレーニングルームは7月1日から閉館、また会議室などもエアコンが効かず、稼働を停止している状況であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、エアコンが壊れて暑くてしょうがないと市民から聞いていた。総合体育館はいろんな方が利用する施設であり、緊急性が高いものについては事前にできなかったのかとの質疑に対し、執行部より、故障の原因等を調べる期間もあって今の時期になっている。今後は早めに対応していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、専決ですることではできなかったのかとの質疑に対し、執行部より、専決も検討したが、機材がすぐに入らないということでこのような形となったとの答弁がありました。

また、委員から、即、市民サービスにつながる場所は、専決や予備費でなるべく早く対応してほしいとの意見に対し、執行部より、予備費の使い方については、緊急性、必要性を勘案して必要であれば対応していきたい。当然、説明責任もあるのでしっかり対応していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、総合体育館のエアコン修繕工事について現地調査を行ったが、現地での説明では修繕というより改良工事のような説明であった。議会として、款、項が議決科目であり、事業予算の観点からは問題ないが、節、需用費の修繕料としての確認ができていないので説明を求めるとの質疑に対し、執行部より、今回は操作基盤と室外機の部分の修繕も併せて実施するもので、機能強化のため合わせて計上しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、今回の予算を見ると主たる工事は改良工事ではないかと思うので、今後、執行予算についてはしっかりと審議してほしいとの意見がありました。

次に、戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度事業については、執行部より、行政のデジタル化の基盤となるマイナンバーカードの普及促進と、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市民の生活支援及び消費喚起による地域経済の活性化を図るため、本市に住民登録があり、既にマイナンバーカードを取得している方及び新たに取得される方に共通商品券を交付するもので、1億319万7,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、マイナンバーカードの現在の本市の交付率はどれくらいか。また、この事業を行うに当たり目標はどれくらいに設定しているのかとの質疑に対し、執行部より、6月26日現在の交付率は37.27%である。目標は60%としているとの答弁がありました。

さらに、委員から、商品券は1人当たり幾らになるのかとの質疑に対し、商品券は3,000円分であるとの答弁がありました。

次に、賦課徴収費の債権管理事業については、執行部より、窓口等での口座振替受付の効率化を図ることによる新型コロナウイルスの感染リスク軽減を目的とした、ペイジー口座振替受付サービス導入経費で、ペイジー口座振替受付サービス導入時の金融機関への初期登録手数料、受付端末6台分の備品購入費等472万5,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、受付端末6台の導入によって、利便性は向上するのかとの質疑に対し、執行部より、口座振替は、納税者から用紙を提出していただいて、金融機関で届出印等の照合をして登録していたが、ペイジーでは端末でキャッシュカードを読み取って口座の登録ができるようになるとの答弁がありました。

次に、予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業については、執行部より、福祉施設利用者や従事者、学校、保育園、市職員等において、感染拡大を防ぐために、速やかに検査ができるよう新型コロナウイルス抗原検査キット700人分を確保するための消耗品費、4回目接種分の新型コロナワクチン接種委託料、ワクチン接種相談・予約コールセンターの8月以降の運営委託料等6,036万8,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、700人分のキットはどのようなものかとの質疑に対し、執行部より、厚生労働省より薬事承認された医療用抗原検査キットを購入予定であるとの答弁がありました。

次に、農業振興費の新型コロナウイルス感染症対策事業については、執行部より、本市の基幹産業である農業において、燃油、生産資材、肥料、飼料等の高騰により、生産コストが急激に増加し、経営に悪影響を及ぼしている農業者に対し、前年度の農畜産物販売額に対して100分の1、上限30万円を支援金として給付し、経営

の安定化を図るため、1億4,702万8,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、支援金の交付は、農林業といっても、いろんな農業形態があると思うが、一律に同じとするのかとの質疑に対し、執行部からは、農業形態はそれぞれあるが、総合的に判断して一律とし、なるべく農家の方の手間もかからないように、そして早く支援金をお渡しできるように一律としたものであるとの答弁がありました。

次に、観光費の新型コロナウイルス対策事業については、執行部より、現在行っている観光客に対しての宿泊助成の第2弾として秋の宿泊助成事業や、ビジネス層誘客補助金として、5,432万5,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、宿泊助成について、土曜日のニーズが高いから補助額を下げているのかとの質疑に対し、執行部からは、補助額を各曜日で均一にすると土曜日に宿泊が集中し、平日にお客が入らない。6月から行っている事業でも同様である。このため、各曜日の宿泊者を平準化するため、平日の補助額を割り増ししているとの答弁がありました。

次に、街路事業費の街路事業については、執行部より、隈府中央線の完成を目指す事業であり、用地交渉を行う上で最新の補償額にて条件を提示するため、不動産鑑定の再算定・時点修正を行うものであり、402万6,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、隈府中央線は完成する見込みかとの質疑に対し、執行部からは、完成を目指しているとの答弁がありました。

次に、議案第45号から議案第47号について、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、委員より、マイナンバーカードの普及について、市民の方に分かりやすいように、出前講座などで各地域に出向いていただくと普及率が上がってくると思う。マイナンバーカードを作ることに拒否感を持っている方もおられる。様々な価値観があるので、丁寧な説明をして納得していただき、推進を図られればと思うとの意見がありました。

また、新型コロナウイルス感染症対策事業について、地域応援キャッシュレス事業では、使われる方の声を聞いて、複数の決済サービス事業者が必要だということであれば検討してほしい。感染防止対策強化補助金では、補助事業者自身も菊池市内の業者を使っただけようをお願いしたい。プレミアム付き商品券事業では、5,000円が1万円というのが本当にいいのか。原油価格・物価高騰対策農業者支援金では、事業規模が違い、農業形態も違いがあるのに、一律でいいのか。宿泊施設

助成事業でも土曜日とそれ以外では助成額が違うがそれでいいのか。もっと本市の実情に合ったやり方はないのか考えているなどの意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

次に、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より、街路事業費について、隈府中央線の完成を目指す事業との説明であるが、残り何メートルで完成するのか。また、用地買収の再算定とあるが、これは寺院の墓地のところかとの質疑があり、経済建設分科会長より、隈府中央線は約870メートルの延長のうち、完成していないところは約45メートルとのことであった。また、不動産鑑定書の再算定の場所について、執行部からは拡張予定箇所にある寺院の墓石の移転などと説明があったとの答弁がありました。

さらに、委員より、隈府中央線については、これまで約16億円という支出がされているが、残りの45メートルを完成させるためにどのくらいの費用がかかるのかという議論はあったのかとの質疑があり、経済建設分科会長より、残りの完成までの予算については議論がなかったとの答弁がありました。

また、委員より、これまで何回ぐらい不動産鑑定をして、その経費はどれくらいかかったのか、また、隈府中央線のこれまでの経緯と今後の計画について、分科会として確認されたのかとの質疑があり、経済建設分科会長より、不動産鑑定書の回数や経費については、議論はなく説明もなかった。また、これまでの経緯については、委員からの質疑に対して、事業が始まってから19年ほど経過している状況との経過報告があった。今後に関しては完成を目指して行っていくという説明があったとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第45号から議案第47号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第44号については、委員より、デジタル化推進事業の予算において、国が進めようとしているデジタル化推進には個人情報保護の規定や考え方が欠如しており、さらに情報システムの共同化・集約で自治体独自の業務が削られていく懸念がある。行政が集めた個人情報がもうけの種として、成長戦略や企業の利益につながるものである。また、マイナンバーカード普及促進のための予算において、様々な問題を抱えて全国的にも普及が進まないマイナンバーカードにさらに税金を投入することに反対であるといった反対討論がありました。

採決の結果、議案第44号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。予算決算常任委員長の報告とします。

○水上隆光 議長 以上で、委員長報告を終わります。

ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前10時41分

開議 午前10時48分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、委員長報告が不採択であります陳情第1号、陳情書を除き討論を行います。

議案第39号から議案第47号まで、議案第56号及び議案第57号、並びに請願第1号の12案件について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。

議案第44号、令和4年度菊池市一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場から討論を行います。

ご承知のように、本補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策の費用、物価高騰への対応事業など、市民の暮らしを支える重要な予算が編成されていることも承知をしております。しかし、以下2点において、賛成をすることができませんので、指摘をします。

1点目は、デジタル化推進事業の予算であります。

昨年、デジタル関連法が成立しましたが、当時の担当大臣は、国や自治体が保有する有用な情報をオープンデータとして整備、公表したり、デジタル社会における革命的なデータベースとして、多様な主体が参照できるようにするよう整備していきますと述べ、この法案の狙いが特定の企業のもうけのために地方自治体が持つ大

切な個人情報を利用することにあることをあけすけに語っております。

本来、情報通信システムなどデジタル技術の進歩は、人々の幸福や健康に資するものでなくてはなりません。地方自治体においても、地方自治体の発展や住民の福祉の増進のためにこの技術を有効に活用していくことが求められています。

ところが、今、国が進めようとしているデジタル改革は、行政が集めた個人情報がもうけの種として成長戦略や企業の利益につながるものであります。市民の暮らしに役立つデジタル化は否定するものではありません。また、コロナ禍でデジタル技術の活用は避けて通れない側面があることも承知しております。しかし、昨年、国が進めようとしているデジタル化推進には、個人情報保護の規定や考え方が欠如しており、さらに情報システムの共同化・集約で、自治体独自の業務が行政の効率化、財政健全化を理由に削られていく懸念があります。

反対の理由の2点目は、マイナンバーカードの普及促進のための予算であります。

様々な問題を抱え、全国的にも普及が進まないマイナンバーカードに、さらに大切な税金を投入することには反対であります。菊池市でも37.27%の普及状況、4割にも達していません。普及が進まない原因は、政府が個人情報を掌握、管理することについて、国民が強い不信があることが理由であり、このような事業にどこまでも税金を投入していくことには反対であります。この事業については、立ち止まって見直し検討が必要であると考えます。

以上の理由から、議案第44号には反対であります。

○水上隆光 議長 ただいま、議案第44号に対する反対討論がありましたので、まず、議案第44号に対する討論を行います。

議案第44号について、賛成者の発言を許します。

なければ、ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、議案第44号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、討論を終わります。

これより、議案第39号から議案第47号まで、議案第56号及び議案第57号並びに請願第1号の12案件について、採決します。

ただいま討論がありました議案第44号、委員長報告が不採択でありました陳情第1号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第39号から議案第43号まで、議案第45号から議案第47号まで、議案第56号及び議案第57号、並びに請願第1号の11案件について、



各常任委員長の報告は、原案のとおり可決・採択であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、以上の11案件については、各常任委員長の報告どおり、可決・採択することに決定いたしました。

次に、討論がありました議案第44号は、起立により採決します。

お諮りします。議案第44号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第44号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員長報告が不採択であります陳情第1号について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立によって行います。

陳情第1号、陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。陳情第1号については、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立少数です。よって、陳情第1号は、不採択とすることに決定しました。

○

## 日程第2 意見書案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第2、意見書案第1号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

福祉厚生常任委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 福祉厚生常任委員長 それでは、意見書案第1号、適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書について申し述べます。

適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5（2023）年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除が出来なくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならないという問題が発生する。しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はない。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとって新たな税負担は、その影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところである。少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるためには、センターの会員への配分金については、「適格請求書を交付することが困難な取引として交付義務を免除し、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入れ控除が認められる」適用除外等の措置を講じる必要がある。

よって、国におかれては、適格請求書等保存方式導入にあたり、センターの会員への配分金について適用除外とする等の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年7月15日

熊本県菊池市議会議員 水上 隆光

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	金子恭之様
財務大臣	鈴木俊一様
厚生労働大臣	後藤茂之様
経済産業大臣	萩生田光一様

意見書案第1号を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由としましては、シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるために、国に対して、センターの会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講じるよう要望し、意見書を提出するものである。

これが、本案を提出する理由であります。

意見書については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、意見書案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○水上隆光 議長 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第1号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第1号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

### 日程第3 議員提出議案第3号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第3、議員提出議案第3号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、おはようございます。

議員提出議案第3号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を述べさせていただきます。

議員定数削減につきましては、これまで、20名を16名に改めるを、令和3年第2回定例会、第3回定例会で2回、令和3年第4回定例会では、譲歩して2名の削減に賛成討論を続けてまいりました。いずれも賛成4、反対15で否決となり、結果的には、合併後初の無投票となってしまいました。削減できていれば、市民の審判を受けることができたのであります。無投票では市民の代表としての資格がないと私は考えております。

現在の菊池市は、中央図書館の1脚約10万円の海外製の椅子の32脚の納入問題、菊池市第三セクター七城町特産品センター（メロンドーム）及び七城町振興公社（温泉ドーム）のずさんな交際費問題等は、ようやく市の監査委員による報告があり、523万円が不当に支出されていたことが明らかになりましたが、市民に対する説明責任、疑惑の真相究明、返金要求等も何も解決できておりません。

菊池市の公共施設等総合管理計画では、私の地元のドクターヘリの発着予定地に指定されている重味グラウンドの廃止、避難所にも指定されている迫間支館を地域移管とする計画を示しており、市民には痛みを与え、第三セクターでは長い間、不当な支出が続いていたのであります。

また、先日の議会審議会において、唐突に現在菊池市第三セクター連絡協議会が運行している移動販売を今月末で終了するとの報告がありましたが、今後ますます

増加する買物難民に対して、必要不可欠である移動販売を終了することは絶対認めることはできません。

○水上隆光 議長 木下議員、提案理由、簡潔にお願いします。

○19番 木下雄二 議員 提案理由ですよ。

ましてや、先ほど指摘をしました第三セクターの真相究明もできていないのに、市民には痛みを与える大変な問題であります。

公共施設等総合管理計画も、移動販売の件も、今後ますます厳しくなる財政状況によるものであり、議員の皆様は十分理解されていると思います。私としては、市民への痛みの前に、私たち議会が身を切る改革を行い、市民に理解を求めなければならないと考えます。

無投票によって、市民の目は議会に対してより厳しくなると思われまます。定数削減をいち早く行うことによって、議会としての財政再建を市民に示す必要がありますので、改選後初めての定例会での提案となりましたが、議員各位におかれましては、速やかに本改正案に賛同を賜りますことをお願いして、提案理由といたします。

○水上隆光 議長 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議員提出議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 皆さん、改めまして、おはようございます。議席番号2番、無所属の安武睦夫です。議員提出議案第3号について、反対の立場から討論を行います。

議員定数削減につきましては、平成の市町村大合併とその後の人口減少に伴い、様々な自治体で議論が交わされてきました。議論されます議員定数削減が求められ

る主な理由としましては、人口要因、財政要因、そして、選挙要因であります。しかしながら、そのような要因だけで議員定数削減を検討してよいのか、私は疑問であります。

議員定数につきましては、皆様ご承知のとおり、地方自治法第91条の規定により、市町村の議会の定数は条例で定めるとされています。いわゆる条例定数制度であります。

これまで地方自治法の議員定数に関する規定については、何度も見直されてきたところであります。1999年の地方分権一括法による改正までは、人口区分に応じた法定数を基本とした、いわゆる法定定数制度でありました。しかしながら、2000年の国と地方の分権改革の流れの中で、地方公共団体の自己決定権を拡大することとし、地方分権一括法による地方自治法の改正により、人口区分に応じて上限数を法で定め、その数を超えない範囲で条例によって定数を定め、いわゆる上限付条例定数制度が2003年1月から施行されたところであります。

その後、議員定数の上限数の制限については、国の第29次地方制度調査会の答申において、定数の決定は各地方自治体の自主的な判断に完全に委ねることとし、法定上限数を撤廃すべきであるとされたことを踏まえ、2011年8月から施行されました地方自治法の改正により、人口に応じた上限数の制限が撤廃され、先ほども申し上げました現在の条例定数制度になったところであります。

このように、人口減少を要因だとした議員定数削減につきましては、今申し上げました地方自治法改正の歴史が議員定数は人口要因だけではないと物語っているところであります。

皆様ご承知のとおり、本市議会は三つの委員会構成となっております。

○水上隆光 議長 簡潔にお願いします。

○2番 安武睦夫 議員 はい。その委員会活動においても、何名体制が必要なのか、また、削減後の委員会構成はどのようにするのか、16名の議員活動で十分な委員会検討は可能なのか、様々な観点からの議論も必要だと思います。

また、今回の市議会議員選挙において無投票であったこと、いわゆる政治離れにつきましても、私は平成の市町村合併より議員数が大きく削減されたことも一つの要因ではないかと思うところであります。

全国的に見ましても、平成の市町村大合併で市町村議員の数は半減しております。以前は自分の集落か、隣の集落には地方議員が選出されておりました。合併後、議員定数を削減したことで、地域と議員との距離が遠くなったことも事実であります。今後、人口減少とともに削減していくこと、議員の地域性も失われていく可能性もあります。菊池市全体の議員であることは当然であります。例えば中学校区ごと

の議員定数なども検討の一つではないかとも思うところでございます。

単に人口要因や財政要因だけで議員定数を削減することは、地方自治体の二元代表制の一翼を担う議会機能の低下につながることも想定され、自治体政策を含む団体意思の決定にも影響が生じる可能性があり、議員定数削減については、議会機能を要因とした議論も含め、極めて慎重に検討する必要があると思います。

議員定数削減については、一定の理解は得られますが、議員定数については、特別委員会の設置など時間をかけて様々な観点からの熟議が必要であると思います。そのようなことから、現段階での議員定数条例の改正については反対であります。

以上の点を述べまして、議員提出議員第3号の反対討論とします。

○水上隆光 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 改めまして、おはようございます。議員提出議案第3号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で述べさせていただきます。

この条例改正提案は、過去3回提出しており、これまで3回の提案理由や、賛成討論において議論は出尽くしていると思いますので、くどくどと繰り返すのは割愛しますが、5月の市議選が無投票になったことに対して、市民の方からは、議員定数削減は絶対せないかんといった声を本当にたくさん賜りました。無投票ではなく、きちんと選挙をして、新人には期待感、現職には4年間の通知表を突きつけられるのが真の姿ではないでしょうか。

6月23日付熊日新聞の新議長挨拶の中で、水上議長は定数削減の議論は避けて通れないと強調されております。まさにそのとおりと考えます。ただ、6月定例会で取り上げられなかったことは残念ですが、市民の声に応えるために、議員各位におかれましても、同様の市民の声を聞かれていることと思います。もし提案された4名削減が多い少ないと考える議員がいらっしゃれば、ぜひとも対案を出されることを願って、議員提出議案第3号に対する賛成討論といたします。

○水上隆光 議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

後藤英夫議員。

[登壇]

○10番 後藤英夫 議員 議席番号10番、後藤英夫でございます。議員提出議案第3号に反対の立場で討論させていただきます。

先ほどからありますように、無投票の選挙でございました。議員定数削減というのは、やはり避けて通れないという考えもよく分かります。ただ、改選というのは

また約4年後、しっかりそれまでに特別委員会などを立ち上げて、しっかり地域の問題、それから多様性の問題、それからそういうことをしっかり議論して、丁寧に丁寧にやっていったほうがいいと私は思います。そういうことで、今現段階では反対といたします。

以上、議員提出議案第3号についての反対討論といたします。

○水上隆光 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議員提出議案第3号について、賛成討論を行います。

5月の市議会議員選挙は無投票となりました。有権者によって選ばれることなく、立候補者の意思だけで決まってしまったということは、民主主義の目的が果たされなかったこととなります。

前回の議会においては、議会改革検討特別委員会も開かれ、その中で、自分の中では削減しないと決めているので、市民の意見を聞く必要はないと発言された議員もいらっしゃいましたし、当初は市民との意見交換会に賛成だったのが、途中から変節した議員もいます。結局、議員自分自身で、自分たちの定数を決めたことにより、私たち4人以外の議員は誰も削減する意思はなく、20名のままとりました。今回の無投票という結果は、議会改革検討特別委員会及び市議会の議決が間違っていたという何よりの証拠であります。たればですが、私たちが過去三度にわたって提案した削減案が可決していれば、ここにおられる20人のうち、4人は確実に落選していたこととなります。

議員定数削減に反対されていた水上議員は、6月23日の熊日新聞の新任議長挨拶の中で、議員定数削減の議論は避けられないと、今までとは間逆のことを言われたので驚きましたが、考えを改めるということは人生において大切なことですから、その言葉を信じて、議員定数削減に向けた議論が今議会になされるものと待ちましたが、一切ありませんでした。私は開会日に審議会において議員定数の議論をすべきと意見し、それを議長は了承したにもかかわらずです。そういったことから、今回の議員定数削減案提出の運びとなったことをご理解ください。

もう前議会において議員定数の議論は出尽くしています。あとは議員自らが身を切る改革をできるかどうかです。

最後に、私としましては、願わくば、今議会で4名定数削減を行い、来年地方統一選挙前に議会を解散し、きちんと市民に選ばれて議員になりたいというのが本音であります。

本議案に賛成いただけない方は、無投票を是とする方と考えますので、議員各位



におかれましては、速やかにご賛同賜りますことをお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 改めまして、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。議員提出議案第3号について、反対の立場から討論を行います。

二元代表制の下、地方議員は市民と市政をつなぐ住民自治の重要な担い手であり、議会と行政に住民の声を届けるとともに、行政、市長の行政運営を住民の立場からチェックする重要な役割を持っていると考えます。

とりわけコロナ禍、そして、かつてない物価高騰が続き、住民の暮らしが厳しくなる下で、住民の代表である議会、議員の役割はますます重要になっていると思います。

私自身は、議会が住民の意思を代表する役割を果たす上で、多様な市民の意見が反映できる数が必要であると考えます。少数意見や異なった意見もきちっと反映できること、今日、とりわけ待たれている女性の市議会への参加なども可能とするならば、これらを保障する定数が必要であると考えます。

また、大きな権限を持った市長、執行機関に対するチェック、監視機能を果たしていくことが求められており、それにふさわしい議員の数が必要であると考えます。

このような中、議員の定数を削減することは、議会と議員の果たす役割を自ら狭めるものであり、市民の声を市政へ届ける重要なパイプを削る行為そのものであると言わざるを得ません。議員の質の向上や活性化を定数削減に求めることにも賛成できません。

市民が議会に求めていることは、市民の声をしっかりと市政に反映させることであり、市政に対するしっかりとした監視、チェック機能を果たすことであり、定数削減はこの願いと逆行すると考えます。

以上の理由から、議員の定数削減には反対であります。

○水上隆光 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 私は、議員提出議案第3号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての賛成の立場で討論を行います。

今回の市議選は、残念なことに無投票となってしまいました。よかったねとおっしゃる支持者の方がおられたことは事実です。私自身もほっとしたのも事実です。次回も無投票になればいいと心のどこかで思っているのかもしれませんが。5回も6回も選挙をやっていると嫌にもなります。落選も経験しました。しかし、選挙をやらなければ候補者の考えや思いを市民に生で伝えることはできません。また、どなたが市議会議員なのかも市民には伝わりません。それでは市政の発展はあり得ないでしょう。市政の発展を願うのであれば、次回市議選が決して無投票であってはなりません。

定数を削減することにより、当選のハードルを高くし、この4年間、この20人で切磋琢磨し、市政発展のために議員たるものの仕事をしっかり務めれば、必ずやこの4年間で市政発展の道筋が見えてくるものと信じております。

よって、この議案に対して賛成いたします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで討論を終わります。

これより採決します。

討論がありました議員提出議案第3号は、起立により採決します。

お諮りします。議員提出議案第3号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立少数です。よって、議員提出議案第3号は、否決されました。

○

#### 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○水上隆光 議長 次に、日程第4、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

#### 閉会中の継続審査・調査

##### 議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

##### 総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

##### 福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和4年第2回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



閉会 午前11時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 水 上 隆 光

菊池市議会議員 稲 継 智 康

菊池市議会議員 古 田 浩 敏

# 各常任委員長報告書

- ・ 総務文教常任委員長報告書
- ・ 福祉厚生常任委員長報告書
- ・ 経済建設常任委員長報告書
- ・ 予算決算常任委員長報告書

## 総務文教常任委員会 委員長報告

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案3件、陳情1件の4案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第39号**及び**議案第40号**については、関連がありますので一括して審査しました。執行部より「**議案第39号**は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第16条の規定により、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、菊池市児童生徒性暴力等対策連絡協議会を設置するため、条例制定を行うものである。併せて**議案第40号**は、本協議会の設置に伴い、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「これは具体的に案件が挙げた時に設置されるのか。それとも啓発を含めて、こういうことが起こらないように対策を行うためのものなのか。」との質疑に対し、執行部より「必要に応じて緊急的に開くこともあるが、定期的に年2回程度は会議を開き情報共有を図りたい。」との答弁がありました。

さらに、委員から「被害にあった児童生徒への聴き取りが行われると思うが、児童生徒にとっては被害にあったことも苦痛であるが、複数の人に何回も同じことを話さないといけないというのが苦痛になると思う。委員にはカウンセラーなどの専門的な人も入っているが、調査方法や調査項目については、国からの指針等で統一されているのか。」との質疑に対し、執行部より「まだ具体的には示されていないが、大変デリケートな案件になるので、調査について細心の注意を払って進めていくために、今後はマニュアルが必要と考えている。」との答弁がありました。

また、委員から「予防や早期発見、保護、支援の前提としては、何が性暴力なのかという正しい理解のために、包括的な性教育が必要と思うがどうか。」との質疑に対し、執行部より「会議で協議していく中で進めていきたい。」との答弁がありました。

委員から「性暴力等の事例があった時に、協議会は告発できるのか。」との質疑に対し、執行部より「協議会で事実確認を取りながら、委員には警察も入っており刑事罰の対象になるのであれば告発の対象になる。」との答弁がありました。

次に、**議案第41号**については、執行部より「本案は、本市の使用料を適正に運用するに当たり、総務部・教育部関係条例の一部改正を行うものである。改正に至った経緯としては、七城グラウンドのテニスコート横の救護室にあるコインタイマー式エアコンの現金収納箱に現金が入ったままとなっていたため、市の収入として取り扱う際、収納金の取り扱いについて疑念が生じたため条例を確認したところ、条例に規定されていないことが判明した。そのため、他の施設でも同様な事例がないか確認したところ、泗水グラウンドの管理棟のコインタイマー式エアコンが同じような状況にあること、また、河原小学校グラウンドの照明使用料については条例に規定がないまま徴収し、市の収入金としていたことが判明した。そのため、これまで徴収していた金額については、可能な限り返還する必要があるため、遅延損害金と併せて返還することとし、すでにその手続きを進めている。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「社会体育課所管の施設は返還の公告をしてあるが、他の施設の返還はないのか。」との質疑に対し、執行部より「他の施設については、調査段階では返還はないと確認してい

るが、改めて精査したい。」との答弁がありました。

次に、**陳情第1号**については、陳情の主旨として、幼稚園の移転改築に伴い、敷地内に埋蔵文化財が確認され、市と埋蔵文化財発掘調査委託契約書に基づき発掘を終了したが、さらに整理作業、報告書作成の依頼があり、発掘からその後の整理作業についても行政からの補助制度は一切なく苦慮しているため、事後の作業の縮小を願うものであります。

まず、執行部より開発事業における埋蔵文化財の取扱いと市と事業者の協議状況について、説明を受けました。

執行部より「平成10年に文化庁から出された通知によると、埋蔵文化財は我が国の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な国民共有の財産であり、可能な限り現状で保存することが望ましいものであるが、開発事業等が計画されたことにより、これを現状のまま保存することができなくなった場合、少なくとも、発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存することとし、開発事業等の事業者に対し、その経費負担による記録保存のための調査の実施を求めることとされている。今回の陳情にある事後の作業については、別途、市と事業者の間で令和4年度以降の作業として、覚書を締結しており、これらの費用も、事業者が負担すると明記されている。」との説明を受け、審査を行いました。

委員から「事業者は先が見えないから言われているのではないかと思う。調査のフロー図を作って示すべきではないか。」との質疑に対し、執行部より「発掘調査、整理作業、報告書作成の手順については、スケジュールを契約書に添付しており、フロー的には報告書作成により終了するというご理解はいただいている。」との答弁がありました。

また、委員から「文化庁の通知によると、発掘調査が必要となった場合は、その範囲、調査期間、経費等を提示し、十分に説明し理解を得ることとされており、今回、発掘、整理作業、報告書作成という事業展開があるが、その費用についてはどのように説明されたのか。」との質疑に対し、執行部より「令和3年度については、事前に契約を結びながら期間を定めて費用も提示し説明している。令和4年度以降の整理作業、報告書作成については、発掘する前ということもあり、どれだけ出土物が出るかわからないため概略の説明にとどめている。」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第39号**から**議案第41号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました**陳情第1号**については、委員から「事業者のほうから、埋蔵文化財についての費用負担が大きいということで縮小をお願いしたいという内容だが、執行部からの説明によると、文化庁からの通知等を踏まえて適正な執行が行われているということであり、これに基づいて事業者が負担すべき費用である。ただ縮小できるようなところについては、縮小していくという執行部からの答弁もあっており、この陳情については反対の立場である。」といった反対討論がありました。

採決の結果、**陳情第1号**については、賛成少数により不採択とすべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和4年7月15日  
総務文教常任委員会 委員長 後藤 英夫



## 福祉厚生常任委員会 委員長報告

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案1件、請願1件です。2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第43号**については、執行部より「本案は、介護保険料の延滞金減免に関する規定を追加することに伴い、条例の一部を改正するものである。現行の菊池市介護保険条例においては、介護保険料の滞納による延滞金加算に関する条文はあるものの、延滞金の全部又は一部を減免する条文の記載がないため、延滞金の減免を行う事ができない。そのため、市長が特別の理由があると認める場合に、延滞金の全部又は一部を減免できるようにするものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「特別な理由があると認めたときとはどのようなときか。」との質疑に対し、執行部より「被保険者または世帯主が震災風水害などの災害によって著しく損害を受けたとき、長期入院や死亡により、収入が減少したときなどを特別な理由と考えている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「これまでは、そういったときに減免できていなかったのか。」との質疑に対し、執行部より「これまでは、条例がなかったので、滞納金に対する延滞金の減免はしていなかった。」との答弁がありました。

また、委員から「条例改正に至るにあたり、何かきっかけがあったのか。」との質疑に対し、執行部より「債権管理課で債権管理事務を行うようになった。後期高齢者医療保険料や、国民健康保険税については、滞納分の延滞金の減免に関する条例はあったが、介護保険料にはなかったので、今回改正するものである。」との答弁がありました。

次に、**請願第1号**については、適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書の提出に関する請願であり、請願者の説明を求め、質疑を行いました。

委員から「シルバー人材センターの会員の方々の収入を減らさずに、シルバー人材センターを運営していくには必要なことだと理解している。発注者からの利用料は上げずに、会員への支払いをするために、特例を認めて欲しいということだが、今後これを認めた後に、利用料の値上げは考えていないのか。」との質疑に対し、請願者より「発注者からの利用料の値上げについて、資材の高騰であるとかいろいろな要因でこれまでも値上げをした経緯はある。今回の消費税の導入だけで発注者からの利用料を値上げするという事ではない。可能性として今後影響が出て来るのではないかと危惧している。」との説明がありました。

さらに、委員から「インボイス制度が導入されると、その制度にみなさんが当てはまってくる。シルバー人材センターが特別扱いにならないか。」との質疑に対し、請願者より「なぜ今回シルバー人材センターに特例的な措置を求めているかということ、シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定に関する法律に基づく団体で、公益社団法人である。シルバー人材センターの設置目的からしても、地域に公益性をもたらすような団体だと理解している。また、シルバー人材センターが普通の事業者であればインボイスを交付できる課税事業者の仕事に発注し、インボイスをもらえば仕入税額控除できるので消費税を納付しなくてもよい。ただそもそもシルバー人材センターは、その設置目的からして、免税事業者である地域の高齢者の方々とは取引ができない団体である。他の事業者に仕事を依頼することはできず、会員登録した地域の高齢者の方々には仕事をさせていただく団体であるので、ほぼ全員免税事業者になられ、インボイスの交付ができないということから、仕入税額控除ができな

いということになってしまう。」との説明がありました。

また委員から「他の自治体も同じように請願が出ているか。近隣の状況はどうか。」との質疑に対し、請願者からは「熊本県内では現時点までに熊本県議会のほか近隣の合志市、菊陽町、大津町などの各市町合計 18 の議会で意見書が可決されている。」との説明がありました。

また委員から「経過措置というのは、インボイス制度の導入は令和 5 年 10 月 1 日からだが、期間が延びるとのことか。」との質疑に対し、請願者より「制度導入後 3 年間は 8 割、その後の 3 年間は 5 割の仕入税額控除が可能とされており、導入後 7 年以降は仕入税額控除ができなくなる。」との説明がありました。

議員間討議では、**請願第 1 号**について「説明を聞いた中で、シルバー人材センターはインボイス制度になじまない運営をされていると思った。例えば仕事を発注する時、シルバー人材センターが他の業者を選べるということであれば、インボイス制度にのっとって運営をすることが可能だと思うがそうではなく、会員へ発注しなければならないので、消費税相当額を負担するための財源がないという説明に納得した。意見書を出すことについても法的な問題はないと感じた。」との意見がありました。

また、「高齢化社会の中で生きがいとやりがいを保つために、福祉的な要素でシルバー人材センターがあり、その中で運営で請願として出される部分はわかるが、シルバー人材センターが今一度岐路に立ってきているのではないかと思う。地域で道路の草刈りもできなくなっている中で、シルバー人材センターに対する社会のニーズは着実に上がっている中で、それに応えながら会員を増やし、定年後のやりがいを考えたときに、もっと転換していくやり方があるのではないかと思う。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 43 号**及び**請願第 1 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和 4 年 7 月 15 日  
福祉厚生常任委員会 委員長 緒方 哲郎

## 経済建設常任委員会 委員長報告

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案1件、議決案2件の3案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第42号**については、執行部より「本案は、本市の使用料を適正に運用するにあたり、条例を制定する必要があるため、条例の一部を改正するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「迫龍ふれあいセンターの調理実習室使用料の場合、ガスだけなのか、冷暖房を含むのか。」との質疑に対し、執行部からは「調理実習室に冷暖房が無いため、ガス使用料だけになる。」との答弁がありました。

次に、**議案第56号**については、執行部より「本案は、新たな市道路線を認定するにあたり、道路法第8条第2項の規定により、市道路線の認定を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「住宅団地等の開発について、市道認定された理由は。」との質疑に対し、執行部からは「新しく開発される場所は、開発業者から事前打ち合わせがあり開発されているので、要件が揃っていれば認定を行っている。」との答弁がありました。

次に、**議案第57号**については、特に質疑はありませんでした。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第42号**、**議案第56号**、及び**議案第57号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和4年7月15日

経済建設常任委員会 委員長 田中 教之

## 予算決算常任委員会 委員長報告

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、**議案第 44 号**から**議案第 47 号**の 4 議案です。

6 月 29 日、7 月 12 日に予算決算常任委員会を、7 月 6 日、7 日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

はじめに、**議案第 44 号**中、その主なものを申し上げます。

まず、歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 5 億 3,497 万 9,000 円の増額については、充当事業一覧表を資料要求して審査しました。執行部より「この交付金は、新型コロナウイルス感染症に対応するためのもので、令和 4 年度の対象事業に充当するものである。対象事業の主なものは、プレミアム付き商品券事業、生産コスト増加に伴う農業者支援事業、学校給食食材の高騰に伴う給食費への補填、G I G A スクール構想への支援事業等である。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、デジタル化推進事業 3,510 万 6,000 円の増額については、執行部より「デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、自治体行政手続きのオンライン化の取組として、市民課窓口における転入・転出等の申請事務をデジタル技術の活用により、申請書作成の時間短縮や同時に必要となる他申請書への情報共有を図るなど、書かなくて済む窓口を目指し、併せて業務効率化を図るものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「国の進めるデジタル化によって、システムを統一化して特定の企業がその情報にアクセスすることができるようになるが、個人情報保護条例の改正は行うのか。」との質疑に対し、執行部より「住民の個人情報を守る上でも改正の必要性が出てきた場合には、改正を考えていきたい。」との答弁がありました。

さらに、委員から「便利になるのと同時にデジタル田園構想は情報漏えいの危険性を含んでいる。地方自治体が個人情報を守るという役割をしっかりと果たしてほしい。」との意見がありました。

また、委員から「窓口で書かないでいいということだが、その際はマイナンバーカードが必要になるのか。」との質疑に対し、執行部より「市民が申請時に手続きが楽になるものについては、マイナンバーカードを利用する計画である。」との答弁がありました。

次に、学校 I C T 教育推進事業（小学校）について、執行部より「学校管理費の備品購入費 523 万 3,000 円の増額については、現在、各学校の教室に配備してある指導者用タブレットを、GIGA スクール構想の実現に向けた環境整備のため、教員 1 人 1 台配備に切り替えるにあたり、追加購入を行うものである。授業を担当する教員全員にタブレットを配備し、より効果的に活用することで教員スキルの向上、ひいては授業力向上に努めるものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「タブレットは何台購入するのか。また、中学校での購入はないのか。」との質疑に対し、執行部より「今回追加購入するのは 23 台である。また、各小学校に配備してある台数を調整して不足する分を購入するもので、中学校については調整がついたため購入はない。」との答弁がありました。

また、委員から「今回の備品購入については、中小企業振興基本条例に基づいて市内発注という考えか。」との質疑に対し、執行部より「条例に基づいて進めていく。」との答弁がありました。

次に、図書館費の新型コロナウイルス感染症対策事業について、執行部より「備品購入費 249 万 9,000 円の増額のうち 195 万 3,000 円については、新型コロナウイルス感染症予防対策により、図書館 4 館に空気清浄機 12 台を購入し設置するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「空気清浄機はどのように配置するのか。」との質疑に対し、執行部より「12 台の内訳は、中央図書館に 5 台、泗水に 5 台、七城と旭志 1 台ずつである。中央図書館では学習室や子ども室に非常に多くの子供の利用があるため、そこに設置したい。」との答弁がありました。

次に、体育施設費の新型コロナウイルス感染症対策事業について、執行部より「修繕料 642 万 9,000 円の増額は、総合体育館の会議室、トレーニングルーム及び事務室で使用している空調機について、交付金を活用し、新たに空調機器を設置し、これまでより換気及び冷却機能の向上を図るため改良修繕し、コロナウイルス感染拡大の防止策をとるものである。以前から現在設置しているエアコンの室外機や操作機器等に不具合があっていたが、6 月下旬に室外機の不具合現象が進み、トレーニングルームは 7 月 1 日から閉館、また会議室などもエアコンが効かず、稼働を停止している状況である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「エアコンが壊れて暑くてしょうがないと市民から聞いていた。総合体育館はいろんな方が利用する施設であり、緊急性が高いものについては事前にできなかったのか。」との質疑に対し、執行部より「故障の原因等を調べる期間もあって今の時期になっている。今後は早めに対応していきたい。」との答弁がありました。

さらに、委員から「専決ですることではできなかったのか。」との質疑に対し、執行部より「専決も検討したが、機材がすぐに入らないということでこのような形となった。」との答弁がありました。

また、委員から「即、市民サービスにつながる場所は、専決や予備費でなるべく早く対

応してほしい。」との意見に対し、執行部より「予備費の使い方については、緊急性、必要性を勘案して必要であれば対応していきたい。当然、説明責任もあるのでしっかり対応していきたい。」との答弁がありました。

また、委員から「総合体育館のエアコン修繕工事について現地調査を行ったが、現地での説明では修繕というより改良工事のような説明であった。議会としては款、項が議決科目であり、事業予算の観点からは問題はないが、(節) 需用費の修繕料としての確認ができていないので説明を求める。」との質疑に対し、執行部より「今回は操作基盤と室外機の部分の修繕も併せて実施するもので、機能強化のため併せて計上している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「今回の予算を見ると主たる工事は改良工事ではないかと思うので、今後、執行予算についてはしっかり審議してほしい。」との意見がありました。

次に、戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度事業については、執行部より「行政のデジタル化の基盤となるマイナンバーカードの普及促進と、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市民の生活支援及び消費喚起による地域経済の活性化を図るため、本市に住民登録があり、既にマイナンバーカードを取得している方及び新たに取得される方に共通商品券を交付するもので、1億319万7,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「マイナンバーカードの現在の本市の交付率はどれくらいか。また、この事業を行うにあたり目標はどれくらいに設定しているのか。」との質疑に対し、執行部より「6月26日現在の交付率は37.27%である。目標は60%としている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「商品券は一人あたりいくらになるのか。」との質疑に対し「商品券は3,000円分である。」との答弁がありました。

次に、賦課徴収費の債権管理事業については、執行部より「窓口等での口座振替受付の効率化を図ることによる新型コロナウイルスの感染リスク軽減を目的とした、ペイジー口座振替受付サービス導入経費で、ペイジー口座振替受付サービス導入時の金融機関への初期登録手数料、受付端末6台分の備品購入費等472万5,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「受付端末6台の導入によって、利便性は向上するのか。」との質疑に対し、執行部より「口座振替は、納税者から用紙を提出していただいて、金融機関で届出印等の照合をして登録していたが、ペイジーでは端末でキャッシュカードを読み取って口座の登録ができるようになる。」との答弁がありました。

次に、高齢者福祉費の老人福祉センター運営事業については、執行部より「菊池老人福祉センター及び旭志老人憩いの家の、決算に伴う剰余金の3割を菊池市老人福祉センター施設整備基金条例、及び老人福祉センター施設の管理運営に関する協定書に基づき、施設整備の財源にあてるために基金として積立てるもので46万6,000円を増額するものである。」との

説明があり、質疑を行いました。

委員から「老人福祉センター施設整備基金積立金で、これまで積立てた全体の額はいくらか。」との質疑に対し、執行部より「今回の積立額を合わせて171万4,722円である。」との答弁がありました。

次に、予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業については、執行部より「福祉施設利用者や従事者、学校、保育園、市職員等において、感染拡大を防ぐために、速やかに検査ができるよう新型コロナウイルス抗原検査キット700人分を確保するための消耗品費、4回目接種分の新型コロナワクチン接種委託料、ワクチン接種相談・予約コールセンターの8月以降の運営委託料等6,036万8,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「700人分のキットはどのようなものか。」との質疑に対し、執行部より「厚生労働省より薬事承認された医療用抗原検査キットを購入予定である。」との答弁がありました。

次に、農業振興費の新型コロナウイルス感染症対策事業については、執行部より「本市の基幹産業である農業において、燃油、生産資材、肥料、飼料等の高騰により、生産コストが急激に増加し、経営に悪影響を及ぼしている農業者に対し、前年度の農畜産物販売額に対して100分の1、上限30万円を支援金として給付し、経営の安定化を図るため、1億4,702万8,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「支援金の交付は、農林業と言っても、いろんな農業形態があると思うが、一律に同じとするのか。」との質疑に対し、執行部からは「農業形態はそれぞれあるが、総合的に判断して一律とし、なるべく農家の方の手間もかからないように、そして早く支援金をお渡しできるように一律としたものである。」との答弁がありました。

次に、商工業振興費の新型コロナウイルス対策事業については、執行部より「新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、事業に影響を受けた菊池市内事業者等の経済再生支援を図るため、5億9,586万円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「感染防止対策強化補助金について、補助事業者が事業を行う際、できるだけ地元の実業家を使っていただくと経済の好循環にも繋がるがどうか。」との質疑に対し、執行部からは「領収書等を見る限りでは、菊池市内で購入される方が多いが、インターネットで購入されているのも見受けられる。中小企業振興基本条例の観点からも、今後、検討していきたい。現時点では、市内のみとは限定していない。」との答弁がありました。

また、委員から「地域応援キャッシュレス事業について、事業の目的は、現金の授受による感染防止なのか。」との質疑に対し、執行部からは「キャッシュレス決済というものが、非接触型による感染リスクの回避である。また、利便性の向上により消費活性化にも繋がる。」との答弁がありました。

次に、観光費の新型コロナウイルス対策事業については、執行部より「現在行っている観光客に対しての宿泊助成の第2弾として秋の宿泊助成事業や、ビジネス層誘客補助金として、5,432万5,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「宿泊助成について、土曜日のニーズが高いから補助額を下げているのか。」との質疑に対し、執行部からは「補助額を各曜日で均一にすると土曜日に宿泊が集中し、平日にお客が入らない。6月から行っている事業でも同様である。このため、各曜日の宿泊者を平準化するため、平日の補助額を割り増ししている。」との答弁がありました。

次に、街路事業費の街路事業については、執行部より「限府中央線の完成を目指す事業であり、用地交渉を行う上で最新の補償額にて条件を提示するため、不動産鑑定の見直し・時点修正を行うものであり402万6,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「限府中央線は完成する見込みか。」との質疑に対し、執行部からは「完成を目指している。」との答弁がありました。

次に、**議案第45号**から**議案第47号**については特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、委員より「マイナンバーカードの普及について、市民の方にわかりやすいように、出前講座などで各地域に出向いていただくと普及率が上がってくると思う。」「マイナンバーカードを作ることに拒否感を持っている方もおられる。様々な価値観があるので、丁寧な説明をして、納得していただき、推進を図ればと思う。」「マイナンバーカードの普及を進める中で、スマートフォンを利用すると、マイナポイントや行政のアプリの利用などができ、生活が便利になることを市民の方に伝えられればと思う。」との意見がありました。

また、新型コロナウイルス感染症対策事業について「地域応援キャッシュレス事業では、Pay Payだけでなく、市民の側からすると複数の事業者があったほうが良いのではないかと。また、こういった事業を活用して、市民の皆さまがスマホを活用しやすいような取り組みを市内横断的に進めてもらいたい。」「地域応援キャッシュレス事業では、使われる方の声を聴いて、複数の決済サービス事業者が必要だということであれば検討してほしい。」「感染防止対策強化補助金では、補助事業者自身も菊池市内の業者を使っただけでよいお願いしたい。」「プレミアム付き商品券事業では、生活が厳しい方々にも購入しやすい制度設計にしてほしい。」「プレミアム付き商品券事業では、5,000円が1万円というのが本当に良いのか。原油価格・物価高騰対策農業者支援金では、事業規模が違い、農業形態も違いがあるのに、一律で良いのか。宿泊施設助成事業でも土曜日とそれ以外では助成額が違うがそれで良いのか。もっと、本市の実情に合ったやり方はないのか考えている。」等の意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。



次に、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より「街路事業費について、隈府中央線の完成を目指す事業との説明であるが、残り何メートルで完成するのか。また、用地買収の再算定とあるが、これは寺院の墓地のところか。」との質疑があり、経済建設分科会長より「隈府中央線は約 870 メートルの延長のうち、完成していないところは約 45 メートルとのことであった。また、不動産鑑定 of 再算定の場所について、執行部からは拡幅予定箇所にある寺院の墓石の移転などとの説明があった。」との答弁がありました。

さらに、委員より「隈府中央線については、これまで約 16 億円という支出がされているが、残りの 45 メートルを完成させるためにどのくらいの費用が掛かるのかという議論はあったのか。」との質疑があり、経済建設分科会長より「残りの完成までの予算については議論がなかった。」との答弁がありました。

また、委員より「これまで何回ぐらい不動産鑑定をして、その経費はどれくらい掛かったのか、また、隈府中央線のこれまでの経緯と今後の計画について、分科会として確認されたのか。」との質疑があり、経済建設分科会長より「不動産鑑定の回数や経費については、議論はなく説明もなかった。また、これまでの経緯については、委員からの質疑に対して、事業が始まってから 19 年ほど経過している状況との経過報告があった。今後に関しては完成を目指して行っていくという説明があった。」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 45 号**から**議案第 47 号**、については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました**議案第 44 号**については、委員より「デジタル化推進事業の予算において、国が進めようとしているデジタル化推進には個人情報保護の規定や考え方が欠如しており、さらに情報システムの共同化・集約で自治体独自の業務が削られていく懸念がある。行政が集めた個人情報や種々の種として、成長戦略や企業の利益につながるものである。また、マイナンバーカード普及促進のための予算において、様々な問題を抱え全国的にも普及が進まないマイナンバーカードにさらに税金を投入することに反対である。」といった反対討論がありました。

採決の結果、**議案第 44 号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。予算決算常任委員長の報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和4年7月15日

予算決算常任委員会 委員長 二ノ文 伸元

# 付 録

令和4年第2回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(6月24日・7月15日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第39号	菊池市児童生徒性暴力等対策連絡協議会設置条例の制定について	原案可決
議案第40号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第41号	菊池市使用料の適正化に伴う総務部・教育部関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第42号	菊池市使用料の適正化に伴う経済部関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第43号	菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第44号	令和4年度菊池市一般会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第45号	令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第46号	令和4年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第47号	令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第48号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第49号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第50号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第51号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第52号	熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について	原案可決
議案第53号	菊池環境保全組合の解散について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第54号	菊池環境保全組合の解散に伴う財産処分について	原案可決
議案第55号	菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について	原案可決
議案第56号	市道路線の認定について	原案可決
議案第57号	訴えの提起について	原案可決
議員提出議案		
議員提出 議案第3号	菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案否決
意見書案		
意見書案 第1号	適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書	原案可決
請願		
請願第1号	適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書の提出に関する請願	採択
陳情		
陳情第1号	陳情書	不採択
報告		
報告第6号	菊池市土地開発公社経営状況報告について	原案報告
報告第7号	有限会社きくち観光物産館経営状況報告について	原案報告
報告第8号	有限会社ファームきくち経営状況報告について	原案報告
報告第9号	有限会社七城町特産品センター経営状況報告について	原案報告
報告第10号	有限会社七城町振興公社経営状況報告について	原案報告

議案番号	件名	審議結果
報告第11号	有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について	原案報告
報告第12号	有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について	原案報告
報告第13号	有限会社有朋の里洒水経営状況報告について	原案報告
報告第14号	専決処分の報告について（除草作業事故）	原案報告